



履 修 の 手 引

2025年



鎌倉女子大学

Kamakura Women's University

鎌倉女子大学大学院

Kamakura Women's University Graduate School

履 修 の 手 引

2025年

対 象

2025 年度入学生

2027 年度 3 年次編入学生

鎌倉女子大学

鎌倉女子大学大学院

目 次

学部・学科 研究科の構成	8
教務部窓口案内	9

鎌倉女子大学

はじめに	12
使命・目的及び教育目的	14
大学の3つのポリシー	16
家政学部の3つのポリシー	18
家政保健学科の3つのポリシー	20
管理栄養学科の3つのポリシー	24
児童学部の3つのポリシー	28
児童学科の3つのポリシー	30
子ども心理学科の3つのポリシー	34
教育学部の3つのポリシー	38
教育学科の3つのポリシー	40
大学のアセスメントプラン	44
大学のキャリア教育ポリシー	46

第1部 学籍及び履修

学籍	48
1 学籍番号	48
2 進級要件	49
3 卒業と学位	49
4 休学・復学	50
5 留学	50
6 転学部・転学科	51
7 退学	51
8 再入学	51
9 除籍	51
授業・単位	52
1 セメスター	52
2 授業時間	52
3 時間割・シラバス	52
4 休講・補講・緊急時における休校	52
5 授業科目	53
6 単位	53

履修	54
1 履修登録	54
(1) 履修上の原則	54
(2) 他学科専門教育科目履修	55
2 成績	56
(1) 成績評価	56
(2) 学修状況	57
3 企業等インターンシップ	58
4 教職等インターンシップ	59
5 サービスラーニング	60
6 S A E (Study Abroad Experience) - 海外研修 -	61
7 首都圏西部大学単位互換協定	62
8 既修得単位認定	63
9 免許・資格プログラム	64
(1) 取得可能な免許・資格	64
(2) 課程履修登録	65
(3) 課程履修費	65
(4) 他学科課程の履修	65
(5) 清泉女子大学との協定により取得可能な資格	66
(6) 玉川大学との協定により取得可能な免許	69
10 企業学習プログラム	72
11 データサイエンス・AI 学修プログラム	73
定期試験	74
1 受験資格	74
2 定期試験受験上の注意	74
3 定期試験欠席	75

第2部 教育課程

家政学部家政保健学科	78
1 4年間の履修指針	78
2 科目ナンバー	81
3 カリキュラムチャート	82
4 卒業要件単位数とカリキュラム	83
5 免許・資格	88
(1) 教員免許状	88
(2) 第一種衛生管理者	96
(3) 准学校心理士	97

(4) フードスペシャリスト	98
(5) インテリアプランナー (IP) 登録資格	99
家政学部管理栄養学科	102
1 4年間の履修指針	102
2 科目ナンバー	105
3 カリキュラムチャート	106
4 卒業要件単位数とカリキュラム	107
5 免許・資格	112
(1) 管理栄養士国家試験受験資格・栄養士	112
(2) 食品衛生監視員・食品衛生管理者	116
(3) 栄養教諭一種免許状	118
児童学部児童学科	120
1 4年間の履修指針	120
2 科目ナンバー	123
3 カリキュラムチャート	124
4 卒業要件単位数とカリキュラム	125
5 免許・資格	131
(1) 教員免許状	131
(2) 保育士	138
(3) 児童厚生一級指導員	141
(4) 認定絵本士	142
(5) レクリエーション・インストラクター	143
(6) 准学校心理士	144
児童学部子ども心理学科	146
1 4年間の履修指針	146
2 科目ナンバー	149
3 カリキュラムチャート	150
4 卒業要件単位数とカリキュラム	151
5 資格	155
(1) 公認心理師	155
(2) 認定心理士	156
(3) 准学校心理士	158
(4) 認定ムーブメント教育・療法中級指導者	159
教育学部教育学科	160
1 4年間の履修指針	160
2 科目ナンバー	163
3 カリキュラムチャート	164

4 卒業要件単位数とカリキュラム	165
5 免許・資格	170
(1) 教員免許状	170
(2) 学芸員	180
(3) 学校図書館司書教諭（教育学科）	181
(4) 准学校心理士	182
学外実習	184
1 中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭・保健）	188
2 中学校教諭一種免許状（国語・社会） 高等学校教諭一種免許状（国語・地理歴史・公民）	189
3 幼稚園・小学校教諭一種免許状	190
4 特別支援学校教諭一種免許状	191
5 養護教諭一種免許状	192
6 栄養教諭一種免許状	193
7 栄養士・管理栄養士	194
8 保育士	196
9 児童厚生一級指導員	197
10 レクリエーション・インストラクター	198
11 公認心理師	199
12 学芸員	200
13 介護等体験	201

第3部 特別講座

特別講座	204
1 就職活動支援講座	204
2 公務員試験対策講座	204
3 教員・公立幼保採用試験対策講座	204
4 小学校理科授業実践講座	205
5 教職教養特別講座	205
6 就業前特別講座	205
7 家政保健学科 教員採用試験対策講座	205
8 家政保健学科 フードスペシャリスト資格認定試験対策講座	205
9 家政保健学科 インテリアプランナー登録資格試験対策講座	206
10 管理栄養学科 管理栄養士国家試験受験対策	206
11 児童学科 教育・保育基礎力育成ワークショップ	206
12 児童学科 併設校（幼稚園／初等部）との連携授業（アクティブ・ラーニングの取り組み）	207
13 児童学科 ピア・サポートによる勉強会	207

14 児童学科 学生の主体的活動による教員採用試験受験者チームレッスン	207
15 子ども心理学科 公務員(心理・福祉職)・保育士試験受験対策ガイダンス	207
16 子ども心理学科 大学院進学支援	208
17 子ども心理学科 就職支援	208

第4部 諸規程

学則	210
学位規程	221
履修規程	223
試験規程	227
転学部・転学科に関する取扱内規	228
除籍の取り扱いに関する内規	229
保育士資格課程履修規程	230
児童厚生員資格履修規程	231
首都圏西部大学単位互換協定書	232
再入学取扱規程	234

鎌倉女子大学大学院

はじめに	239
使命・目的及び教育目的	240
大学院の3つのポリシー	241
児童学研究科児童学専攻の3つのポリシー	243
児童学研究科 学位論文に係る評価の基準	245

第1部 学籍及び履修

学籍	248
1 学籍番号	248
2 修了と学位	248
3 休学・復学	249
4 留学	249
5 退学	250
6 再入学	250
7 除籍	250
授業・単位	252
1 セメスター	252
2 授業時間	252
3 時間割・シラバス	252
4 休講・補講・緊急時における休校	252

5 授業科目	253
6 単位	253
履修	254
1 履修登録	254
2 成績	255
(1) 成績評価	255
(2) 学修状況	255
3 既修得単位認定	256
定期試験	258
1 受験資格	258
2 定期試験受験上の注意	258
3 定期試験欠席	259

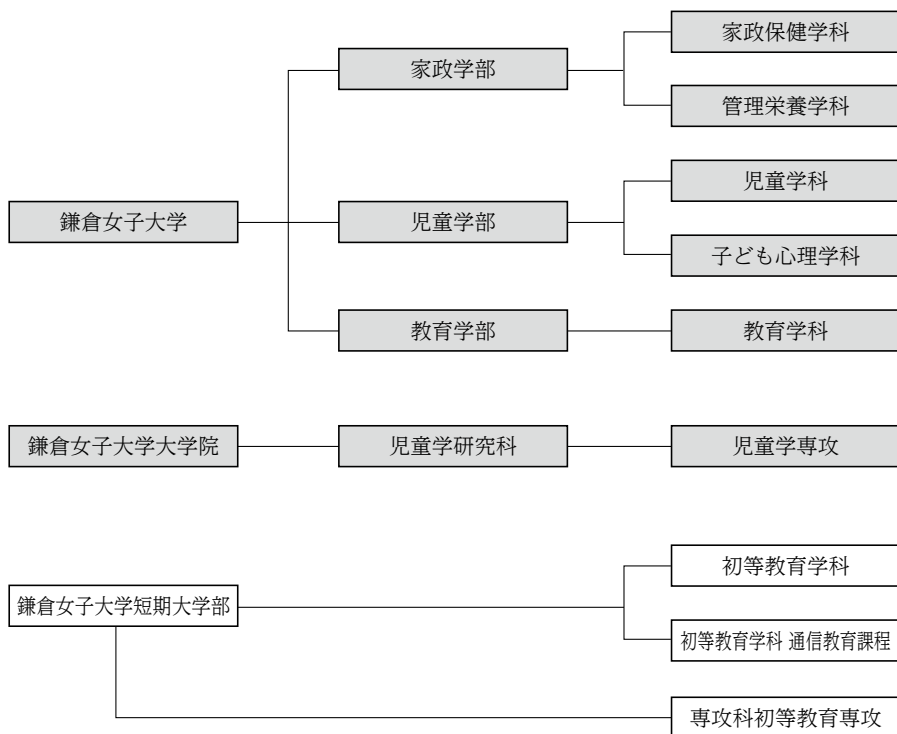
第2部 教育課程

カリキュラム	262
1 カリキュラムの特徴	262
2 修了までの履修指針	264
3 研究（修士論文）の指針	265
4 科目ナンバー	267
5 カリキュラムチャート	268
6 修了要件単位数とカリキュラム	269
免許・資格	274
1 教員免許状	275
2 公認心理師試験受験資格	279
3 認定ムーブメント教育・療法上級指導者資格	280
(ムーブメント教育教師・ムーブメント療法士)	
4 学校心理士受験資格	282
5 臨床発達心理士受験資格	284

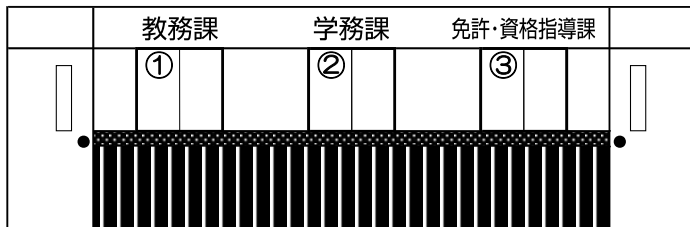
第3部 諸規程

学則	288
学位規程	296
神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書	298
神奈川県内の大学間における学術交流に関する覚書	298
再入学取扱規程	302

学部・学科 研究科の構成



● 教 務 部 窓 口 案 内 ●



① 教務課 (Tel 0467-33-8001 kyoumu2@kamakura-u.ac.jp)

授業 (休講・教室変更等)

時間割

教科書

試験・成績

ゼミナール・卒業研究

SAE

単位互換

…に関すること

② 学務課 (Tel 0467-33-7550 gakumun@kamakura-u.ac.jp)

履修登録

免許・資格申請、登録

各種証明書

休学・退学

…に関すること

③ 免許・資格指導課 (Tel 0467-44-2115 jissyu@kamakura-u.ac.jp)

学外実習

介護等体験

企業等インターンシップ

…に関すること

- 授業期間中の事務取扱時間は、月～金（祝日を除く）の 8:30 ～ 17:00 です。
- 連絡事項について質問等をする場合、発信元を確認のうえ、窓口を訪ねてください。
- 電話で問い合わせをする場合、「所属・学年・氏名」「用件」を明確に伝えてください。

本学所在地 〒 247-8512 神奈川県鎌倉市大船 6 丁目 1 番 3 号

鎌倉女子大学

はじめに

いよいよ大学生活が始まりましたね。この『履修の手引』を手にして、新鮮な気持ちを抱いていることと思われます。「ディプロマポリシー」、「カリキュラムチャート」、「GPA」など初めて耳にする言葉が少なくないでしょう。これから大学固有の言葉に慣れていかなくてもなりません。そして何よりも大切なことは、卒業までの履修計画を立てることです。本冊子はそのためのもっとも基本的なガイドです。

14 ページから、使命・目的及び教育目的とこれらを反映した3つのポリシーが表記されています。「アドミSSIONポリシー」は入学前にすでに読んで、大学や学部学科を決める際の参考にしたいと思いますが、どのような能力・意欲・適性を持った方に入学してもらいたいかを示します。これに「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」を加え3つのポリシーと言います。卒業までに皆さんがどのような能力の習得をするのかを示したのがディプロマポリシー、これを実現していく方法がカリキュラムポリシーです。大学・学部・学科として皆さんにお伝えしたい「3つのポリシー」があります。皆さんに該当するそれぞれの3つのポリシーを確認したうえで履修の方法や教育課程(カリキュラム)を理解してください。さらにシラバスの「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」では、その授業で高めることのできる学士力が挙げられていますので参考にしてください。

そして第1部の「学籍及び履修」をよく読んでください。高等学校とは異なる大学の制度がわかってくるとと思います。履修計画を立てるためには特に「授業・単位」と「履修」が重要です。次に第2部「教育課程」の章に進んでください。カリキュラムとは何か、学科がどのような人材育成をめざしているか、4年間どのように学修をしていくのか、どんな免許や資格が取得できるのか、ということ念頭において読むといいでしょう。

第一の目標である大学を卒業するためには、この手引を読み進めていくとわかりますが、卒業要件単位数以上の単位を修得する必要があります。一般的に大学では、各授業科目所定の単位を修得するための学修時間が決められています。それは、授業を行っている時間だけでなく、準備学修(予習)や復習、発展的な学修をするために必要な時間も考慮されています。つまり、授業を受けて単位を修得するためには、自らが授業の前後に学修する時間が必要となり、そのことを前提に先生も授業を行っています。授業時間以外にも学修時間が必要なことから、皆さんが学修できる時間を配慮して、セメスターに履修できる科目の総単位数は24単位と決められています。

さらに免許や資格などの取得を皆さんが希望する場合には、卒業要件よりも多くの単位数が必要となります。1つのセメスターで一度に多くの単位を修得することはできませんので、学生生活を通じた計画的な履修を行ってください。

この手引の内容は2025年度入学生の皆さんに当てはまるものです。カリキュラムなどは、他の年度の入学生と異なることがあります。大学における諸条件は、不断の点検と改定がなされているからです。

いずれにしても、今年度も多くの魅力ある科目が開講されます。皆さんの学修意欲が高まっていくであろうと願っています。

使命・目的及び教育目的

大学の使命・目的

鎌倉女子大学は、日本国憲法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、高度にして専門的な学術及び応用の教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

家政学部教育目的

家政学部は、科学的教養と優雅な性情を以って健全で多様性に富む生活世界を創造するとともに、健康で文化的な人間の生存とその形式を追求することのできる学術知見と方法を教育研究し、家政・健康栄養等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。

家政保健学科教育目的

家政保健学科は、家政学及び保健学の幅広い領域における横断的理解を基礎とし、衣食住、消費経済、健康、教育などの生活課題についての教育研究を通じて、時代に合ったライフスタイルを創造、提案できる人材を養成することを目的とする。

管理栄養学科教育目的

管理栄養学科は、人間の生命と尊厳を尊重し、食と栄養、健康と医療、福祉と教育にわたる分野における健康管理及び栄養教育についての教育研究を通じて、国民の健康生活の維持増進に貢献できる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

児童学部教育目的

児童学部は、科学的教養と優雅な性情を以って自然的・社会的・文化的環境に身をおく児童の生活・発達・教育・心理・活動等に関する学問的理解を推進するとともに、その知情意にわたる調和的育成を目指す教育研究を展開し、教育・心理・児童福祉等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。

児童学科の教育目的

児童学科は、教育・保育・福祉・社会・心理・保健・表現文化に関する総合的な教育研究を通じて、児童の育成支援に資する知見と方法、時代や社会のニーズに対応できる高度な実践力を備えた人材を養成することを目的とする。

子ども心理学科の教育目的

子ども心理学科は、「児童の権利に関する条約」に規定された18歳未満の子どもの心・行動・成長を心理学の観点から理解し、その援助方法についての教育研究を通じて、子どもの心の問題を臨床的側面から援助できる人材を養成することを目的とする。

教育学部の教育目的

教育学部は、科学的教養と優雅な性情を以って生涯学習過程を生きる人間の存在・成長・目的等に関する多角的理解を推進するとともに、教育に関する理論及びその応用・実践についての教育研究を行うことを通じて、自他に対する教育力を培い、教育・文化等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。

教育学科の教育目的

教育学科は、わが国の伝統や文化を尊重し、異文化が育む多様な価値への尊敬と間文化論的理解を基礎とし、教育に関する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、深い教育学的人間理解と専門性の高い教授スキルを兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

大学の3つのポリシー

大学 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

鎌倉女子大学は、「教育の理念（感謝と奉仕に生きる人づくり）」「教育の目標（科学的教養の向上と優雅な性情の涵養）」「教育の姿勢（人・物・時を大切に）」「教育の方法（どうさんと辞書をもって学ぶ）」「教育の体系（知育・徳育・体育の調和）」によって構成される「建学の精神」に基づき、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 本学固有の教育理念であると同時に、古今にわたる普遍の教育理念である「感謝と奉仕に生きる」を常に目途としながら、本学固有の教育目標である「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、自らの職能・職域を通じて健全な社会の創造に貢献し、自らの未来を力強く切り拓くため、所定の期間在学し、所定の単位を修得していること。
2. 大学共通の「建学の精神」を含む『総合教育科目』及び各学部・学科の設置目的に照らして編成された『専門教育科目』を併せて修得していること。

大学 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

鎌倉女子大学は、ディプロマポリシーを達成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. カリキュラムの枠組みは、「建学の精神」「精神と文化」「社会と産業」「生命と自然」「生活と技術」「健康とスポーツ」「情報科学」「外国語」の8分野からなる『総合教育科目』と学部・学科固有の『専門教育科目』によって構成される。
2. 学修課程の体系性及び順序性と学修者の志向性及び選択性を尊重し、各科目を以下のような重層的・複合的構造の中に配置する。
 - ①基礎的学力、教養的知性、倫理性、身体性を培う『リベラルアーツスタディーズ』と学部・学科の専門力を養う『プロフェッショナルスタディーズ』の組み合わせを縦軸としたカリキュラム構造。
 - ②将来の職能・職域の選択肢を多様に確保するため、各種免許・資格の取得に向けての『免許・資格プログラム』と免許・資格に限定されない一般社会で広く活躍できる資質・能力を養う『企業学習プログラム』の組み合わせを横軸としたカリキュラム構造。

3. 大学での学修を可能にするアカデミックな基礎的知識・技能を養う初年次教育から、各種講義、演習、実習、実験、実技、当該学科の総合研究に至る、多様な教授内容と教授方法に基づく授業を設置する。
4. 学修者が履修過程を振り返りながら、着実な学修課程を歩むことができるよう、GPA 制度に基づく成績評価を行う。
5. 各授業科目について、当該の授業内容のみならず、学修者の汎用的能力の育成及び主体的な学びを促進するために貢献できるシラバスを作成する。
6. 学修者が着実な学修課程を歩むことができるよう、教務担当及び副担当を配置し、クラスアドバイザーによる学習活動全般にわたる助言指導を定期的に行う。

大学 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

鎌倉女子大学は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、以下のような学生を求める。

1. 高等学校までの学習課程を通じて身につけなければならない基礎的学力及び倫理性を備えている人。
2. 建学の精神と本学の教育の伝統を尊重し、学修課程を通じてこれを身につける努力を惜しまない人。
3. 本学が行う教育活動に積極的に参加し、これにふさわしい学士力を身につける努力を惜しまない人。

このような学生を選抜し、また、多様な能力及び個性をもった学生を受け入れるため、各種の選抜方法を設定する。

家政学部の3つのポリシー

家政学部 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

家政学部は、建学の精神及び教育目的に基づき、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、家政学、保健学、または栄養学等の分野における学術知見と方法の修得を通じて、健康で文化的な人間の生存とその形式、また健全で多様性に富む生活世界を創造できること。
2. 所定の期間在学し、所定の単位を修得していること。

家政学部 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

家政学部は、ディプロマポリシーを達成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』及び『専門教育科目』を統合的に学修することにより、学修者が幅広い知識と豊かな人間性を基礎とし、専門的知識・技能を修得することができるカリキュラムの編成。
2. 『リベラルアーツスタディーズ』と『プロフェSSIONALスタディーズ』の縦軸と、『免許・資格プログラム』と『企業学習プログラム』の横軸とを立体的かつ複合的に組み合わせ、学修者が自らのコアコンピタンスを形成しながら、将来の生活設計に対して開かれた可能性を確保できるカリキュラムの編成。
3. 家政学、保健学、または栄養学等に関する専門的知識・技能を、生活世界の様々な場面に即して活用できる実践的な応用能力を開発するカリキュラムの編成。

家政学部 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

家政学部は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 建学の精神と本学の教育の伝統を尊重し、倫理性に基づく目的意識を形成しつつある人。
2. 健康で文化的な人間の生存、健全で多様性に富む生活世界に対する強い関心を抱き、家政学に関する専門的知識・技能を意欲と努力をもって学びとろう

とする人。

3. グローバル化する生活世界全体の質の向上を目指して、自らの生きる地域・社会に貢献しようとグローカルに思考し、行動できる人。

家政保健学科の3つのポリシー

家政保健学科 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

家政保健学科は、建学の精神及び教育目的に基づき、所定の期間在学し、以下に示す深い教養と高い専門性に富む学士力を形成し、所定の単位を修得した学修者に、「学士（家政学）」の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・ 人間・社会・文化・歴史・自然・健康・生活について、幅広い知識と豊かな教養を身につけている。
- ・ 人間生活と直接関わる家政学及び保健学の専門的知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

①コミュニケーション・スキル

- ・ 他者の意見や考えを理解するとともに、自分自身の意見や考えを他者にわかりやすく伝えることができる。

②数量的スキル

- ・ 家庭生活を中心とした人間生活に関する数値やデータを分析・理解し、活用することができる。

③情報リテラシー

- ・ 情報通信技術（ICT）を用いて、家庭生活を中心とした人間生活に関する情報を収集・分析し、活用することができる。

④外国語運用能力

- ・ 特定の外国語を用いて読み、書き、聞き、話すことができる。

⑤論理的思考力

- ・ 生活者の視点で、ものごとを論理的に思考し、表現することができる。

⑥課題 - 解決力

- ・ 現代社会における生活課題を発見し、これを創意・工夫によって解決を図ることができる。

3. 態度・志向性

①自己管理力

- ・自らを律し、主体的、計画的に行動できるとともに、自立した女性としてライフキャリアを描くことができる。

②チームワークとリーダーシップ

- ・組織の中で、他者と協調・協働して物事に取り組むことができるとともに、目標実現のための方向に導くことができる。

③道理の感覚

- ・社会のマナーやモラルに対する感覚を磨き、暮らしと健康に関する専門家として求められる高い倫理観を備え、自らを律して行動することができる。

④社会的責任

- ・家政学及び保健学の専門的知識・技能等を活用して、地域や社会に貢献することができる。

⑤審美的なものに自己を差し向けること

- ・美しいもの善いものに目を向け、その価値に憧れを抱く素直な態度を身につけている。

⑥生涯学習力

- ・暮らしと健康に関する専門家として生涯を通じて学び続けられる自学自習の習慣を身につけている。

⑦健康推進

- ・健康を意識した生活を心がけるとともに、人々の生活の質的向上を目指し、家族と個人のウェル・ビーイングを実現できる。

4. 統合的な学修経験と創造的思考力

- ・家庭や地域、企業活動など私たちの身近にある課題について、一人の生活者の視点で追究する力を身につけている。
- ・時代に合ったライフスタイルや、健康で快適な生活を、自ら創造、提案する力を身につけている。
- ・生活関連企業において、または中学校・高等学校の教員（家庭・保健）、小学校・中学校・高等学校の養護教諭として活躍できる資質・能力を身につけている。

家政保健学科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

家政保健学科は、ディプロマポリシーに定める深い教養と高い専門性に富む学士力を形成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』においては、8分野で構成され、各分野に選択必修科目を設け、

幅広い知識と豊かな教養を養う。

2. 『専門教育科目』においては、家政学及び保健学の幅広い領域に関する科目を、「生活環境デザイン」「生活経営情報」「フードビジネス・マネジメント」「教育健康福祉」の4つのキーワードに準じて体系的に配置し、家庭生活を中心とした人間生活に関する専門的知識・技能を身につけ、時代に合ったライフスタイルを創造し得る能力を養う。
3. 講義に加え、演習、実験及び実習等の授業方法を組み合わせることにより、生活課題を解決する実践力を養う。
4. 初年次教育として、必修科目「スタートアップセミナー」を置き、大学での学修を円滑に進めるため、アカデミックスキルを育成する。
5. 1年次に、必修科目「家政学」「保健学」「生活経営学（家庭経済学を含む）」「家族関係学」を置き、家政保健学科での学修に必要な基礎的知識・技能を養う。
6. 2年次以降に、専門的知識の応用・各論に関する科目を置き、汎用的技能を高め、社会で活動するための資質・能力を養う。
7. 3年次及び4年次に、必修科目「家政保健学総合研究」を置き、2年間継続的に学修・研究することで、専門性を深める。
8. 3年次及び4年次に、学外での実習等の体験的な活動を行うことにより、さらなる専門的知識・技能の統合を図り、実践力を養う。
9. 『免許・資格プログラム』においては、中学校・高等学校教諭1種免許状（家庭・保健）及び養護教諭1種免許状、准学校心理士、第1種衛生管理者、フードスペシャリスト、インテリアプランナー登録資格等の免許・資格を取得する上で必要な科目を含む幅広い関連科目を置き、専門的知識・技能を活用して社会に貢献できる資質・能力を養う。
10. 『企業学習プログラム』においては、家政学及び保健学と企業学習の接点を見出すことができる汎用的な科目を置き、専門的知識・技能を活用して生活関連企業等で活躍できる資質・能力を養う。

家政保健学科 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

家政保健学科は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 高等学校卒業相当の基礎学力を有する人。
2. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」及び「英語」を通して、読む、書く、聞く、

話すという基礎的な知識・技能を有する人。また、「家庭」を通して、衣食住、消費経済、健康、教育等の生活課題について学ぶための、基礎的な知識・技能を有する人。

3. ものごとを論理的に思考・判断し、自分の考えを文章や口頭で適切に表現することができる人。
4. 家庭を中心とする人間生活と健康福祉に関心があり、生活者の視点から諸問題を探究できる人
5. 多様な人々と主体的に関わり、コミュニケーションを取りながら協働して学修に取り組む意欲のある人。
6. 生活関連企業等において、または中学校・高等学校の教員（家庭・保健）、小学校・中学校・高等学校の養護教諭として活躍しようとする明確な目的意識があり、主体的に社会に貢献する意欲のある人。

管理栄養学科の3つのポリシー

管理栄養学科 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

管理栄養学科は、建学の精神及び教育目的に基づき、所定の期間在学し、以下に示す深い教養と高い専門性に富む学士力を形成し、所定の単位数を修得した学修者に、「学士（栄養学）」の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・人間・社会・文化・歴史・自然・健康・生活について、幅広い知識と豊かな教養を身につけている。
- ・食・栄養・健康に関する専門的知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

①コミュニケーション・スキル

- ・他者の意見や考えを理解するとともに、自分自身の意見や考えを他者にわかりやすく伝えることができる。

②数量的スキル

- ・食・栄養・健康に関する数値やデータを解析し、活用することができる。

③情報リテラシー

- ・情報通信技術（ICT）を用いて、食・栄養・健康に関する情報を収集・分析し、活用することができる。

④外国語運用能力

- ・特定の外国語を用いて読み、書き、聞き、話すことができる。

⑤論理的思考力

- ・科学的な視点から、ものごとを論理的に思考し、表現することができる。

⑥課題 - 解決力

- ・現代社会における食・栄養・健康に関する課題を発見し、解決を図ることができる。

3. 態度・志向性

①自己管理力

- ・自らを律し、主体的、計画的に行動できるとともに、自立した女性としてライフキャリアを描くことができる。

②チームワークとリーダーシップ

- ・組織の中で、他者と協調・協働して物事に取り組むことができるとともに、目標実現のための方向に導くことができる。

③道理の感覚

- ・社会のマナーやモラルに対する感覚を磨き、健康管理や栄養教育の専門家として求められる高い倫理観を備え、自らを律して行動することができる。

④社会的責任

- ・食・栄養・健康の専門的知識・技能等を活用して、地域や社会に貢献することができる。

⑤審美的なものに自己を差し向けること

- ・美しいもの善いものに目を向け、その価値に憧れを抱く素直な態度を身につけている。

⑥生涯学習力

- ・健康管理や栄養教育の専門家として生涯を通じて学び続けられる自学自習の習慣を身につけている。

⑦健康推進

- ・健康を意識した生活を心がけるとともに、人間の生命と尊厳を尊重し、国民のニーズに対応した健康生活の維持増進に貢献することができる。

4. 統合的な学修経験と創造的思考力

- ・健康管理、給食管理等、総合的な栄養マネジメントができる力を身につけている。
- ・傷病者及び健常者の栄養評価・判定に基づく適切な指導を行うことができるとともに、施設における給食及び栄養管理の知識・技能を活用できる力を身につけている。
- ・医療・福祉・教育等の分野で管理栄養士として活躍できる資質・能力を身につけている。

管理栄養学科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

管理栄養学科は、ディプロマポリシーに定める深い教養と高い専門性に富む学士力を形成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』においては、8分野で構成され、各分野に選択必修科目を設け、幅広い知識と豊かな教養を養う。
2. 『専門教育科目』においては、管理栄養士、また栄養教諭の養成を目的として

科目を系統的に配置し、食生活を通して疾病を予防・治療し、健康を維持増進したいという国民的課題に応え得る資質・能力を養う。

3. 講義・演習と併行し、実験・実習を行うことで、専門的知識を深めると同時に実践力を養う。
4. 初年次教育として、必修科目「スタートアップセミナー」を置き、大学での学修を円滑に進めるため、アカデミックスキルを育成する。
5. 1年次に、化学、生物学、生化学、解剖生理学、基礎栄養学等に関する必修科目を置き、管理栄養学科での学修に必要な基礎的知識・技能を養う。
6. 2年次以降に、応用栄養学、臨床栄養学、給食経営管理等に関する必修科目を置き、専門的知識・技能を養う。
7. 3年次及び4年次に、必修科目「管理栄養学総合研究」を置き、2年間継続的に学修・研究することで、専門性を深める。
8. 3年次及び4年次に、管理栄養士の実践活動の場である病院等において臨地・校外実習を行うことにより、さらなる専門的知識・技能の統合を図り、実践力を養う。
9. 『免許・資格プログラム』においては、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、食品衛生監視員、食品衛生管理者、栄養教諭1種免許状等の免許・資格を取得する上で必要な科目を含む幅広い関連科目を置き、専門的知識・技能を活用して社会に貢献できる資質・能力を養う。
10. 『企業学習プログラム』においては、食・栄養・健康と企業学習の接点を見出すことができる汎用的な科目を置き、専門的知識・技能を活用して食・栄養・健康関連企業等で活躍できる資質・能力を養う。

管理栄養学科 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

管理栄養学科は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 高等学校卒業相当の基礎学力を有する人。
2. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」及び「英語」を通して、読む、書く、聞く、話すという基礎的な知識・技能を有する人。また、「理科」を通して、食・栄養・健康について学ぶための、基礎的な知識・技能を有する人。
3. ものごとを論理的に思考・判断し、自分の考えを文章や口頭で適切に表現することができる人。

4. 自然科学及び食と健康に関わる分野に関心があり、食・栄養・健康に関する諸問題を探究できる人。
5. 多様な人々と主体的に関わり、コミュニケーションを取りながら協働して学修に取り組む意欲のある人。
6. 人間の生命を預かる強い自覚を有するとともに、健康・医療・福祉・教育等の分野で管理栄養士として活躍しようとする明確な目的意識があり、主体的に社会に貢献する意欲のある人。

児童学部 の 3 つ の ポリシー

児童学部 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

児童学部は、建学の精神及び教育目的に基づき、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、自然的・社会的・文化的環境の中に成立する児童の生活・発達・教育・心理・活動等を学問的に理解し、児童の知情意にわたる調和的な育成を支援できること。
2. 所定の期間在学し、所定の単位を修得していること。

児童学部 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

児童学部は、ディプロマポリシーを達成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』及び『専門教育科目』を統合的に学修することにより、学修者が幅広い知識と豊かな人間性を基礎とし、専門的知識・技能を修得することができるカリキュラムの編成。
2. 『リベラルアーツスタディーズ』と『プロフェッショナルスタディーズ』の縦軸と、『免許・資格プログラム』と『企業学習プログラム』の横軸とを立体的かつ複合的に組み合わせ、学修者が自らのコアコンピタンスを形成しながら、将来の生活設計に対して開かれた可能性を確保できるカリキュラムの編成。
3. 児童と児童を取り巻く家庭・地域・学校・社会にわたる高度の理解に基づき、児童の知情意にわたる調和的な育成を支援できる応用力・対応力を養うカリキュラムの編成。

児童学部 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

児童学部は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 建学の精神と本学の教育の伝統を尊重し、倫理性に基づく目的意識を形成しつつある人。
2. 児童が生きる生活世界及び文化環境等に対する強い関心を抱き、グローバル化

する時代を認識しつつ、児童学に関する専門的知識・技能を身につけるべく努力を惜しまない人。

3. 児童の成長を心と身体の両面から支え得る可能性を備え、児童の指導・相談・援助等の活動に貢献しようとする意欲のある人。

児童学科の3つのポリシー

児童学科 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

児童学科は、建学の精神及び教育目的に基づき、所定の期間在学し、以下に示す深い教養と高い専門性に富む学士力を形成し、所定の単位数を修得した学修者に、「学士（児童学）」の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・ 人間・社会・文化・歴史・自然・健康・生活について、幅広い知識と豊かな教養を身につけている。
- ・ 児童の全体像及び教育・保育・福祉・社会・心理・保健・表現文化等、児童学の専門的知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

①コミュニケーション・スキル

- ・ 他者の意見や考えを理解するとともに、自分自身の意見や考えを他者にわかりやすく伝えることができる。

②数量的スキル

- ・ 児童の教育・保育・福祉・社会・心理・保健・表現文化に関する数値やデータを分析・理解し、活用することができる。

③情報リテラシー

- ・ 情報通信技術（ICT）を用いて、児童の教育・保育・福祉・社会・心理・保健・表現文化に関する情報を収集・分析し、活用することができる。

④外国語運用能力

- ・ 特定の外国語を用いて読み、書き、聞き、話すことができる。

⑤論理的思考力

- ・ 多角的な視点から、ものごとを論理的に思考し、表現することができる。

⑥課題 - 解決力

- ・ 現代社会における児童を取り巻く課題を発見し、解決を図ることができる。

3. 態度・志向性

①自己管理能力

- ・ 自らを律し、主体的、計画的に行動できるとともに、自立した女性としてライ

フキャリアを描くことができる。

②チームワークとリーダーシップ

- ・組織の中で、他者と協調・協働して物事に取り組むことができるとともに、目標実現のための方向に導くことができる。

③道理の感覚

- ・社会のマナーやモラルに対する感覚を磨き、児童に関わる専門家として求められる高い倫理観を備え、自らを律して行動することができる。

④社会的責任

- ・児童学の専門的知識・技能等を活用して、地域や社会に貢献することができる。

⑤審美的なものに自己を差し向けること

- ・美しいもの善いものに目を向け、その価値に憧れを抱く素直な態度を身につけている。

⑥生涯学習力

- ・児童に関わる専門家として生涯を通じて学び続けられる自学自習の習慣を身につけている。

⑦健康推進

- ・健康を意識した生活を心がけるとともに、子どもの心と身体の発達や健康維持増進に貢献することができる。

4. 統合的な学修経験と創造的思考力

- ・児童学全般に関わる専門的知見を児童の育成支援に統合的に活用できる力を身につけている。
- ・急速に変化する現代社会の中で、次世代を育成していく実践的スキルを身につけている。
- ・保育士・幼稚園・小学校の教員として、または児童関連企業において活躍できる資質・能力を身につけている。

児童学科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

児童学科は、ディプロマポリシーに定める深い教養と高い専門性に富む学士力を形成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』においては、8分野で構成され、各分野に選択必修科目を設け、幅広い知識と豊かな教養を養う。
2. 『専門教育科目』においては、教育・保育・福祉・社会・心理・保健・表現文

化の各専門分野に関する科目を、「初等教育」「児童福祉」「児童発達臨床」「表現文化」「子どもと健康」の5つの学びのキーワードに準じて総合的に配置し、児童が望ましい発達・成長を遂げることを援助するための理論と実践を様々な観点から理解する。

3. 講義に加え、演習、実習等の授業方法を組み合わせることにより、身体的・芸術的・言語的表現力を高め、教育・保育の現場で通用する実践力を養う。
4. 初年次教育として、必修科目「スタートアップセミナー」を置き、大学での学修を円滑に進めるため、アカデミックスキルを育成する。
5. 1年次に、必修科目「児童学」「教育原理」「子ども家庭福祉」「発達心理学」「子どもの保健」「児童文化①」を置き、児童学科での学修に必要な基礎的知識・技能を養う。
6. 2年次以降に、児童学全般を幅広く学べる科目を多数置き、身につけたい専門性を意識して、専門的知識・技能を養う。
7. 3年次及び4年次に、必修科目「児童学総合研究」を置き、2年間継続的に学修・研究することで、専門性を深める。
8. 3年次及び4年次に、学外での実習等の体験的な活動を行うことにより、さらなる専門的知識・技能の統合を図り、実践力を養う。
9. 『免許・資格プログラム』においては、小学校教諭1種免許状、幼稚園教諭1種免許状、特別支援学校教諭1種免許状、保育士、准学校心理士、児童厚生1級指導員、認定絵本士、レクリエーション・インストラクター等の免許・資格の取得を目指す上で必要な科目を含む幅広い関連科目を置き、専門的知識・技能を活用して社会に貢献できる資質・能力を養う。
10. 『企業学習プログラム』においては、児童学と企業学習の接点を見出すことができる汎用的な科目を置き、専門的知識・技能を活用して児童関連企業等で活躍できる資質・能力を養う。

児童学科 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

児童学科は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 高等学校卒業相当の基礎学力を有する人。
2. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」及び「英語」を通して、読む、書く、聞く、話すという基礎的な知識・技能を有する人。また、「保健体育」及び「芸術」

を通して、教育・保育・表現文化等について学ぶための、基礎的な知識・技能を有する人。

3. ものごとを論理的に思考・判断し、自分の考えを文章や口頭で適切に表現することができる人。また、体育・芸術等の分野において心身ともに豊かに表現できる力を有する人。
4. 児童の教育・保育に関心があり、児童を取り巻く諸問題を探究できる人。
5. 多様な人々と主体的に関わり、コミュニケーションを取りながら協働して学修に取り組む意欲のある人。
6. 保育士、幼稚園・小学校の教員として、または児童関連企業等において活躍しようとする明確な目的意識があり、主体的に社会に貢献する意欲のある人。

子ども心理学科の3つのポリシー

子ども心理学科 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

子ども心理学科は、建学の精神及び教育目的に基づき、所定の期間在学し、以下に示す深い教養と高い専門性に富む学士力を形成し、所定の単位数を修得した学修者に、「学士（心理学）」の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・ 人間・社会・文化・歴史・自然・健康・生活について、幅広い知識と豊かな教養を身につけている。
- ・ 子どもの心・行動・成長及び心理学に関する専門的知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

①コミュニケーション・スキル

- ・ 他者の意見や考えを理解するとともに、自分自身の意見や考えを他者にわかりやすく伝えることができる。

②数量的スキル

- ・ 心理学的研究法により数値やデータを分析・理解し、活用することができる。

③情報リテラシー

- ・ 情報通信技術（ICT）を用いて、子どもの心・行動・成長に関する情報を収集・分析し、活用することができる。

④外国語運用能力

- ・ 特定の外国語を用いて読み、書き、聞き、話すことができる。

⑤論理的思考力

- ・ 心理学的な視点から、ものごとを論理的、分析的に思考し、表現することができる。

⑥課題 - 解決力

- ・ 現代社会における子どもの心に関する課題を発見し、解決を図ることができる。

3. 態度・志向性

①自己管理能力

- ・ 自らを律し、主体的、計画的に行動できるとともに、自立した女性としてライ

フキャリアを描くことができる。

②チームワークとリーダーシップ

- ・組織の中で、他者と協調・協働して物事に取り組むことができるとともに、目標実現のための方向に導くことができる。

③道理の感覚

- ・社会のマナーやモラルに対する感覚を磨き、子どもの心の専門家として求められる高い倫理観を備え、自らを律して行動することができる。

④社会的責任

- ・子どもの心・行動・成長及び心理学の専門的知識・技能等を活用して、地域や社会に貢献することができる。

⑤審美的なものに自己を差し向けること

- ・美しいもの善いものに目を向け、その価値に憧れを抱く素直な態度を身につけている。

⑥生涯学習力

- ・子どもの心の専門家として生涯を通じて学び続けられる自学自習の習慣を身につけている。

⑦健康推進

- ・健康を意識した生活を心がけるとともに、子どもの心と身体の発達や健康維持に貢献することができる。

4. 統合的な学修経験と創造的思考力

- ・心理学に関する基礎的理論と研究方法を応用して研究を推進できる力とともに、心理学的援助を実践できる力を身につけている。
- ・乳幼児期から青年期までの子どもの発達を支援できる知識と援助技法を身につけている。
- ・教育・健康福祉・医療関連分野及び関連企業等において子どもの心の専門家として活躍できる資質・能力を身につけている。

子ども心理学科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

子ども心理学科は、ディプロマポリシーに定める深い教養と高い専門性に富む学士力を形成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』においては、8分野で構成され、各分野に選択必修科目を設け、幅広い知識と豊かな教養を養う。

2. 『専門教育科目』においては、基礎的及び応用的分野にわたる心理学の専門的諸科学に関する科目を系統的に配置し、子どもの心理、行動、存在、その背景としての子どもが生きる生活世界及び文化環境の科学的理解を深める。
3. 文献研究、実験研究、調査研究などの研究方法を学修することにより、子どもの成長を支援し得る実践力を養う。
4. 初年次教育として、必修科目「スタートアップセミナー」を置き、大学での学修を円滑に進めるため、アカデミックスキルを育成する。
5. 1年次に、必修科目「児童学」「教育・学校心理学」「発達心理学①」「心理学概論」「心理学研究法」を置き、子ども心理学科での学修に必要な基礎的知識・技能を養う。
6. 2年次に、必修科目「心理学実験」「心理検査法実習」「心理学統計法①」「臨床心理学概論」を置き、文献研究、実験研究、調査研究などの専門的知識・技能を養う。
7. 3年次及び4年次に、必修科目「子ども心理学総合研究」を置き、2年間継続的に学修・研究することで、専門性を深める。
8. 3年次に、学外での実習等の体験的な活動を行うことにより、さらなる専門的知識・技能の統合を図り、実践力を養う。
9. 『免許・資格プログラム』においては、公認心理師、認定心理士、准学校心理士、認定ムーブメント教育・療法中級指導者等の免許・資格の取得を目指す上で必要な科目を含む幅広い関連科目を置き、専門的知識・技能を活用して社会に貢献できる資質・能力を養う。
10. 『企業学習プログラム』においては、子ども心理学と企業学習の接点を見出すことができる汎用的な科目を置き、専門的知識・技能を活用して子ども関連企業等で活躍できる資質・能力を養う。

子ども心理学科 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

子ども心理学科は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 高等学校卒業相当の基礎学力を有する人。
2. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」及び「英語」を通して、読む、書く、聞く、話すという基礎的な知識・技能を有する人。
3. 文献を読解・要約するとともに、グラフや表等を活用してものごとを論理的に

思考・判断し、自分の考えを文章や口頭で適切に表現することができる人。

4. 子どもの心・行動・成長及び心理学に関心があり、子どもの心に関する諸問題を探究できる人。
5. 多様な人々と主体的に関わり、コミュニケーションを取りながら協働して学修に取り組む意欲のある人。
6. 教育・健康福祉・医療関連分野及び関連企業等において子どもの心の専門家として活躍しようとする明確な目的意識があり、主体的に社会に貢献する意欲のある人。

教育学部の3つのポリシー

教育学部 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

教育学部は、建学の精神及び教育目的に基づき、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、生涯学習過程を生きる人間の存在・成長・目的等に関して多角的に理解し、教育に関する理論及びその応用・実践について修得することを通じて、自他に対する教育力を培うことができること。
2. 所定の期間に在学し、所定の単位を修得していること。

教育学部 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

教育学部は、ディプロマポリシーを達成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』及び『専門教育科目』を統合的に学修することにより、学修者が幅広い知識と豊かな人間性を基礎とし、専門的知識・技能を修得することができるカリキュラムの編成。
2. 『リベラルアーツスタディーズ』と『プロフェッショナルスタディーズ』の縦軸と、『免許・資格プログラム』と『企業学習プログラム』の横軸とを立体的かつ複合的に組み合わせ、学修者が自らのコアコンピタンスを形成しながら、将来の生活設計に対して開かれた可能性を確保できるカリキュラムの編成。
3. 生涯学習過程を生きる人間の存在・成長・目的等に関する多角的理解に基づき、広い教養に裏づけられた教育学的識見と高い専門性を備えた教授スキルを養うカリキュラムの編成。

教育学部 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

教育学部は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 建学の精神と本学の教育の伝統を尊重し、倫理性に基づく目的意識を形成しつつある人。
2. 教職に対する強い関心を抱き、グローバル化する時代を認識しつつ、幅広い領域にわたる学問分野にあって、自ら進んで教育学に関する専門的知識・技能を学びとろうとする人。

3. 人間性豊かな性情を子どもたちに分かち与え得る可能性を備え、教育界及び広く社会の教育活動に貢献しようとする意欲のある人。

教育学科の3つのポリシー

教育学科 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

教育学科は、建学の精神及び教育目的に基づき、所定の期間在学し、以下に示す深い教養と高い専門性に富む学士力を形成し、所定の単位数を修得した学修者に、「学士（教育学）」の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・人間・社会・文化・歴史・自然・健康・生活について、幅広い知識と豊かな教養を身につけている。
- ・教育学の専門的知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

①コミュニケーション・スキル

- ・他者の意見や考えを理解するとともに、自分自身の意見や考えを他者にわかりやすく伝えることができる。

②数量的スキル

- ・教育に関する数値やデータを分析・理解し、活用することができる。

③情報リテラシー

- ・情報通信技術（ICT）を用いて、教育に関する情報を収集・分析し、活用することができる。

④外国語運用能力

- ・特定の外国語を用いて読み、書き、聞き、話すことができる。

⑤論理的思考力

- ・多角的な視点から、ものごとを論理的に思考し、表現することができる。

⑥課題－解決力

- ・現代社会における教育に関する課題を発見し、解決を図ることができる。

3. 態度・志向性

①自己管理力

- ・自らを律し、主体的、計画的に行動できるとともに、自立した女性としてライフキャリアを描くことができる。

②チームワークとリーダーシップ

- ・組織の中で、他者と協調・協働して物事に取り組むことができるとともに、目標実現のための方向に導くことができる。

③道理の感覚

- ・社会のマナーやモラルに対する感覚を磨き、教育の専門家として求められる高い倫理観を備え、自らを律して行動することができる。

④社会的責任

- ・教育学の専門的知識・技能等を活用して、地域や社会に貢献することができる。

⑤審美的なものに自己を差し向けること

- ・美しいもの善いものに目を向け、その価値に憧れを抱く素直な態度を身につけている。

⑥生涯学習力

- ・教育の専門家として生涯を通じて学び続けられる自学自習の習慣を身につけている。

⑦健康推進

- ・健康を意識した生活を心がけるとともに、子どもの心と身体の発達や健康維持に貢献することができる。

4. 統合的な学修経験と創造的思考力

- ・教育や人間形成についてさまざまな角度から学び、子どもの気持ちを理解できる豊かな人間性と指導力を身につけている。
- ・深い教育学的人間理解と高い専門性を備えた教授スキルを身につけている。
- ・小学校・中学校（国語・社会）・高等学校（国語・地理歴史・公民）の教員、学芸員として、または教育的知見をもった企業人として活躍できる資質・能力を身につけている。

教育学科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

教育学科は、ディプロマポリシーに定める深い教養と高い専門性に富む学士力を形成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』においては、8分野で構成され、各分野に選択必修科目を設け、幅広い知識と豊かな教養を養う。
2. 『専門教育科目』においては、教育に関する理論及びその応用・実践についての科目を学修段階に応じて系統的に配置し、深い教育学的人間理解及び高い専門性を備えた教授スキルを身につける。

3. 理論と実践、講義と演習・実習等、多岐にわたる授業方法を組み合わせることにより、学校現場の課題とニーズを踏まえた実践的な指導力を養う。
4. 初年次教育として、必修科目「スタートアップセミナー」「基礎演習」を置き、大学での学修を円滑に進めるため、アカデミックスキルを育成する。
5. 1年次に、必修科目「教育学」を置き、教育学科での学修に必要な基礎的知識・技能を養う。
6. 2年次以降に、教育に関する理論や方法論、支援方法等の科目を置き、専門的知識・技能を養う。
7. 3年次及び4年次に、必修科目「教育学総合研究」を置き、2年間継続的に学修・研究することで、専門性を深める。
8. 4年次に、学外での実習等の体験的な活動を行うことにより、さらなる専門的知識・技能の統合を図り、実践力を養う。
9. 『免許・資格プログラム』においては、小学校教諭1種免許状、中学校教諭1種免許状（国語・社会）、高等学校教諭1種免許状（国語・地理歴史・公民）、学芸員、司書教諭、准学校心理士等の免許・資格を取得する上で必要な科目を含む幅広い関連科目を置き、専門的知識・技能を活用して社会に貢献できる資質・能力を養う。
10. 『企業学習プログラム』においては、教育学と企業学習の接点を見出すことができる汎用的な科目を置き、専門的知識・技能を活用して教育関連企業等で活躍できる資質・能力を養う。

教育学科 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

教育学科は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 高等学校卒業相当の基礎学力を有する人。
2. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」及び「英語」を通して、読む、書く、聞く、話すという基礎的な知識・技能を有する人。
3. ものごとを論理的に思考・判断し、自分の考えを文章や口頭で適切に表現することができる人。
4. 教育や人間形成に関心があり、教育に関する諸問題を探究できる人。
5. 多様な人々と主体的に関わり、コミュニケーションを取りながら協働して学修に取り組む意欲のある人。

6. 人間の成長を積極的に支援しようとする情熱を有するとともに、小学校・中学校（国語・社会）・高等学校（国語・地理歴史・公民）の教員、学芸員及び教育学的知見をもった企業人等として活躍しようとする明確な目的意識があり、主体的に社会に貢献する意欲のある人。

大学のアセスメントプラン

鎌倉女子大学は、教育の質を保証するため、アセスメントプランに沿って、学修成果を点検・評価する。アセスメントプランの評価指標は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに基づき、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業科目レベル（科目ごと）の３段階で設定する。

1. 機関レベル（大学全体）

大学全体の学修成果を点検・評価し、評価結果は全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の充実・改善に活用する。

2. 教育課程レベル（学部・学科）

学部・学科の教育課程全体を通じた学修成果を点検・評価し、評価結果は教育課程の充実・改善に活用する。

3. 授業科目レベル（科目ごと）

科目ごとの学修成果を点検・評価し、評価結果は授業科目の到達目標、授業計画の内容・方法等の充実・改善に活用する。

アセスメントプランの評価指標

	アドミッションポリシー	カリキュラムポリシー	ディプロマポリシー
	アドミッションポリシーを満たす人材が入学しているか	カリキュラムポリシーに沿った学修が進められているか	ディプロマポリシーに定める資質・能力を身につけたか
機関レベル (大学全体)	・入試方法別の受験者・合格者・入学者状況	・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・学生の学修に対する態度（授業への取り組み方） ・退学・除籍状況 ・休学・復学状況 ・進級・留年状況 ・学修時間状況 ・教員一人あたりの学生数 ・シラバス作成の手引（項目） ・授業改善アンケート結果	・学位取得状況 ・修業年限期間内の卒業状況 ・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・進路状況（就職・進学）
教育課程 レベル (学部・学科)	・入学者選抜状況（書類審査・面接・学力試験） ・入試方法別の受験者・合格者・入学者状況 ・入学前教育の取組状況	・単位取得状況 ・GPA の平均値・分布 ・学生の成長実感（学士力の形成状況） ・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・学生の学修に対する態度（授業への取り組み方） ・退学・除籍状況 ・休学・復学状況 ・進級・留年状況 ・学修時間状況 ・免許資格の取得希望状況 ・教員一人あたりの学生数 ・科目ナンバー・カリキュラムチャート ・授業改善アンケート結果	・単位取得状況 ・学位取得状況 ・修業年限期間内の卒業状況 ・GPA の平均値・分布 ・学生の成長実感（学士力の形成状況） ・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・進路状況（就職・進学） ・免許資格の取得状況 ・国家試験合格状況（管理栄養学科） ・教員採用試験合格状況
授業科目 レベル (科目ごと)	・入学前教育の取組状況	・各科目の到達目標の達成状況 ・学士力の形成状況 ・成績評価（合否状況・平均点） ・出欠状況 ・シラバス記載内容 ・科目ナンバー・カリキュラムチャート ・授業改善アンケート結果	



大学のキャリア教育ポリシー



鎌倉女子大学は、建学の精神に基づき、以下のように教育活動全体を通じてキャリア教育を行う。

1. 「建学の精神に基づく特色ある教育」を通じて、豊かな教養と感性を育み、生涯にわたり自らのキャリアを主体的に形成していくことのできる女性を養成する。
2. 「深い教養を育む学士課程教育」を通じて、基礎的・汎用的能力をはじめとする学士力を形成し、社会の多様な場面に柔軟に対応できる、自立した社会人を養成する。
3. 「学部・学科の専門教育」を通じて、健全な職業観や専門的な知識・技能を身につけ、専門分野での学びを生かして様々な職域において活躍できる、自立した職業人を養成する。

第 1 部

学籍及び履修

学 籍

学籍は入学手続きを完了後、入学を許可されたことにより発生し、セメスターごとの学費の納入によって継続していきます。学籍が与えられている期間が在籍期間となります。

学費未納の状態では、成績評価を受けることができません。

1 学籍番号

学生には入学と同時に学籍番号が与えられ、学生証が発行されます。学生証は、本学の学生であることを証明し、学内の定期試験や諸手続き等に必要になります。大切に扱い、常に携帯してください。学生証の紛失や盗難にあったときは、直ちに学生センターに届け出て、再発行の手続きをしてください。

【学籍番号は8桁です】

	入学年 コード (2桁)	学部学科 コード (3桁)	個人番号 コード (3桁)
家政学部家政保健学科	25	113	001～
家政学部管理栄養学科	25	112	001～
児童学部児童学科	25	121	001～
児童学部子ども心理学科	25	122	001～
教育学部教育学科	25	131	001～
編入学生 [*] (教育学部教育学科)	27	131	501～

※編入学生は個人番号コードが501～となります。

【略称】学科・学年を略称を用いて表示することがあります。

略称を用いる場合「学年・学科」の順に表示します。

〈例〉家政保健学科4年	→	4家
管理栄養学科1年	→	1管
児童学科3年	→	3児
子ども心理学科2年	→	2心
教育学科1年	→	1教

2 進級要件

3年生に進級するためには、進級要件確認時期（3月）に以下の進級要件を満たさなければなりません。進級要件を満たせない場合、次年度も引き続き2年生となり、次の進級要件確認時期に改めて確認を行います。修業年限は最大で8年間であるため、2年生を6回在学となる場合には退学勧告を行います。

なお、2年生、4年生へは自動的に進級します。

3年生への進級要件
・通算して3学期分以上在学している ・50単位以上の単位数を修得している（認定単位数を含む）

3 卒業と学位

4年生に対して、学内審査が行われます。学内審査は、教務委員会、学部長会議、教授会の順に行われます。単位修得状況を審査し、卒業要件を満たしていると最終的に学長が判断した場合、卒業が認定され学位が授与されます。学位は在籍した学科により下表のようになります。

鎌倉女子大学 Kamakura Women's University	
家政学部 Faculty of Family and Consumer Sciences	
	家政保健学科 Department of Home and Health Sciences 学位：学士（家政学） Bachelor of Family and Consumer Sciences
	管理栄養学科 Department of Nutrition and Dietetics 学位：学士（栄養学） Bachelor of Nutrition and Dietetics
児童学部 Faculty of Child Studies	
	児童学科 Department of Child Studies 学位：学士（児童学） Bachelor of Child Studies
	子ども心理学科 Department of Child Psychology 学位：学士（心理学） Bachelor of Psychology
教育学部 Faculty of Education	
	教育学科 Department of Education 学位：学士（教育学） Bachelor of Education

4 休学・復学

病気やその他の理由などで2か月以上学業を継続できない場合は、保証人、クラスアドバイザーに相談し、休学願を教務部学務課に提出してください。休学期間は1年間又は半年間（セメスターごと）となります。

休学の事由が解消し復学を希望する場合は、その事由の解消を証明する書類を添付して復学願を教務部学務課に提出してください。復学の時期はセメスターの始めになります。

なお、休学期間は在学期間に算入されませんので注意してください。

休学時手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・ 休学願 ・ 医師の診断書	保証人・クラスアドバイザーの了承後、速やかに提出
語学留学等	・ 休学願 ・ 留学計画書 ・ 留学を証明するもの	春セメスターから休学する場合 1月31日まで 秋セメスターから休学する場合 6月30日まで
その他	・ 休学願 ・ 事由を証明する書類	保証人・クラスアドバイザーの了承後、速やかに提出

復学时手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・ 復学願 ・ 医師の診断書 ・ 本学校医の判断	春セメスターから復学する場合 3月1日まで 秋セメスターから復学する場合 9月1日まで
語学留学等	・ 復学願	
その他	・ 復学願	

5 留学

外国の大学又は短期大学に留学を希望する場合は、学生センターに問い合わせてください。

6 転学部・転学科

転学部・転学科を志望する場合は『転学部・転学科に関する取扱内規』を参照し、保証人、クラスアドバイザーと十分に相談してください。

転学部・転学科に必要な手続きは、教務部学務課にて行います。

7 退学

退学を希望する場合は、保証人、クラスアドバイザーと相談し、慎重に判断してください。

退学願は、保証人連署・捺印のうえ、学生証・通学定期乗車券発行控とともに以下に定める期限までに教務部学務課に提出してください。退学の期日までは在籍となり、学費の納入が必要になります。

退学願提出期限

退学の時期	提出期限
春セメスターをもって退学する場合	9月30日まで
秋セメスターをもって退学する場合	3月31日まで

8 再入学

正当な理由により自主退学した場合、『再入学取扱規程』に基づき再入学を志望することができます。再入学をするためには、個別審査及び面接試験、必要に応じて実施される学力試験に合格しなければなりません。

9 除籍

学費を納めることを怠り督促を受けて未だ納めない者、在学年限を超えた者、休学上限期間を超えてなお就学できない者は除籍退学となります。

授業・単位

1 セメスター

授業は、学年を春と秋の2セメスターに分けて行い、原則としてセメスターごとに完結します。各セメスターのなかで集中的に履修し、学修効果を高めることを主旨としています。また、卒業までの4年間は第1セメスターから第8セメスターに分けられます。

学期区分	期間
春セメスター	4月～9月
秋セメスター	10月～3月 ※授業開始が9月になることもあります。

2 授業時間

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	6 講時
8:40～10:10	10:20～11:50	12:40～14:10	14:20～15:50	16:00～17:30	17:40～19:10

3 時間割・シラバス

時間割は、『オリエンテーション資料』やポータルサイト等で発表されます。

シラバスは、ポータルサイトで公開されます。授業の内容、成績評価方法、教科書、準備学習等が記載されているので、よく確認して授業に臨んでください。

4 休講・補講・緊急時における休校

大学又は授業科目担当者にやむをえない事情が発生したとき、授業を休講にすることがあります。休講が発生した場合は、必ず補講が行われます。休講・補講の連絡はポータルサイトで行います。

なお、休講の連絡がなく授業開始時間から30分を経過しても授業科目担当者が出講しない場合は、教務部教務課に問い合わせてください。

また、災害等緊急時における危機管理を目的として休校措置をとることがあります。詳しくは『学生生活の手引』の該当箇所を参照してください。

5 授業科目

授業科目は総合教育科目及び専門教育科目に分かれます。

区 分	科目内容
総合教育科目	「建学の精神」「精神と文化」「社会と産業」「生命と自然」「生活と技術」「健康とスポーツ」「情報科学」「外国語」の8分野で構成
専門教育科目	各学科のカリキュラムポリシーにそった授業科目で構成

授業科目は必修科目、選択科目と自由科目にも分かれます。

区 分	履 修
必 修 科 目	卒業に不可欠な科目で、必ず単位を修得しなければならない科目
選 択 科 目	設置されている科目のなかから、必要に応じて選択し単位を修得する科目
自 由 科 目	自由科目として学科に設置された科目及びカリキュラム上にない科目

【注意】・卒業に必要な科目と免許・資格取得に必要な科目は異なります。

- ・自由科目は原則として卒業要件単位数に算入されません。但し、他学科専門教育科目として一定数を卒業要件単位数に算入できます（他学科専門教育科目履修 p.55 参照）。

6 単位

単位とは、学修の量を示す基準であり、授業の方法・教育効果・授業時間外に必要な学習を考慮して以下の授業時間数で単位を計算します。本学では、原則として90分の授業時間を2時間に換算しています。

単位は、試験に合格することで修得できます。

授 業 形 態	授 業 時 間 数
講 義 ・ 演 習	授業時間 15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	授業時間 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。
卒 業 研 究 等	学修の成果を考慮して単位が与えられる。

1 単位の学修量

1 単位を修得するためには 45 時間の学修量が必要とされています。

1 単位の学修量を満たすためには次の通りの学修が必要です。

1 時間（予習）＋ 1 時間（授業）＋ 1 時間（復習）＝ 3 時間（1 週）

3 時間 × 15 週 ＝ 45 時間

本学の講義・演習科目（2 単位）にあてはめると、1 コマ（90 分）を 2 時間として計算すると週 1 回の授業に対して、予習 2 時間・復習 2 時間が必要になります。

履 修

1 履修登録

履修とは、受講する授業科目を選択・登録し、授業の学修を経て単位を修得することです。受講する授業科目を登録することを履修登録といいます。登録を怠った授業科目は受講できず、単位の修得もできません。履修登録は学生本人の責任において行うものであり、履修登録期間後は履修登録の変更はできません。

(1) 履修上の原則

- ①所属する学科・学年・クラスの授業科目を履修します。
- ②同じ曜日の同じ講時に複数の授業科目を同時に履修することはできません。
- ③上位学年の授業科目を履修することはできません。
- ④単位修得した授業科目は履修できません。
- ⑤履修者数5名未満の授業科目は開講取り止めとなることがあります。
- ⑥ゼミナールは、「①」「②」「③」「④」の順に履修します。
- ⑦1セメスターで履修登録できる単位数は24単位までです（CAP制）。但し、以下の授業科目の単位はCAPに含まれません。

建学の精神	建学の精神実践講座
企業等インターンシップ	ゼミナール
卒業研究	学外実習
教職等インターンシップ	サービスマーケティング
学校教育実践演習	SAE
製菓実習	製パン実習
集中講義	他学科専門教育科目
首都圏西部大学単位互換協定による科目	

【注意】 履修上の原則に反する履修登録を行った場合、履修登録を取り消します。

(2) 他学科専門教育科目履修

他学科の専門教育科目を履修し単位を修得した場合、下表に定める単位数を上限として専門教育科目の卒業要件単位数とすることができます。

学 科	単位数
家政保健学科・管理栄養学科・児童学科	6 単位
子ども心理学科	20 単位
教育学科	10 単位

2 成績

授業計画は、学生が毎回授業に出席することを前提に作られています。欠席が多くなると、授業科目担当者により成績評価要件不足と判断されます。成績評価要件を得るためには授業回数の2/3回以上の出席が必要となります。履修登録以前の授業も授業回数に含まれます。

次のいずれかに該当する場合は、成績評価の対象にはなりません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③成績評価要件不足とされた場合

(1) 成績評価

成績は以下の通りです。合格した授業科目は、所定の単位が授与されます。なお、「成績証明書」等には、評価のみが記載されます。

合否	評価	評点	評価の基準	Grade Point
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている 非常に優れた成績	4
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている 優れた成績	3
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績	2
	C	69～60点	到達目標を最低限達成できている 成績	1
	合	合格	段階なし	GPAに算入しない
	認	合格	段階なし	GPAに算入しない
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績	0
	E	成績評価なし	評価なし	0
	否	不合格	評価なし	GPAに算入しない

GPA（成績平均値）

成績評価には、GPA 制度を取り入れています。

GPA（Grade Point Average）は、成績を5段階で評価し、獲得ポイントの合計を履修登録した単位数の合計で割った1単位あたりの成績の平均値です。

G P A の算出式

$$G P A = \frac{(\text{履修登録した授業科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{ の合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

【注意】履修登録した授業科目には、不合格科目（F・E 評価）を含む。

GPA が 2.0 未満の場合、注意・指導をすることがあります。

（２）学修状況

履修登録した科目の成績、修得単位数、GPA は、ポータルサイトで確認できます。

3 企業等インターンシップ

社会・経済・教育・技術など、あらゆるものが大きく変革していく時代において、産業界からは自主性と創造性のある人材の育成が求められており、かつ、学生の職業意識を高める観点から産学連携による教育の一環としてインターンシップが推進されています。本学においても、学生が幅広く就業体験ができるようにインターンシップの内容を充実させています。

【担当部署 教務部免許・資格指導課】

① 事前準備

インターンシップの主役はあくまで学生自身です。受け入れ企業・官庁等により業種も職種も異なりますので、まず学生自身が目的意識を明確にして臨んでください。第4セメスターにインターンシップ報告会を聴講し、インターンシップに対する理解を深めてください。

具体的な受け入れ先や注意事項に関しては、第5セメスター4月にオリエンテーションを実施します。なお、受け入れ先からの要望により事前に研修を行うこともあります。

② 実施の時期

原則として第5セメスター夏休み期間中の休業期間を利用して、2週間を予定しています。但し、勤務時間や休日等は受け入れ先の就業規則によります。

③ 参加の申請

企業等インターンシップについての説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。説明会終了後、参加希望者は企業等インターンシップ参加申込書に必要事項を記入のうえ、指定された期間内に提出してください。

④ 研修記録

所定の研修日誌に記入し、学内担当教員に提出してください。研修終了後には報告会（第6セメスター実施予定）において学習成果等の報告をします。

⑤ 参加費

参加費として10,000円が必要になります（昨年度参考）。

4 教職等インターンシップ

学生が希望する進路に応じて、大学が指定した小学校、中学校、放課後児童クラブ、教育行政機関・博物館等において、就業体験をするものです。自己の進路の適性を見極めるとともに、職業意識の向上と学修意欲の喚起を目的としています。

【担当部署 教職センター】

① 授業科目

教職等インターンシップ①（2単位）

教職等インターンシップ②（2単位）

② 単位の授与

次の内容を総合評価し、合格と判定されれば、単位が授与されます。

- ・教職等インターンシップ参加説明会の出席
- ・計画書や報告書、活動日誌等の提出状況
- ・所定時間以上の就業体験
- ・大学の指導担当教員による事前・事後指導
- ・受入先からの総合評価
- ・教職等インターンシップ報告会の出席及び報告

③ 参加の申請

教職等インターンシップについての説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。説明会終了後、参加希望者は教職等インターンシップ参加申込書に必要事項を記入のうえ、指定された期間内に教職センターに提出してください。

④ 参加費

参加費として 10,000 円が必要になります（昨年度参考）。

5 サービスラーニング

サービスラーニングとは教育活動の一環として、一定期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで専門的な知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自己の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラムです。

サービスラーニングに該当する社会奉仕活動に対して単位を授与します。具体的には、就職センターが取り扱っているインターンシップや学生センターが取り扱っている社会奉仕活動等で、一定時間を超える活動が対象となります。

社会奉仕活動がサービスラーニングに該当するかどうかの判断は所属学科が行います。活動時間の確認に加え、社会奉仕活動に関する報告書、将来の職業や自らの社会的役割の意識などテーマに応じたレポートが課される場合もあります。

履修方法については、通常の授業科目とは異なりますので、『オリエンテーション資料』を参照し、所属学科の指導に従ってください。

6 SAE (Study Abroad Experience) –海外研修–

SAE(海外研修)として、海外の語学研修プログラム及び本学生涯学習センターが主催する地域研究プログラム等があります。

なお、各プログラムの内容及び催行については、年度によって調整される場合があります。募集にあたっては説明会が実施されますので、希望者は参加してください。

【担当部署 教務部教務課】

各 SAE の概要 (予定)

①「SAE ① (語学研修)」

主な内容：本学学生のためにプログラムされた語学研修用の教育メニューが用意されている。併せて、現地の文化や自然などの理解を深める活動も準備されている。

近年の研修先実績：ビクトリア大学（カナダ／ブリティッシュ・コロンビア州ビクトリア）

実施時期：8月中旬から9月上旬

実施期間：2週間程度

②「SAE ④ (地域研究)」

主な内容：音楽や伝統文化、食文化などのレクチャーを行う。

研 修 先：イタリアなど

実施時期：3月

実施期間：10日間程度

主 催：鎌倉女子大学生涯学習センター

※実施時期の関係から、卒業年次は単位授与対象外。

7 首都圏西部大学単位互換協定

首都圏西部に位置する大学・短期大学が単位互換協定を結んでいます。

首都圏西部大学単位互換協定では参加大学の学生が他大学の授業科目を履修し修得した単位を所属する大学の単位として認定する「単位互換」が設定されています。修得した単位は、本学では総合教育科目の卒業要件単位数として10単位までを認定し、それを超えた単位については自由科目として認定することとしています。

首都圏西部大学単位互換協定による授業科目の履修にあたっては4月上旬にポータルサイトから詳細が配信されますので、希望者はポータルサイトを確認してください。

【担当部署 教務部教務課】

単位互換協定会加盟校一覧

桜美林大学

鎌倉女子大学

北里大学

国土舘大学

相模女子大学

相模女子大学短期大学部

松蔭大学

高千穂大学

東京立正短期大学

8 既修得単位認定

入学前に、大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認めることがあります。

申請希望者は、ポータルサイトを確認してください。申請の機会は入学時の所定期間のみとなります。

なお、単位認定された授業科目は履修することはできません。

① 認定単位数

新入学生

区分		他大学等での履修		高大連携による履修	
		認定	上限単位数	認定	上限単位数
総合教育科目	建学の精神	個別		個別	8
	精神と文化	個別・包括	包括 2		
	社会と産業	個別・包括	包括 2		
	生命と自然	個別・包括	包括 2		
	生活と技術	個別・包括	包括 2		
	健康とスポーツ	個別・包括	包括 2		
	情報科学	個別・包括	包括 3		
	外国語	個別・包括	包括 6		
専門教育科目		個別	60－（総合教育科目 認定単位数）		
合計			60		8

編入学生

区分		他大学等での履修		備考
		認定	上限単位数	
総合教育科目	建学の精神	【注1】		【注1】 ・授業科目「建学の精神」は個別認定とします。 ・「建学の精神実践講座③」、「建学の精神実践講座④」は履修してください。 ・2単位まで包括認定が可能です。
	精神と文化	個別・包括	包括 2	
	社会と産業	個別・包括	包括 2	
	生命と自然	個別・包括	包括 2	
	生活と技術	個別・包括	包括 2	
	健康とスポーツ	個別・包括	包括 2	
	情報科学	個別・包括	包括 3	
	外国語	個別・包括	包括 6	
専門教育科目		個別・包括	62－（総合教育科目 認定単位数）	
合計			62	

② 申請方法

既修得単位認定の申請に際しては、所属学科の教務担当教員と確認・相談のうえ、所定の期間に教務部学務課に申請してください。

申請書類 既修得単位認定申請書（本学指定）

添付書類 成績証明書

申請科目のシラバス（写し）

教員免許状の取得を希望する場合は、学力に関する証明書が必要になります。

9 免許・資格プログラム

(1) 取得可能な免許・資格

免許・資格の種類	家政保健学科	管理栄養学科	児童学科	子ども心理学科	教育学科	課程履修費（円）
栄養士		○				20,000
管理栄養士国家試験受験資格		○				20,000
食品衛生監視員・食品衛生管理者		○				—
高等学校教諭一種免許状「家庭」	○					20,000
高等学校教諭一種免許状「保健」	○					20,000
高等学校教諭一種免許状「国語」					○	20,000
高等学校教諭一種免許状「地理歴史」					○	20,000
高等学校教諭一種免許状「公民」					○	20,000
中学校教諭一種免許状「家庭」	○				○ (注1)	20,000
中学校教諭一種免許状「保健」	○					20,000
中学校教諭一種免許状「国語」			○ (注1)		○	20,000
中学校教諭一種免許状「社会」					○	20,000
小学校教諭一種免許状			○	○ (注1)	○	20,000
幼稚園教諭一種免許状			○	○ (注1)		20,000
養護教諭一種免許状	○			○ (注1)		20,000
栄養教諭一種免許状		○				20,000
特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)			○	○ (注1)	○ (注1)	20,000
保育士			○			20,000
学芸員			○ (注1)		○	20,000
学校図書館司書教諭	○ (注1)		○ (注1)	○ (注1)	○	20,000
准学校心理士	○		○	○	○	20,000
第一種衛生管理者	○					20,000
フードスペシャリスト資格認定試験受験資格	○					20,000
インテリアプランナー登録資格	○					20,000
児童厚生一級指導員			○			20,000
レクリエーション・インストラクター			○			20,000
公認心理師 ^(注2)				○		20,000
認定心理士				○		20,000
認定ムーブメント教育・療法中級指導者			○ (注1)	○		20,000
認定絵本士			○			20,000

(注1) 他学科課程の履修参照

(注2) この課程を履修し、大学院において所定の科目を修得し修了すると受験資格を得ることができます。

(2) 課程履修登録

免許・資格を取得するためには、1年次秋セメスターから3年次春セメスターの指定された期間に、希望する免許・資格課程の登録が必要です。

〔注意点〕

- ①免許・資格の取得数や組合せについては、所属学科の指導に従ってください。
- ②指定された期間外の追加申請はできません。
- ③登録していない免許・資格の取得はできません。
- ④申請した免許・資格に対し、課程履修費の支払いが必要です。
- ⑤申請の取り消しをする場合は、ポータルサイトで手続きをしてください。

課程履修登録の確認

申請・登録した免許・資格課程は、ポータルサイトで確認してください。

(3) 課程履修費

課程履修申請を行った免許・資格に対し、課程履修費の納入が必要となります。課程履修費は申請した免許・資格1種類につき20,000円です。1年次秋セメスターから3年次春セメスターの指定期間に納入してください。納入方法は別途ポータルサイトで連絡します。

なお、課程履修費納入後は、課程履修登録の取り消し、成績不振や修得単位不足による免許・資格取得要件不足等、いかなる理由があっても返金はいたしません。

指定期間に課程履修費の納入がされなかった場合、課程履修申請を取り消します。

(4) 他学科課程の履修

他学科の課程の履修については以下の通りとします。

履修希望者は、所属学科の指導を受け履修計画を立てるとともに、受講学科が設定する免許・資格取得の諸条件を充足することが必要です。

所属学科	免許種	受講学科	備考
家政保健学科	学校図書館司書教諭	教育学科	
児童学科	中学校教諭一種免許状「国語」	教育学科	小学校教諭一種免許状取得が前提
	学芸員	教育学科	
	学校図書館司書教諭	教育学科	
	認定ムーブメント教育・療法中級指導者	子ども心理学科	
子ども心理学科	小学校教諭一種免許状	児童学科	養護教諭の教職課程を履修する場合は、他の教職課程（小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭、学校図書館司書教諭）は履修できません。
	幼稚園教諭一種免許状	児童学科	
	特別支援学校教諭一種免許状	児童学科	
	養護教諭一種免許状	家政保健学科	
	学校図書館司書教諭	教育学科	
教育学科	特別支援学校教諭一種免許状	児童学科	
	中学校教諭一種免許状「家庭」	家政保健学科	小学校教諭一種免許状取得が前提

(5) 清泉女子大学との協定により取得可能な資格

- ・ 司書
- ・ 学校図書館司書教諭

本学と清泉女子大学との間では、清泉女子大学「司書課程・司書教諭課程」について科目等履修生制度の協定が結ばれています。清泉女子大学「司書課程・司書教諭課程」で所定の授業科目を履修することで司書・学校図書館司書教諭の資格を取得することができます。

履修に関しては、清泉女子大学の定める科目等履修生規程等に従うものとします。なお、履修等に関する詳細は、清泉女子大学の学則・諸規程等の改定により変更されることがあります。

【担当部署 教務部学務課】

清泉女子大学履修の際の注意点

- ・ 清泉女子大学の設定する定員を超える場合は、選考を行います。
- ・ 本学在学中にすべての単位を修得することができない場合、卒業後も清泉女子大学の科目等履修生として受講を継続することができます。
- ・ 本学と清泉女子大学の時間割について実際に履修が可能かどうかを十分検討したうえで、履修登録を行ってください。また、履修登録をする前に、所属する学科の教務担当と必ず履修相談をしてください。
- ・ 時間割変更・休講・補講・臨時の授業等の理由により、本学と清泉女子大学の授業が重複した場合でも特段の措置等はありません。
- ・ 定期試験について、本学と清泉女子大学の試験日程・時間割が重複した場合、原則として清泉女子大学の試験を優先し本学の試験は追試験を受験することになります。
- ・ 清泉女子大学に通学する場合の交通費について、通学定期券等の割引運賃は適用されません。
- ・ 履修費納入手続はすべて本学を通じて行い、清泉女子大学に直接費用を納入することはありません。詳細については、掲示や説明会等を通じて告知します。

清泉女子大学所在地：東京都品川区東五反田3丁目16番21号

① 司書

図書館法に規定されている図書館において専門的職務に従事する職員のことをいいます。

図書館法で規定された図書館とは、地方公共団体が設置する公立図書館や、主として特定の専門分野の情報や資料の提供活動を行っている私立図書館を指します。また、大学図書館や企業の資料室・調査部で働きたいと思っている人にも、司書の資格は必須となっています。

対象学生

2年次以上の学生

授 業 科 目			
区分	科 目 名	単位数	備考
必修	生涯学習概論 2	2	
	図書館情報学概論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	
	児童サービス論	2	
	情報サービス演習Ⅰ	2	
	情報サービス演習Ⅱ	2	
	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習Ⅰ	2	
	情報資源組織演習Ⅱ	2	
選択必修	図書館基礎特論	1	2科目2単位または3単位以上履修（注1）
	図書館サービス特論	2	
	図書館情報資源特論	1	
	図書・図書館史	1	

※上記の清泉女子大学の授業科目等については変更される場合があります。

（注1）「図書館サービス特論」（2単位）を選択する場合は3単位以上履修すること。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

課程履修費 ……20,000 円

履 修 料 ……10,000 円（1 単位）×履修単位数

単位認定料 …… 1,000 円（1 単位）×履修単位数

② 学校図書館司書教諭

学校図書館法に規定された小・中・高等学校の図書館の専門的職務に従事するための資格のことをいいます。学校図書館は、学校教育に欠かせない基礎的な施設と位置づけられ、近年特に生涯学習の観点から、自ら主体的に学ぶ力を育成する場として、その重要性が高まっています。

対象学生

家政学部・児童学部 に在籍する 2 年次以上の学生で、小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭のいずれかの免許状を有する者、又は卒業時に取得する見込みのある者が履修することができます。

※幼稚園教諭免許状のみを取得（見込み）の者は対象となりません。

授 業 科 目	
科 目 名	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

※上記の清泉女子大学の授業科目等については変更される場合があります。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

課程履修費 10,000 円

履 修 料 10,000 円（1 単位）×履修単位数

単位認定料 1,000 円（1 単位）×履修単位数

(6) 玉川大学との協定により取得可能な免許

・中学校教諭二種免許状「英語」

本学と玉川大学との間では、「中学校英語教員養成特別プログラムに関する協定書」による協定が結ばれています。玉川大学において、所定期間に指定の科目を履修することで中学校教諭二種免許状「英語」を取得することができます。

履修に関しては、玉川大学の定める科目等履修生規程等に従うものとします。なお、履修等に関する詳細は変更されることがあります。

【担当部署 教務部学務課】

対象学生

- ①児童学部児童学科又は教育学部教育学科に在学していること。
- ②小学校教諭一種免許状取得を希望すること。
- ③小学校で実習を行うこと。

出願条件

出願条件充足の判定は第2セメスター終了時とし、以下の項目をすべて満たしていることを条件とします。志願時に証明書の提出が必要です。

- ① TOEIC 470 点以上、TOEIC IP 470 点以上、英検 2 級合格かつ CSE1980 点以上のいずれかであること。
- ② GPA2.0 以上であること。
- ③出願時に本学で開講している英語の単位を 2 単位以上取得済であること。
- ④ 2 年次から 3 年次の玉川大学でのサマーセッション(8～9月開講)、ウィンターセッション(2～3月開講)及び3年春学期(週一日・曜日未定)に出席が可能であること。

出願から決定までの流れ

- ① 2 年次 6 月の所定期間に出願書類(玉川大学所定用紙)を教務部学務課に提出する。
- ② 学内選考を受ける。
- ③ 学内選考通過者は、玉川大学における書類選考を受ける。
- ④ 科目等履修が許可された場合は、科目等履修料等の納入を行う。

玉川大学における科目等履修料等は以下の通りである。

在籍料……………半期ごとに 5,000 円

科目等履修料… 1 単位につき 12,000 円

※科目等履修に関わる在籍料・科目等履修料、教科書代・テキスト代・テスト代・教材費等、交通費は、自己負担とする。

履修方法

小学校教諭免許状取得に必要な各学科の授業科目の履修に加え、下表の授業科目を履修してください。但し、教育学科においては小学校教諭免許状取得の授業科目と重複する授業科目も表記されています。

区 分	授 業 科 目	単 位	履修する大学	
			玉川大学*	本学 教育学科
英語学	English Phonetics	1	3・春学期	
	English Grammar	2	2・SS	
	English in Global Contexts	2	3・WS	
英語文学	British and American Literature	2	2・WS	
英語コミュニケーション	Basic Academic English Skills A	2	2・SS	
	Basic Academic English Skills B	2	2・WS	
異文化理解	Multiculturalism in English-speaking Areas	2	3・WS	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語科指導法 I	2	3・春学期	
教育の方法及び技術	教育方法・技術 （情報通信技術の活用を含む）	2		○
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
生徒指導の理論及び方法	生徒指導（進路指導を含む）	2		○
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
大学が独自に設定する科目	異文化理解と教育	2	3・春学期	

- ※ 2・SS 2年次サマーセッション（8月～9月）
 2・WS 2年次ウィンターセッション（2月～3月）
 3・SS 3年次サマーセッション（8月～9月）
 3・WS 3年次ウィンターセッション（2月～3月）
 ※ 玉川大学の学事日程によっては開講期が変更となる場合があります。

- ①各セッションの日程は、当該年度の4月頃決定します。
- ②単位修得期間は2年間とします。
- ③不合格となった場合、再履修はできません。

その他

- ①成績は、各セッション終了後に UNITAMA（玉川大学学事システム）で確認してください。
- ②玉川大学で修得した単位は、専門教育科目の卒業要件単位として認定します。
- ③玉川大学と本学における授業・定期試験・説明会等が重複した場合は、判明次第速やかに本学に申し出てください。
- ④小学校教諭一種免許状の取得ができなくなった場合は、速やかに本学に申し出てください。
- ⑤玉川大学に通学する場合の交通費について、通学定期券等の割引運賃は適用されません。
- ⑥プログラム実施にあたり、学生氏名・生年月日・住所・電話番号等の学籍情報、本学における履修状況・成績を玉川大学に提供します。
- ⑦納入された科目等履修に関連する諸費用の返金はできません。
- ⑧中学校教諭二種免許状「英語」の申請は各自で行ってください。
- ⑨本プログラムで修得した単位は、玉川大学証明書発行カウンターで申請をすることで、「学力に関する証明書（中学校二種英語）」及び「成績証明書」を発行することができます。

玉川大学所在地：東京都町田市玉川学園6丁目1番1号

免許状取得の流れ

セメスター	手 続	おもな履修
第1セメスター	・所属学科の教務担当に相談	英語科目2単位以上修得
第2セメスター	・TOEIC 等の出願条件確認	
第3セメスター	・6月上旬：出願	SS 受講
第4セメスター		WS 受講
第5セメスター		英語科指導法Ⅰ・異文化理解と教育・English Phonetics SS 受講
第6セメスター		WS 受講
第7セメスター		
第8セメスター	・免許申請書類準備 (申請は申請する都道府県教育委員会の指示による)	

履修料の納入時期は、玉川大学の指定によります。

10 企業学習プログラム

各学科には企業学習プログラムが設定されています。本プログラムは、企業・官公庁・NPO・公共団体などのビジネス界で活躍できる人材育成を目的とした履修モデルです。

① プログラムの内容

企業に関する知識、ビジネスで求められる技術等の修得を内容としたカリキュラムです。

総合教育科目は「社会と産業」・「生活と技術」を中心に、専門教育科目は学科の特性に応じた企業等への就職に必要とされ、学修が望まれる授業科目により構成しています。カリキュラム一覧で、企業学習プログラムに設定されている授業科目を確認してください。

なかでも「企業等インターンシップ」は、職業意識を養成し、適職選択のための自己理解・職業理解を深めるうえで極めて有効です。

※ P.58 3企業等インターンシップ 参照

② 履修証明書

企業学習プログラムの課程履修登録を行い（1年次春 Semester～3年次春 Semester）、対象の授業科目を30単位以上履修した場合にはプログラム履修修了が認定されます。プログラム修了の認否は、卒業決定と同時期に通知します。プログラム修了者には「履修証明書」を発行します。

11 データサイエンス・AI 学修プログラム

社会における課題は多様化・複雑化が進み、従来の専門分野の枠を超えた「文理複眼」的な思考ができる人材が求められています。こうした文理複眼的な思考の土台となるデータサイエンスと AI（人工知能）は、今後のデジタル社会の“読み・書き・そろばん”であり、すべての大学生が基礎知識として身につけるべき分野です。

本プログラムは、データサイエンスと AI に対する関心を高め、これらを活用した課題解決能力を修得するための履修モデルを提供します。

① プログラムの内容

以下の2つのレベルの履修モデルを提供します。対象となる授業科目は、プログラムのウェブページに掲載しています。

I. リテラシーレベル【全学科対象】

データサイエンスと AI への関心を高め、適切に理解し活用する基礎的な能力を修得するための履修モデルです。

II. 応用基礎レベル【家政学部のみ対象】

自らの専門分野において、データサイエンスや AI を活用して課題を解決するための実践的な能力を修得するための履修モデルです。

② 修了証

プログラムの課程履修登録を1年次春semesterから3年次春semesterの指定された期間に行い、対象の授業科目を履修した場合は「修了証」を発行します。

発行の時期や方法などの詳細は、プログラムのウェブページを参照してください。



データサイエンス・AI 学修プログラム
https://www.kamakura-u.ac.jp/campus_life/dsai/

定期試験

セメスターごとに一定の期間を設け、定期試験を実施します。各授業科目の定期試験の有無や実施方法は、授業科目担当者が決定します。

定期試験の有無等の詳細については別途連絡しますので、ポータルサイト等を確認してください。

1 受験資格

次のいずれかに該当する場合は、定期試験を受けることができません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③学生証を携帯していない場合

P.75 2 定期試験受験上の注意 ※仮受験証の発行参照

- ④成績評価要件不足とされた場合

p.56 2 成績 参照

上記のいずれかに該当するにもかかわらず受験した場合、受験は無効となります。

2 定期試験受験上の注意

定期試験を受験する際は、次の事項を守ってください。

- ①試験では試験監督者の指示に従ってください。

- ②学生証を机上に呈示してください。

学生証を携帯していない者の受験は認めません。この場合、試験開始前に教務部教務課で仮受験証の発行を受けてください。

- ③試験場内で使用できるのは、筆記用具、持込み許可物のみです。

それ以外の物は、カバンの中にしまってください。

- ④携帯電話は電源を切ってください。時計としての使用も禁止します。

また、ウェアラブル端末や、辞書や計算の機能がある時計などは使用できません。

- ⑤試験開始後は、私語、物品の貸借は禁止します。

- ⑥試験時間に遅れた場合は、試験開始後 15 分以内に限り入室を認めます。

- ⑦試験場からの退出は、試験監督者の指示により（原則として試験開始 20 分

経過後) 認めますが、再度の入室はできません。

⑧不正行為と判断された場合は、当該セメスター全科目が不合格となります。

※仮受験証の発行

学生証を携帯していない者に対し、試験受験のために仮受験証を発行します。試験開始前に教務部教務課で手続きをしてください。発行日の当該科目受験に限り有効です。手続きの際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

3 定期試験欠席

正当な理由により定期試験を欠席した場合、所定の期間内に追試験の受験を願うことができます。

追試験受験が認められるのは、次の各号に定める場合に限られます。また、欠席理由が正当と認められない場合、追試験の機会は与えられません。

- ① 父母・配偶者・祖父母・兄弟姉妹及び三親等内の親族の忌引による場合（会葬礼状等の提出が必要）
- ② 疾病による場合（医師の診断書の提出が必要）
- ③ 科目等履修校の定期試験を受験する場合
例）清泉女子大学での科目等履修 p.66 参照

第 2 部

教育課程

家政学部家政保健学科

1 4年間の履修指針

家政保健学科では、ひとりの自立した生活者としての視点から、家庭や地域、企業活動の問題点を分析し、健康で快適な毎日を創造するリーダーとなることを目指します。総合教育科目で豊かな幅広い教養を培うとともに、専門教育科目では、興味と将来の進路を考えながら自らの履修計画を立てます。

総合教育科目の必修科目として、本学教育理念を理解し具現化する目的で、「建学の精神」を第1 Semesterに設置し、「建学の精神実践講座①～④」を学年に応じて開講しています。精神と文化、社会と産業、生命と自然、生活と技術、健康とスポーツ、情報科学及び外国語の各領域からバランス良く履修して豊かな教養と人間性を培ってください。

専門教育科目は、家政学、保健学の領域から、多様なものの見方、考え方、そして実践力が身につくように、カリキュラムが組まれ、各分野の科目が基礎から応用まで体系的に設置されています。関心や将来の目標に応じて学ぶことで、各界で活躍するチャンスが広がります。「生活環境デザイン」「生活経営情報」「フードビジネス・マネジメント」「教育健康福祉」の4つのキーワードを柱に、個々の履修モデルを設定しています。ファッション、食と文化、住居デザインなどの理解・制作・創造に興味があれば「生活環境デザイン」モデルがいいでしょう。衣食住を支える経済の情報を活用し、金融・保険や不動産などを管理・運用できる賢い生活者・消費者を目指し、職業に活かすためには「生活経営情報」モデルがいいでしょう。食品、衛生、健康に関する知見を修得し、食の生産・流通・販売・消費について経営・管理・運営・提案することに関心があれば「フードビジネス・マネジメント」モデルがいいでしょう。そして、心身の健康や教育、福祉に関心を持ち、これらの知見を生活や職業と結びつけて学ぶためには「教育健康福祉」モデルがいいでしょう。

次に、将来の進路に係る「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」は複数を併修できますが、免許・資格を取ることを目的とせず、将来の進路に必要と考える免許・資格を優先して課程履修しましょう。

教員免許には、中学校・高等学校の教諭（家庭科、保健科）、養護教諭があります。「教育実習」及び「養護実習」の参加には、成績等の様々な要件が設定されていますので、要件を満たすことが必要です。教員採用試験に向けて、1年次から基

礎学力の振り返りをして準備しましょう。なお、准学校心理士は教員資格が基礎資格となります。

また、第一種衛生管理者、フードスペシャリスト、インテリアプランナー登録資格の課程履修が可能です。将来の進路を考える上で、これらの資格を有効に活用しましょう。その他カラーコーディネーター、消費生活アドバイザー、福祉住環境コーディネーター、食生活アドバイザー、ファイナンシャル・プランナーなど各種資格取得支援の科目も設置されています。

企業学習プログラムは、広く一般企業で活躍できる人材の育成を目的に設置されたものです。他の免許・資格と組み合わせて効率よく履修しましょう。

以下に、各学年での履修方法を具体的に説明します。クラスアドバイザー、教務担当や各教科担当の先生方と相談しながら履修を進めましょう。

1 年次

1 年次は、大学の学びに慣れ、家政学、保健学を学ぶための基盤を形成することを目標とします。第 1 セメスターの必修科目、「スタートアップセミナー」は、アカデミックスキル、コミュニケーション力の向上や基礎学力の確認など、大学での履修や学生生活を円滑に進めるための少人数の演習形式で行う実践講座です。「家政学」「保健学」は、各専門の教員がオムニバス形式で行う必修科目です。第 2 セメスターの必修科目である「生活経営学（家庭経済学を含む）」「家族関係学」と合わせ学科の基盤科目となります。1 年次では、家政学、保健学の分野の基礎的な科目を広く履修できますので、免許・資格にこだわらず広く履修し興味を広げてください。自分の興味や将来の目的に合わせて、自分が専門的に学修していく領域を定め、今後の履修の方針を立てましょう。1 セメスターに履修できる単位数の上限がありますので、希望する免許・資格が複数ある場合には、優先順位を考えて履修しましょう。その中で、自分の適性を見極め、どのような免許・資格を取得していくかを決めていくことが大切です。教職に関心のある学生は、教職に関する科目も履修しましょう。

2 年次

2 年次は、自分の将来を考え目標を定めて履修計画を立てる時期です。各分野でより専門的な内容となり、演習や実験、実習も増えます。各科目の授業を受けるためには、十分な予習をして臨みましょう。授業後にはノートをまとめ、分からないことは調べて解決しておくことも大切です。大学での学修は最優先ですが、進路を決定する上で、社会での活動、教育ボランティアなど、授業時間外の時間

を有効に利用することを勧めます。また、3年から所属するゼミナールを選択するには、2年生のうちに科目の先生方とよく相談を重ね、自分の将来の目標や興味に適したゼミナールはどこかを考えましょう。

教員免許を希望する学生は、教科教育法や「インターンシップ①」を積極的に履修して実践力をつけましょう。また、中学校教諭（家庭科、保健科）希望者は、7日間の介護等体験があります。

3年次

3年次は専門性を深める時期です。専門科目の学修と並行し、全員がいずれかのゼミナールに所属します。「企業等インターンシップ」も開講されますので、企業就職を考える学生は、積極的に参加しましょう。養護教諭課程を履修する学生は「養護実習」及び「臨床看護実習」に参加します。

4年次

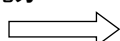
4年間の学修の集大成となります。中学校・高等学校教諭（家庭科、保健科）課程を履修する学生は「教育実習」に参加します。生活の各分野を総合的に理解し、専門性をさらに深めて、「卒業研究」に積極的に取り組み、研究成果をまとめ、社会に出るための実践力、応用力を養いましょう。最後に卒業研究発表会があります。ゼミナールで取り組んだ研究の成果を発表し、これをもって、4年間の学修の締めくくりとなります。

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) HHC100-1



①学科コード	②領域コード	③水準コード	④分野コード
HH	C	100	1

① **学科コード** 家政保健 (Home and Health Sciences) 学科は、“HH”です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。

1つの科目で複数の学問領域にわたる場合、2文字になります。

領域コード	学問領域
A	総合教育科目
B	学科共通科目
C	生活環境デザイン
D	生活経営情報
E	フードビジネス・マネジメント
F	教育健康福祉

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

総合教育科目については、各学科で1年次に配当がある科目については100番台、それ以外を200番台としています。総合教育科目の各分野を十の位で区分し、番号を振っています。100番台の科目であっても、学科によっては2年生以上で履修する科目もあります。

水準コード	学修段階
100～199	入門レベル（1年）
200～299	中級レベル（2年）
300～399	上級レベル（3年）
400～499	学士課程修了レベル

④ 分野コード

分野コードによって分野を表します。

専門教育科目のみ分野コードにより分類しています。

分野コード	分野
1	学科必修
2	被服
3	食物
4	住居
5	家族
6	消費・経済
7	養護
8	看護
9	教職

小哈还位于竹溪竹海——1.1117

科目 共通	B152-1	実数学	B351-1	家政保健学総合研究①	B451-1	家政保健学総合研究③		
	B103-1	保健学	B352-1	家政保健学総合研究②	B452-1	家政保健学総合研究④		
	B104-1	生活環境学(家庭経済学を含む)			B453-1	卒業研究		
	B151-1	スタートアップセミナー						
生活 環境 デザ イン	CF101-2	被服学	CD201-2	被服材料学	C302-2	被服実習応用	CD402-4	住居法規
	CI02-2	パレル設計・生産論	CD202-2	被服科学演習	C303-2	テキスタイル工芸演習	C403-4	住居施工
	CDEF101-3	食品学	CD203-2	ファッションビジネス論	CDE301-3	食品の官能評価・鑑別論	CDE403-6	消費者調査法
	CDEF102-3	食品材料の科学	CD204-2	ファッションビジネス論	CE302-3	調理実習基礎		
	CDEF103-3	調理学	CE201-3	食品実地実習	CDE303-3	フードビジネス論		
	CEF104-3	調理実習基礎	CE202-3	食品衛生学	CDE304-3	フードベジタリアン論		
	CI09-3	調理実習応用	CD203-3	基礎栄養学	CF301-3	食品の官能評価・鑑別論		
	CF101-4	住居学	CE204-3	応用栄養学	CD302-4	住生活論		
	CD102-4	住生活	CDE205-3	フードコーディネータ論	CF303-4	住居福祉論		
	CI03-4	住居設計	CD201-4	住生活実習	CDE304-4	カラーコーディネータ		
生活 経 営 情 報	CI04-4	製図技法	CD202-4	現代住生活論	C305-4	住居構法		
	CI05-4	家具構造	CD203-4	インテリアデザイン	C306-4	住居材料学		
			CD204-4	住居コンピュータデザイン	C307-4	住居造形学		
			CE205-6	消費生活論				
	CDEF101-3	食品学	CD201-2	被服材料学	CDE301-3	食品の官能評価・鑑別論	DEF401-3	食育論
	CDEF102-3	食品材料の科学	CD202-2	被服科学演習	CDE303-3	フードビジネス論	D401-4	住文化
	CDEF103-3	調理学	CD203-2	ファッションビジネス論	CDE304-3	フードベジタリアン論	CD402-4	住居法規
	CD102-4	住生活	CDEF203-3	基礎栄養学	CD302-4	住生活論	DEF401-6	社会保険論
	DEF101-7	実学の知識(初級実学を含む)	CDE205-3	フードコーディネータ論	CDE304-4	カラーコーディネータ	DEF402-6	生活情報論演習
	DF105-7	解剖生理学	CD201-4	住生活実習	DF301-3	保育学	CDE403-6	消費者調査法
フ ィ ド ビ ジ ネ ス ・	DEF106-7	微生物学	CD202-4	現代住生活論	DF302-5	子育て支援		
			DF201-5	現代栄養学	DF303-5	ジェンダー論		
			DF202-5	社会福祉	DF304-5	ヒューマンケア		
			DEF201-6	生活情報論	DE301-6	携入入門		
			DE202-6	ファッション・プランニング①	DE303-6	人的資本マネジメント		
			DE203-6	ファッション・プランニング②	DF304-6	労働法①		
			DE207-6	経営組織マネジメント	DF305-6	労働法②		
			DE208-6	経営組織マネジメント	DE302-6	マーケティング		
			DE204-6	ビジネス数学入門	DF301-7	公衆衛生学		
			DEF206-6	消費生活問題論	DEF305-7	健康増進		
教 育 健 康 福 祉	DF207-7	環境保健学	DF202-7	環境保健学	DF304-7	薬理学		
			DF205-7	免疫学				
	CDEF101-3	食品学	CE201-3	食品実地実習	CDE301-3	食品の官能評価・鑑別論	DEF401-3	食育論
	CDEF102-3	食品材料の科学	CE202-3	食品衛生学	CE302-3	調理実習基礎	DEF401-6	社会保険論
	CDEF103-3	調理学	CDEF203-3	基礎栄養学	CDE303-3	フードビジネス論	DEF402-6	生活情報論演習
	CEF104-3	調理実習基礎	CE204-3	応用栄養学	CDE304-3	フードベジタリアン論	CDE403-6	消費者調査法
	DEF101-7	実学の知識(初級実学を含む)	CD205-3	フードコーディネータ論	C303-3	フードベジタリアン論		
	DEF106-7	微生物学	DEF201-6	生活情報論	CDE304-4	カラーコーディネータ		
			DE202-6	ファッション・プランニング①	DE301-6	携入入門		
			DE203-6	ファッション・プランニング②	DE303-6	人的資本マネジメント		
教 育 健 康 福 祉	CF101-2	被服学	CF203-2	被服実習基礎	CF303-4	住居福祉論	DEF401-3	食育論
	CDEF101-3	食品学	CF202-3	食品衛生学	DF301-5	子育て支援	DEF402-6	生活情報論演習
	CDEF102-3	食品材料の科学	CDEF203-3	基礎栄養学	DF302-5	子育て支援		
	CDEF103-3	調理学	CF204-3	応用栄養学	DF303-5	ジェンダー論		
	CEF104-3	調理実習基礎	F205-4	住居環境学	DF304-5	ヒューマンケア		
	CF101-4	住居学	DF201-5	現代栄養学	DF301-7	公衆衛生学		
	DEF101-7	実学の知識(初級実学を含む)	DF202-7	社会福祉	DF302-7	フードベジタリアン論		
	F102-7	学校保健(学校安全を含む)	DEF201-6	生活情報論	F303-7	健康増進活動		
	F103-7	小児保健	DEF206-6	消費生活問題論	DEF305-7	健康増進		
			F104-7	衛生学	DF304-7	薬理学		
教	DF105-7	解剖生理学	DF207-7	環境保健学	F301-8	臨床検査実習		
	DEF106-7	微生物学	F203-7	実生活動実習	DEF304-6	労働法①		
	F101-8	看護学①	F204-7	免疫学	DEF305-6	労働法②		
	F102-8	看護学②	DF205-7	免疫学				
	F103-8	救急看護	F206-7	精神保健				
			F201-8	基礎看護実習				
			F202-8	救急看護実習				
	B159-9	教育原理	B176-9	発達心理学	B265-9	教育法規	B261-9	教育の歴史(日本・外国)
	B162-9	教育概論(初級実学を含む)	B176-9	教育概論	B283-9	特別支援教育	B160-9	教育心理学
	職			B201-9	カリキュラム論	B301-9	家庭教育法②	B401-9
			B201-9	家庭教育法①	B302-9	家庭教育法③	B402-9	保健科教育法④
			B202-9	保健科教育法①	B303-9	保健科教育法③	B271-9	生徒指導
			B203-9	保健科教育法②	B273-9	道徳教育の理論と方法	B306-9	進路指導
			B284-9	教育方法・技術演習	B284-9	教育方法・技術演習	B403-9	教育実習(中学校)
			B363-9	学校文化・マネジメント	B360-9	学校文化・マネジメント	B404-9	教育実習(高等学校)
			B262-9	教育相談	B278-9	教育実習指導	B405-9	教職実践演習(中高)
			B204-9	教育実習指導	B305-9	教育実習指導	B406-9	教職実践演習(養護教諭)
			B282-9	教職実インターンシップ①	B373-9	教職実インターンシップ②		
学 科 共 通		B178-1	SAE①(語学研修)	B279-1	製菓実習①	B279-1	製菓実習①	B178-1
	B179-1	SAE②(語学研修)	B280-1	製菓実習②	B280-1	製菓実習②	B179-1	SAE②(語学研修)
	B180-1	SAE③(語学研修)	B281-1	製パン実習	B281-1	製パン実習	B180-1	SAE③(語学研修)
	B181-1	SAE④(地域研究)	B178-1	SAE①(語学研修)	B178-1	SAE①(語学研修)	B181-1	SAE④(地域研究)
	B182-1	SAE②(語学研修)	B179-1	SAE②(語学研修)	B179-1	SAE②(語学研修)	B182-1	SAE②(語学研修)
	B183-1	SAE③(語学研修)	B180-1	SAE③(語学研修)	B180-1	SAE③(語学研修)	B183-1	SAE③(語学研修)
	B184-1	SAE④(地域研究)	B181-1	SAE④(地域研究)	B181-1	SAE④(地域研究)	B184-1	SAE④(地域研究)
	B182-1	SAE②(特別研究)	B182-1	SAE②(特別研究)	B182-1	SAE②(特別研究)		
	B183-1	サビスタニング①	B183-1	サビスタニング①	B183-1	サビスタニング①		
	B184-1	サビスタニング②	B184-1	サビスタニング②	B184-1	サビスタニング②		

4 卒業要件単位数とカリキュラム

●卒業要件単位数●

区 分		必修 ^{※ 1}	選択	計	卒業に必要な単位数
総合教育科目	建学の精神	5	0	30	124
	精神と文化	2	6		
	社会と産業	2			
	生命と自然	2			
	生活と技術	2			
	健康とスポーツ	2			
	情報科学	3			
	外国語	6 ^{※ 2}			
専門教育科目		14	80	94	

※1 選択必修科目の単位数を含む。

※2 総合教育科目の外国語分野 6 単位のうち、4 単位は「英語①」「英語②」「英語③」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」「英語コミュニケーション③」から履修しなければならない。外国語分野 6 単位すべてにおいて、これらの英語の科目を履修してもよい。

☆ 首都圏西部大学単位互換協定により修得した単位は、総合教育科目の卒業要件単位数として 10 単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

☆ 他学部、他学科履修により修得した専門教育科目の単位は、専門教育科目の卒業要件単位数として 6 単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

他学科専門教育科目履修を希望する場合は、事前に教務担当に相談すること。

●カリキュラム一覧●

凡例：◎免許・資格プログラムの必修科目

○免許・資格プログラムと企業学習プログラムの選択科目

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										企業学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	中学・家庭	高校・家庭	中学・保健	高校・保健	看護教諭	衛生管理者	第一種	准学校心聴士	フィードバック チャリスト	インテリ ア		
総合教育科目	建学の精神	1	HHA101 建学の精神	1														
		1	HHA102 建学の精神実践講座①	1														
		2	HHA201 建学の精神実践講座②	1														
		3	HHA301 建学の精神実践講座③	1														
		4	HHA401 建学の精神実践講座④	1														
	精神と文化	1	HHA111 女性と文化	2														
		1	HHA112 哲学	2														
		2	HHA113 人間と倫理	2													○	
		4	HHA114 人間と宗教	2														
		2	HHA115 心理学	2													○	
		1	HHA116 日本人の心	2														
		1	HHA117 鎌倉の歴史・文化	2														
		3	HHA211 文化人類学	2														
		1	HHA118 美術の世界	2												○		
	社会と産業	1	HHA121 日本国憲法	2			◎	◎	◎	◎	◎							
		3	HHA221 生活と法律	2													○	
		4	HHA222 現代の政治	2													○	
		4	HHA223 国際関係	2													○	
		2	HHA224 経済のしくみ	2													○	
		2	HHA225 企業の知識	2													○	
		1	HHA122 社会学	2													○	
		3	HHA226 歴史の世界	2														
		3	HHA227 企業等インターンシップ	2													○	
	生命と自然	1	HHA131 生物学の基礎	2														
		1	HHA132 化学の基礎	2														
	生活と技術	1	HHA133 生活と環境	2													○	
		2	HHA141 数と統計	2													○	
		2	HHA142 ロジック	2													○	
		2	HHA241 社会調査	2													○	
		1	HHA143 キャリアデザイン	2													○	
		3	HHA242 くらしとデザイン	2													○	
		1	HHA144 安全・安心と危機管理	2													○	
		2	HHA145 コミュニケーション	2													○	
	健康とスポーツ	2	HHA251 女性と健康	2														
		1	HHA151 健康・スポーツ科学	2			◎	◎	◎	◎	◎						○	
		2	HHA252 食と健康	2													○	
		1	HHA152 スポーツ実技	1														
		1,2,3,4	HHA153 スポーツ実技（水泳）	1														
	情報科学	1	HHA161 情報リテラシー	2			◎	◎	◎	◎	◎							
		1	HHA162 プレゼンテーション	1														
		3	HHA261 プログラミング	1													○	
外国語		1	HHA171 英語①	2														
		1	HHA172 英語②	2														
		3	HHA274 英語③	2													○	
		2	HHA271 英語コミュニケーション①	2														
		2	HHA272 英語コミュニケーション②	2														
		3	HHA273 英語コミュニケーション③	2													○	
		3	HHA173 ドイツ語①	2														
		3	HHA174 ドイツ語②	2													○	
		3	HHA175 フランス語①	2														
		3	HHA176 フランス語②	2													○	

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム											企業学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	中学・家庭	高校・家庭	中学・保健	高校・保健	養護教諭	衛生管理 者 第一種	準 学 校 心 理 士	フ ィ ン ア ン ス ペ シ ャ リ ス ト	イ ン テ リ ア フ ィ ン ア ン ナ ー				
専門 教育 科目	1	HHB152-1	家政学	2			○	○											
	1	HHB102-1	保健学	2					○	○	○								
	1	HHB104-1	生活経営学（家庭経済学を含む）	2			○	○									○		
	1	HHB103-1	家族関係学	2			○	○											
	1	HHB151-1	スタートアップセミナー	2															
	2	HHDF201-5	現代家族論	2			○	○											
	3	HHDF301-5	保育学	2			○	○											
	3	HHDF302-5	子育て支援	2														○	
	3	HHDF303-5	ジェンダー論	2			○	○										○	
	3	HHDF304-5	ヒューマンケア	2														○	
	2	HHDF202-5	社会福祉	2														○	
	4	HHDE401-6	社会保障論	2														○	
	2	HHDEF201-6	生活情報論	2														○	
	4	HHDEF402-6	生活情報論演習	2														○	
	2	HHDE202-6	ファイナナル・プランニング①	2														○	
	2	HHDE203-6	ファイナナル・プランニング②	2														○	
	2	HHDE204-6	ビジネス数学入門	2														○	
	3	HHDE301-6	簿記入門	2														○	
	2	HHDE207-6	経営戦略	2														○	
	2	HHDE208-6	経営組織マネジメント	2														○	
	3	HHDE303-6	人的資本マネジメント	2														○	
	3	HHDEF304-6	労働法①	2										○				○	
	3	HHDEF305-6	労働法②	2										○				○	
	3	HHDE302-6	マーケティング	2														○	
	2	HHCE205-6	消費生活論	2														○	
	2	HHDEF206-6	消費者問題論	2				○	○									○	
	4	HHCE403-6	消費者調査法	2														○	
	1	HHCF101-2	被服学	2				○	○										
	2	HHCD201-2	被服材料学	2				○	○									○	
	2	HHCD202-2	被服科学演習	2															
	1	HHC102-2	アパレル設計・生産論	2														○	
	2	HHCF203-2	被服実習基礎	1				○	○										
	3	HHC302-2	被服実習応用	1															
	3	HHC303-2	テキスタイル工芸演習	2															
	2	HHCD204-2	ファッションビジネス論	2														○	
	1	HHCE101-3	食品学	2				○	○								○		
	1	HHCE102-3	食品材料の科学	2									○				○		
	2	HHCE201-3	食品学実験・実習	1													○		
	3	HHCE301-3	食品の官能評価・鑑別論	2													○	○	
	2	HHCE202-3	食品衛生学	2						○	○	○					○		
	1	HHCE103-3	調理学	2				○	○								○		
	1	HHCE104-3	調理実習基礎	1				○	○								○		
	1	HHC105-3	調理実習応用	1				○	○										
	3	HHCE302-3	調理学実験	1				○	○								○	○	
	2	HHCE203-3	基礎栄養学	2				○	○								○		
	2	HHCE204-3	応用栄養学	2						○	○	○							
	2	HHCE205-3	フードコーディネーター論	2													○	○	
	3	HHCE303-3	フードビジネス論	2													○	○	
	3	HHCE304-3	フードスペシャリスト論	2													○	○	
	3	HHCE305-3	フードマーケティング演習	2														○	
	4	HHDEF401-3	食育論	2				○	○										

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										企業学 習 プログラム	備考	
				必修	選択	自由	中学・ 家庭	高校・ 家庭	中学・ 保健	高校・ 保健	養護教諭	衛生 管理者	第一種	准 学校 心理 士	フ ィ ド ス ベ シ ャ リ ス ト	プ ラ ン テ リ ア ブ ラ ン ナ ー			
専門 教育 科目	1	HHCF101-4	住居学		2		○	○									○		
	1	HHCD102-4	住生活		2												○		
	2	HHCD201-4	住生活史		2												○		
	2	HHCD202-4	現代住生活論		2												○		
	4	HH401-4	住文化		2												○		
	1	HHC103-4	住居設計		2												◎	○	
	1	HHC104-4	製図技法		2												○		
	1	HHC105-4	家具概論		2												○		
	2	HHC203-4	インテリアデザイン		2												○	○	
	2	HHC204-4	住居コンピュータデザイン		2												○		
	3	HHC301-4	造形心理学		2												○	○	
	3	HHCD302-4	住宅計画		2												○	○	
	2	HHF205-4	住居環境学		2		○	○									○		
	3	HHCF303-4	住福祉環境		2												○	○	
	3	HHCE304-4	カラーコーディネート		2												○	○	
	3	HHC305-4	住居構法		2												○		
	3	HHC306-4	住居材料学		2												○		
	3	HHC307-4	住居設備学		2												○		
	4	HHCD402-4	住居法規		2												○		
	4	HHC403-4	住居施工		2												○		
	2	HHF201-7	衛生学		2					○	○	○	○	○					○
	3	HHDF301-7	公衆衛生学		2					○	○	○	○	○					○
	1	HHDEF101-7	医学の知識(予防医学を含む)		2						○	○	○	○					
	2	HHDF202-7	環境保健学		2					○	○	○	○	○					○
	1	HHF102-7	学校保健(学校安全を含む)		2					○	○	○	○						
	3	HHF302-7	学校保健演習		2							○							
	1	HHF103-7	小児保健		2					○	○	○							
	1	HHF104-7	養護概説		2							○							
	2	HHF203-7	養護活動実習		1							○							
	2	HHF204-7	養護アセスメント		2							○							
	3	HHF303-7	健康相談活動		2							○							
	3	HHDEF305-7	健康管理		2							○	○						○
	1	HHDF105-7	解剖生理学		2					○	○	○	○	○					
	1	HHDEF106-7	微生物学		2						○	○	○						
	2	HHDF205-7	免疫学		2							○							
	3	HHDF304-7	薬理学		2							○							
	2	HHF206-7	精神保健		2					○	○	○							
	1	HHF101-8	看護学①		2							○							
	1	HHF102-8	看護学②		2							○							
	2	HHF201-8	基礎看護実習		1							○							
	1	HHF103-8	救急看護		2					○	○	○	○	○					
	2	HHF202-8	救急看護実習		1					○	○	○							
	3	HHF301-8	臨床看護実習		2							○							
	3	HHB351-1	家政保健学総合研究①	1															
	3	HHB352-1	家政保健学総合研究②	1															
	4	HHB451-1	家政保健学総合研究③	1															
	4	HHB452-1	家政保健学総合研究④	1															
	4	HHB453-1	卒業研究		4														
	1,2,3,4	HHB178-1	SAE ①(語学研修)		1														

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム											備考
				必修	選択	自由	中学	高校	中学	高校	養護教諭	衛生管理者	第二種	准 学校心理士	フィードス ペシャリスト	インテリ ア	企業学 習	
							家庭	家庭	保健	保健								
専門教育科目	1,2,3,4	HHB179-1	SAE ② (語学研修)			2												
	1,2,3,4	HHB180-1	SAE ③ (語学研修)			4												
	1,2,3,4	HHB181-1	SAE ④ (地域研究)			1												
	1,2,3,4	HHB182-2	SAE ⑤ (特別研究)			1												
	2,3	HHB279-1	製菓実習①			2												
	2,3	HHB280-1	製菓実習②			2												
	2,3	HHB281-1	製パン実習			2												
	1	HHB162-9	教職概論 (同和教育を含む)	2			○	○	○	○	○							
	1	HHB159-9	教育原理	2			○	○	○	○	○							
	4	HHB261-9	教育の歴史 (日本・外国)	2			○	○	○	○	○							
	2	HHB176-9	発達心理学	2			○	○	○	○	○			○				
	4	HHB160-9	教育心理学	2			○	○	○	○	○			○				
	2	HHB161-9	教育制度	2			○	○	○	○	○							
	3	HHB265-9	教育法規	2			○	○	○	○	○							
	2	HHB283-9	特別支援教育	1			○	○	○	○	○			○				
	2	HHB251-9	カリキュラム論Ⅲ	2			○	○	○	○	○							
	2	HHB201-9	家庭科教育法①	2			○	○										
	3	HHB301-9	家庭科教育法②	2			○	○										
	3	HHB302-9	家庭科教育法③	2			○	○										
	4	HHB401-9	家庭科教育法④	2			○	○										
	2	HHB202-9	保健科教育法①	2					○	○								
	2	HHB203-9	保健科教育法②	2					○	○								
	3	HHB303-9	保健科教育法③	2					○	○								
	4	HHB402-9	保健科教育法④	2					○	○								
	3	HHB273-9	道德教育の理論と方法	2			○	○	○	○	○							
	2	HHB284-9	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			○	○	○	○	○							
	2	HHB263-9	教育方法・技術 (情報通信技術の活用を含む)	2			○	○	○	○	○							
	3	HHB264-9	教育方法・技術演習	2			○	○	○	○	○							
	4	HHB271-9	生徒指導	2			○	○	○	○	○							
	4	HHB306-9	進路指導	1			○	○	○	○	○							
	2	HHB262-9	教育相談	2			○	○	○	○	○			○				
	3	HHB360-9	学校カウンセリング	2			○	○	○	○	○							
	3	HHB278-9	教育実習指導	1			○	○	○	○								事前・事後指導
	4	HHB403-9	教育実習 (中学校)	4			○		○									
	4	HHB404-9	教育実習 (高等学校)	2														
	2	HHB204-9	養護実習指導	1							○							事前・事後指導
	3	HHB305-9	養護実習	4							○							
	4	HHB405-9	教職実践演習 (中・高)	2			○	○	○	○								
	4	HHB406-9	教職実践演習 (養護教諭)	2							○							
	2	HHB282-9	教職等インターンシップ①	2			○	○	○	○	○							
	3	HHB373-9	教職等インターンシップ②	2			○	○	○	○	○							
	1,2,3,4	HHB183-1	サービ斯拉ーニング①	2														
	1,2,3,4	HHB184-1	サービ斯拉ーニング②	2														

※1 高等学校免許では、「大学が独自に設定する科目」として扱う。

※2 中学校・高等学校免許同時取得希望者は、「教育実習 (中学校)」を履修する。

高等学校免許取得希望者は、「教育実習 (高等学校)」を履修する。

5 免許・資格

(1) 教員免許状

履修方法

教員免許状取得のために必要な履修科目は、免許状の種類により、それぞれ次の領域からなっています。

中学校・高等学校

- ・教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目
- ・教科及び教職に関する科目

教科及び教職に関する科目は、以下の科目によって構成されています。

教科及び 教職に関 する科目	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

養護教諭

- ・教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目
- ・養護及び教職に関する科目

養護及び教職に関する科目は、以下の科目によって構成されています。

養護及び 教職に関 する科目	第2欄	養護に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

介護等の体験

中学校教諭の免許状を取得する場合には、教育実習のほかに、特別支援学校及び社会福祉施設において、最低7日間の介護等の体験が必要となります。

① 教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目（共通）

教育職員免許法施行規則の 第 66 条の 6 に定める科目	法定 単位数	本学における授業科目			
		授業科目名	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	健康・スポーツ科学	2		選択必修
		スポーツ実技		1	
		スポーツ実技（水泳）		1	
外国語 コミュニケーション	2	英語①		2	2 単位以上 履修
		英語②		2	
		英語③		2	
		英語コミュニケーション①		2	
		英語コミュニケーション②		2	
		英語コミュニケーション③		2	
		ドイツ語①		2	
		ドイツ語②		2	
		フランス語①		2	
		フランス語②		2	
数理、データ活用及び人 工知能に関する科目又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		

② 中学校・高等学校教諭一種免許状「家庭」

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
中学校教諭	28	10	10	7	4 [*]
高等学校教諭	24	10	8	5	12 [*]

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目				
					授業科目名	中学校		高等学校	
			必修	選択		必修	選択		
第2欄	教科及び 教科の指導法に関する科目	教科に関する専門 の事項	家庭経営学（家族関係学及び 家庭経済学を含む。）	中 28 高 24	生活経営学（家庭経済学を含む）	2		2	
					家政学	2		2	
					家族関係学	2		2	
					現代家族論		2		2
					ジェンダー論		2		2
			消費者問題論			2		2	
			被服学		2		2		
			被服材料科学			2		2	
			被服実習基礎		1		1		
			基礎栄養学		2		2		
			食品学		2		2		
			調理学		2		2		
			調理実習基礎		1		1		
			調理実習応用			1		1	
			調理学実験			1		1	
			食育論			2		2	
			住居学		2		2		
			住居環境学			2		2	
			保育学		2		2		
		各教科の指導法（情報通信技術の活用 を含む。）	家庭科教育法①		2		2		
			家庭科教育法②		2		2		
			家庭科教育法③		2			2	
			家庭科教育法④		2			2	

第1欄	教科及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目				
				授業科目名	中学校		高等学校	
					必修	選択	必修	選択
第3欄	教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		2	
		教育の歴史（日本・外国）			2		2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論（同和教育を含む）	2		2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育法規		2		2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学	2		2	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育心理学		2		2
				特別支援教育	1		1	
				カリキュラム論Ⅲ	2		2	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	道徳教育の理論と方法	2			
		総合的な学習の時間の指導法※3		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
		特別活動の指導法		教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）※1	2		2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・技術演習※1	2		2	
		教育の方法及び技術		生徒指導	2		2	
		生徒指導の理論及び方法		進路指導	1		1	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談	2		2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		学校カウンセリング		2		2
				教育実習指導	1		1	
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習（中学校）	4		4※2	
		教育実習（高等学校）				2※2		
		教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		2
第6欄	大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	道徳教育の理論と方法				2	
			教職等インターンシップ①		2		2	
			教職等インターンシップ②		2		2	

※1 「教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)」は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』及び『教育の方法及び技術』の内容を含む。「教育方法・技術演習」は『教育の方法及び技術』の内容のみを含む。

※2 中学校・高等学校免許同時取得希望者は、「教育実習(中学校)」を履修する。

高等学校免許取得希望者は、「教育実習(高等学校)」を履修する。

※3 高等学校は、『総合的な探求の時間の指導法』。

③中学校・高等学校教諭一種免許状「保健」

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
中学校教諭	28	10	10	7	4 [*]
高等学校教諭	24	10	8	5	12 [*]

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目				
					授業科目名	中学校		高等学校	
			必修	選択		必修	選択		
第2欄	教科及び 教科の指導法に関する科目	教科に関する専門 的事項	生理学・栄養学*	中 28 高 24	解剖生理学	2		2	
					応用栄養学	2		2	
					微生物学			2	
			衛生学・公衆衛生学		衛生学	2		2	
					食品衛生学	2		2	
					公衆衛生学	2		2	
			学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		保健学		2		2
					環境保健学		2		2
					学校保健（学校安全を含む）	2		2	
					小児保健	2		2	
					精神保健	2		2	
					救急看護	2		2	
					救急看護実習		1		1
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		保健科教育法①	2		2	
					保健科教育法②	2		2	
					保健科教育法③	2			2
					保健科教育法④	2			2

※高等学校免許においては、「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」。

第1欄	教科及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目				
				授業科目名	中学校		高等学校	
					必修	選択	必修	選択
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		2	
		教育の歴史（日本・外国）			2		2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		2		2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		2		2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			2		2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			2		2	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		1		1		
		カリキュラム論Ⅲ		2		2		
		第4欄		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法 ^{※3}	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2				2	
特別活動の指導法	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む） ^{※1}		2				2	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法・技術演習 ^{※1}		2				2	
教育の方法及び技術	生徒指導		2				2	
生徒指導の理論及び方法	進路指導		1				1	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談		2				2	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校カウンセリング				2			2
第5欄	教育実践に関する科目		教育実習		中5 高3		教育実習指導	1
		教育実習（中学校）	4				4 ^{※2}	
		教育実習（高等学校）					2 ^{※2}	
		教職実践演習	2			2		
第6欄	大学が独自に設定する科目	中4 高12	道徳教育の理論と方法				2	
			教職等インターンシップ①		2		2	
			教職等インターンシップ②		2		2	

※1 「教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)」は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』及び『教育の方法及び技術』の内容を含む。「教育方法・技術演習」は『教育の方法及び技術』の内容のみを含む。

※2 中学校・高等学校免許同時取得希望者は、「教育実習(中学校)」を履修する。

高等学校免許取得希望者は、「教育実習(高等学校)」を履修する。

※3 高等学校は、『総合的な探求の時間の指導法』。

④ 養護教諭一種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
養護教諭	28	8	6	7	7*

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	養護及び教職に関する科目		法定単位数	本学における授業科目		
				授業科目名	必修	選択
第2欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学	2	
				公衆衛生学	2	
				食品衛生学		2
				保健学		2
				医学の知識（予防医学を含む）	2	
		学校保健	2	環境保健学		2
				学校保健（学校安全を含む）	2	
				学校保健演習		2
		養護概説	2	小児保健		2
				養護概説	2	
				養護活動実習	1	
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	養護アセスメント		2
				健康相談活動	2	
				健康管理		2
		栄養学（食品学を含む。）	2	応用栄養学	2	
				食品材料の科学		2
		解剖学・生理学	2	解剖生理学	2	
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学	2	
				免疫学		2
		精神保健	2	薬理学		2
				精神保健	2	
		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学①	2	
				看護学②	2	
				基礎看護実習	1	
				救急看護	2	
				救急看護実習	1	
				臨床看護実習	2	

第1欄	養護及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目		
				授業科目名	必修	選択
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育の歴史（日本・外国）		2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職概論（同和教育を含む）	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育制度	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育法規		2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		発達心理学	2	
				教育心理学		2
				特別支援教育	1	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	6	カリキュラム論Ⅲ	2	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		道徳教育の理論と方法	2	
		生徒指導の理論及び方法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）	2	
				教育方法・技術演習		2
				生徒指導	2	
第5欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	教育相談	2	
		教職実践演習	2	学校カウンセリング		2
第6欄	大学が独自に設定する科目		7	養護実習指導	1	
				養護実習	4	
				教職実践演習（養護教諭）	2	
				教職等インターンシップ①		2
				教職等インターンシップ②		2

⑤ 教員免許状の申請

教員免許状の申請方法には一括申請と個人申請の2種類があります。一括申請は申請者に代わり大学が申請を行うもので、神奈川県教育委員会に申請します。個人申請は申請者の住民票住所地のある都道府県教育委員会に申請します。

教員免許状申請に要する費用（昨年度参考）

教員免許状1種類につき、申請手数料 ……………3,300 円
証明書発行手数料 …………… 700 円

(2) 第一種衛生管理者

衛生管理者は、職場において労働者の健康障害を防止するため、一定の規模の事業所ごとに選任が義務づけられており、企業からのニーズが高い国家資格です。家政保健学科を卒業し、第一種衛生管理者に関する所定の学科目を履修した者は、国家試験を受験せずに、卒業後に免許を申請し、取得することができます。

履修方法

試験科目	範囲	単位数	本学における授業科目		
			授業科目名	必修	選択
労働衛生	衛生管理体制	5	公衆衛生学 衛生学 健康管理 [*] 救急看護 環境保健学 [*]	2 2 2 2 (2)	
	作業環境要素				
	職業性疾病				
	作業環境管理				
	作業管理				
	健康管理				
	健康の保持増進対策				
	労働衛生教育				
	労働衛生管理統計				
	救急処置				
関係法規	労働基準法	4	労働法① 労働法②	2 2	
	労働安全衛生法				
	作業環境測定法及びじん肺法並びにこれらに基づく命令中の関係条項				
労働生理	人体の組織および機能	3	解剖生理学 環境保健学 [*] 医学の知識 健康管理 [*]	2 2 (2)	2
	環境条件による人体の機能の変化				
	労働による人体の機能の変化				
	疲労および予防				
	職業適性				

※複数の試験科目にわたる授業科目

() 再掲を示す

資格取得に要する費用（昨年度参考）

申請手数料 …… 1,500 円

(3) 准学校心理士

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる者に対して認定する資格です。

准学校心理士は、学校心理士に準じる資格で、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い期間で学校心理士試験を受験することができます。

なお、准学校心理士資格取得のための基礎資格は、教員免許又は保育士資格です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数 必修
教育心理学	4科目のうち、 3科目6単位以上履修	教育心理学	2
発達心理学		発達心理学	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）		教育相談	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）		特別支援教育	1

資格取得に要する費用（昨年度参考）

審査事務手数料	……	3,000 円
登録事務手数料	……	3,000 円
年会費（3年分）	……	9,000 円
証明書発行手数料	……	300 円

資格有効期間

3年間で更新はありません。詳しい内容は、一般社団法人学校心理士認定運営機構のホームページで確認してください。

(4) フードスペシャリスト

公益社団法人 日本フードスペシャリスト協会認定資格

食に関する総合的・体系的な知識、技術を身につけ、食品の開発製造、流通、販売、外食などを担う食品産業をはじめ、食関係の広範な分野で活かすことができる資格です。

履修方法

協会指定科目	単位	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
フードスペシャリスト論	講義2単位以上	フードスペシャリスト論	2
食品の官能評価・鑑別論	演習2単位以上	食品の官能評価・鑑別論	2
食物学に関する科目	講義4単位以上 実験1単位以上	食品学	2
		食品材料の科学	2
		食品学実験・実習	1
食品の安全性に関する科目	講義2単位以上	食品衛生学	2
調理学に関する科目	講義2単位以上 実習2単位以上	調理学	2
		調理実習基礎	1
		調理学実験	1
栄養と健康に関する科目	講義2単位以上	基礎栄養学	2
食品流通・消費に関する科目	講義2単位以上	フードビジネス論	2
フードコーディネート論	講義2単位以上	フードコーディネート論	2

認定試験

受験資格は、日本フードスペシャリスト協会指定科目を履修し、養成大学卒業（見込み）者に与えられます。試験は3年次・4年次の12月に実施され、受験料が必要となります。受験希望者は、認定試験実施説明会に出席してください。

資格認定証の交付

協会指定科目を履修し、資格認定試験に合格した者に対し「フードスペシャリスト資格認定証」が卒業時に交付されます。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

フードスペシャリスト資格

資格認定試験料 …… 4,400円

資格認定証交付手数料 …… 4,400円

(5) インテリアプランナー（IP）登録資格

公益財団法人 建築技術教育普及センター認定資格

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下普及センター）が認定しているこの資格は国土交通省から正式に引き継がれたもので、国家資格と同等の価値があります。インテリアプランナー（以下 IP）とは、インテリア空間をトータルに実現できる設計能力を持った資格者に与えられる称号です。本学は普及センターから個別認定を受けているため、家政保健学科の IP 履修必要単位取得により、本来必要な実務経験 2 年が免除されます。在籍中に試験に合格すれば卒業後すぐに資格を持つことができます。

また、新たな資格としてアソシエイト・インテリアプランナー（以下 AIP）が准 IP として 2016 年 4 月から新設され、インテリア関連の資格としては、より取得しやすくなっています。

履修方法

指定科目			本学における授業科目		
科目群	単位数		授業科目名	必修	選択
インテリア関連科目 (A 群)	(36 単位－B 群で修得した単位) 単位以上		美術の世界		2
			カラーコーディネート		2
			住生活史		2
			住居学		2
			住生活		2
			現代住生活論		2
			住福祉環境		2
			住文化		2
インテリア専門科目 (B 群)	A 群・B 群合わせて 36 単位以上	必修科目を含め 24 単位以上	インテリアデザイン		2
			住居環境学		2
			住居設備学		2
			造形心理学		2
			住居材料学		2
			住居構法		2
			家具概論		2
			住居法規		2
			製図技法		2
			住宅計画		2
			住居設計	2	
			住居施工		2
			住居コンピュータデザイン		2

IP 資格取得

取得方法：IP 学科試験合格後、設計製図試験に合格し、所定の実務経験 2 年（本学科の IP 履修必要単位取得及び卒業により免除となる）と登録により、IP の称号が与えられます。

登録の際には「IP 登録に係る単位取得証明書」及び「卒業証明書」が必要となります。取得後、5 年毎の更新講習受講・登録が必要となります。年齢制限等の条件はありません。

AIP 資格取得

取得方法：IP 学科試験合格後、登録をすると AIP の称号が付与されます。

5 年毎の更新講習受講・登録が必要となります。

実務経験は不要であり、年齢制限等の条件はありません。

学科試験、製図試験

学科試験：毎年 6 月に実施されます。

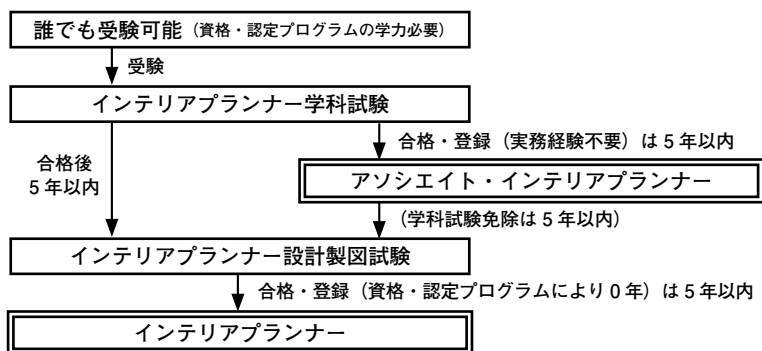
学科試験には相応の知識が必要となるため、受験は 4 年次が一般的です。したがって IP、AIP 資格は、就職活動時には取得見込みとしての活用となります。

製図試験：毎年 11 月に実施されます。

学科試験合格が条件であり、設計・製図の知識、プランニング力と訓練が必要となるため、受験は 4 年次以降となるのが一般的です。

詳細は、建築技術教育普及センターのホームページで確認してください。

<https://www.jaenic.or.jp/shiken/ip/index.html>



資格取得に要する費用 (昨年度参考)

学科試験	9,900 円	製図試験	16,500 円
AIP 資格：新規登録	2,200 円	更新講習 + 更新登録	12,100 円
IP 資格：新規登録	11,000 円	更新講習 + 更新登録	22,000 円

家政学部管理栄養学科

1 4年間の履修指針

食生活を通して生活習慣病を予防し、健康を維持増進したいという社会的ニーズが高まる中で、献立の作成、給食経営管理のみならず総合的な栄養マネジメントのできる、より高度な専門知識と実践力を備えた管理栄養士・栄養教諭が保健・医療・福祉・教育など多方面から求められています。管理栄養学科のカリキュラムは、こうした社会的ニーズに応えられる管理栄養士・栄養教諭の育成を目的に構成されています。

本学科では、管理栄養士が果たすべき多様な専門領域に関する基本的な能力を修得することを目的に、専門職として必要な知識、技能、態度、考え方の基本的な能力、チーム医療の重要性を理解し、関連職種や患者とコミュニケーションをとるうえで必要なスキル、保健・医療・福祉・介護システムの中で必要な栄養・給食関連サービスのマネジメント能力、疾病の一次・二次・三次予防のための栄養指導を行う能力を養っていきます。

管理栄養士・栄養士養成課程で学ぶ基礎として、理系（化学、生物）の知識は必要不可欠です。理系の知識なしに専門教育科目を理解することは困難です。そのため、理系の理解が不十分なまま入学した学生に対しては、1年次（第1セメスター）でリメディアル教育を行います。各自、講義を通して理系科目の理解力の強化を図ってください。

第1セメスターから総合教育科目と並行して、専門教育科目が開講されます。1～3年次（第1～5セメスター）では、管理栄養士となり栄養管理を実践する上で基礎となる「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」や「食べ物と健康」などの専門基礎分野、「基礎栄養学」や「給食経営管理論」などの専門分野の講義を中心に学修します。また、1年次（第1セメスター）から実験、実習により基礎から応用に至る幅広い学修を行うことで、管理栄養士に必要な基礎的な技術、知識を修得し、応用力を高めます。さらに、演習により卒業後、社会に出て役立つ実践的な教育内容に取り組んで、高度な知識を養います。そのため、実験・実習・演習が多く、それぞれに必ずレポートが課せられます。計画的な学修はもとより、体力と自己の健康管理も重要です。

本学科は人の命をあずかる分野で働く人を養成する学科であることから、豊富

な知識と正しい判断力が要求されます。疑問や理解不足の点は、そのままにせず担当教員の指導をその都度受けて解決してください。万一、単位が修得できなかった科目については、再履修を早期に行うことが必要です。不明な点はクラスアドバイザーや教務担当教員と相談し、計画的に履修してください。

2～4年次（第3～8セメスター）では、管理栄養士が果たす多様な専門領域において基盤となる栄養の意義や、個人、集団、地域を対象とした栄養管理について学びます。これらは、専門分野の「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」を学修し、専門性を高め実力を養います。

3年次（第5セメスター）から2年間をかけて行われるゼミナールは必修科目です。通常の講義とは異なり、指導教員の下、少人数で特定のテーマについて専門性を深めていきます。受身ではなく目的意識をもった積極的な参加が必要です。4年次（第7～8セメスター）の「卒業研究」はゼミナールの中でテーマをしばらく、論文を作成していきます。「卒業研究」は大学生活の集大成でもあることから、新しい分野を開拓する意気込みをもってぜひ履修し、研究成果を形に残してください。

また、3～4年次（第5～7セメスター）で学内で得た知識・技術の統合を図ることを目的とした「臨地実習」が病院、学校、保健所・保健センター、企業等で実施されます。第5セメスターに「臨地実習」に先がけて行われる「管理栄養総合演習」では、「臨地実習」の事前指導を行います。実践活動の場である実習を通して、職業意識を高めていきます。

最終学年には管理栄養士国家試験が実施されます。国家試験では総合的な知識と実践力が問われます。1年次から常に講義内容のまとめと整理を行い、各科目間の関連性も念頭において講義等に臨んでください。

「栄養教諭一種免許状」を取得するためには、管理栄養士養成課程の履修に加えて、「栄養に係る教育に関する科目」や「教育実習」も含めた「栄養に係る教育及び教職に関する科目」を29単位修得することが必要です。将来、小学校・中学校で子ども等に食に関する指導を行うとともに学校給食を管理運営する「栄養教諭」を目指す人はチャレンジしてください。

本学科の卒業生の約7割は、栄養士・管理栄養士の専門性を生かし病院や保育所、社会福祉施設に就職します。将来の方向性を考える際には、臨床栄養、栄養教育、公衆栄養、給食経営管理の4つの学びのキーワードを目安として科目の履修に臨んでください。

●学びのキーワード及び関連する科目●

臨 床 栄 養	病気に関する基礎と食事療法を学ぶ。 臨床栄養学①、臨床栄養学②、栄養管理基礎演習、食品と薬品の相互作用論、臨床栄養学実習①、臨床栄養学実習②、臨床栄養学実習③
栄 養 教 育	健康、栄養等について教育する力を身につける。 栄養教育論①、栄養教育論②、健康栄養カウンセリング演習、栄養教育論実習
公 衆 栄 養	地域公衆栄養活動に関するマネジメント能力を育成する。 公衆栄養学①、公衆栄養学②、公衆栄養学実習
給 食 経 営 管 理	給食の運営、組織、経営管理等を学ぶ。 給食経営管理論①、給食経営管理論②、リスク管理論、給食経営管理論実習

なお、食の生産・流通・販売の仕事に興味のある学生は、フードビジネスに関する科目、「マーケティング」、「フードビジネス論」、「フードマーケティング演習」、「消費者調査法」の履修をお勧めします。

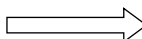
また、管理栄養学科の企業学習プログラムは、食品会社やドラッグストアなどで、管理栄養士の資格を活かし就労することを目指す学生の実践力養成を視野に入れた科目構成となっています。将来を見据えたうえで履修してください。

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) NDA100



①学科コード	②領域コード	③水準コード
ND	A	100

① 学科コード 管理栄養（Nutrition and Dietetics）学科は、“ND”です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。

領域コード	学問領域
A	総合教育科目
B	基礎科目系
C	公衆栄養系
D	臨床栄養系
E	栄養教育系
F	給食経営管理系
G	実践演習
H	自由科目
I	教職科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

総合教育科目については、各学科で1年次に配当がある科目については100番台、それ以外を200番台としています。総合教育科目の各分野を十の位で区分し、番号を振っています。100番台の科目であっても、学科によっては2年生以上で履修する科目もあります。

水準コード	学修段階
100～199	入門レベル（1年）
200～299	中級レベル（2年）
300～399	上級レベル（3年）
400～499	学士課程修了レベル

3 カリキュラムチャート

管理栄養学科(学科コード:ND)			
基礎系	B151	スタートアップセミナー	
	B152	家政学	
公衆栄養系	C101	健康栄養情報演習	C201 公衆栄養学①
	C102	社会・環境と健康①	C202 公衆栄養学②
	C103	社会・環境と健康②	C203 公衆栄養学実習
	C104	健康管理・環境論実習	
臨床栄養系	D101	栄養管理基礎演習	D201 生化学①
			D202 生化学②
			D203 生化学実験①
			D204 生化学実験②
			D205 分子栄養学
			D206 解剖生理学①
			D207 解剖生理学②
			D208 解剖学実習
			D209 生理学実習
			D210 病理学①
			D211 病理学②
			D301 臨床栄養学①
			D302 臨床栄養学②
			D303 臨床栄養学実習①
			D304 臨床栄養学実習②
			D305 臨床栄養学実習③
			D306 食品と薬品の相互作用論
			D307 医療福祉栄養活動論
栄養教育系	E101	基礎栄養学①	E201 スポーツ栄養学
	E102	基礎栄養学②	E202 応用栄養学①
	E103	基礎栄養学実験	E203 応用栄養学②
	E171	食育論	E204 応用栄養学実習
			E301 健康栄養カウンセリング演習
			E302 栄養教育論①
			E303 栄養教育論②
			E304 栄養教育論実習
給食経営管理系	F101	調理学	F201 給食経営管理論①
	F102	食品学①(食品加工学を含む)	F202 給食経営管理論②
	F103	食品学②	F203 リスク管理論
	F104	食品機能論	F204 給食経営管理論実習
	F105	食品分析学実験	F205 マーケティング
	F106	基礎調理学実習	F206 フードマーケティング演習
	F107	調理学実習	F207 フードビジネス論
	F108	食品学実験	F208 消費者調査法
	F109	微生物学	
	F110	食品衛生学	
	F111	食品衛生学実験	
	F112	栄養管理のための数立理論と演習	
	F113	栄養管理論実習	
実践演習		G351 管理栄養総合研究①	G401 管理栄養総合演習
		G352 管理栄養総合研究②	G402 臨地実習①(総実の演習を含む)
			G403 臨地実習②
			G404 臨地実習③
			G405 臨地実習④
			G406 管理栄養士特論演習①
			G407 管理栄養士特論演習②
			G451 管理栄養総合研究③
			G452 管理栄養総合研究④
			G453 卒業研究
自由	H178	S A E ①(語学研修)	H279 製菓実習①
	H179	S A E ②(語学研修)	H280 製菓実習②
	H180	S A E ③(語学研修)	H281 製パン実習
	H181	S A E ④(地域研究)	H282 教職等インターンシップ①
	H182	S A E ⑤(特別研究)	H373 教職等インターンシップ②
	H183	サービスマーケティング①	
	H184	サービスマーケティング②	
教職	I159	教育原理	I251 カリキュラム論Ⅲ
	I160	教育心理学	I261 教育の歴史(日本・外国)
	I161	教育制度	I262 教育相談
	I162	教職概論(同和教育を含む)	I263 教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)
	I176	発達心理学	I264 教育方法・技術演習
			I265 教育法規
			I271 生徒指導
			I273 道徳教育の理論と方法
			I283 特別支援教育
			I284 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法
			I301 学校栄養指導論①
			I302 学校栄養指導論②
			I303 教育実習指導(栄養)
			I360 学校カウンセリング
			I401 教育実習(栄養)
			I402 教職実践演習(栄養教諭)

4 卒業要件単位数とカリキュラム

●卒業要件単位数●

区 分		必修※ ¹	選択	計	卒業に必要な単位数
総合教育科目	建学の精神	5	0	30	124
	精神と文化	2	4		
	社会と産業	2			
	生命と自然	4			
	生活と技術	2			
	健康とスポーツ	2			
	情報科学	3			
外国語		6※ ²			
専門教育科目		68	26	94	

※1 選択必修科目の単位数を含む。

※2 総合教育科目の外国語分野6単位のうち、4単位は「英語①」「英語②」「英語③」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」「英語コミュニケーション③」から履修しなければならない。外国語分野6単位すべてにおいて、これらの英語の科目を履修してもよい。

☆ 首都圏西部大学単位互換協定により修得した単位は、総合教育科目の卒業要件単位数として10単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

☆ 他学部、他学科履修により修得した専門教育科目の単位は、専門教育科目の卒業要件単位数として6単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

●カリキュラム一覧●

凡例：◎免許・資格プログラムの必修科目

○免許・資格プログラムと企業学習プログラムの選択科目

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム					企業学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	栄養士	管理栄養士	食衛生管理 員	食衛生管理 者	栄養教諭		
総合教育科目	建学の精神	1	NDA101 建学の精神	1									
		1	NDA102 建学の精神実践講座①	1									
		2	NDA201 建学の精神実践講座②	1									
		3	NDA301 建学の精神実践講座③	1									
		4	NDA401 建学の精神実践講座④	1									
	精神と文化	1	NDA111 女性と文化		2								2単位 以上 履修
		1	NDA112 哲学		2								
		3	NDA113 人間と倫理		2							○	
		4	NDA114 人間と宗教		2								
		1	NDA115 心理学		2							○	
		1	NDA116 日本人の心		2								
		1	NDA117 鎌倉の歴史・文化		2								
		3	NDA211 文化人類学		2								
	社会と産業	4	NDA118 美術の世界		2								2単位 以上 履修
		1	NDA121 日本国憲法		2						◎		
		2	NDA221 生活と法律		2							○	
		2	NDA222 現代の政治		2							○	
		3	NDA223 国際関係		2							○	
		2	NDA224 経済のしくみ		2							○	
		2	NDA225 企業の知識		2							○	
		2	NDA122 社会学		2							○	
	生命と自然	1	NDA226 歴史の世界		2								2単位 以上 履修
		3	NDA227 企業等インターンシップ		2							○	
		1	NDA131 生物学の基礎	2						◎			
		1	NDA132 化学の基礎	2						◎			
		2	NDA133 生活と環境		2							○	
		1	NDA141 数と統計		2							○	
		1	NDA142 ロジック		2							○	
		2	NDA241 社会調査		2							○	
	生活と技術	3	NDA143 キャリアデザイン		2							○	2単位 以上 履修
		2	NDA242 くらしとデザイン		2							○	
		1	NDA144 安全・安心と危機管理		2							○	
		2	NDA145 コミュニケーション		2							○	
		2	NDA251 女性と健康		2								2単位 以上 履修
総合教育科目	健康とスポーツ	1	NDA151 健康・スポーツ科学		2						◎	○	
		1	NDA252 食と健康		2							○	
		1	NDA152 スポーツ実技		1								
		1,2,3,4	NDA153 スポーツ実技(水泳)		1								
	情報科学	1	NDA161 情報リテラシー		2						◎		3単位 以上 履修
		1	NDA162 プレゼンテーション		1								
		3	NDA261 プログラミング		1							○	
	外国語	1	NDA171 英語①		2								4単位 以上 履修 6単位 以上 履修
		1	NDA172 英語②		2								
		3	NDA274 英語③		2							○	
		2	NDA271 英語コミュニケーション①		2								
		2	NDA272 英語コミュニケーション②		2								
		3	NDA273 英語コミュニケーション③		2							○	
		3	NDA173 ドイツ語①		2								
		3	NDA174 ドイツ語②		2							○	
		3	NDA175 フランス語①		2								
		3	NDA176 フランス語②		2							○	

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム				企業学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	栄養士	管理栄養士	食品衛生監視員	栄養教諭		
専門教育科目	1	NDB152	家政学	2								
	1	NDB151	スタートアップセミナー	2								
	1	NDF112	栄養管理のための献立理論と演習	2			○	○	○			
	1	NDF113	栄養管理論実習	1			○	○	○			
	1	NDC101	健康栄養情報演習		2			○			○	
	2	NDC102	社会・環境と健康①	2			○	○	○		○	
	2	NDC103	社会・環境と健康②	2			○	○	○		○	
	3	NDC104	健康管理・環境論実習		1			○			○	
	1	NDD201	生化学①	2			○	○	○			
	2	NDD202	生化学②	2			○	○	○			
	2	NDD203	生化学実験①	1			○	○	○			
	2	NDD204	生化学実験②		1			○				
	1	NDD206	解剖生理学①	2			○	○	○			
	2	NDD207	解剖生理学②	2			○	○	○			
	2	NDD208	解剖学実習	1			○	○	○		○	
	2	NDD209	生理学実習		1			○			○	
	2	NDD210	病理学①	2			○	○	○			
	2	NDD211	病理学②		2			○				
	1	NDF109	微生物学	2			○	○	○		○	
	1	NDF102	食品学①（食品加工学を含む）	2			○	○	○		○	
	1	NDF103	食品学②	2			○	○	○		○	
	2	NDF108	食品学実験	1			○	○	○		○	
	3	NDF104	食品機能論	2			○	○	○		○	
	3	NDF105	食品分析学実験		1			○			○	
	1	NDF101	調理学	2			○	○	○		○	
	1	NDF106	基礎調理学実習	1			○	○	○		○	
	1	NDF107	調理学実習	1			○	○	○		○	
	2	NDF110	食品衛生学	2			○	○	○		○	
	2	NDF111	食品衛生学実験	1			○	○	○		○	
	1	NDE101	基礎栄養学①	2			○	○	○		○	
	1	NDE102	基礎栄養学②	2			○	○	○			
	1	NDE103	基礎栄養学実験	1			○	○	○			
	2	NDE202	応用栄養学①	2			○	○	○			
	2	NDE203	応用栄養学②	2			○	○	○			
	3	NDE204	応用栄養学実習		1		○	○				
	2	NDE302	栄養教育論①	2			○	○	○			
	3	NDE303	栄養教育論②	2			○	○	○			
	3	NDE301	健康栄養カウンセリング演習		2			○			○	
	3	NDE304	栄養教育論実習	1			○	○	○			
	2	NDD301	臨床栄養学①	2			○	○	○			
	3	NDD302	臨床栄養学②		2			○				
	1	NDD101	栄養管理基礎演習	2			○	○	○			
	2	NDD306	食品と薬品の相互作用論		2			○			○	
	2	NDD303	臨床栄養学実習①	1			○	○	○			
	3	NDD304	臨床栄養学実習②	1			○	○	○			
	3	NDD305	臨床栄養学実習③		1			○				
	2	NDC201	公衆栄養学①	2			○	○	○			
	3	NDC202	公衆栄養学②		2			○				
	3	NDC203	公衆栄養学実習		1		○	○				
	2	NDF201	給食経営管理論①	2			○	○	○			
	2	NDF202	給食経営管理論②		2			○				
	2	NDF204	給食経営管理論実習	1			○	○	○			

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム				企業 学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	栄養士	管理栄養士	食衛生監視員	栄養教諭		
専門 教育科目	3	NDG401	管理栄養総合演習		2			○				事前・事後指導
	3,4	NDG402	臨地実習①（給食の運営を含む）		1		○	○				
	3,4	NDG403	臨地実習②		1			○				
	3,4	NDG404	臨地実習③		1			○				
	3,4	NDG405	臨地実習④		1			○				
	3	NDF203	リスク管理論		1			○			○	半期終了科目
	4	NDD307	医療福祉栄養活動論		2							
	4	NDD205	分子栄養学		2							
	3	NDE201	スポーツ栄養学		2						○	
	1	NDE171	食育論		2						○	
	3	NDF205	マーケティング		2							
	3	NDF206	フードマーケティング演習		2							
	3	NDF207	フードビジネス論		2						○	
	4	NDF208	消費者調査法		2							
	4	NDG406	管理栄養士特論演習①		2			○				
	4	NDG407	管理栄養士特論演習②		2			○				
	3	NDG351	管理栄養総合研究①	1								
	3	NDG352	管理栄養総合研究②	1								
	4	NDG451	管理栄養総合研究③	1								
	4	NDG452	管理栄養総合研究④	1								
	4	NDG453	卒業研究		4							
	1,2,3,4	NDH178	SAE ①（語学研修）			1						
	1,2,3,4	NDH179	SAE ②（語学研修）			2						
	1,2,3,4	NDH180	SAE ③（語学研修）			4						
	1,2,3,4	NDH181	SAE ④（地域研究）			1						
	1,2,3,4	NDH182	SAE ⑤（特別研究）			1						
	2,3	NDH279	製菓実習①		2							
	2,3	NDH280	製菓実習②		2							
	2,3	NDH281	製パン実習		2							
	3	NDI301	学校栄養指導論①		2					○		
	3	NDI302	学校栄養指導論②		2					○		
	1	NDI162	教職概論（同和教育を含む）		2					○		
	1	NDI159	教育原理		2					○		
	4	NDI261	教育の歴史（日本・外国）		2					○		
	2	NDI176	発達心理学		2					○		
	4	NDI160	教育心理学		2					○		
	2	NDI161	教育制度		2					○		
	4	NDI265	教育法規		2					○		
	3	NDI283	特別支援教育		1					○		
	2	NDI251	カリキュラム論Ⅲ		2					○		
	2	NDI273	道德教育の理論と方法		2					○		
	3	NDI284	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2					○		
	4	NDI263	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）		2					○		
	3	NDI264	教育方法・技術演習		2					○		
	3	NDI271	生徒指導		2					○		
	3	NDI262	教育相談		2					○		
	4	NDI360	学校カウンセリング		2					○		
	3	NDI303	教育実習指導（栄養）		1					○		事前・事後指導

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム				企業学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	栄養士	管理栄養士	食衛生監視員	食衛生指導員		
専門教育科目	4	NDI401	教育実習（栄養）		1						◎	
	4	NDI402	教職実践演習（栄養教諭）		2						◎	
	2	NDH282	教職等インターンシップ①		2							
	3	NDH373	教職等インターンシップ②		2							
	1,2,3,4	NDH183	サービスマーケティング①		2							
	1,2,3,4	NDH184	サービスマーケティング②		2							

5 免許・資格

(1) 管理栄養士国家試験受験資格・栄養士

履修方法

栄養士免許を取得するには表1に定める授業科目、管理栄養士国家試験受験資格を取得するには表2に定める授業科目をすべて履修する必要があります。

① 栄養士

表 1

教育内容	単位数		本学における授業科目		
	講義 又は 演習	実験 又は 実習	授業科目名	単位数	
				講義 又は 演習	実験 又は 実習
社会生活と健康	4	4	社会・環境と健康①	2	
			社会・環境と健康②	2	
			社会生活と健康の小計	4	0
人体の構造と機能	8		生化学①	2	
			生化学②	2	
			生化学実験①		1
			解剖生理学①	2	
			解剖生理学②	2	
			解剖学実習		1
			病理学①	2	
			微生物学	2	
			人体の構造と機能の小計	12	2
食品と衛生	6		食品学①（食品加工学を含む）	2	
			食品学②	2	
			食品学実験		1
			食品機能論	2	
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実験		1
			食品と衛生の小計	8	2
			3分野小計	24	4

表 1 (つづき)

教育内容	単位数		本学における授業科目		
	講義 又は 演習	実験 又は 実習	授業科目名	単位数	
				講義 又は 演習	実験 又は 実習
栄養と健康	8	10	基礎栄養学①	2	
			基礎栄養学②	2	
			基礎栄養学実験		1
			栄養管理のための獣立理論と演習	2	
			栄養管理論実習		1
			応用栄養学①	2	
			応用栄養学②	2	
			応用栄養学実習		1
			臨床栄養学①	2	
			栄養管理基礎演習	2	
			臨床栄養学実習①		1
			臨床栄養学実習②		1
			栄養と健康の小計	14	5
栄養の指導	6	10	栄養教育論①	2	
			栄養教育論②	2	
			栄養教育論実習		1
			公衆栄養学①	2	
			公衆栄養学実習		1
			栄養の指導の小計	6	2
給食の運営	4	10	給食経営管理論①	2	
			給食経営管理論実習		1
			臨地実習①（給食の運営を含む）		1
			調理学	2	
			基礎調理学実習		1
			調理学実習		1
			給食の運営の小計	4	4
			3分野小計	24	11
	36	14	小計	48	15
	50		合計		63

② 管理栄養士国家試験受験資格

表 2

教育内容		単位数		本学における授業科目		
				授業科目名	単位数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	社会・環境と健康①	2	
				健康管理・環境論実習		1
				社会・環境と健康②	2	
				健康栄養情報演習	2	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14		社会・環境と健康の小計	6	1
				生化学①	2	
				生化学②	2	
				生化学実験①		1
				生化学実験②		1
				解剖生理学①	2	
				解剖生理学②	2	
				解剖学実習		1
				生理学実習		1
				病理学①	2	
				病理学②	2	
				微生物学	2	
	食べ物と健康	8		人体の構造と機能及び疾病の成り立ちの小計	14	4
				食品学①（食品加工学を含む）	2	
				食品学②	2	
				食品学実験		1
				食品機能論	2	
				食品分析学実験		1
				調理学	2	
				基礎調理学実習		1
				調理学実習		1
				食品衛生学	2	
				食品衛生学実験		1
				食べ物と健康の小計	10	5
	28	10	専門基礎分野小計	30	10	

表 2 (つづき)

教育内容		単位数		本学における授業科目			
				授業科目名	単位数		
		講義 又は 演習	実験 又は 実習			講義 又は 演習	実験 又は 実習
専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学①	2		
				基礎栄養学②	2		
				基礎栄養学実験		1	
				基礎栄養学の小計		4	1
	応用栄養学	6		応用栄養学①	2		
				応用栄養学②	2		
				応用栄養学実習		1	
				栄養管理論実習		1	
				栄養管理のための献立理論と演習	2		
				応用栄養学の小計		6	2
	栄養教育論	6		栄養教育論①	2		
				栄養教育論②	2		
				健康栄養カウンセリング演習	2		
				栄養教育論実習		1	
				栄養教育論の小計		6	1
	臨床栄養学	8		臨床栄養学①	2		
				臨床栄養学②	2		
				栄養管理基礎演習	2		
				食品と薬品の相互作用論	2		
				臨床栄養学実習①		1	
				臨床栄養学実習②		1	
				臨床栄養学実習③		1	
				臨床栄養学の小計		8	3
	公衆栄養学	4		公衆栄養学①	2		
				公衆栄養学②	2		
				公衆栄養学実習		1	
				公衆栄養学の小計		4	1
	給食経営管理論	4		給食経営管理論①	2		
				給食経営管理論②	2		
				給食経営管理論実習		1	
				リスク管理論	1		
				給食経営管理論の小計		5	1
	総合演習	2		管理栄養総合演習	2		
				管理栄養士特論演習①	2		
				管理栄養士特論演習②	2		
				総合演習の小計		6	0
臨地実習	4	臨地実習①（給食の運営を含む）		1			
		臨地実習②		1			
		臨地実習③		1			
		臨地実習④		1			
		臨地実習の小計		0	4		
		32	12	専門分野小計		39	13
		82	合計		92		

(2) 食品衛生監視員・食品衛生管理者

管理栄養学科を卒業すると、「食品衛生監視員」及び「食品衛生管理者」の資格を得ることが出来ます。これは本学科が、厚生労働大臣から食品衛生法に基づくこの資格の養成施設として登録されているためです。養成施設を卒業することで有資格者になりますが、特に免許証や資格証といったものは発行されません。これらは任用資格といって、実際の仕事に就く際に有効な資格となります。

食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国、都道府県及び保健所を設置する市の公務員の中から有資格者が任用されます。

国の食品衛生監視員は、海・空港の厚生労働省の検疫所に配属されます。輸入食品の安全監視・指導、理化学的・微生物学的試験検査、検疫感染症の国内への侵入を防止する業務を行います。

また、地方自治体においては、飲食店や食品製造業など施設の衛生上の危害を防ぐために衛生管理、指導をします。

食品衛生管理者

乳製品、食品添加物、その他製造又は加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とする食品又は食品添加物の製造や加工を行う業者は、施設ごとに専任の管理者を置くことが義務付けられています。衛生面から従業員の監督、指導に当たるために必要な資格です。

履修方法

基本科目名		本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
A 群 化学関係	分析化学、有機化学、 無機化学	化学の基礎	2
B 群 生物化学関係	生物化学、食品化学、 食品分析学、 毒性学	生物学の基礎	2
		食品機能論	2
		生化学①	2
		生化学②	2
C 群 微生物学関係	微生物学、 食品微生物学、 食品保存学、 食品製造学	微生物学	2
		食品学①（食品加工学を含む）	2
		食品学②	2
		食品学実験	1
D 群 公衆衛生学関係	公衆衛生学、 食品衛生学、 環境衛生学、 衛生行政学、疫学	社会・環境と健康①	2
		社会・環境と健康②	2
		食品衛生学	2
		食品衛生学実験	1
E 群 その他関連科目	水産化学、畜産化学、 放射線化学、乳化学、 食肉化学、高分子化学、 生物有機化学、 環境汚染物質分析学、 酵素化学、食品理化学、 水産生理学、 家畜生理学、 植物生理学、 環境生物学、 応用微生物学、 酪農微生物学、病理学、 医学概論、解剖学、 医化学、産業医学、 血液学、血清学、 遺伝学、寄生虫学、 獣医学、栄養化学、 衛生統計学、栄養学、 環境保健学、 衛生管理学、 水産製造学、 畜産品製造学、 農産物製造学、 醸造調味食品製造学、 乳製品製造学、 蒸留酒製造学、 缶詰工学、食品工学、 食品保存学、 冷凍冷蔵学、 品質管理学	生化学実験①	1
		病理学①	2
		栄養管理のための献立理論と演習	2
		基礎栄養学①	2
		基礎栄養学②	2
		基礎栄養学実験	1
		栄養管理論実習	1
		応用栄養学①	2
		応用栄養学②	2
		解剖生理学①	2
		解剖生理学②	2
		解剖学実習	1
		臨床栄養学①	2
		栄養管理基礎演習	2
		臨床栄養学実習①	1
		臨床栄養学実習②	1
		調理学	2
		基礎調理学実習	1
		調理学実習	1
		給食経営管理論①	2
		給食経営管理論実習	1
		栄養教育論①	2
		栄養教育論②	2
		栄養教育論実習	1
		公衆栄養学①	2

(3) 栄養教諭一種免許状

履修方法

栄養教諭一種免許状取得のために必要な履修科目は、以下の領域からなっています。

- ・教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目
- ・栄養に係る教育及び教職に関する科目

栄養に係る教育及び教職に関する科目は、以下の科目によって構成されています。

栄養に係る教育 及び教職に関する科目	第2欄	栄養に係る教育に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目

なお、栄養教諭一種免許状の取得には、管理栄養士養成課程修了及び栄養士免許の取得が条件となります。

教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則の 第 66 条の 6 に定める科目	法定 単位数	本学における授業科目			
		授業科目名	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	健康・スポーツ科学	2		選択必修
		スポーツ実技		1	
		スポーツ実技（水泳）		1	
外国語 コミュニケーション	2	英語①		2	2 単位以上 履修
		英語②		2	
		英語③		2	
		英語コミュニケーション①		2	
		英語コミュニケーション②		2	
		英語コミュニケーション③		2	
		ドイツ語①		2	
		ドイツ語②		2	
		フランス語①		2	
		フランス語②		2	
数理、データ活用及び人工知能に 関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
栄養教諭	4	8	6	4

第1欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目		法定単位数	本学における授業科目		
				授業科目名	必修	選択
第2欄	栄養に係る教育に関する科目		4	学校栄養指導論①	2	
				学校栄養指導論②	2	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育の歴史（日本・外国）		2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職概論（同和教育を含む）	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育制度	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育法規		2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		発達心理学	2	
				教育心理学		2
				特別支援教育	1	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	6	カリキュラム論Ⅲ	2	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		道徳教育の理論と方法	2	
		生徒指導の理論及び方法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）	2	
				教育方法・技術演習		2
				生徒指導	2	
第5欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	教育相談	2	
		教職実践演習	2	学校カウンセリング		2
				教育実習指導（栄養）	1	
				教育実習（栄養）	1	
				教職実践演習（栄養教諭）	2	

教員免許状申請

住民票記載の住所地都道府県教育委員会に申請することにより、教員免許状が授与されます。

教員免許状申請に要する費用（昨年度参考）

教員免許状1種類につき、申請手数料 ……………3,300 円
 証明書発行手数料 ……………700 円

児童学部児童学科

1 4年間の履修指針

児童学科では4年間をかけて、教育、保育、福祉、社会、心理、保健、表現文化の幅広い学問分野から「児童学」を学びます。子どもの発達・成長の可能性を引き出し、支えるための理論を、大学での授業と課外学習、そして実習をとおして理解し、それらを教育・保育の現場で生かせるよう、適切な対応の仕方や指導法をともに考え、実践していきましょう。

児童学科では学生一人ひとりの意志と適性、実際の学修状況に応じて、幼稚園と小学校、特別支援学校の教員免許状、保育士資格をはじめ、児童厚生指導員や認定絵本士、レクリエーション・インストラクターなどの資格を取得することができます。また、児童学に関連する一般企業や地方公共団体への就職にも対応できるカリキュラムになっています。自分の将来像を見すえて履修計画を立て、日々の学習に取り組むことが重要です。

1 年次

4年間の学びをイメージして履修方針を定めましょう。まず卒業必修科目の「児童学」、「教育原理」、「子ども家庭福祉」、「発達心理学」、「子どもの保健」、「児童文化①」を履修し、児童学の基礎を学びます。履修オリエンテーションやクラスアドバイザーによる指導助言、「スタートアップセミナー」、また児童学科独自の「教育・保育基礎力育成ワークショップ」などをとおして学習方法や大学生活のあり方を考え、実践していきましょう。

秋セメスターでは取得したい免許・資格を具体的に選び、2年次以降の専門性の高い学習内容・方法への準備を進めます。単に免許・資格の取得を目的とするだけでなく、自分がどのような分野に関わる「子どもの専門家」になるかを考えましょう。児童学科の5つの学びのキーワードは次のとおりです。キーワードをもとに自分が特に興味を持ち、専門性を身に付けたい分野を見つけ、履修計画と日々の学習に生かしてください。

●学びのキーワード●

初 等 教 育	小学校教育 幼児教育 生命と環境の教育 国際理解教育
児 童 福 祉	乳幼児保育 児童養護 児童健全育成と子育て支援 地域福祉と共生
児童発達臨床	児童発達臨床 児童カウンセリング 特別支援教育 遊びと学習
表 現 文 化	感性表現（音楽・舞踊・造形） 言語表現 子ども文化
子どもと健康	健康増進（ウェルネス） 食の教育 メンタルヘルス リスク・マネジメント レクリエーション・ワーク

2 年 次

2 年次より免許・資格の取得や将来の進路の希望に基づくクラス編成が行われ、学友とともにより本格的な学習に取り組むことになります。実習参加に向けた準備も始まり、小学校課程の登録者は2年次に介護等体験に参加します。スケジュールや体調なども自ら責任をもって管理する力を身につけましょう。保育士課程の登録者は、第3セメスターの終了段階で実習参加要件を満たしているかが判断されます。

特に小学校・特別支援学校教員の志望者は「教職等インターンシップ①」に参加して学校の現場を体験してください。幼稚園教員・保育士を志望する場合もボランティアやさまざまな自治体や団体が開く事業に参加し、子どもに関わる経験を積むとよいでしょう。日頃から教職センター及び就職センターの情報を確認し、語学やICT、秘書などの検定試験や得意な分野の各種資格の取得にチャレンジするのもよいでしょう。第4セメスターには、3年次から始まる「児童学総合研究」（ゼミナール）を決めます。情報収集や教員への相談を重ねて高い関心がある分野のゼミナールを選択しましょう。

3 年 次

いっそう専門的な内容・方法の授業が増え、ゼミナールの活動が始まり、特に保育士課程の履修者は夏休みと春休みを中心に合わせて3回の実習が行われます。

第5セメスター終了段階で教育実習の参加要件を満たしているかが判断され、小学校や幼稚園での実習、また教職員採用試験に向けた準備も本格化します。現場の実習、またインターンシップやボランティア活動による学校・施設体験で自らの適性や課題を明確化し、さらなる成長に向けて授業及び課外学習、そしてゼミナールに取り組みましょう。

4年次

児童学科での学びの集大成の一年です。授業の他にゼミナールでの卒業研究と発表会に取り組み、修得した知識・技能を往還させて卒業後に現場で生かしてほしいです。

第7セメスターに小学校、または幼稚園での教育実習が行われ、さらに特別支援学校の課程の履修者は第8セメスターに実習を行います。「保育・教職実践演習」は、教職課程及び保育士課程での学びの総仕上げとなります。教職員の採用試験をはじめとする就職活動と並行して、未履修の分野・科目や心残りがないう、真摯に臨んでください。

2 科目ナンバー

児童学科で開講する科目に、教育課程（カリキュラム）における各科目の分野や学修段階を示すための番号（ナンバー）を付けています。それぞれの科目ナンバーとカリキュラムチャートを手がかりに履修計画を立ててください。

科目ナンバーの見方

例）CSB213

①学科コード	②領域コード	③水準コード	④分野コード	⑤通し番号
CS	B	2	1	3

- ① 学科コード 児童学科（Department of Child Studies）は“CS”です。
- ② 領域コード B-Gは学問領域を表します。それぞれの内容は下表を参照してください。なお、コード“A”は「総合教育科目」です。
- ③ 水準コード 1は入門レベル（1年）、2は中級レベル（2年）、3は上級レベル（3年）、4は学士課程修了レベル（4年）です。なお、開講年が前後する場合があります。
- ④ 分野コード 下表のとおり、領域コード（B-G）をさらに細分化した番号です。
- ⑤ 通し番号 水準コードと分野コードで分けた科目に、春セメスター、秋セメスターの開講期の順で番号を付けています。なお、開講期が前後する場合があります。

②領域コード	B 児童学の基礎	C 子どもの文化・表現	D 小学校・特別支援学校の教育	E 幼児教育・保育	F 教育・保育の実践と省察	G 科学的探求・特定領域研究
④分野コード *各領域コードに対応	0 児童学科コア科目 1 教職教養 2 多文化・教育環境 3 発達臨床	0 児童文化・表現文化 1 音楽 2 図画工作・造形 3 体育・舞踊 4 生活文化	0 学校教育の理解 1 小学校：教育内容 2、3 小学校：指導法 4 特別支援学校の教育	0 幼児教育・児童福祉の基礎 1 幼児教育・保育の内容・方法 2 乳幼児・家族の理解・心理・支援 3 児童厚生・児童館	0 教育・保育の体験・観察 1 保育実習（保育所・施設・児童館） 2 教育実習（小幼） 3 教育実習（特支）	0 自然科学・社会科学・人文科学 1 乳幼児・児童の心理学 2 学校保健・危機管理 3 レクリエーション・ワーク

3 カリキュラムチャート

領域／水準	1	2	3	4
B 児童学の基礎	児童学	子ども家庭福祉	児童学総合研究①	児童学総合研究②
	教育原理	発達心理学	教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)	教育方法・技術演習
	スタートアップセミナー	子どもの保健	保育英語	障害児保育
	教職概論(同和教育を含む)	児童文化①	教育の歴史(日本・外国)	ムーブメント療法
		多文化・コミュニケーション保育演習	子どもと異文化理解	
		教育心理学		
C 子どもの文化・表現	図画工作①	絵本学Ⅰ	絵本学Ⅱ	絵本学Ⅲ
		音楽①	音楽②	音楽③
		体育①	ダンス	生活
D 小学校・特別支援学校の教育		算数①	国語①(書写を含む)	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法
			社会①	理科教育法
			理科	生活科教育法
			小学校英語①	図画工作科教育法
				体育科教育法
				小学校英語教育法
				家庭科教育法
	特別支援教育論	障害児の心理・生理・病理②(肢体不自由)	知的障害教育①	病弱教育②
	障害児の心理・生理・病理①(知的障害)	障害児の心理・生理・病理③(病弱)	発達障害児の理解と指導(LD・ADHD・高機能自閉症等)	情緒障害児の理解と指導
			病弱教育①	聴覚・言語障害児の理解と指導
				重複障害児の理解と指導
				特別支援教育課題研究
E 幼児教育・保育	社会福祉	保育者論	カリキュラム論Ⅰ	社会的養護
	子どもの理解と援助	子ども家庭支援の心理学	子どもと表現	幼児指導
	教育原理	子どもと健康	保育内容総論	保育内容演習言葉
		子どもと人間関係	保育内容演習人間関係	社会的養護演習
			保育内容演習健康	保育内容演習表現
			子どもの健康と安全	乳児保育
			子どもの食と栄養	乳児保育演習
			子育て支援	
			児童館・放課後児童クラブの機能と運営	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①
				児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法②
F 教育・保育の実践と省察	サービスマーケティング①	教職等インターンシップ①	サービスマーケティング②	教職等インターンシップ②
			保育実習指導Ⅰ(保育所)	保育実習指導Ⅱ(保育所)
			保育実習指導Ⅱ(居住型施設等)	保育実習指導Ⅲ(児童厚生施設等)
			保育実習Ⅰ(保育所)	保育実習Ⅱ(保育所)
			保育実習Ⅱ(居住型施設等)	保育実習Ⅲ(児童厚生施設等)
			保育実習Ⅰ(居住型施設等)	児童館実習
				教育実習指導
				教育実習
				教育実習指導(特別支援教育)
				教育実習(特別支援教育)
G 科学的探求・特定領域研究	数学の基礎	自然科学基礎演習	SAE②(語学研修)	理科実験・観察法
		SAE①(語学研修)		ジェンダー論
				乳幼児心理学
		レクリエーション理論	レクリエーション実技①	レクリエーション実技②
				レクリエーション実習(学外)

4 卒業要件単位数とカリキュラム

●卒業要件単位数●

区 分		必修 ^{※1}	選択	計	卒業に必要な単位数
総合教育科目	建学の精神	5	0	34	124
	精神と文化	2	10		
	社会と産業	2			
	生命と自然	2			
	生活と技術	2			
	健康とスポーツ	2			
	情報科学	3			
	外国語	6 ^{※2}			
専門教育科目		18	72	90	

※1 選択必修科目の単位数を含む。

※2 総合教育科目の外国語分野6単位のうち、4単位は「英語①」「英語②」「英語③」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」「英語コミュニケーション③」から履修しなければならない。外国語分野6単位すべてにおいて、これらの英語の科目を履修してもよい。

☆ 首都圏西部大学単位互換協定により修得した単位は、総合教育科目の卒業要件単位数として10単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

☆ 他学部、他学科履修により修得した専門教育科目の単位は、専門教育科目の卒業要件単位数として6単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

●カリキュラム一覧●

凡例：◎免許・資格プログラムの必修科目

○免許・資格プログラムと企業学習プログラムの選択科目

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										企業学習 プログラム	備考	
				必修	選択	自由	小学校	特別支援学校	幼稚園	保育士	指導員	児童厚生	認定給本士	スシ ョン ディ ン	准 校 心 理 士				
総合教育科目	建学の精神	1	CSA101 建学の精神	1															
		1	CSA102 建学の精神実践講座①	1															
		2	CSA201 建学の精神実践講座②	1															
		3	CSA301 建学の精神実践講座③	1															
		4	CSA401 建学の精神実践講座④	1															
	精神と文化	1	CSA111 女性と文化		2														
		2	CSA112 哲学		2														
		1	CSA113 人間と倫理		2													○	2単位 以上 履修
		1	CSA114 人間と宗教		2														
		1	CSA115 心理学		2													○	
		1	CSA116 日本人の心		2														
		1	CSA117 鎌倉の歴史・文化		2														
		3	CSA211 文化人類学		2														
	1	CSA118 美術の世界		2															
	社会と産業	2	CSA121 日本国憲法		2		◎		◎										
		3	CSA221 生活と法律		2													○	2単位 以上 履修
		4	CSA222 現代の政治		2													○	
		2	CSA223 国際関係		2													○	
		3	CSA224 経済のしくみ		2													○	
		4	CSA225 企業の知識		2						※1							○	
		3	CSA122 社会学		2													○	
		3	CSA226 歴史の世界		2														
	3	CSA227 企業等インターンシップ		2													○		
	生命と自然	1	CSA131 生物学の基礎		2														2単位 以上 履修
		1	CSA132 化学の基礎		2														
		3	CSA133 生活と環境		2													○	
		1	CSA141 数と統計		2													○	
		2	CSA142 ロジック		2													○	
	生活と技術	3	CSA241 社会調査		2														2単位 以上 履修
		2	CSA143 キャリアデザイン		2													○	
		2	CSA242 くらしとデザイン		2													○	
		3	CSA144 安全・安心と危機管理		2													○	
		2	CSA145 コミュニケーション		2													○	
		健康とスポーツ	2	CSA251 女性と健康		2													
	1		CSA151 健康・スポーツ科学		2		◎		◎	◎								○	
	4		CSA252 食と健康		2													○	
1	CSA152 スポーツ実技			1															
情報科学	1,2,3,4	CSA153 スポーツ実技（水泳）		1															
	1	CSA161 情報リテラシー		2			◎		◎									3単位 以上 履修	
	2	CSA162 プレゼンテーション		1															
3	CSA261 プログラミング		1													○			
外国語	1	CSA171 英語①		2														4単位 以上 履修	6単位 以上 履修
	1	CSA172 英語②		2															
	3	CSA274 英語③		2															
	2	CSA271 英語コミュニケーション①		2													○		
	2	CSA272 英語コミュニケーション②		2															
	3	CSA273 英語コミュニケーション③		2													○		
	2	CSA173 ドイツ語①		2															
	3	CSA174 ドイツ語②		2													○		
	2	CSA175 フランス語①		2															
	3	CSA176 フランス語②		2													○		

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										備考
				必修	選択	自由	小学校	特別支援 学校	幼稚園	保育士	指導員	児童厚生	認定 給本士	スリ トラン クティ ン	准 学校 心理 士	企業 学習 プログラム	
専門 教育 科目	1	CSB101	児童学	2													
	1	CSB102	教育原理	2			○		○	○							
	1	CSB103	スタートアップセミナー	2													
	1	CSB104	子ども家庭福祉	2						○							
	1	CSB105	発達心理学	2			○		○	○					○		
	1	CSB106	子どもの保健	2						○							
	1	CSB107	児童文化①	2					○	○						○	
	1	CSB111	教職概論(同和教育を含む)	2			○		○								
	1	CSB121	多文化・コミュニケーション 保育演習	2												○	
	1	CSB131	教育心理学	2			○		○	○					○		
	1	CSC101	絵本学Ⅰ	2									○				
	1	CSC111	音楽①	2			○		○	○							
	1	CSC121	図画工作①	2			○		○	○							
	1	CSC131	体育①	2			○			○							
	1	CSD111	算数①	2			○									○	
	1	CSD141	特別支援教育論	2				○							○		
	1	CSD142	障害児の心理・生理・ 病理①(知的障害)	2				○									
	1	CSD143	障害児の心理・生理・ 病理②(肢体不自由)	1				○									
	1	CSD144	障害児の心理・生理・ 病理③(病弱)	1				○									
	1	CSE101	社会福祉	2						○						○	
	1	CSE102	子どもの理解と援助	1						○							
	1	CSE103	保育原理	2						○							
	1	CSE104	保育者論	2						○						○	
	1	CSE105	子ども家庭支援の心理学	2						○							
	1	CSE111	子どもと健康	1					○	○							
	1	CSE112	子どもと人間関係	1					○	○							
	1,2,3,4	CSF101	サービスラーニング①	2													
	1	CSG101	数学の基礎	2													
	1	CSG102	自然科学基礎演習	2													
	1,2,3,4	CSG103	SAE ①(語学研修)			1											
	1	CSG131	レクリエーション理論	2										○			
	2	CSB211	教育制度	2			○		○								
	2	CSB212	特別支援教育	1			○		○								
	2	CSB221	子どもと教育環境	2			○		○							○	
	2	CSB222	教育法規	2			○		○								
	2	CSB223	保育英語	2												○	
	2	CSC201	絵本学Ⅱ	1									○				
	2	CSC202	絵本学Ⅲ	1									○				
	2	CSC211	音楽②	2			○			○							
	2	CSC221	図画工作②	2			○			○							
	2	CSC231	体育②	2			○			○							
	2	CSC232	ダンス	2						○							
	2	CSC241	生活	2			○		○								
	2	CSD201	特別活動及び総合的な 学習の時間の指導法	2			○										
	2	CSD211	国語①(書写を含む)	2			○			○						○	
	2	CSD212	社会①	2			○										

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										備考
				必修	選択	自由	小学校	特別支援学校	幼稚園	保育士	指導員	児童厚生	認定給本士	スシ ン・リ ア・イ ン	准 学 校 心 理 士	企 業 学 習 プ ロ グ ラ ム	
専門教育科目	2	CSD213	理科		2		○										
	2	CSD214	国語②		2		○										
	2	CSD215	家庭		2		○										
	2	CSD216	小学校英語①		2		○										
	2	CSD241	肢体不自由教育①		2			○									
	2	CSD242	発達障害児の理解と指導 (LD・ADHD・高機能自閉症等)		2			○									
	2	CSD243	知的障害教育①		2			○									
	2	CSD244	病弱教育①		2			○									
	2	CSE201	カリキュラム論Ⅰ		2				○	○							
	2	CSE202	社会的養護		2					○							
	2	CSE203	幼児指導		2				○								
	2	CSE211	子どもと表現		1				○	○							
	2	CSE212	保育内容総論		2				○	○							
	2	CSE213	保育内容演習人間関係		2				○	○							
	2	CSE214	保育内容演習健康		2				○	○							
	2	CSE215	子どもと環境		1				○	○							
	2	CSE216	子どもと言葉		1				○	○							
	2	CSE217	保育内容演習表現		2				○	○							
	2	CSE221	子どもの健康と安全		1					○							
	2	CSE222	子どもの食と栄養		2					○							
	2	CSE223	乳児保育		2					○							
	2	CSE224	乳児保育演習		1					○							
	2	CSE225	子育て支援		1					○							
	2	CSE231	児童館・放課後児童ク ラブの機能と運営		2							○					
	2	CSE232	児童館・放課後児童クラ ブの活動内容と指導法①		2							○					
	1,2,3,4	CSF201	サービスラーニング②		2												
	2	CSF202	教職等インターンシップ①		2		○		○								
	1,2,3,4	CSG201	SAE ② (語学研修)			2											
	2	CSG202	理科実験・観察法		1		○										1コマ
	2	CSG203	ジェンダー論		2											○	
	2	CSG211	乳幼児心理学		2											○	
	2	CSG231	レクリエーション実技①		1									○			1コマ
	3	CSB301	児童学総合研究①	1													
	3	CSB302	児童学総合研究②	1													
	3	CSB311	教育方法・技術 (情報 通信技術の活用を含む)		2		○		○								
	3	CSB312	教育相談		2		○		○						○	○	
	3	CSB313	教育方法・技術演習		2		○		○								
	3	CSB321	教育の歴史 (日本・外国)		2		○		○								
	3	CSB322	子どもと異文化理解		2											○	
	3	CSB331	障害児保育		2					○					○		
	3	CSB332	ムーブメント療法		2					○							
	3	CSC301	児童文化②		2				○	○							
	3	CSC311	リトミック		2					○							
	3	CSD301	カリキュラム論Ⅱ		2		○										
	3	CSD302	道德教育の理論と方法		2		○										
	3	CSD303	児童指導		2		○										

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										備考
				必修	選択	自由	小学校	特別支援学校	幼稚園	保育士	指導員	児童厚生	認定給本士	スシット ラフティ エン	准 学校 心理士	企業 学 習 プ ロ グ ラ ム	
専門 教育科目	3	CSD321	理科教育法		2		○										
	3	CSD322	生活科教育法		2		○										
	3	CSD323	図画工作科教育法		2		○										
	3	CSD324	体育科教育法		2		○										
	3	CSD325	小学校英語教育法		2		○										
	3	CSD326	国語科教育法		2		○										
	3	CSD327	社会科教育法		2		○										
	3	CSD328	算数科教育法		2		○										
	3	CSD329	音楽科教育法		2		○										
	3	CSD331	家庭科教育法		2		○										
	3	CSD341	知的障害教育②		2			○									
	3	CSD342	病弱教育②		2			○									
	3	CSD343	肢体不自由教育②		2			○									
	3	CSD344	情緒障害児の理解と指導		2			○									
	3	CSD345	聴覚・言語障害児の理 解と指導		2			○									
	3	CSE301	子ども家庭支援論		2					○						○	
	3	CSE302	臨床心理学		2					○						○	
	3	CSE311	保育内容演習環境		2				○	○							
	3	CSE312	保育内容演習言葉		2				○	○							
	3	CSE321	社会的養護演習		1					○							
	3	CSE331	児童館・放課後児童クラ ブの活動内容と指導法②		2						○						
	3	CSF301	教職等インターンシップ②		2		○		○								
	3	CSF311	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1					○							事前・ 事後指導
	3	CSF312	保育実習指導Ⅰ（居住 型施設等）		1					○							事前・ 事後指導
	3	CSF313	保育実習Ⅰ（保育所）		2					○							
	3	CSF314	保育実習Ⅰ（居住型施設等）		2					○							
	3	CSF315	保育実習指導Ⅱ（保育所）		1					選択 必修							※ 2 事前・ 事後指導
	3	CSF316	保育実習指導Ⅲ（児童 厚生施設等）		1						○						※ 2 事前・ 事後指導
	3	CSF317	保育実習Ⅱ（保育所）		2					選択 必修							※ 2
	3	CSF318	保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）		2						○						※ 2
	3	CSF319	児童館実習		2						○						
	3	CSF321	教育実習指導		1		○		○								事前・ 事後指導
	1,2,3,4	CSG301	SAE ③（語学研修）			4											
	1,2,3,4	CSG302	SAE ④（地域研究）			1											
	3	CSG331	レクリエーション実技②		1									○			1コマ
	3	CSG332	レクリエーション実習（学外）		1									○			
	4	CSB401	児童学総合研究③		1												
	4	CSB402	児童学総合研究④		1												
	4	CSB403	卒業研究		4												
	4	CSB411	保育・教職実践演習（幼・小）		2		○		○	○							
	4	CSB431	学習心理学		2		○		○								
	4	CSC401	児童文学研究		2												

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										企業 学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	小学校	特別 支援 学校	幼稚園	保育士	児童厚生 指導員	認定給本士	スプレッド シート 活用	准 学校 心理士				
	4	CSD401	教育評価		2													
	4	CSD411	算数②		2		○											
	4	CSD412	社会②		2		○											
	4	CSD413	小学校英語②		2		○											
	4	CSD441	重複障害児の理解と指導		2			◎										
	4	CSD442	視覚障害児の理解と指導		2			◎										
	4	CSD443	特別支援教育課題研究		2			○										
	4	CSE421	子育てカウンセリング		2				○									
	4	CSF421	教育実習		4		◎		◎									
	4	CSF431	教育実習指導（特別支援教育）		1			◎								事前・事後指導		
	4	CSF432	教育実習（特別支援教育）		2			◎										
	4	CSG411	家族関係の心理学		2													
	4	CSG421	子どもの危機管理 （リスク・マネジメント）		2										○			
	4	CSG422	学校保健		2													

- ※1 「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」又は「スポーツ実技（水泳）」を含め8単位以上履修する。
- ※2 保育士資格のみの取得希望者は「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習指導Ⅱ（保育所）」を、保育士資格及び児童厚生員資格取得希望者は「保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）」「保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）」を履修する。

5 免許・資格

(1) 教員免許状

教員免許状取得のために必要な履修科目は、免許状の種類により、それぞれ次の領域からなっています。

幼稚園・小学校教諭

- ・教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目
- ・教科及び教職に関する科目

教科及び教職に関する科目は、以下の科目によって構成されています。

【幼稚園】

教科及び教職に関する科目	第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

【小学校】

教科及び教職に関する科目	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

特別支援学校教諭

- ・特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭免許状取得には、小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭又は幼稚園教諭の免許状の取得が条件となります。

介護等の体験

小学校教諭の免許状を取得する場合には、教育実習のほかに、特別支援学校及び社会福祉施設において、最低7日間の介護等の体験が必要となります。

① 教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目（共通）

教育職員免許法施行 規則の第 66 条の 6 に定める科目	法定 単位数	本学における授業科目			
		授業科目名	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	健康・スポーツ科学	2		選択必修
		スポーツ実技		1	
		スポーツ実技（水泳）		1	
外国語 コミュニケーション	2	英語①		2	2 単位以上 履修
		英語②		2	
		英語③		2	
		英語コミュニケーション①		2	
		英語コミュニケーション②		2	
		英語コミュニケーション③		2	
		ドイツ語①		2	
		ドイツ語②		2	
		フランス語①		2	
		フランス語②		2	
数理、データ活用及び人工知 能に関する科目又は情報機器 の操作	2	情報リテラシー	2		

② 幼稚園教諭一種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
幼稚園教諭	16	10	4	7	14*

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定単位数	本学における授業科目					
					授業科目名	必修	選択			
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	子どもと健康	1				
			人間関係		子どもと人間関係	1				
			環境		子どもと環境	1				
			言葉		子どもと言葉	1				
			表現		子どもと表現	1				
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論	2				
					保育内容演習健康	2				
					保育内容演習人間関係	2				
					保育内容演習環境	2				
					保育内容演習言葉	2				
					保育内容演習表現	2				
					児童文化①	2				
					児童文化②	2				
					教育原理	2				
					教育の歴史（日本・外国）		2			
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教職概論（同和教育を含む）	2				
					教育制度	2				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教育法規		2			
					子どもと教育環境		2			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			発達心理学	2				
					教育心理学		2			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			学習心理学		2			
					特別支援教育	1				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			カリキュラム論Ⅰ	2				
					カリキュラム論Ⅱ	2				
		第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）	2	
								教育方法・技術演習		2
					幼児理解の理論及び方法			幼児指導	2	
								教育相談	2	
								子育てカウンセリング		2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習		5	教育実習指導	1				
					教育実習	4				
		教職実践演習		2	保育・教職実践演習（幼・小）	2				
第6欄	大学が独自に設定する科目			14	教職等インターンシップ①		2			
					教職等インターンシップ②		2			
					音楽①		2			
					図画工作①		2			
					生活		2			

③ 小学校教諭一種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
小学校教諭	30	10	10	7	2*

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目		
					授業科目名	必修	選択
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	30	国語①（書写を含む）	2	
			社会		国語②		2
			算数		社会①	2	
			理科		社会②		2
			生活		算数①	2	
			音楽		算数②		2
			図画工作		理科	2	
			家庭		理科実験・観察法		1
			体育		生活	2	
			外国語		音楽①	2	
					音楽②		2
					図画工作①	2	
					図画工作②		2
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む。）		家庭	2	
			社会		体育①	2	
			算数		体育②		2
			理科		小学校英語①	2	
			生活		小学校英語②		2
			音楽		国語科教育法	2	
	図画工作		社会科教育法		2		
	家庭		算数科教育法		2		
	体育		理科教育法		2		
	外国語		生活科教育法		2		
		音楽科教育法	2				
		図画工作科教育法	2				
		家庭科教育法	2				
		体育科教育法	2				
		小学校英語教育法	2				

第1欄	教科及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目		
				授業科目名	必修	選択
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育の歴史（日本・外国）		2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職概論（同和教育を含む）	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育制度	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育法規		2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		子どもと教育環境		2
				発達心理学	2	
				教育心理学		2
				学習心理学		2
				特別支援教育	1	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	カリキュラム論Ⅱ	2	
		総合的な学習の時間の指導法		道徳教育の理論と方法	2	
		特別活動の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）*	2	
		教育の方法及び技術		教育方法・技術演習*		2
		生徒指導の理論及び方法		児童指導	2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1	
		教職実践演習	2	教育実習	4	
第6欄	大学が独自に設定する科目		2	保育・教職実践演習（幼・小）	2	
				教職等インターンシップ①		2
				教職等インターンシップ②		2

※ 「教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）」は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』及び『教育の方法及び技術』の内容を含む。「教育方法・技術演習」は『教育の方法及び技術』の内容のみを含む。

④ 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

法定修得単位数	特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭	26

特別支援教育に関する科目

特別支援教育に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目					備考
				授業科目名	単位数		中心となる 領域	含む領域	
					必修	選択			
第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育論	2				
第 2 欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	障害児の心理・生理・病理①（知的障害）	2		知的障害者		
				障害児の心理・生理・病理②（肢体不自由）	1		肢体不自由者		
				障害児の心理・生理・病理③（病弱）	1		病弱者		
		知的障害教育①		2		知的障害者			
		知的障害教育②		2		知的障害者			
		肢体不自由教育①		2		肢体不自由者			
		肢体不自由教育②		2		肢体不自由者			
		病弱教育①		2		病弱者			
病弱教育②	2		病弱者						
第 3 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	発達障害児の理解と指導（LD・ADHD・高機能自閉症等）	2		重複・LD等領域		LD・ADHD
				情緒障害児の理解と指導	2		重複・LD等領域		自閉・情緒
				重複障害児の理解と指導	2		重複・LD等領域		重複・言語
		聴覚・言語障害児の理解と指導		2		聴覚障害者			
		視覚障害児の理解と指導		2		視覚障害者			
		特別支援教育課題研究			2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者		
第 4 欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	教育実習指導（特別支援教育）	1				事前・事後指導	
			教育実習（特別支援教育）	2					

本学における開講科目の中心となる領域の単位数

- 視覚障害者に関する教育の領域：
2単位 / 8単位（心理等：0単位 / 1単位、教育課程等：0単位 / 2単位、
心理・教育課程等：2単位）
- 聴覚障害者に関する教育の領域：
2単位 / 8単位（心理等：0単位 / 1単位、教育課程等：0単位 / 2単位、
心理・教育課程等：2単位）
- 知的障害者に関する教育の領域：
6単位 / 4単位（心理等：2単位 / 1単位、教育課程等：4単位 / 2単位、
心理・教育課程等：0単位）
- 肢体不自由者に関する教育の領域：
5単位 / 4単位（心理等：1単位 / 1単位、教育課程等：4単位 / 2単位、
心理・教育課程等：0単位）
- 病弱者に関する教育の領域：
5単位 / 4単位（心理等：1単位 / 1単位、教育課程等：4単位 / 2単位、
心理・教育課程等：0単位）

⑤ 教員免許状の申請

教員免許状の申請方法には一括申請と個人申請の2種類があります。一括申請は申請者に代わり大学が申請を行うもので、神奈川県教育委員会に申請します。個人申請は申請者の住民票住所地のある都道府県教育委員会に申請します。

教員免許状申請に要する費用（昨年度参考）

教員免許状1種類につき、申請手数料	3,300 円
証明書発行手数料	700 円

(2) 保育士

履修方法

保育士資格取得のために必要な履修科目は、次の3領域からなっています。

- ・教養科目
- ・必修科目
- ・選択必修科目

① 教養科目

教養科目		本学における授業科目		
教科目	単位数	授業科目区分又は授業科目名	必修単位数	
体育（講義）	体育（講義）、 体育（実技） を含め 8単位以上	「健康・スポーツ科学」	2	8 単 位 以 上
体育（実技）		「スポーツ実技」又は「スポーツ実技（水泳）」	1	
その他		総合教育科目		

② 必修科目

別表第一				本学における授業科目	
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目名	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	2
	教育原理	講義	2	教育原理	2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	2
	社会福祉	講義	2	社会福祉	2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護	2
	保育者論	講義	2	保育者論	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	1
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	カリキュラム論Ⅰ	2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	2
	保育内容演習	演習	5	保育内容演習健康	2
				保育内容演習人間関係	2
				保育内容演習環境	2
				保育内容演習言葉	2
				保育内容演習表現	2
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと健康	1
				子どもと人間関係	1
				子どもと表現	1
				子どもと環境	1
				子どもと言葉	1
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1
	障害児保育	演習	2	障害児保育	2
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護演習	1
	子育て支援	演習	1	子育て支援	1
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	2
				保育実習Ⅰ（居住型施設等）	2
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1
				保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）	1
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2

③ 選択必修科目

別表第二				本学における授業科目		
				授業科目名	単位数	備考
保育の本質・目的に関する科目						6単位以上履修
保育の対象の理解に関する科目	大 網 化			教育心理学	2	
				臨床心理学	2	
				ムーブメント療法	2	
				ダンス	2	
				リトミック	2	
保育の内容・方法に関する科目	大 網 化			国語①（書写を含む）	2	
				音楽①	2	
				音楽②	2	
				図画工作①	2	
				図画工作②	2	
				体育①	2	
				体育②	2	
				児童文化①	2	
				児童文化②	2	
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ（保育所）	2	選択必修※
	保育実習Ⅲ			保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	選択必修※
	保育実習指導Ⅲ			保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	1	

※ 保育士資格のみの取得希望者は「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習指導Ⅱ（保育所）」を、
保育士資格及び児童厚生員資格取得希望者は「保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）」「保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）」を履修する。

④ 保育士登録

保育士として業務を行うには、住民票住所地のある都道府県知事に対し、業務に就く前に保育士登録手続きを行う必要があります。登録手続き完了後に「保育士証」が交付されます。

保育士登録に要する費用（昨年度参考）

登 録 手 数 料 …… 4,200 円

証 明 書 発 行 手 数 料 …… 600 円

(3) 児童厚生一級指導員

一般財団法人 児童健全育成推進財団認定資格

児童厚生一級指導員は、児童福祉法第40条に定められている児童福祉施設である児童館や、放課後児童健全育成事業において、子どもに健全な遊びを提供し、その心身の健康増進及び情操を豊かにすることを目的として地域で活躍する指導者のことをいいます。

なお、児童厚生一級指導員資格取得のための基礎資格は、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①	2
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法②	2
児童館実習Ⅰ（10日間）	2	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	1
		保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	2
児童館実習Ⅱ（10日間）	2	児童館実習	2

定員（30名）超過の場合は、選考のうえ履修者を決定します。

履修者は、卒業時に資格を得ることができます。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

登録関係費用 …… 11,000円

(4) 認定絵本士

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

認定絵本士は、絵本についての幅広く深い「知識」、読み聞かせだけではなく、絵本を探したり、紹介したり、おはなし会を開く「技能」、絵本の世界を豊かに伝える「感性」を携える資格です。保育所や幼稚園、図書館や子育て支援センターなどで、子どもや親子に向けた絵本の読み聞かせや「おはなし会」を開催するなど、資格を活かした活躍が期待されています。

本学では、「絵本学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」の単位を取得することで、認定絵本士の資格を得ることができます。

認定絵本士は、絵本専門士に準じる資格であり、国立青少年教育振興機構によって認定されます。認定絵本士資格取得後は、絵本に関わる実務・活動に携わり設定課題を受けることで絵本専門士の資格を取得することができます。

履修方法

指定科目	認定絵本士取得にかかる科目	単位数	本学における授業科目	単位数
知識を深める	絵本論	2	絵本学Ⅰ	2
	絵本の体系・ジャンル			
	絵本と出会う			
技能を高める	絵本の世界を広げる技術	1	絵本学Ⅱ	1
	絵本を紹介する技術			
	お話会の手法			
感性を磨く	絵本の持つ力	1	絵本学Ⅲ	1
	心に寄り添う絵本			
	絵本のある空間			
	子供の心をとらえるもの			
	大人の心を豊かにする絵本			
	ホスピタリティに学ぶ			
	絵本が生まれる現場			

定員（50名）超過の場合は、選考のうえ履修者を決定します。

資格取得に要する費用はありません。

公益財団法人 日本レクリエーション協会公認資格

履修方法

[illegible]

登録諸費用	……	17,890 円 (登録料 17,600 円 申請諸費用 290 円)
更新料	……	12,100 円 (登録後、2 年ごとの更新が必要です。)

(6) 准学校心理士

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる者に対して認定する資格です。

准学校心理士は、学校心理士に準じる資格で、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い期間で学校心理士試験を受験することができます。

なお、准学校心理士資格取得のための基礎資格は、教員免許又は保育士資格です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
教育心理学	4科目のうち、 3科目6単位 以上履修	教育心理学	2
発達心理学		発達心理学	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）		教育相談	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）		特別支援教育論	2
		障害児保育	2

資格取得に要する費用（昨年度参考）

審査事務手数料	……	3,000 円
登録事務手数料	……	3,000 円
年会費（3年分）	……	9,000 円
証明書発行手数料	……	300 円

資格有効期間

3年間で更新はありません。詳しい内容は、一般社団法人学校心理士認定運営機構のホームページで確認してください。

児童学部子ども心理学科

1 4年間の履修指針

4年間の履修にあたって重要なことは、自分が将来、どのように子どもと関わっていくか、どのような領域でエキスパートになっていくのかをはっきりと頭に描くことです。以下に、4年間の履修上の指針を示します。

1 年次

1年生では、これから自分がどのような方針で学修していくか、どのような資格・免許を取得するかを決めていかなければなりません。自分の適性を考え、学びのキーワードを参考にしながら、自分が専門的に学修していく領域を定め、履修の方針を立ててください。わからないことは、クラスアドバイザー、教務担当や科目担当の教員に相談しながら慎重に履修を進めてください。認定心理士課程の履修登録は、1年次に全員行います。

また、公認心理師課程及び教員免許状取得のための科目の履修は、1年生の春semesterから始まりますので、入学時には自分が取得を希望する免許を決めて、その免許に関する科目を履修する必要があります。履修オリエンテーションでの説明をよく聴き、間違いなく履修をするようにしてください。

2 年次

2年生では、子ども心理学の各専門分野の本格的な学修に入っていきます。心理学に関する実験・実習科目の履修が始まりますので、これらに積極的に参加し、子ども心理学の方法論を身につけてください。

2年生の春semesterから免許・資格課程の履修を始めても可能な場合がありますので、この時までには、取得を希望する免許・資格を決めてください。企業学習プログラムも始まります。このプログラムは、子どもの教育・福祉・レジャー・メディア・ファッション・遊びなどに関わるビジネス分野で、心理学の専門知識と技法を生かすための学修プログラムです。また、秋semesterには心理学の各分野の学修を土台にして、3年生から始まる「子ども心理学総合研究」すなわちゼミナールを決めます。将来の目標や適性を考えて、自分に合ったゼミナールを選択してください。

3年次

3年生では、専門科目の学修と並行して、ゼミナールを中心にした専門的な学修を進めていきます。心理学に関する領域を幅広く学びながら、ゼミナールを足場にして、卒業までに取り組むテーマを決めていきます。

3年生の春セメスター始めに、公認心理師及び認定ムーブメント教育・療法の課程履修登録を行います。また、公認心理師養成課程の実習が始まります。体験的に子どもの心理や援助について理解を深めていきます。

4年次

4年間の学修の集大成となります。4年生では、専門的な学修をしてきた心理学をさらに発展させる科目を履修し、学びを深めます。さらに、「卒業研究」に積極的に取り組み、本学科で学んできたことを自分の研究テーマに沿ってまとめ、卒業論文などにすることが一番の学修目標となります。学年末に開かれる「卒業研究発表会」は、「卒業研究」として結実したゼミナールの成果を、他の学生や指導教員以外の教員に向けて発表する場です。これをもって、4年間の学修の締めくくりとなります。卒業に向けて着実に進んでいってください。

各自の4年間の学修の成果を、将来の進路に大いに活かして欲しいと思います。

前述のとおり、子ども心理学科は、心理学を基礎学問として、子どもの心理・行動や子どもが生きる生活世界を科学的かつ客観的に理解するために設置された学科です。特に、今日の教育的課題とされている子どもの心の問題を援助できる心理学的な技法を獲得することを目指しています。4年間の学修では心理学の学修が中心になりますが、子どもの総合的な理解を目指す「児童学部」に所属することをふまえ、子どもの心理・発達・子育て・生活といった多様な視点から子どもの心理と行動を理解することを重視しています。こうした学修の成果として、一定の科目を履修することにより「認定心理士」、「認定ムーブメント教育・療法中級指導者」「准学校心理士」の資格が取得できます。また、公認心理師養成課程を履修した学生は、公認心理師の科目認定を受け、大学院の公認心理師養成課程に進学することができます（P.274 参照）。本学学部からの本学大学院への内部推薦制度もあります。

学修モデルとして、次の表に示す3つの学びのキーワードが設定されています。多数の専門科目が選択科目として開設されていますので、自分の目指す目標に向かって系統的かつ効果的に学修を進めるために、この学びのキーワードを活用して計画的な履修を行ってください。

●学びのキーワード●

発 達 と 社 会 の 心 理	発達心理学①② 家族関係の心理学 社会・集団・家族心理学	子どもと社会の心理学 子育てカウンセリング 家族支援論
教 育 と 学 習 の 心 理	子どもと教育環境 教育・学校心理学 学校カウンセリング	学習・言語心理学 子どもの感情と行動
子 ど も の 心 理 臨 床	臨床心理学概論 健康・医療心理学 ストレス・マネジメント 心理的アセスメント	精神疾患とその治療 子育てカンファレンス演習 ムーブメント教育・療法

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) CPD100-1 →

①学科コード	②領域コード	③水準コード	④分野コード
CP	D	100	1

① 学科コード 子ども心理 (Child Psychology) 学科は、“CP” です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。

領域コード	学問領域
A	総合教育科目
B	発達と社会の心理
C	教育と学習の心理
D	子どもの心理臨床
E	学科共通科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

総合教育科目については、各学科で1年次に配当がある科目については100番台、それ以外を200番台としています。総合教育科目の各分野を十の位で区分し、番号を振っています。100番台の科目であっても、学科によっては2年生以上で履修する科目もあります。

水準コード	学修段階
100～199	入門レベル（1年）
200～299	中級レベル（2年）
300～399	上級レベル（3年）
400～499	学士課程修了レベル

④ 分野コード

分野コードによって分野を表します。

専門教育科目のみ分野コードにより分類しています。

分野コード	分野
1	学科共通
2	心理学
3	教育・保育
4	社会
5	福祉

3 カリキュラムチャート

子ども心理学科(学科コード: CP)

発達と社会の心理	B101-2	発達心理学①	B201-2	感情・人格心理学	B301-2	子育てカウンセリング(障害者・障害児心理学を含む)	B401-2	現代子ども・家族・社会心理研究①
	B102-2	発達心理学②	B202-2	子どもと社会の心理学	B302-2	子育てカウファレンス演習(コンサルテーションを含む)	B402-2	現代子ども・家族・社会心理研究②
	B156-5	児童家庭福祉	B203-4	子どもとメディア環境	B353-4	ジェンダー論	B403-2	現代子ども・家族・社会心理研究③
	B166-4	子ども社会学	B204-2	産業・組織心理学	B354-5	社会的養護内容		
			B205-2	司法・犯罪心理学	B358-5	家庭支援論		
			B206-2	ビジネスの心理学演習				
			B207-2	福祉心理学				
			B259-2	家族関係の心理学				
			B267-4	子どもと教育環境				

教育と学習の心理	C101-2	心理学研究法	C201-2	学習・言語心理学	C301-2	ストレス・マネジメント	C401-2	心理学統計法②
	C102-2	教育・学校心理学	C202-2	公認心理師の職責	C302-2	対人コミュニケーション	C402-2	学校教育カウファレンス演習(コンサルテーションを含む)
	C168-3	児童文学	C203-2	子どもの感情と行動	C360-2	学校カウンセリング	C403-2	関係行政論
	C177-3	保育原理	C204-2	神経・生理心理学	C361-3	教育評価		
			C205-2	心理学実験	C364-3	子どもと異文化理解		
			C206-2	心理学統計法①				
			C207-2	知覚・認知心理学				
			C275-3	乳児保育				

子どもの心理臨床	D101-2	社会・集団・家族心理学	D201-2	カウンセリング論	D301-3	健康・医療心理学	D401-2	音楽療法
	D102-2	心理学概論	D202-2	人体の構造と機能及び疾病	D302-2	心理実習	D402-2	心理演習①
	D152-3	児童学	D203-2	心理学的支援法	D303-2	心理的アセスメント	D403-2	心理演習②
	D155-3	子どもの保健	D204-2	心理検査法実習	D304-3	ムーブメント療法②	D404-2	ソシオドラマ
			D205-3	精神疾患とその治療				
			D206-3	ムーブメント療法①				
			D207-2	臨床心理学概論				
			D252-3	子どもの食と栄養				

学科共通	E151-1	スタートアップセミナー	E282-1	教職等インターンシップ①	E351-1	子ども心理学総合研究①	E451-1	子ども心理学総合研究③
	E178-1	SAE①(語学研修)			E352-1	子ども心理学総合研究②	E452-1	子ども心理学総合研究④
	E179-1	SAE②(語学研修)			E373-1	教職等インターンシップ②	E453-1	卒業研究
	E180-1	SAE③(語学研修)						
	E181-1	SAE④(地域研究)						
	E183-1	サービスマーケティング①						
	E184-1	サービスマーケティング②						

4 卒業要件単位数とカリキュラム

●卒業要件単位数●

区 分		必修 ^{※ 1}	選択	計	卒業に必要な単位数
総合教育科目	建学の精神	5	0	30	124
	精神と文化	2	6		
	社会と産業	2			
	生命と自然	2			
	生活と技術	2			
	健康とスポーツ	2			
	情報科学	3			
	外国語	6 ^{※ 2}			
専門教育科目		24	70	94	

※1 選択必修科目の単位数を含む。

※2 総合教育科目の外国語分野6単位のうち、4単位は「英語①」「英語②」「英語③」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」「英語コミュニケーション③」から履修しなければならない。外国語分野6単位すべてにおいて、これらの英語の科目を履修してもよい。

☆ 首都圏西部大学単位互換協定により修得した単位は、総合教育科目の卒業要件単位数として10単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

☆ 他学部、他学科履修により修得した専門教育科目の単位は、専門教育科目の卒業要件単位数として20単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

●カリキュラム一覧●

凡例：◎免許・資格プログラムの必修科目

○免許・資格プログラムと企業学習プログラムの選択科目

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム						企業学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	公認心理師	認定心理士	准学校心理士	教職	公認心理師	シム 中級		
総合教育科目	建学の精神	1	CPA101 建学の精神	1										
		1	CPA102 建学の精神実践講座①	1										
		2	CPA201 建学の精神実践講座②	1										
		3	CPA301 建学の精神実践講座③	1										
		4	CPA401 建学の精神実践講座④	1										
	精神と文化	1	CPA111 女性と文化		2									2単位 以上 履修
		2	CPA112 哲学		2									
		1	CPA113 人間と倫理		2								○	
		1	CPA114 人間と宗教		2									
		1	CPA115 心理学		2			○			◎		○	
		1	CPA116 日本人の心		2									
		1	CPA117 鎌倉の歴史・文化		2									
		3	CPA211 文化人類学		2									
		1	CPA118 美術の世界		2									
		2	CPA121 日本国憲法		2									
	社会と産業	3	CPA221 生活と法律		2								○	2単位 以上 履修
		4	CPA222 現代の政治		2								○	
		2	CPA223 国際関係		2								○	
		3	CPA224 経済のしくみ		2								○	
		2	CPA225 企業の知識		2								○	
		3	CPA122 社会学		2								○	
		3	CPA226 歴史の世界		2									
	生命と自然	3	CPA227 企業等インターンシップ		2								○	2単位 以上 履修
		1	CPA131 生物学の基礎		2									
		1	CPA132 化学の基礎		2									
		3	CPA133 生活と環境		2							○		
		1	CPA141 数と統計		2							○		
		2	CPA142 ロジック		2							○		
		3	CPA241 社会調査		2							○		
		2	CPA143 キャリアデザイン		2							○		
		2	CPA242 暮らしとデザイン		2							○		
		3	CPA144 安全・安心と危機管理		2							○		
	生活と技術	2	CPA145 コミュニケーション		2							○		2単位 以上 履修
		2	CPA251 女性と健康		2									
		1	CPA151 健康・スポーツ科学		2								○	
		4	CPA252 食と健康		2								○	
		1	CPA152 スポーツ実技		1									
	健康とスポーツ	1,2,3,4	CPA153 スポーツ実技（水泳）		1									3単位 以上 履修
		1	CPA161 情報リテラシー		2									
		2	CPA162 プレゼンテーション		1									
		3	CPA261 プログラミング		1								○	
		1	CPA171 英語①		2									
	外国語	1	CPA172 英語②		2									4単位 以上 履修 6単位 以上 履修
		3	CPA274 英語③		2								○	
		2	CPA271 英語コミュニケーション①		2									
		2	CPA272 英語コミュニケーション②		2									
		3	CPA273 英語コミュニケーション③		2								○	
		2	CPA173 ドイツ語①		2									
		3	CPA174 ドイツ語②		2								○	
		2	CPA175 フランス語①		2									
		3	CPA176 フランス語②		2								○	

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム					企業 学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	公 認 心 理 師	認 定 心 理 士	准 学 校 心 理 士	教 職	公 認 心 理 師	ム ン ト 中 級	
専門 教育科目	1	CPD152-3	児童学	2									
	1	CPE151-1	スタートアップセミナー	2									
	1	CPC102-2	教育・学校心理学	2			◎	○	○	◎			
	1	CPB101-2	発達心理学①	2			◎	○	○	◎			
	1	CPD102-2	心理学概論	2			◎	○					
	1	CPC101-2	心理学研究法	2			◎	○					
	1	CPD101-2	社会・集団・家族心理学		2		◎	○				○	
	1	CPC177-3	保育原理		2								
	1	CPB156-5	児童家庭福祉		2								
	1	CPB102-2	発達心理学②		2		◎	○		◎			
	1	CPC168-3	児童文学		2								
	1	CPB166-4	子ども社会学		2							○	
	2	CPC205-2	心理学実験	2			◎	○					
	2	CPD204-2	心理検査法実習	2				○					
	2	CPC206-2	心理学統計法①	2			◎	○				○	
	2	CPD207-2	臨床心理学概論	2			◎	○					
	2	CPD155-3	子どもの保健		2								
	2	CPB267-4	子どもと教育環境		2								
	2	CPC204-2	神経・生理心理学		2		◎	○					
	2	CPC207-2	知覚・認知心理学		2		◎	○					
	2	CPC201-2	学習・言語心理学		2		◎	○					
	2	CPC203-2	子どもの感情と行動		2								
	2	CPB201-2	感情・人格心理学		2		◎	○				○	
	2	CPB202-2	子どもと社会の心理学		2			○				○	
	2	CPB259-2	家族関係の心理学		2			○					
	2	CPB204-2	産業・組織心理学		2		◎	○				○	
	2	CPB206-2	ビジネスの心理学演習		2							○	
	2	CPD201-2	カウンセリング論		2			○					
	2	CPD205-3	精神疾患とその治療		2		◎	○					
	2	CPD203-2	心理学的支援法		2		◎	○	○	◎			
	2	CPD206-3	ムーブメント療法①		2			○			◎		
	2	CPC275-3	乳児保育		2								
	2	CPD252-3	子どもの食と栄養		2								
	2	CPB207-2	福祉心理学		2		◎			◎			
	2	CPB203-4	子どもとメディア環境		2							○	
	2	CPC202-2	公認心理師の職責		2		◎						
	2	CPB205-2	司法・犯罪心理学		2		◎						
	2	CPD202-2	人体の構造と機能及び疾病		2		◎						
	3	CPE351-1	子ども心理学総合研究①	1				○					
	3	CPE352-1	子ども心理学総合研究②	1				○					
	3	CPB358-5	家庭支援論		2								
	3	CPB353-4	ジェンダー論		2							○	
	3	CPC360-2	学校カウンセリング		2			○	○				
	3	CPB301-2	子育てカウンセリング (障害者・障害児心理学を含む)		2		◎	○	○	◎			
	3	CPD301-3	健康・医療心理学		2		◎	○					
	3	CPC302-2	対人コミュニケーション		2			○				○	
	3	CPD304-3	ムーブメント療法②		2			○			◎		
	3	CPC301-2	ストレス・マネジメント		2			○				○	
	3	CPD302-2	心理実習		2		◎	○					
	3	CPD303-2	心理的アセスメント		2		◎	○		◎			
	3	CPB302-2	子育てカンファレンス演習 (コンサルテーションを含む)		2			○					

区分	配当年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム						企業 学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	公 認 心 理 師	認 定 心 理 士	准 学 校 心 理 士	教 職	公 認 心 理 師	シ ム ト ー プ 級 メ		
専門 教育 科目	3	CPB354-5	社会的養護内容		2									
	3	CPC364-3	子どもと異文化理解		2								○	
	4	CPE451-1	子ども心理学総合研究③	1				○						
	4	CPE452-1	子ども心理学総合研究④	1				○						
	4	CPC401-2	心理学統計法②		2			○					○	
	4	CPD402-2	心理演習①		2		◎	○						
	4	CPD403-2	心理演習②		2		◎	○						
	4	CPD401-2	音楽療法		2			○						
	4	CPD404-2	ソシオドラマ		2			○						
	4	CPC402-3	学校教育加ワカシ演習 (コガレーションを含む)		2									
	4	CPB401-2	現代子ども・家族・社会心理研究①		2									
	4	CPB402-2	現代子ども・家族・社会心理研究②		2			○						
	4	CPB403-2	現代子ども・家族・社会心理研究③		2			○					○	
	4	CPC361-3	教育評価		2									
	4	CPE453-1	卒業研究		4			○						
	4	CPC403-2	関係行政論		2		◎							
	2	CPE282-1	教職等インターンシップ①		2									
	3	CPE373-1	教職等インターンシップ②		2									
	1,2,3,4	CPE183-1	サービスマーケティング①		2									
	1,2,3,4	CPE184-1	サービスマーケティング②		2									
	1,2,3,4	CPE178-1	S A E ① (語学研修)			1								
	1,2,3,4	CPE179-1	S A E ② (語学研修)			2								
	1,2,3,4	CPE180-1	S A E ③ (語学研修)			4								
	1,2,3,4	CPE181-1	S A E ④ (地域研究)			1								

5 資格

(1) 公認心理師

公認心理師は、保健医療・福祉・教育その他の分野で、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察・分析や心理に関する相談・助言・指導その他の援助などを行う、国家資格の専門職です。

公認心理師資格を取得するには、公認心理師試験に合格する必要があります。公認心理師試験受験資格は本学科の所定の科目を履修して卒業後、公認心理師養成大学院で所定の科目を履修して修了することで得ることができます。また、本学科の所定の科目を履修して卒業後、所定の期間、文部科学大臣・厚生労働大臣が認めるプログラムにのっとって業務が実施されている施設において実務経験を積み、公認心理師受験資格が得られます（現在、認可されている施設は非常に少ない。厚生労働省ホームページに公認心理師関連の法令、受験資格等が出ており、それを参照のこと）。

大学における必要な科目	本学における授業科目	
	授業科目名	単位数
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2
心理学概論	心理学概論	2
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2
心理学研究法	心理学研究法	2
心理学統計法	心理学統計法①	2
心理学実験	心理学実験	2
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2
発達心理学	発達心理学①	2
	発達心理学②	2
障害者・障害児心理学	子育てカウンセリング（障害者・障害児心理学を含む）	2
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2
心理学的支援法	心理学的支援法	2
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2
福祉心理学	福祉心理学	2
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2
関係行政論	関係行政論	2
心理演習	心理演習①	2
	心理演習②	2
心理実習	心理実習	2

(2) 認定心理士

公益社団法人 日本心理学会認定資格

「認定心理士」とは、正式には「日本心理学会認定心理士」という資格の名称です。

日本心理学会認定心理士とは、心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の標準的基礎学力と技能を修得していると日本心理学会が認定した人のことです。

この資格は、法律によって一定の業務を独占的に遂行することを保証する資格ではありません。しかし、心理学における資格は、今後、特殊な経験や訓練を必要とする種々の高度な専門資格が認定されることが予想されます。そのような場合、この「認定心理士」が、種々の心理学の高度な専門資格の“基礎資格”としての役割を担うことが期待されています。

履修方法

右表の見方

注1：（ ）は副次主題のため、認定心理士要件上は1単位となることを示しています（卒業要件上は2単位です）。

注2：aからhの領域で単位を充足できない場合は、心理学関係の科目と学科が認めたゼミナールと卒業研究を「i その他」の科目として、最大4単位まで総計に加えることができます。

注3：本学における開講科目の領域区分及び単位数は発行日現在のものであり、資格申請時には変更になる可能性があります。

領域			指定単位	本学における授業科目	
				授業科目名	単位数
基礎科目	a	心理学概論	4単位以上	臨床心理学概論	(2)
				教育・学校心理学	2
				心理学（総合教育科目）	2
				心理学概論	2
	b	心理学研究法	8単位以上 (うち、c領域で4単位以上)	心理学研究法	2
				心理学統計法①	2
				心理学統計法②	2
				心理的アセスメント	2
	c	心理学実験実習		心理学実験	2
				心理検査法実習	2

領域		指定単位	本学における授業科目	
			授業科目名	単位数
選 択 科 目	d	知覚心理学 学習心理学	知覚・認知心理学	2
			学習・言語心理学	2
	e	生理心理学 比較心理学	神経・生理心理学	2
			発達心理学①	2
	f	教育心理学 発達心理学	発達心理学②	2
			子どもの感情と行動	2
			現代子ども・家族・社会心理研究③	(2)
			感情・人格心理学	2
	g	臨床心理学 人格心理学	カウンセリング論	2
			学校カウンセリング	2
			子育てカウンセリング (障害者・障害児心理学を含む)	2
			健康・医療心理学	2
			心理学的支援法	2
			心理演習①	2
			心理演習②	2
			音楽療法	(2)
			ムーブメント療法①	2
			ムーブメント療法②	2
			発達障害児の理解と指導 (LD・ADHD・高機能自閉症等)	2
			聴覚・言語障害児の理解と指導	2
			心理実習	(2)
			ソシオドラマ	(2)
			精神疾患とその治療	(2)
			ストレス・マネジメント	2
			情緒障害児の理解と指導	2
			子育てカンファレンス演習 (コンサルテーションを含む)	2
			現代子ども・家族・社会心理研究②	2
	h	社会心理学 産業心理学	子どもと社会の心理学	2
			産業・組織心理学	2
			社会・集団・家族心理学	2
			家族関係の心理学	(2)
	i	その他	対人コミュニケーション	2
			注2	

資格取得に要する費用（昨年度参考）

審査料 …… 11,000 円 認定料 …… 33,000 円

(3) 准学校心理士

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる者に対して認定する資格です。

准学校心理士は、学校心理士に準じる資格で、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い期間で学校心理士試験を受験することができます。

なお、准学校心理士資格取得のための基礎資格は、教員免許若しくは保育士資格を有する者又は公認心理師資格カリキュラム対応大学学部を卒業する者です。

履修方法

教職課程履修者

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
教育心理学	4科目のうち、 3科目6単位 以上履修	教育・学校心理学	2
発達心理学		発達心理学①	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）		心理学的支援法	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）		学校カウンセリング	2
		子育てカウンセリング（障害者・障害児心理学を含む）	2

公認心理師課程履修者[※]

指定科目	本学における授業科目	
	授業科目名	単位数
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2
発達心理学	発達心理学①	2
	発達心理学②	2
障害者・障害児の心理学	子育てカウンセリング（障害者・障害児心理学を含む）	2
福祉心理学	福祉心理学	2
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2
心理学的支援法	心理学的支援法	2

※ 保育士資格取得予定者は公認心理師課程履修者の科目を履修することで資格取得ができます。

詳細は学科教務担当に問い合わせてください。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

審査事務手数料	……	3,000 円
登録事務手数料	……	3,000 円
年会費（3年分）	……	9,000 円
証明書発行手数料	……	300 円

資格有効期間

3年間で更新はありません。詳しい内容は、一般社団法人学校心理士認定運営機構のホームページで確認してください。

(4) 認定ムーブメント教育・療法中級指導者

特定非営利活動法人 日本ムーブメント教育・療法協会認定資格

ムーブメント教育・療法は、楽しい身体運動を通して人間の全面的な発達(からだ・あたま・こころ)を支援します。この教育・療法は、乳幼児から高齢者まで、すべての人々の健康と幸福の達成をめざします。認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格は、ムーブメント教育・療法についての理論、アセスメント、支援環境のあり方や遊具の活用方法を学び、ムーブメント教育・療法の実践が可能であることを認定する資格です。

認定ムーブメント教育・療法中級指導者は、乳幼児の保育・幼児教育、小・中学校や特別支援学校における発達教育を担う人材として、また、地域の子育て支援教室や児童館などで子どもの健全育成に携わる人材として、その活躍が期待されています。

なお、上級指導者資格(ムーブメント教育教師またはムーブメント療法士)は、本学大学院児童学研究科において取得することができます。

履修方法

本学における授業科目	
授業科目名	単位数
心理学	2
ムーブメント療法①	2
ムーブメント療法②	2
発達障害児の理解と指導(LD・ADHD・高機能自閉症等)※	2
情緒障害児の理解と指導※	2
聴覚・言語障害児の理解と指導※	2

※児童学科で開講されている科目を履修すること

資格の申請

上記の科目を履修して単位を修得することにより、認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格を申請する要件が整います。そのうえで、NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会に会員登録(年会費 6,000 円、資格取得の翌年度より納入)、および申請を行うことにより、資格を取得することができます。資格の有効期限は5年です(更新制度あり)。

なお、申請資格の要件は本学が独自に協会より認定を受けるものであり、一般の取得要件とは異なります。

資格取得に要する費用(昨年度参考)

認定料 …… 12,000 円

教育学部教育学科

1 4年間の履修指針

1年次

「建学の精神」において本学の教育の理念・目標・姿勢・方法・体系を学び、同時に「スタートアップセミナー」「基礎演習」においてアカデミック・スキル（大学での学修スキル）・学修態度・基礎学力を身に付けます。また後の学修の基礎となる情報科学・外国語の授業も始まります。なお、総合教育科目である「ロジック」は、論文やレポートの書き方を学ぶものであり、「スタートアップセミナー」に連続するリサーチ・ワークとなります。

専門教育科目では「教育学」「教育原理」「教育心理学①」などの卒業必修科目を履修し、初等教育（小学校）と中等教育（中・高等学校）にわたる教育学と教育心理学の基礎を学びます。学ぶとはなにか、教えるとはなにか、という普遍的問題を、知識基盤社会（知識的な生産が働くことを意味する社会）を射程に入れながら、人間についての知見を背景にして考察します。

「学校教育実践演習」は、集団宿泊のもとで学生同士の人間関係を形成するとともに、教員としての実践的指導力を育成することを目的としています。

2年次

少しずつ専門的な学修が深まっていきます。小学校もしくは中学校の教員免許状取得を希望する学生は、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることを目的とした「介護等体験」に参加します。

教職への適性を考えると同時に、教職就業意欲・学修等を一層促進できるよう、実際に学校等において教職等の就業体験を行う「教職等インターンシップ①」が開講されます。後に述べる「教育実習」とともに、この経験をとおして、人間力としての知性、感性、社会性、倫理観、コミュニケーション能力が形成されます。これは社会的成長のための優れた機会であり、これによって履修後の大学における学修への態度が向上します。

玉川大学の中学校英語教員養成特別プログラムにおいては、サマーセッションが始まり、3年次のウィンターセッションまで続きます。

民間企業就職を考えている者は、就職センター主催の「就職オリエンテーション」、「インターシップガイダンス」、「就職支援企画」に出席し、自己分析と業界・

起業・職種研究等を進めていきながら、内定獲得までのスケジュールを立てていきます。

3年次

ゼミナールが始まり、自らの課題意識に基づいて専門的な学修・研究を展開します。これは基本的にセメスター制に組み込まれていますが、連続した4セメスターにおいて同一の教員の指導のもとでの学修となっています。

「教職等インターンシップ①」に続く「教職等インターンシップ②」が開講される一方で、「授業研究」では履修者各自が授業計画案を作成し、模擬授業を実践します。担当教員の指導と聴講者とのディスカッションの機会にもなっています。

年度末には学外の研修施設に宿泊して、教員採用試験の準備ともなる勉強合宿（教育学科・教職センター共催）が行われます。ここでは教職関連科目において好んで取り上げられるテーマについて討議をして、教育上の問題をえぐっていきます。

なお、司書教諭の科目はこの3年次からの履修となります。

4年次

ゼミナール担当教員の指導のもとで「卒業研究」を中心とした学修・研究活動の最終段階となります。

教員免許取得希望者は「教育実習」に参加します。ここでは、個別指導が綿密に行われます。学芸員取得希望者は「博物館実習」に参加します。民間企業就職希望者は就職活動本格期を迎え、会社説明会・選考参加で忙しくなります。

そしていよいよ各自治体実施する「教員採用候補者選考試験」を受験します（7月に第一次試験、8・9月に第二次試験）。

最終セメスターにおいて、教員免許取得希望者は、教員として必要な知識技能を修得したことを総合的に確認する「教職実践演習（小・中・高）」を履修します。

そして12月にはゼミナールでの研究成果を論文・制作・演奏のいずれかにおいてまとめ、2月に行われる学科主催の「卒業研究発表会」で口頭発表します。

以上の1年次から4年次までの課程は、「学士課程」と称されています。この課程の上に修士課程がありますが、学士課程は単にその前段階というだけではなく、修士課程とは異なる独自の意義をもったものです。すなわちディプロマ・ポリシーに述べられている「学士」としての固有の力を身に付ける課程なのです。

【キャリア教育】

キャリア教育は、有給・無給を問わず生涯にわたってはたらくことをとおし

て、一人一人の人間が満足のいく営みを遂行できるよう支援する教育のことです。キャリア教育の父と称されているアメリカのシドニー・マーランドは、1970年に連邦教育局長に任命され、多額の連邦予算を確保してキャリア教育を推進しました。その結果、アメリカでは多くの起業家が育ったと言われています。ここで重要な論点を指摘しておきます。キャリア教育はすでにある教育活動に新たに付加するものではなく、教育活動もしくは教育課程の基本に位置づけて、はたらくことと学ぶことを直接もしくは間接的に結びつけていくことです。

【特別支援学校教諭】

学校教育法の改正で「特殊教育諸学校（盲学校・聾学校・養護学校）」が「特別支援学校」と名称変更がなされて、すでに10年以上が経過しました。発達障害も含めて、それぞれの障害に応じた教育が求められています。したがってその教育には専門的知識が多く要求されます。

児童学科に設置されている特別支援学校教諭の課程を履修する学生は、インクルーシブ教育の意義を学ぶだけでなく、是非その専門性を高めてください。

【民間企業就職活動】

教育学科の教育目標は教員を目指す学生だけを念頭においているわけではありません。私たちは就職センターと協力しながら、民間企業就職を目指す学生のサポートも不断に行います。就職センターから全員に配布される Career Guidebook を携えて、関連オリエンテーション、企業説明会、インターンシップ、各種プログラムに積極的に参加してください。

【英語科】

小学校の「英語活動の時間」が、2020年から「英語科」として教科化されました。身近な英語のパフォーマンス（運用）が小学校教員に求められます。教育学科の「英語」は、英語検定試験を射程に入れて教えます。そして英語関連科目は9つ開講されています。4年間の在学期間中に常に英語を学べる環境になっています。

【家庭科】

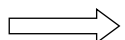
2021年度入学生から、家政保健学科に設置されている課程を履修することによって、中学校の家庭科の教員免許状を取得できるようになりました。家政学は、家政理学専門学校として出発した本学のもっとも伝統のある学問です。そこにおいて、消費する立場で経済を学べば、世界に対するみなさんの態度を有意味に変えてくれるでしょう。

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) EDA100



①学科コード	②領域コード	③水準コード
ED	A	100

① 学科コード 教育（Education）学科は、“ED”です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。

領域コード	学問領域
A	総合教育科目
B	教科（小）
C	教科（国語）
D	教科（社会・地理歴史・公民）
E	教職基礎
F	教職応用
G	ラボ・ワーク
H	司書教諭・学芸員
I	学科共通科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

総合教育科目については、各学科で1年次に配当がある科目については100番台、それ以外を200番台としています。総合教育科目の各分野を十の位で区分し、番号を振っています。100番台の科目であっても、学科によっては2年生以上で履修する科目もあります。

水準コード	学修段階
100～199	入門レベル（1年）
200～299	中級レベル（2年）
300～399	上級レベル（3年）
400～499	学士課程修了レベル

3 カリキュラムチャート

カリキュラムチャート

教科(小)	B101	国語①(書写を含む)	B201	国語②	B301	国語科教育法	
	B102	社会①	B202	社会②	B302	社会科教育法	
	B103	算数①	B203	算数②	B303	算数科教育法	
	B104	理科①	B204	理科②(実験・観察法)	B304	理科教育法	
	B105	生活①	B205	生活②	B305	生活科教育法	
	B106	音楽①	B206	音楽②	B306	音楽科教育法	
	B107	図画工作①	B207	図画工作②	B307	図画工作科教育法	
	B108	家庭①	B208	家庭②(実習)	B308	家庭科教育法	
	B109	体育①	B209	体育②	B309	体育科教育法	
	B110	小学校英語①	B210	小学校英語②	B310	小学校英語教育法	
					B311	英語アクティビティ(ドラマ・ミュージカル)	
教科(国語)	C101	国文学概論	C201	国語学①(文章表現)	C301	国語学演習	C401 国語科教育法④(中学・高校)
	C102	国語学概論	C202	国語学②(音声言語)	C302	国文学講読②	
	C103	漢文学概論	C203	国文学講読①	C303	国文学演習	
	C104	書道	C204	国文学史	C304	漢文学演習	
			C205	漢文学講読	C305	国語科教育法②(中学・高校)	
			C206	国語科教育法①(中学・高校)	C306	国語科教育法③(中学・高校)	
教科(社会・地理・歴史・公民)	D101	考古学	D201	外国史①	D301	日本史①	D401 日本史演習
	D102	地理学①	D202	外国史②	D302	日本史②	D402 政治学演習
	D103	地理学②	D203	地理学③(地誌)	D303	外国史演習	D403 教科専門・社会学
			D204	法律学(国際法を含む)	D304	地理学演習	D404 経済学演習
			D205	政治学(国際政治を含む)	D305	教科専門・哲学	D405 倫理学
			D206	経済学(国際経済を含む)	D306	宗教学	D406 倫理学演習
			D207	社会科教育法①(中学)	D307	社会科・地理歴史科教育法①	D407 教科専門・心理学
					D308	社会科・公民科教育法①	D408 社会科教育法②(中学)
							D409 社会科・地理歴史科教育法②
							D410 社会科・公民科教育法②
教職基礎	E101	教育学	E201	カリキュラム論Ⅳ	E301	教育の歴史(日本)	
	E102	教育心理学①	E202	教育社会学	E302	教育の歴史(外国)	
	E159	教育原理	E283	特別支援教育	E303	教育心理学②	
	E161	教育制度	E262	教育相談	E304	キャリア教育	
	E162	教職概論(同和教育を含む)	E263	教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)	E305	学級・ホームルーム経営	
	E176	発達心理学	E264	教育方法・技術演習	E306	教育経営論	
			E265	教育法規	E360	学校カウンセリング	
			E266	遠慮教育の理論と方法	E361	教育評価	
			E267	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	E262	国際理解教育	
			E268	児童指導	E363	現代的教育課題①	
			E269	生徒指導(進路指導を含む)	E364	現代的教育課題②	
教職応用	F101	学校教育実践演習	F282	教職等インターンシップ①	F301	授業研究	F401 教育実習Ⅰ
					F302	教育実習指導Ⅰ	F402 教育実習Ⅱ
					F303	教職実習指導Ⅱ	F403 教育実習Ⅲ
					F373	教職等インターンシップ②	F404 教職実践演習(小・中・高)
ラボ・ワーク	G151	スタートアップセミナー			G301	教育調査法	G451 教育学総合研究③
	G152	基礎演習			G302	教育学文献講読	G452 教育学総合研究④
					G351	教育学総合研究①	G453 卒業研究
					G352	教育学総合研究②	
司学・実教員論	H101	生涯学習概論	H201	学習指導と学校図書館			H403 博物館実習
	H102	学校経営と学校図書館	H202	読書と豊かな人間性			
	H103	学校図書館とメディアの構成	H203	情報メディアの活用			
	H104	博物館概論	H204	博物館資料保存論			
	H105	博物館経営論	H205	博物館教育論			
	H106	博物館資料論	H206	博物館展示論			
			H207	博物館情報・メディア論			
学科共通	I178	SAE①(語学研修)					
	I179	SAE②(語学研修)					
	I180	SAE③(語学研修)					
	I181	SAE④(地域研究)					
	I183	サービスマーケティング①					
	I184	サービスマーケティング②					

4 卒業要件単位数とカリキュラム

●卒業要件単位数●

区 分		必修 ^{※1}	選択	計	卒業に必要な単位数
総合教育科目	建学の精神	5	0	30	124
	精神と文化	2	6		
	社会と産業	2			
	生命と自然	2			
	生活と技術	2			
	健康とスポーツ	2			
	情報科学	3			
	外国語	6 ^{※2}			
専門教育科目		14	80	94	

※1 選択必修科目の単位数を含む。

※2 総合教育科目の外国語分野6単位のうち、4単位は「英語①」「英語②」「英語③」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」「英語コミュニケーション③」から履修しなければならない。外国語分野6単位すべてにおいて、これらの英語の科目を履修してもよい。

☆ 首都圏西部大学単位互換協定により修得した単位は、総合教育科目の卒業要件単位数として10単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

☆ 他学部、他学科履修により修得した専門教育科目の単位は、専門教育科目の卒業要件単位数として10単位までを認定し、それを超えた単位は自由科目として認定する。

●カリキュラム一覧●

凡例：◎免許・資格プログラムの必修科目

○免許・資格プログラムと企業学習プログラムの選択科目

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数		免許・資格プログラム										企業 学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	小 学 校	中 学 ・ 国 語	高 校 ・ 国 語	中 学 ・ 社 会	高 校 ・ 地 歴	高 校 ・ 公 民	司 書 教 諭	学 芸 員	准 学 校 心 理 士		
総合教育科目	建学の精神	1	EDA101	建学の精神	1												
		1	EDA102	建学の精神実践講座①	1												
		2	EDA201	建学の精神実践講座②	1												
		3	EDA301	建学の精神実践講座③	1												
		4	EDA401	建学の精神実践講座④	1												
	精神と文化	3	EDA111	女性と文化	2												
		3	EDA112	哲学	2												
		2	EDA113	人間と倫理	2											○	2単位 以上 履修
		2	EDA114	人間と宗教	2												
		1	EDA115	心理学	2										○		
		3	EDA116	日本人の心	2												
		1	EDA117	鎌倉の歴史・文化	2												
		3	EDA211	文化人類学	2												
		1	EDA118	美術の世界	2												
	社会と産業	1	EDA121	日本国憲法	2		◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		2	EDA221	生活と法律	2											○	2単位 以上 履修
		2	EDA222	現代の政治	2											○	
		3	EDA223	国際関係	2											○	
		1	EDA224	経済のしくみ	2											○	
		2	EDA225	企業の知識	2											○	
		3	EDA122	社会学	2												○
		1	EDA226	歴史の世界	2												
		3	EDA227	企業等インターンシップ	2											○	
	生命と自然	1	EDA131	生物学の基礎	2												
		1	EDA132	化学の基礎	2												
		3	EDA133	生活と環境	2											○	2単位 以上 履修
	生活と技術	1	EDA141	数と統計	2											○	
		2	EDA142	ロジック	2											○	
		2	EDA241	社会調査	2											○	
		1	EDA143	キャリアデザイン	2											○	
		4	EDA242	暮らしとデザイン	2											○	
		2	EDA144	安全・安心と危機管理	2											○	
		3	EDA145	コミュニケーション	2											○	
	健康とスポーツ	2	EDA251	女性と健康	2												
		1	EDA151	健康・スポーツ科学	2		◎	◎	◎	◎	◎	◎				○	2単位 以上 履修
		2	EDA252	食と健康	2											○	
		1	EDA152	スポーツ実技	1		選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修					
	1,2,3,4	EDA153	スポーツ実技（水泳）	1		選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修	選択必修						
	情報科学	1	EDA161	情報リテラシー	2		◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		2	EDA162	プレゼンテーション	1												
		2	EDA261	プログラミング	1											○	3単位 以上 履修
	外国語	1	EDA171	英語①	2												
		1	EDA172	英語②	2												
		2	EDA274	英語③	2											○	4単位 以上 履修
		2	EDA271	英語コミュニケーション①	2			2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修					
		2	EDA272	英語コミュニケーション②	2			2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修					
		3	EDA273	英語コミュニケーション③	2			2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修	2単位以上履修				○	
		1	EDA173	ドイツ語①	2												
		1	EDA174	ドイツ語②	2											○	
		1	EDA175	フランス語①	2												
	1	EDA176	フランス語②	2											○	6単位 以上 履修	

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										企業学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	小 学 校	中 学 ・ 国 語	高 校 ・ 国 語	中 学 ・ 社 会	高 校 ・ 地 歴	高 校 ・ 公 民	司 書 教 諭	学 芸 員	准 学 校 心 理 士			
専門 教育 科目	1	EDE101	教育学	2														
	3	EDE159	教育原理	2			○	○	○	○	○	○						
	1	EDG151	スタートアップセミナー	2														
	1	EDG152	基礎演習	2														
	3	EDE301	教育の歴史（日本）	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE302	教育の歴史（外国）	2			○	○	○	○	○	○						
	2	EDE161	教育制度	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE265	教育法規	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE202	教育社会学	2			○	○	○	○	○	○					○	
	3	EDH101	生涯学習概論	2										○			○	
	2	EDE102	教育心理学①	2			○	○	○	○	○	○				○	○	
	3	EDE303	教育心理学②	2			○	○	○	○	○	○				○	○	
	2	EDE263	教育方法・技術（情報通 信技術の活用を含む）	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE264	教育方法・技術演習	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDG301	教育調査法	2													○	
	3	EDG302	教育学文献講読	2														
	3	EDG351	教育学総合研究①	1														
	3	EDG352	教育学総合研究②	1														
	4	EDG451	教育学総合研究③	1														
	4	EDG452	教育学総合研究④	1														
	4	EDG453	卒業研究	4														
	1	EDE162	教職概論（同和教育を含む）	2			○	○	○	○	○	○						
	4	EDF404	教職実践演習（小・中・高）	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE201	カリキュラム論Ⅳ	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE266	道徳教育の理論と方法	2			○	○	○	○	○	○					※	
	3	EDE267	特別活動及び総合的な学 習の時間の指導法	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE268	児童指導	2			○									○		
	3	EDE269	生徒指導（進路指導を含む）	2				○	○	○	○	○				○		
	3	EDE304	キャリア教育	2			○	○	○	○	○	○					○	
	2	EDE262	教育相談	2			○	○	○	○	○	○				○		
	3	EDE360	学校カウンセリング	2			○	○	○	○	○	○				○		
	3	EDE176	発達心理学	2			○	○	○	○	○	○				○	○	
	3	EDE305	学級・ホームルーム経営	2														
	3	EDE306	教育経営論	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDF301	授業研究	2			○	○	○	○	○	○						
	3	EDE361	教育評価	2													○	
	3	EDE362	国際理解教育	2													○	
	2	EDE283	特別支援教育	1			○	○	○	○	○	○				○	○	
	3	EDE363	現代の教育課題①	2														
	3	EDE364	現代の教育課題②	2														
	1	EDB101	国語①（書写を含む）	2			○										○	
	3	EDB201	国語②	2			○										○	
	2	EDB102	社会①	2			○										○	
	3	EDB202	社会②	2			○										○	
	1	EDB103	算数①	2			○										○	
	3	EDB203	算数②	2			○										○	
	2	EDB104	理科①	2			○										○	
	3	EDB204	理科②（実験・観察法）	1			○										○	
																1コマ		

※ 高等学校免許では、「大学が独自に設定する科目」として扱う。

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										企業 学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	小 学 校	中 学 ・ 国 語	高 校 ・ 国 語	中 学 ・ 社 会	高 校 ・ 地 歴	高 校 ・ 公 民	司 書 教 諭	学 芸 員	准 学 校 心 理 士			
専門 教育 科目	2	EDB105	生活①		2		○											
	3	EDB205	生活②		2		○											
	1	EDB106	音楽①		2		○											
	3	EDB206	音楽②		2		○											
	1	EDB107	図画工作①		2		○											○
	3	EDB207	図画工作②		2		○											○
	2	EDB108	家庭①		2		○											○
	3	EDB208	家庭②（実習）		1		○											○
	1	EDB109	体育①		2		○											○
	3	EDB209	体育②		2		○											○
	3	EDB110	小学校英語①		2		○											○
	3	EDB210	小学校英語②		2		○											○
	2	EDB301	国語科教育法		2		○											
	3	EDB302	社会科教育法		2		○											
	2	EDB303	算数科教育法		2		○											
	2	EDB304	理科教育法		2		○											
	3	EDB305	生活科教育法		2		○											
	3	EDB306	音楽科教育法		2		○											
	3	EDB307	図画工作科教育法		2		○											
	3	EDB308	家庭科教育法		2		○											
	2	EDB309	体育科教育法		2		○											
	3	EDB310	小学校英語教育法		2		○											
	3	EDB311	英語アクティビティ （ドラマ・ミュージカル）		2													○
	1	EDC102	国語学概論		2				○	○								○
	2	EDC201	国語学①（文章表現）		2				○	○								○
	2	EDC202	国語学②（音声言語）		2				○	○								○
	3	EDC301	国語学演習		2				○	○								○
	1	EDC101	国文学概論		2				○	○								○
	2	EDC203	国文学講読①		2				○	○								○
	3	EDC302	国文学講読②		2				○	○								○
	2	EDC204	国文学史		2				○	○								○
	3	EDC303	国文学演習		2				○	○								○
	1	EDC103	漢文学概論		2				○	○								○
	2	EDC205	漢文学講読		2				○	○								○
	2	EDC304	漢文学演習		2				○	○								○
	1	EDC104	書道		2				○									○
	3	EDD301	日本史①		2						○	○						○
	3	EDD302	日本史②		2						○	○						○
	4	EDD401	日本史演習		2						○	○						○
	2	EDD201	外国史①		2						○	○						○
	2	EDD202	外国史②		2						○	○						○
	3	EDD303	外国史演習		2						○	○						○
	1	EDD101	考古学		2						○	○						
	1	EDD102	地理学①		2						○	○						○
	1	EDD103	地理学②		2						○	○						○
	2	EDD203	地理学③（地誌）		2						○	○						○
	3	EDD304	地理学演習		2						○	○						○
	2	EDD204	法律学（国際法を含む）		2						○		○					○
	2	EDD205	政治学（国際政治を含む）		2						○		○					○

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム										企業学 習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	小 学 校	中 学 ・ 国 語	高 校 ・ 国 語	中 学 ・ 社 会	高 校 ・ 地 歴	高 校 ・ 公 民	司 書 教 諭	学 芸 員	准 学 校 心 理 士			
	4	EDD402	政治学演習	2					○		○				○			
	4	EDD403	教科専門・社会学	2					○		○				○			
	2	EDD206	経済学(国際経済を含む)	2					○		○				○			
	4	EDD404	経済学演習	2						○		○			○			
	3	EDD305	教科専門・哲学	2						○		○			○			
	4	EDD405	倫理学	2						○		○			○			
	4	EDD406	倫理学演習	2						○		○			○			
	3	EDD306	宗教学	2						○		○			○			
	4	EDD407	教科専門・心理学	2								○			○			
	2	EDC206	国語科教育法①(中学・高校)	2			○	○										
	3	EDC305	国語科教育法②(中学・高校)	2			○	○										
	3	EDC306	国語科教育法③(中学・高校)	2			○	○										
	4	EDC401	国語科教育法④(中学・高校)	2			○	○										
	2	EDD207	社会科教育法①(中学)	2						○								
	4	EDD408	社会科教育法②(中学)	2						○								
	3	EDD307	社会科・地理歴史科教育法①	2						○	○							
	4	EDD409	社会科・地理歴史科教育法②	2						○	○							
	3	EDD308	社会科・公民科教育法①	2						○	○		○					
	4	EDD410	社会科・公民科教育法②	2								○						
	1	EDH102	学校経営と学校図書館	2									○					
	1	EDH103	学校図書館メディアの構成	2									○					
	2	EDH201	学習指導と学校図書館	2									○					
	2	EDH202	読書と豊かな人間性	2									○			○		
	2	EDH203	情報メディアの活用	2									○			○		
	1	EDH104	博物館概論	2										○		○		
	2	EDH105	博物館経営論	2										○		○		
	1	EDH106	博物館資料論	2										○		○		
	2	EDH204	博物館資料保存論	2										○		○		
	1	EDH206	博物館展示論	2										○		○		
	2	EDH205	博物館教育論	2										○		○		
	2	EDH207	博物館情報・メディア論	2										○		○		
	4	EDH403	博物館実習	3										○				
	3	EDF302	教育実習指導Ⅰ	1		○										事前・事後指導		
	3	EDF303	教育実習指導Ⅱ	1			○	○	○	○	○					事前・事後指導		
	4	EDF401	教育実習Ⅰ	4		○												
	4	EDF402	教育実習Ⅱ	4			○											
	4	EDF403	教育実習Ⅲ	2														
	2	EDF282	教職等インターンシップ①	2		○	○	○	○	○	○	○						
	3	EDF373	教職等インターンシップ②	2		○	○	○	○	○	○	○						
	1	EDI101	学校教育実践演習	2		○	○	○	○	○	○	○						
1,2,3,4		EDI183	サービスマーケティング①	2														
1,2,3,4		EDI184	サービスマーケティング②	2														
1,2,3,4		EDI178	S A E ①(語学研修)		1											○		
1,2,3,4		EDI179	S A E ②(語学研修)		2													
1,2,3,4		EDI180	S A E ③(語学研修)		4													
1,2,3,4		EDI181	S A E ④(地域研究)		1											○		

※ 教育実習科目の履修方法は以下の通り。

- ・ 中学校・高等学校の免許を同時取得する場合、「教育実習Ⅱ」を履修する。
- ・ 小学校・中学校・高等学校の免許を同時取得する場合、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」あるいは「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅲ」を履修する。
- ・ 高等学校の免許のみを取得する場合、「教育実習Ⅲ」を履修する。

5 免許・資格

(1) 教員免許状

履修方法

教員免許状取得のために必要な履修科目は、次の領域からなっています。

- ・教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目
- ・教科及び教職に関する科目

教科及び教職に関する科目は、以下の科目によって構成されています。

教科及び 教職に関 する科目	第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目
	第 3 欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第 5 欄	教育実践に関する科目
	第 6 欄	大学が独自に設定する科目

介護等の体験

小学校及び中学校教諭の普通免許状を取得する場合には、教育実習のほかに、特別支援学校及び社会福祉施設において、最低 7 日間の介護等の体験が必要になります。

① 教育職員免許法施行規則の第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則の 第 66 条の 6 に定める科目	法定 単位数	本学における授業科目			
		授業科目名	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	健康・スポーツ科学	2		選択必修
		スポーツ実技		1	
		スポーツ実技（水泳）		1	
外国語 コミュニケーション	2	英語①		2	2 単位以上 履修
		英語②		2	
		英語③		2	
		英語コミュニケーション①		2	
		英語コミュニケーション②		2	
		英語コミュニケーション③		2	
		ドイツ語①		2	
		ドイツ語②		2	
		フランス語①		2	
		フランス語②		2	
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	2	情報リテラシー	2		

② 小学校教諭一種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
小学校教諭	30	10	10	7	2*

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目			
					授業科目名	必修	選択	
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	30	国語①（書写を含む）	2		
			社会		国語②		2	
			算数		社会①	2		
			理科		社会②		2	
			生活		算数①	2		
			音楽		算数②		2	
			図画工作		理科①	2		
			家庭		理科②（実験・観察法）		1	
			体育		生活①	2		
			外国語		生活②		2	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		国語（書写を含む。）	音楽①	2	
					社会	音楽②		2
		算数			図画工作①	2		
		理科			図画工作②		2	
		生活			家庭①	2		
		音楽			家庭②（実習）		1	
		図画工作			体育①	2		
		家庭			体育②		2	
		体育			小学校英語①	2		
		外国語			小学校英語②		2	
		国語科教育法				2		
		社会科教育法				2		
		算数科教育法				2		
		理科教育法				2		
		生活科教育法				2		
		音楽科教育法				2		
		図画工作科教育法				2		
		家庭科教育法				2		
		体育科教育法			2			
		小学校英語教育法			2			

第1欄	教科及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目		
				授業科目名	必修	選択
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教育の歴史(日本)		2
				教育の歴史(外国)		2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教職概論(同和教育を含む)	2	
				教育制度	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育社会学		2
				教育経営論		2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育法規		2
				教育心理学①	2	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育心理学②		2
発達心理学			2			
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と方法	2	
		総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
		特別活動の指導法				
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む) ^{*1}	2	
		教育の方法及び技術		教育方法・技術演習 ^{*1}		2
		生徒指導の理論及び方法		児童指導 ^{*2}	2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		キャリア教育 ^{*2}		2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2	
				学校カウンセリング		2
		第5欄		教育実践に関する科目	教育実習	5
教職実践演習	2		教育実習Ⅰ		4	
第6欄	大学が独自に設定する科目		2	教職等インターンシップ①		2
				教職等インターンシップ②		2
				学校教育実践演習		2
				授業研究		2

※1「教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)」は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』及び『教育の方法及び技術』の内容を含む。「教育方法・技術演習」は『教育の方法及び技術』の内容のみを含む。

※2「児童指導」は、『生徒指導の理論及び方法』及び『進路指導及びキャリア教育の理論及び方法』の内容を含む。「キャリア教育」は、『進路指導及びキャリア教育の理論及び方法』の内容のみを含む。

③ 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状「国語」

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
中学校教諭	28	10	10	7	4 [*]
高等学校教諭	24	10	8	5	12 [*]

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目				
					授業科目名	中学校		高等学校	
						必修	選択	必修	選択
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	中 28 高 24	国語学概論	2		2	
					国語学①（文章表現）	2		2	
					国語学②（音声言語）	2		2	
					国語学演習		2		2
			国文学概論		2		2		
			国文学講読①		2		2		
			国文学講読②		2		2		
			国文学史		2		2		
			国文学演習			2		2	
			漢文学概論		2		2		
			漢文学講読		2		2		
			漢文学演習			2		2	
			書道		2				
			国語科教育法①(中学・高校)		2				2
			国語科教育法②(中学・高校)		2		2		
			国語科教育法③(中学・高校)		2			2	
			国語科教育法④(中学・高校)		2			2	

※高等学校は、「国語学演習」「国文学演習」「漢文学演習」のうち2単位以上を選択すること。

第1欄	教科及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目				
				授業科目名	中学校		高等学校	
					必修	選択	必修	選択
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		2	
		教育の歴史（日本）			2		2	
		教育の歴史（外国）			2		2	
		教職概論（同和教育を含む）		2		2		
		教育制度		2		2		
		教育社会学			2		2	
		教育経営論			2		2	
		教育法規			2		2	
		教育心理学①		2		2		
		教育心理学②			2		2	
発達心理学		2		2				
特別支援教育	1		1					
カリキュラム論Ⅳ	2		2					
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2			
		総合的な学習の時間の指導法※4		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
		特別活動の指導法						
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）※1	2		2	
		教育の方法及び技術		教育方法・技術演習※1		2		2
		生徒指導の理論及び方法		生徒指導（進路指導を含む）※2	2		2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		キャリア教育※2		2		2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		2	
学校カウンセリング		2		2				
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習指導Ⅱ	1		1	
		教育実習Ⅱ		4			4※3	
		教育実習Ⅲ					2※3	
	教職実践演習	2	教職実践演習（小・中・高）	2		2		
第6欄	大学が独自に設定する科目	中4 高12	道徳教育の理論と方法				2	
			教職等インターンシップ①		2		2	
			教職等インターンシップ②		2		2	
			学校教育実践演習		2		2	
			授業研究		2		2	

※1 「教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）」は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』及び『教育の方法及び技術』の内容を含む。「教育方法・技術演習」は『教育の方法及び技術』の内容のみを含む。

※2 「生徒指導（進路指導を含む）」は、『生徒指導の理論及び方法』及び『進路指導及びキャリア教育の理論及び方法』の内容を含む。「キャリア教育」は、『進路指導及びキャリア教育の理論及び方法』の内容のみを含む。

※3 教育実習科目の履修方法は以下の通り。

- ・中学校・高等学校の免許を同時取得する場合、「教育実習Ⅱ」を履修する。
- ・小学校・中学校・高等学校の免許を同時取得する場合、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」あるいは「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅲ」を履修する。
- ・高等学校の免許のみを取得する場合、「教育実習Ⅲ」を履修する。

※4 高等学校は、『総合的な探求の時間の指導法』。

④ 中学校教諭一種免許状「社会」、高等学校教諭一種免許状「地理歴史」「公民」

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
中学校教諭	28	10	10	7	4 [*]
高等学校教諭	24	10	8	5	12 [*]

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

〔中一種「社会」〕 第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目			備考	
					授業科目名	必修	選択		
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	28	日本史①	2			
					日本史②	2			
					日本史演習		2		
			外国史①		2				
			外国史②		2				
			外国史演習			2			
			考古学			2			
			地理学①		2				
			地理学②			2			
			地理学③（地誌）		2				
			地理学演習			2			
			法学（国際法を含む）		2				
			政治学（国際政治を含む）		2				
			政治学演習			2			
			教科専門・社会学			2			
			経済学（国際経済を含む）		2				
			経済学演習			2			
			教科専門・哲学		2				
			倫理学			2			
			倫理学演習			2			
			宗教学			2			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			社会科教育法①（中学）	2			
					社会科教育法②（中学）		2		
					社会科・地理歴史科教育法①	2			
					社会科・地理歴史科教育法②		2		
					社会科・公民科教育法①	2			
					社会科・公民科教育法②		2		

〔高一種地理歴史〕 第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目			
					授業科目名	必修	選択	
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	24	日本史①	2		
			外国史		日本史②	2		
					日本史演習		2	
					外国史①	2		
					外国史②	2		
			人文地理学・自然地理学		外国史演習		2	
					考古学	2		
					地理学①	2		
					地理学②	2		
					地理学演習		2	
			地誌		地理学③（地誌）	2		
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		社会科・地理歴史科教育法①	2		
					社会科・地理歴史科教育法②	2		

〔高一種公民〕 第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定 単位数	本学における授業科目		
					授業科目名	必修	選択
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	24	法律学（国際法を含む）	2	
					政治学（国際政治を含む）	2	
					政治学演習		2
					教科専門・社会学	2	
			「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		経済学（国際経済を含む）	2	
					経済学演習		2
					教科専門・哲学	2	
					倫理学	2	
			「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		倫理学演習		2
					宗教学	2	
					教科専門・心理学	2	
					社会科・公民科教育法①	2	
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		社会科・公民科教育法②	2	

〔中一種「社会」、高一種「地理歴史」「公民」〕

第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目以外

第1欄	教科及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目				
				授業科目名	中学校		高等学校	
					必修	選択	必修	選択
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		2	
		教育の歴史（日本）			2		2	
		教育の歴史（外国）			2		2	
		教職概論（同和教育を含む）		2		2		
		教育制度		2		2		
		教育社会学			2		2	
		教育経営論			2		2	
		教育法規			2		2	
		教育心理学①		2		2		
		教育心理学②			2		2	
発達心理学		2		2				
特別支援教育	1		1					
カリキュラム論Ⅳ	2		2					
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の理論と方法	2			
		総合的な学習の時間の指導法 ^{*4}						
		特別活動の指導法		2		2		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		2		2		
		教育の方法及び技術						
		生徒指導の理論及び方法			2		2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
		教育実習		中5 高3	1		1	
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習Ⅱ	4			4 ^{*3}		
		教育実習Ⅲ				2 ^{*3}		
第6欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	2		2		
		道徳教育の理論と方法				2		
		教職等インターンシップ①		2		2		
		教職等インターンシップ②		2		2		
		学校教育実践演習		2		2		
		授業研究		2		2		

- ※1 「教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）」は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』及び『教育の方法及び技術』の内容を含む。「教育方法・技術演習」は『教育の方法及び技術』の内容のみを含む。
- ※2 「生徒指導（進路指導を含む）」は、『生徒指導の理論及び方法』及び『進路指導及びキャリア教育の理論及び方法』の内容を含む。「キャリア教育」は、『進路指導及びキャリア教育の理論及び方法』の内容のみを含む。
- ※3 教育実習科目の履修方法は以下の通り。
- ・ 中学校・高等学校の免許を同時取得する場合、「教育実習Ⅱ」を履修する。
 - ・ 小学校・中学校・高等学校の免許を同時取得する場合、「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」あるいは「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅲ」を履修する。
 - ・ 高等学校の免許のみを取得する場合、「教育実習Ⅲ」を履修する。
- ※4 高等学校は、『総合的な探求の時間の指導法』。

⑤ 教員免許状の申請

教員免許状の申請方法には一括申請と個人申請の2種類があります。一括申請は申請者に代わり大学が申請を行うもので、神奈川県教育委員会に申請します。個人申請は申請者の住民票住所地のある都道府県教育委員会に申請します。

教員免許状申請に要する費用（昨年度参考）

教員免許状1種類につき、申請手数料	3,300 円
証明書発行手数料	700 円

(2) 学芸員

学芸員は、博物館（美術館、資料館、郷土館、動物園、水族館、植物園等も含む）において、博物館法に規定されている資料の収集、保管、展示や調査研究、その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどる職員のことをさします。

学芸員の資格を取得するには、学士の学位を有し、大学において、博物館法に定める「博物館に関する科目」の単位を修得する必要があります。

履修方法

法令に定める科目		本学における授業科目	
科目名	単位数	授業科目名	単位数
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3	博物館実習	3

資格取得に要する費用（昨年度参考）

証明書発行手数料 …… 300 円

（３）学校図書館司書教諭（教育学科）

学校図書館司書教諭は、学校図書館法に規定された小・中・高等学校の図書館の専門的職務に従事する職のことをさします。学校図書館は、学校教育に欠かせない基礎的な施設と位置づけられ、近年特に生涯学習の観点から、主体的に学ぶ力を育成する場として、その重要性が高まっています。

なお、学校図書館司書教諭課程は、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を有する者又は卒業時に取得する見込みのある者を、受講対象とします。

履修方法

法令に定める科目		本学における授業科目	
科目名	単位数	授業科目名	単位数
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2

資格取得に要する費用（昨年度参考）

証明書発行手数料 …… 400 円

(4) 准学校心理士

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる者に対して認定する資格です。

准学校心理士は、学校心理士に準じる資格で、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い期間で学校心理士試験を受験することができます。

なお、准学校心理士資格取得のための基礎資格は、教員免許又は保育士資格です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
教育心理学	4科目のうち、 3科目6単位 以上履修	教育心理学①	2
		教育心理学②	2
発達心理学		発達心理学	2
		教育相談	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）		学校カウンセリング	2
		児童指導	2
		生徒指導（進路指導を含む）	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）		特別支援教育	1

資格取得に要する費用（昨年度参考）

審査事務手数料	……	3,000 円
登録事務手数料	……	3,000 円
年会費（3年分）	……	9,000 円
証明書発行手数料	……	300 円

資格有効期間

3年間で更新はありません。詳しい内容は、一般社団法人学校心理士認定運営機構のホームページで確認してください。

学外実習

次の免許・資格の取得を希望する学生は、学外実習参加が必要となります。

家政学部家政保健学科

実習種別	免許	実習先	実習時期	期間
教育実習	中学校教諭 高等学校教諭 (家庭・保健)	中学校	第7セメスター5月上旬～7月上旬	3週間
		高等学校	第7セメスター5月上旬～7月上旬	2週間
	※中学校・高等学校免許同時取得希望者は、中学校又は高等学校（3週間）で実習を行う			
養護実習	養護教諭	小学校又は 中学校他	第5セメスター5月上旬～7月上旬又は 第6セメスター8月下旬～11月下旬	4週間

家政学部管理栄養学科

実習種別	免許・資格	実習先	実習時期	期間
校外実習	栄養士免許証	学校又は事業所他	第5セメスター夏季休業中～ 第6セメスター3月下旬	3週間
臨地実習	管理栄養士 国家試験 受験資格	病院他		
		保健所他	第7セメスター5月下旬～6月下旬	1週間
教育実習	栄養教諭	小学校他	第7セメスター～第8セメスター	1週間

児童学部児童学科

実習種別	免許・資格	実習先	実習時期	期間
教育実習	幼稚園教諭 小学校教諭	幼稚園又は 小学校	幼稚園：第7セメスター5月上旬～7月上旬 小学校：第7セメスター5月上旬～7月上旬	4週間
	特別支援学校教諭	特別支援学校	第7セメスター8月下旬～第8セメスター11月下旬	2週間
保育実習	保育士	保育所	第5セメスター夏季休業中	12日以上
			第6セメスター試験終了後～3月下旬 ※児童厚生一級指導員資格取得希望者は、児童厚生施設等の 実習をもってこの実習に代える	12日以上
		居住型施設等	第5セメスター夏季休業中	12日以上 又は11泊 12日以上
保育実習 児童館実習	児童厚生 一級指導員	児童厚生施設等	第6セメスター12月上旬～1月上旬	12日以上
		児童館	第6セメスター試験終了後～3月下旬	12日以上
レクリエーション実習	レクリエーション・ インストラクター	第5、6セメスター (レクリエーション協会指定のレクリエーション事業に随時参加)		

児童学部子ども心理学科

実習種別	資格	実習先	実習時期	時間数
心理実習	公認心理師	病院 学校 社会福祉施設	第5セメスター～第6セメスター	80時間以上

教育学部教育学科

実習種別	免許・資格	実習先	実習時期	期間
教育実習	小学校教諭	小学校	第7セメスター5月上旬～7月上旬	4週間
	中学校教諭 (国語・社会)	中学校	第7セメスター5月上旬～7月上旬 第7セメスター8月下旬～第8セメスター11月下旬	3週間
	高等学校教諭 (国語・地理歴史・公民)	高等学校	第7セメスター5月上旬～7月上旬 第7セメスター8月下旬～第8セメスター11月下旬	2週間
	※複数の免許を取得する場合は、その組合せにより実習先・実習期間が異なる			
博物館実習	学芸員	博物館等	第7セメスター～第8セメスター	1～2週間

※実習時期及び期間は変更することがあります。

学外実習を希望する学生は、学外実習願を免許・資格指導課に提出してください。提出にあたっては、取得希望の免許・資格を理解し、進路や希望職に対する素質を十分に思慮してください。素質とは、以下の学外学習にむけての心構えができることなどを含みます。

学外実習にむけての心構え

- ① 免許・資格取得の強い意欲を持っていること。
- ② 実習中の欠勤がないように自己管理ができること。
- ③ 実習にふさわしい態度、言葉遣い、服装等身だしなみに配慮できること。
- ④ 学外実習願を期間内に提出すること。
- ⑤ ポータルサイト等を常に確認し、行動ができること。
- ⑥ 実習期間中は、実習生という立場で行動するため、就職活動やアルバイト、学友会等の活動を停止できること。

学外実習願提出にあたって

- ① 学外実習願の提出期間や提出方法は、オリエンテーション期間内の依頼オリエンテーションで説明する。
- ② 提出期間内に学外実習願の提出がなかった場合は、実習参加の意思がないとみなし、以後の受付は行わない。

学外実習願提出後について

免許・資格ごとに、事前指導と準備、事後指導、実習参加要件等が定められています。各実習の参加要件が1つでも欠けると、実習に参加することはできません。また、大学が実習参加に不相当と判断した場合も、実習参加を認めません。

オリエンテーション

実習参加にあたって、以下のオリエンテーションを行います。希望する免許・資格によりオリエンテーションの名称、回数、開催時期は異なりますが、実習参加のためには、すべてのオリエンテーションに出席が必要です。開催日程は、ポータルサイト等で確認してください。

名 称	内 容
依頼オリエンテーション	学内で実施。実習先や実習期間、依頼の方法、学外実習願の提出等の説明を行います。
参加オリエンテーション	学内で実施。実習中の留意事項、必要書類の確認、緊急時の対応、実習終了後の手続き等について説明を行います。
実習先オリエンテーション	実習先で実施。実習先と実習前に打合せ等を行います。実習先の都合により実施しない場合があります。

実習報告会

実習報告会は、実習に参加した学生が成果を報告することにより、実習を反省し、自己の適性と決意を見極めるとともに、学修課題を発見し、継続研究の契機とするものです。実習報告会での報告をもって実習終了となります。実習報告会の前には、学内の実習指導担当教員による指導を受け、発表する内容について主体的に整理してください。

また、実習参加希望者は、実習報告を聴講し、実習の目的、課題設定を行うとともに、実習に対する心構えや準備を再確認します。

オリエンテーション、実習報告会の遅刻・欠席

オリエンテーション及び実習報告会は、遅刻・欠席を認めません。但し、病気や忌引等による欠席については、事前連絡があった場合のみ再度機会を与えます。

事前指導・事後指導

免許・資格ごとに学内指導担当教員が実習の事前・事後指導をします。それぞれの指導担当教員の指示に従って、実習が始まる前と終わった後に指導を受けてください。

評価等

- ・ 学外実習の評価は、所定の実習施設及び実習期間において終了し、実習先評価・実習記録・実習報告の発表内容等により総合判定します。
- ・ 総合判定が不合格になった場合は、本学で再度実習することはできません。
- ・ 個人的な理由により実習に不参加又は中途放棄した場合は、再度実習することはできません。

学外実習参加にあたって

- ① 実習生は、実習先業務を遂行できる心身の状態での臨み、常に学生の本分、実習生としての立場を忘れず、態度・言動に注意し、業務の阻害、風紀を乱す行為をしないこと。
- ② 指定された実習先・期間等についての変更は原則としてできない。やむを得ぬ事情が生じた場合は、事前に免許・資格指導課へ申し出ること。
- ③ 実習生は、本学教員及び実習先の所属長・職員の指導に従い、規則を守ること。
- ④ 実習期間中は、就職活動、アルバイト、学友会等の活動を停止すること。但し、実習期間と就職試験が重なり、やむを得ず実習期間の変更が生ずる場合は、事前に免許・資格の学科担当教員に相談すること。
- ⑤ 実習先で知り得た個人情報や機密情報については、いかなる場合でも絶対に持ち出したり漏洩させたりしないこと。また、実習内容や感想等、実習に関するすべての事柄を、SNSやブログなどのソーシャルメディアを通して、インターネット上に投稿、掲載することを固く禁止する。
- ⑥ 実習日誌やその他書類（画像）作成作業において、ChatGPTなどの文章生成AIを利用することは、実習先を含む個人情報等を流出させる恐れがあるため、この利用の一切を禁止する。
- ⑦ 誓約書・履歴書・健康診断書及び細菌検査報告書等の実習前に提出する書類や、実習先から課されたレポート類、また実習日誌については、指定の期日までに必ず実習先へ提出すること。大学指導担当教員への日誌・書類等提出についても同様に期日・期限を遵守すること。
- ⑧ 上記のようなことなどに関し、特に悪質な行為や怠惰、その他実習先に迷惑をかける行動等により、実習参加が不適当と認められる状況になった場合は、即時実習を中止する。また、再度実習への参加も認めない。実習終了後であっても、不適当であったと認められる場合には、その実習終了を取り消しとする。

実習用通学証明書の発行

学外実習先に通勤する際、普通乗車券よりも通学定期券（1か月）を購入した方が安価である場合、実習期間（日数）に関わらず定期券購入に必要な通学証明書を発行します。交通機関の許可が必要なため、必ず使用開始日の1か月前までに学生センターに申請してください。なお、交通機関により発行できない場合があります。

1 中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭・保健）

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。（第4セメスター2月実施予定）
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。（第6セメスター12月実施予定）
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。（第7セメスター4月実施予定）
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。
- ⑦ 中学校教諭の免許状を希望する者は、介護等体験を終了している。

※介護等体験についての詳細は p.201 を参照してください。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告会資料を作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。
（第8セメスター12月実施予定）

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「教育実習指導」を履修している。
- ⑥ 第5セメスター終了時点の GPA が、2.0 以上である。

但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

- ⑦ 専門教育科目のうち、第5セメスターまでに開講されている免許状必修科目をすべて履修している。

但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

2 中学校教諭一種免許状（国語・社会） 高等学校教諭一種免許状（国語・地理歴史・公民）

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。（第4セメスター 2月実施予定）
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。（第6セメスター 12月実施予定）
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。（第7セメスター 4月実施予定）
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。
- ⑦ 中学校教諭の免許状を希望する者は、介護等体験を終了している。
※介護等体験についての詳細は p.201 を参照してください。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告会において実習成果等の報告をする。
（第8セメスター 12月実施予定）

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「教育実習指導Ⅱ」を履修している。
- ⑥ 第5セメスター終了時点の GPA が、2.0 以上である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑦ 専門教育科目のうち、第5セメスターまでに開講されている免許状必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑧ 第5セメスターに実施する教科学力試験に合格している。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

3 幼稚園・小学校教諭一種免許状

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第4セメスター 2月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第6セメスター 12月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。(第7セメスター 4月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。
- ⑦ 小学校教諭の免許状を希望する者は、介護等体験を終了している。

※介護等体験についての詳細は p.201 を参照してください。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第8セメスター 12月実施予定)

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「教育実習指導」を履修している。
- ⑥ 第5セメスター終了時点の GPA が、2.0 以上である。

但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

- ⑦ 専門教育科目のうち、第5セメスターまでに開講されている免許状必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。

但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

4 特別支援学校教諭一種免許状

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第4セメスター2月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第6セメスター12月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。(第7セメスター4月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第8セメスター12月実施予定)

実習参加要件

- ① 特別支援学校教諭取得にあたっての基礎免許状の取得見込みがある。
- ② 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ③ 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ④ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑥ 「教育実習指導（特別支援教育）」を履修している。
- ⑦ 第5セメスター終了時点のGPAが、2.0以上である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑧ 専門教育科目のうち、第5セメスターまでに開講されている免許状必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

5 養護教諭一種免許状

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第2セメスター2月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第4セメスター12月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。(第4セメスター2月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に養護実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告会資料を作成し、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第6セメスター12月実施予定)

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「養護実習指導」を履修している。
- ⑥ 第3セメスター終了時点のGPAが、2.0以上である。
なお、GPAが2.0未満のために養護実習に参加できなかった学生は、第5セメスター終了時点のGPAが2.0以上となれば第7・第8セメスターに参加できるものとする。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑦ 専門教育科目のうち、第3セメスターまでに開講されている免許状必修科目をすべて履修している。
なお、未履修・不合格科目があった場合は、第5セメスターまでに履修することにより、第7・第8セメスターに参加できるものとする。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に養護実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

臨床看護実習の履修

以下の条件を満たす学生のみ「臨床看護実習」の履修が認められる。

- ① 養護教諭一種免許状取得を希望する学生である。
- ② 原則として養護実習参加要件を満たしている。
- ③ 科目履修ガイダンスに出席する。
- ④ 養護に関する科目のうち看護学のすべての開講科目を履修している。

6 栄養教諭一種免許状

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第4セメスター2月実施予定)
- ② 学外実習願を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第6セメスター12月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。(第7セメスター4月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告会資料を作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。

(第8セメスター12月実施予定)

実習参加要件 ※希望者が一定人数を超える場合は選考を行う。

- ① 原則として管理栄養士国家試験受験資格取得見込みがある。
- ② 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ③ 学外実習願を期間内に提出している。
- ④ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑥ 「教育実習指導（栄養）」を履修している。
- ⑦ 第3セメスター終了時点のGPAが、2.5以上である。なお、第3セメスター終了時点のGPAが、2.3以上2.5未満であった学生は、第4セメスター終了時点のGPAが2.5以上となれば参加できるものとする。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑧ 専門教育科目のうち、第4セメスターまでに開講されている免許状必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

7 栄養士・管理栄養士

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第4セメスター8月実施予定)
- ② 学外実習願を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第5セメスター4月及び8月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。
(第5及び第7セメスター4月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に臨地・校外実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告書を作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第7セメスター4月及び8月実施予定)
- ④ 神奈川県栄養士養成施設協会主催「これから栄養士になる人の集い」
(第8セメスター1月開催予定)に参加する。

※栄養士免許・管理栄養士国家試験受験資格取得の必修講座

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「管理栄養総合演習」を履修している。
但し、「管理栄養総合演習」の成績評価要件(P.56 授業回数 2/3 回以上の出席)を満たした後であって、成績発表前に臨地実習に参加した場合、当該科目の履修をもって、臨地実習参加の終了とする。
- ⑥ 第4セメスター終了時点のGPAが、2.0以上である。
なお、臨地実習①は、実習参加要件 GPA2.0 以上の適用から除外する。
また、GPA が 2.0 未満のために第5・第6セメスターに臨地実習②と臨地実習④に参加できなかった学生は、第5セメスター終了時点のGPAが2.0以上となれば、第7・第8セメスターに参加できるものとする。
- ⑦ 第4セメスターまでに開講されている免許・資格取得に必要な専門教育科目のうち、以下の科目をすべて履修している。但し、未履修・不合格科目があった場合は、第6セメスターまでに履修することにより、第7・第8セメスターに参加できるものとする。
- ⑧ 上の⑥、⑦の要件については、該当しない場合でも教務委員会の議により許可することがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に臨地・校外実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。
- ④ 神奈川県栄養士養成施設協会主催「これから栄養士になる人の集い」に出席している。

＜臨地実習① 給食の運営＞栄養士免許証必修

科目名	配当セメスター	単位数
基礎栄養学①	1	2
調理学	1	2
栄養管理のための献立理論と演習	1	2
栄養管理論実習	2	1
食品衛生学	3	2
給食経営管理論①	3	2

臨地実習②, ③, ④ 管理栄養士国家試験受験資格必修

＜臨地実習② 臨床栄養学実習＞

科目名	配当セメスター	単位数
生化学①	2	2
生化学②	3	2
解剖生理学①	2	2
解剖生理学②	3	2
病理学①	3	2
病理学②	4	2
臨床栄養学①	4	2
臨床栄養学実習①	4	1
応用栄養学①	3	2
栄養教育論①	4	2

＜臨地実習③ 公衆栄養学実習＞

科目名	配当セメスター	単位数
食品衛生学	3	2
公衆栄養学①	4	2
応用栄養学①	3	2
応用栄養学②	4	2
社会・環境と健康①	3	2
社会・環境と健康②	4	2
栄養教育論①	4	2

＜臨地実習④ 給食経営管理論実習＞

科目名	配当セメスター	単位数
栄養管理のための献立理論と演習	1	2
基礎栄養学①	1	2
調理学	1	2
栄養管理論実習	2	1
食品衛生学	3	2
食品衛生学実験	4	1
給食経営管理論①	3	2
給食経営管理論②	4	2

8 保育士

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第2セメスター 2月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 次のいずれかの講座に出席する。
 - ※資格必修講座。出席する講座は大学が指定する。
 - A 神奈川県保育のつどい運営委員会主催「保育のつどい」
(第4セメスター 12月開催予定)
 - B 学内実施「保育のつどい」(第4セメスター 12月開催予定)
- ④ 実習報告会に出席し、聴講する。(第5セメスター 7月実施予定)
- ⑤ 参加オリエンテーションに出席する。
(第5セメスター 4月及び第6セメスター 10月実施予定)
- ⑥ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑦ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に保育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 事後レポートを作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。(第7セメスター 7月実施予定)

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「保育実習指導Ⅰ(保育所)」、「保育実習指導Ⅰ(居住型施設等)」を履修している。必要に応じて「保育実習指導Ⅱ(保育所)」、「保育実習指導Ⅲ(児童厚生施設等)」のいずれかを履修している。
- ⑥ 第3セメスター終了時点のGPAが、2.0以上である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑦ 専門教育科目のうち、第3セメスターまでに開講されている資格必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑧ 「保育のつどい」に参加している。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に保育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

9 児童厚生一級指導員

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第2セメスター2月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第5セメスター7月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。(第6セメスター10月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 事後レポートを作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。(第7セメスター7月実施予定)

実習参加要件 ※希望者が30名を超える場合は、選考を行う。

- ① 保育士資格、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状取得の見込みがある。
- ② 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ③ 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ④ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑥ 「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」を履修している。
- ⑦ 第3セメスター終了時点のGPAが、2.0以上である。

但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

- ⑧ 専門教育科目のうち、第3セメスターまでに開講されている資格必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。

但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

10 レクリエーション・インストラクター

事業の参加

- ①レクリエーション協会の事業のうち、大学が指定したレクリエーション事業参加により、参加ポイント3ポイント以上を取得する。
- ②事業参加1回につき、「参加者」参加の場合は1ポイント、「運営スタッフ」参加の場合は2ポイントが取得できる。
- ③事業参加は学外実習願提出年度内とし、年度を越えての参加は認めない。
- ④参加事業ごとに事業参加申込書を期日までに提出する。
- ⑤参加費が必要となる事業もある。
- ⑥参加ポイントは、各自の責任において確認する。
- ⑦事業参加記録カードは再発行できないため、保管には注意を払う。

事前・事後指導と準備

- ①「レクリエーション理論」「レクリエーション実技」を受講し、レクリエーション・インストラクターについての理解を深めておく。
- ②事業ごとに行うオリエンテーションに出席する。
- ③事業参加の際は、事業参加記録カード、オリエンテーションで指示されたもの及び各自で必要と思われるものを用意する。
- ④事業参加後、指定の期日までに事業参加レポートを提出する。
※レポートの提出がない場合は、事業参加記録は取り消される。
- ⑤事業参加記録カードを提出する。(第6セメスター1月予定)

事業参加要件

- ①学外実習願を期間内に提出する。
- ②参加オリエンテーションに出席する。(第5セメスター4月実施予定)
※事業参加ごとにも随時実施する。
- ③事業参加先オリエンテーション(事業先の必要に応じて)に参加する。
- ④「レクリエーション理論」を履修している。
- ⑤第4セメスター終了時点のGPAが、2.0以上であること。但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可を与えられることがある。
- ⑥みどり祭などの学内行事にスタッフとして参加、又は大学が指定したレクリエーション事業に参加する。

本学において、レクリエーション・インストラクターは、教員免許状、保育士資格取得者向けの資格です。「レクリエーション実習(学外)」の履修方法は、p.143を参照してください。

11 公認心理師

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第3セメスター4月実施予定)
- ② 学外実習願を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第4セメスター2月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。
(第4セメスター2月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員の事前指導を受ける。
- ⑥ 実習開始前までに、指示された書類等を準備する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に事後レポート及び心理実習日誌を提出し指導を受ける。
- ② 実習報告会資料を作成し、学内指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第6セメスター2月実施予定)

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員の事前指導を受けている。
- ⑤ 「公認心理師の職責」「心理学実験」「心理検査法実習」を履修し、3科目ともB以上の成績を修めている。
- ⑥ 第3セメスターまでのGPAが2.0以上である。但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により実習参加の許可をすることがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に事後レポート及び心理実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

12 学芸員

事前指導と準備

- ①「博物館実習」授業内において実習事前指導を受ける。
- ②博物館実習オリエンテーションに出席する。(第5セメスター実施予定)
- ③学外実習願を期間内に提出する。
- ④実習報告会に出席し、聴講する。(第6セメスター12月実施予定)
- ⑤学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ①学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ②実習報告会において実習成果等の報告をする。(第8セメスター12月実施予定)

実習参加要件 ※希望者が一定人数を超える場合は、選考を行う。

- ①博物館実習オリエンテーションに出席している。
- ②学外実習願を期間内に提出している。
- ③実習報告会に出席し、聴講している。
- ④学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤第6セメスター終了時点のGPAが、2.0以上である。
- ⑥実習先が指定する期日までに、学芸員に必要な専門教育科目履修の見込みがある。

実習終了要件

- ①所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ②学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③実習報告会において実習成果等の報告をしている。

13 介護等体験

小学校及び中学校教諭の普通免許状を取得する者は、介護等体験特例法により、社会福祉施設等において7日間の介護等体験（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）を行うことが義務付けられています。

体験参加にあたって

介護等体験は、原則として第3、第4セメスターに行います（夏休み期間含む）。体験日程は、体験先の状況により決定するもので、定期試験、他の学外実習と重複するなどの場合を除き、学生個人の都合により体験日を変更することはできません。

介護等体験オリエンテーション（第2セメスター2月実施予定）

介護等体験の申込み方法、体験終了までの流れ、体験費用、必要書類等についての説明をします。体験希望者は必ず出席してください。介護等体験オリエンテーション無断欠席の場合は、当該年度の介護等体験には参加できません。

「介護等体験願」の提出と体験費の納入

介護等体験オリエンテーションの説明に従い「介護等体験願」を期日までに免許・資格指導課に提出してください。提出しない場合は、当該年度の介護等体験には参加できません。

また、神奈川県社会福祉協議会等納入分の体験費が必要になります。指定期日までに納入してください。

事前指導と準備

- ① 小学校教諭又は中学校教諭免許状取得の希望がある。
- ② 介護等体験責任者による事前講座を受講し、体験の目的や心構え、体験内容について理解する。（第3セメスター4月実施予定）
- ③ 体験先オリエンテーション、学内実施の事前打合せ会に出席し、体験先に対する知識を深める。
- ④ 体験開始前又は体験先オリエンテーション前までに、指示された書類等を準備する。

事後指導

- ① 介護等体験日誌を指定された期日までに提出する。
- ② 介護等体験の学内責任者から依頼を受けた場合は、体験内容の報告を行う。

第 3 部

特 別 講 座

特 別 講 座

1 就職活動支援講座

就職活動支援として、業界研究や各種就職試験の対策講座、インターンシップ（就業体験）に関する講座、資格・検定の取得支援講座などを実施しています。実費負担の必要な講座を含みます。

〈実施例〉

- ・ インターンシップの探し方講座
- ・ 学内合同企業セミナー
- ・ SPI 対策講座
- ・ 就職面接対策講座
- ・ グループディスカッション対策講座
- ・ 就活メイク講座
- ・ 就活マナー講座
- ・ 3 級 FP 技能検定対策講座
- ・ 秘書検定 2 級対策講座
- ・ 日商簿記 3 級対策講座

2 公務員試験対策講座

公務員就職を志望する学生への就職支援として、公務員試験の対策講座を実施しています。実費負担（有料）の必要な講座を含みます。

〈実施例〉

- ・ 公務員試験ガイダンス
- ・ 公務員試験学内基礎講座（教養科目）（面接・論文）（模擬試験）

3 教員・公立幼保採用試験対策講座

教職（幼稚園教諭・保育教諭を含む）及び保育士の仕事に就きたい学生に対し、一般・教職教養、教科等専門、面接、論作文、模擬授業等の講座を開講しています。（オリエンテーション資料参照）

4 小学校理科授業実践講座

神奈川県立青少年センター科学支援課職員から、子どもたちが理科の面白さに気づくための方法や理科実験の基本的な知識や技能、さらに安全管理を徹底した理科実験授業の指導をしていただきます。

5 教職教養特別講座

神奈川県立総合教育センターの指導主事から、今日的な教育課題への対応やすぐに役立つ授業の工夫を指導していただきます。教育実習や模擬授業に役立つ講座です。

6 就業前特別講座

教職センター教職員が、教員としての心構えや教職に不安を抱いていることなどについて相談・指導にあたり、安心して教員生活をスタートできるように支援を行っています。対象者は、教員採用試験合格者及び臨時的任用職員・非常勤講師希望者です。

7 家政保健学科 教員採用試験対策講座

中学校、高等学校の家庭科教諭希望の学生及び養護教諭希望の学生を対象とします。実技試験、模擬授業、面接、集団討論等は受験する県や市によって異なりますので、その年度の必要に応じて、随時、個別あるいは複数で対策講座を実施します。

8 家政保健学科 フードスペシャリスト資格認定試験対策講座

フードスペシャリスト資格認定試験受験に先立ち、受験者を対象に7月から12月上旬に実施します。

本講座では、試験分野ごとに授業の振り返りを行うとともに要点を解説することで、試験を目前に控えた時期の効率的なまとめ学習に役立ちます。また、本番さながらの模擬試験を受験することにより、試験に対する不安や緊張をやわらげ、落ち着いて本番に臨むことができるよう支援します。

9 家政保健学科 インテリアプランナー登録資格試験対策講座

受験者を対象に1月から3月に講義を中心とした講座を、学科試験直前の5、6月には質疑応答と模擬試験を実施します。本講座では、授業の内容を補足し、過去問題を解説していきます。

また、学科試験に合格したのちの製図試験の受験対象者には、9月から11月に製図の指導を実施します。

10 管理栄養学科 管理栄養士国家試験受験対策

1年次には、化学を不得意とする学生に対してリメディアル教育を行い、専門教育科目に向けての基礎知識を身につけます。また、1、2年次を通して、管理栄養士になるための学修習慣の形成を行います。

3年次には、管理栄養士国家試験に向けて受験対策が始まります。

4年次には年間を通じ総合講座が開講されます。総合講座は、国家試験対策室が企画・運営する、難関である国家試験に合格するための総合的な講座です。得点力の向上のみを目的とするのではなく、管理栄養士の実務に必要なとされる総合的な学修の確認を行います。夏休みの夏期講座、春休みの直前模擬試験では要点解説と頻出問題・想定問題の徹底的な演習を行います。また、毎月の模擬試験では学修成果を確認するとともに、本番に向けての試験技術や集中力を磨きます。

11 児童学科 教育・保育基礎力育成ワークセッション

教育／保育現場で今後特に必要とされるコミュニケーション能力・表現力及び指導力の包括的な向上を目的とする演習型の講座です。1、2年生対象の「教育・保育基礎力育成ワークセッションⅠ」と3年生対象の「教育・保育基礎力育成ワークセッションⅡ」があり、それぞれ教職講座と保育講座があります。1、2年生対象の教職講座は、小学校教員をめざす学生を対象とした講座と特別支援学校教員をめざす学生を対象とした講座に分けて実施します。県内の特別支援学校及び初等部の協力を得て、授業参観を行うなど、教育・保育の総合的理解や、実習参加に必要な実践的な能力の向上を目指します。本ワークセッションは、大学の授業と教職センター主催の採用試験対策講座を補う形で実施します。これにより、学生が大学での学修とキャリア形成とを効果的かつ円滑に接続できるよう目指します。

12 児童学科 併設校（幼稚部／初等部）との連携授業 （アクティブ・ラーニングの取り組み）

児童の総合的理解を目的とする児童学科での学修と実習参加に向けて、幼稚部／初等部を訪問、参観する機会を設けています。幼稚部への参観は1年生春に開講する卒業必修科目「スタートアップセミナー」の中で実施します。事前に行動観察、授業観察のポイントを学んだ上で参観を行います。初等部参観は上記ワークセッションで実践されています。

3年生、4年生に対しては、未就園児クラスである「たんぽぽクラス」での保育参加の機会を希望者に設けています。保育準備から保育後の振り返りまでを含めた週1回の継続的な保育参加は、専門スタッフの指導の下でより実践的な保育力を高める機会となっています。

このように、学生が理論と実践を結びつけた教育・保育実践力を身につけることのできるアクティブ・ラーニングの取り組みを行っています。

13 児童学科 ピア・サポートによる勉強会

1年生を対象に秋セメスターに勉強会を開催しています。上級生（ピア）から大学での勉強の仕方を教えてもらったり、勉学上の悩みを相談したりする機会となります。

14 児童学科 学生の主体的活動による教員採用試験受験者チームレッスン

本レッスンは、志望都市合格を目指す4年次の学生が主体的にチームを作り切磋琢磨しながら学び合うことを教員が支援する形で実施します。チーム毎に立てられた計画のもと、担当教員が中心となり、指導・助言を行います。また、現職で活躍している卒業生（初任者）を招き、二次試験に向けた心構え等について学びます。大学の授業、教員採用試験対策講座の補完的な役割を担っています。

15 子ども心理学科 公務員（心理・福祉職）・保育士試験受験対策ガイダンス

公務員の心理・福祉職及び保育士資格を志望する学生に対して、受験対策ガイダンスを行います。各地方公務員試験の実施状況や、公務員試験の内容、情報収集の仕方と申込み方法、受験勉強の方法などについて説明し、具体的な受験対策について理解が深まるよう学生支援を行っています。

16 子ども心理学科 大学院進学支援

大学院進学を志望する学生に対して、大学院入試における英語の受験対策として、英語文献の講読会を行います。講読会は、基本的な英文読解と、心理学の専門分野に関する英文読解の二本立てで実施しています。

17 子ども心理学科 就職支援

卒業後の進路で就職を希望している学生に対して、学科独自の支援をしています。具体的には、各セメスターで1回ずつ「就職した卒業生との交流会」を開催しています。また、1年生から就職に関心を持ってもらい、相談できる体制を整えています。そして、在学生在が進路決定や就職活動に対する理解が深まり、就職センターや教職センターと連携を図れるように学生支援をしています。

第4部

諸 規 程

鎌倉女子大学 『学則』

第1章 総則

第1条 (名称)

本学は、鎌倉女子大学と称する。

第2条 (所在地)

本学は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第3条 (目的)

本学は、日本国憲法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、高度にして専門的な学術及び応用の教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2. 家政学部は、科学的教養と優雅な性情を以って健全で多様性に富む生活世界を創造するとともに、健康で文化的な人間の生存とその形式を追求することのできる学術知見と方法を教育研究し、家政・健康栄養等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。

- 一. 家政保健学科は、家政学及び保健学の幅広い領域における横断的理解を基礎とし、衣食住、消費経済、健康、教育などの生活課題についての教育研究を通じて、時代に合ったライフスタイルを創造、提案できる人材を養成することを目的とする。

- 二. 管理栄養学科は、人間の生命と

尊厳を尊重し、食と栄養、健康と医療、福祉と教育にわたる分野における健康管理及び栄養教育についての教育研究を通じて、国民の健康生活の維持増進に貢献できる高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

3. 児童学部は、科学的教養と優雅な性情を以って自然的・社会的・文化的环境に身をおく児童の生活・発達・教育・心理・活動等に関する学問的理解を推進するとともに、その知情意にわたる調和的育成を目指す教育研究を展開し、教育・心理・児童福祉等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。

- 一. 児童学科は、教育・保育・福祉・社会・心理・保健・表現文化に関する総合的な教育研究を通じて、児童の育成支援に資する知見と方法、時代や社会のニーズに対応できる高度な実践力を備えた人材を養成することを目的とする。

- 二. 子ども心理学科は、「児童の権利に関する条約」に規定された18歳未満の子どもの心・行動・成長を心理学の観点から理解し、その援助方法についての教育研究を通じて、子どもの心の問題を臨床的側面から援助できる人材を養成することを目的とする。

4. 教育学部は、科学的教養と優雅な性情を以って生涯学習過程を生きる人間の存在・成長・目的等に関する多角的

理解を推進するとともに、教育に関する理論及びその応用・実践についての教育研究を行うことを通じて、自他に対する教育力を培い、教育・文化等の分野における有為な人材の育成に資することを目的とする。

- 一、教育学部は、わが国の伝統や文化を尊重し、異文化が育む多様な価値への尊敬と間文化論的理解を基礎とし、教育に関する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、深い教育学的人間理解と専門性の高い教授スキルを兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

第4条（自己点検及び評価）

本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学部・学科

第5条（学部・学科）

本学に次の各号の学部、学科を置く。

- 一、家政学部 家政保健学科
管理栄養学科
- 二、児童学部 児童学科
子ども心理学科
- 三、教育学部 教育学科

第6条（大学院）

本学に大学院を置く。

2. 大学院の学則は、別に定める。

第7条（収容定員）

本学の収容定員は、次の通りとする。

学部	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
家政学部	200名		800名	家政保健学科 管理栄養学科	80名 120名		320名 480名
児童学部	220名		880名	児童学科 子ども心理学科	170名 50名		680名 200名
教育学部	80名	20名	360名	教育学科	80名	20名	360名
合計	500名	20名	2,040名		500名	20名	2,040名

第7条の2（学級数）

家政学部管理栄養学科の学級数は、1学年3学級、4学年合計12学級とする。

第3章 修業年限及び教育課程

第8条（修業年限及び在学期間）

本学の修業年限は、4年とする。

2. 第25条の規定により3年次に編入学した者の修業年限は、2年とする。
3. 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

第9条（授業科目）

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第10条（必修・選択・自由科目の区分）

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第11条（授業科目及び単位数）

授業科目及び単位数は、別表Ⅰの通りとする。

第12条（単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以て構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修

等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

一．講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って 1 単位とする。

二．実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って 1 単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って 1 単位とすることができる。

三．1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業を以って 1 単位とする。

2．前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 13 条（授業期間）

1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

2．各授業科目の授業は、原則として 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。但し、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの

期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第 14 条（授業の方法）

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2．授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3．前項の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

4．授業は、外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5．授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第 15 条 削除

第 16 条（免許・資格の取得）

免許・資格の取得は、次の各項に定める方法による。

2．教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、次の各号に定める通りとする。

- 一．家政学部家政保健学科は、高等学校教諭 1 種免許状（家庭・保健）、中学校教諭 1 種免許状（家庭・保健）、養護教諭 1 種免許状
- 二．家政学部管理栄養学科は、栄養教諭 1 種免許状
- 三．児童学部児童学科は、小学校教

諭 1 種免許状、幼稚園教諭 1 種免許状、特別支援学校教諭 1 種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

- 四. 教育学部教育学科は、高等学校教諭 1 種免許状（国語・地理歴史・公民）、中学校教諭 1 種免許状（国語・社会）、小学校教諭 1 種免許状
3. 家政学部管理栄養学科に所属し、栄養士免許証を得ようとする者は、栄養士法施行規則に定める学科目、単位数を修得しなければならない。
4. 家政学部管理栄養学科に所属し、管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に定める学科目、単位数を修得しなければならない。
5. 児童学部児童学科に所属し、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を修得しなければならない。
6. 児童学部児童学科に所属し、児童厚生一級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。
7. 児童学部子ども心理学科において、公認心理師試験の受験資格を得るにあたり大学において必要な科目を履修しようとする者は、公認心理師法、同法施行規則に規定する科目を履修しなければならない。
8. 教育学部教育学科において、学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法施行規則第 1 条に定める科目、単位数

を修得しなければならない。

9. 教育学部教育学科において、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程第 3 条に定める科目、単位数を履修しなければならない。

第 17 条 削除

第 4 章 入学・編入学・再入学・退学・除籍・転入学・転学・留学・休学・復学・転学部・転学科

第 18 条 （入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第 19 条 （入学資格）

本学に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三. 外国において学校教育 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五. 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満

たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- 六. 文部科学大臣の指定した者
- 七. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- 八. 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

第20条 (入学の出願)

本学に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第21条 (入学者の選抜)

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

- 2. 選抜に関する事項は、別に定める。

第21条の2 (合格者の決定)

前条の選抜による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第22条 (入学手続き)

第21条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第23条 (入学許可)

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第24条 (保証人)

保証人は、学生の身上について監督し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。また、本人が本学に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第25条 (編入学)

次の各号のいずれかに該当する女子で、本学の3年次編入学(以下「編入学」という)を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

- 一. 大学を卒業した者
- 二. 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者
- 三. 短期大学を卒業した者
- 四. 高等専門学校を卒業した者
- 五. 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る)
- 六. 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る)

- 2. 編入学に関する事項は、別に定める。

第26条 (再入学)

第27条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

- 2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
- 3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第 27 条 (退学)

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 27 条の 2 (除籍)

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
 - 二. 第 8 条に定める在学年限を超えた者
 - 三. 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお就学できない者
2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第 28 条 (転入学)

他の大学に在学している女子で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第 29 条 (転学)

他の大学に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 30 条 (留学)

外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
3. 留学に関する事項は、別に定める。

第 31 条 (休学)

疾病その他やむを得ない事由で 2 か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 32 条 (休学期間)

休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 33 条 削除

第 34 条 (復学)

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する 1 か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 34 条の 2 (転学部・転学科)

本学の学生で、他の学部への転学部又は他の学科への転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が転学部・転学科を許可することができる。

2. 転学部・転学科に関する事項は、別に定める。

第5章 成績評価及び単位の授与

第35条（成績評価）

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点は、以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
不合格	認	合格
	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第36条（成績評価要件）

各授業科目について出席すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができない。

第37条（単位の授与）

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第38条（試験）

試験の種類は、定期試験及びその他の方法とする。

2. 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、審査を以て試験に代えることがある。

第39条（成績評価及び試験に係る細則）

成績評価及び試験に関する細則は、別に定める。

第40条（他の大学等における授業科目の履修）

教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学（以下「他

の大学等」という）との協議に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第40条の2（大学以外の教育施設等における学修）

教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第41条（入学前の既修得単位等の認定）

教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 学費その他

第42条 (学費)

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

第42条の2 (休学期間中の学費)

休学期間中については、授業料、教育環境充実費及び実験実習費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第43条 (分納)

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第44条 (既納学費の取扱い)

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第45条 (未納者の扱い)

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第46条 (奨学金)

奨学金に関する事項は、別に定める。

第47条 (その他の費用)

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第7章 進級、卒業及び学位

第47条の2 (進級要件)

2年次から3年次へ進級するためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一. 3学期以上在学していること
- 二. 50単位(認定単位数を含む)以上修得していること

第48条 (卒業要件)

卒業要件は、本学に4年以上在学し、次の各号に定める単位を修得することとする。

- 一. 総合教育科目は、選択科目を含

めて30単位以上を履修しなければならない。但し、児童学部児童学科は、34単位以上を履修しなければならない。

- 二. 専門教育科目は、選択科目を含めて94単位以上を履修しなければならない。但し、児童学部児童学科は、選択科目を含めて90単位以上を履修しなければならない。

第48条の2 (卒業の認定)

前条の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が課程の修了及び卒業を認定する。

第48条の3 (学位の授与)

前条の規定により卒業を認定された者には、教授会の議を経て、学長が学位を授与する。

2. 授与する学位は、次の各号に定める通りとする。

- 一. 家政学部家政保健学科
学士(家政学)
- 二. 家政学部管理栄養学科
学士(栄養学)
- 三. 児童学部児童学科
学士(児童学)
- 四. 児童学部子ども心理学科
学士(心理学)
- 五. 教育学部教育学科
学士(教育学)

3. 学位に関する事項は、別に定める。

第8章 賞罰

第49条 (表彰)

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長は、これを表彰することがある。

第 50 条 (懲戒)

本学の規則に違反し、或いは学生としてその本分にもとる行為があった者に対し、学長は、教授会の意見を聴き、懲戒を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一、性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三、正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - 四、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第 51 条 削除

第 9 章 職員組織

第 52 条 (学長)

本学に学長を置く。

2. 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督して、教育研究の全般を管理し、これを代表する。
3. 学長に関する事項は、別に定める。

第 53 条 (副学長)

本学に副学長を置くことができる。

2. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3. 副学長に関する事項は、別に定める。

第 54 条 (学部長)

本学の各学部に学部長を置く。

2. 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどる。
3. 学部長に関する事項は、別に定める。

第 55 条 (教授・准教授・講師・助教・助手)

本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第 56 条 (事務職員・技術職員・その他の職員)

本学に事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

第 10 章 教授会

第 57 条 (教授会)

本学に教授会を置く。

2. 教授会は、学長及び副学長並びに教授、准教授、講師及び助教を以て組織する。
3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一、学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二、学位の授与
 - 三、前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
4. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
5. 教授会に関する事項は、別に定める。

第 11 章 図書館

第 58 条 (図書館)

本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する事項は、別に定める。

第 12 章 学術研究所

第 59 条（学術研究所）

本学に学術研究所を置く。

2. 学術研究所に関する事項は、別に定める。

第 13 章 生涯学習センター

第 60 条（生涯学習センター）

本学に生涯学習センターを置く。

2. 生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

第 14 章 e-Learning Center

第 60 条の 2（e-Learning Center）

本学に e-Learning Center を置く。

2. e-Learning Center に関する事項は、別に定める。

第 15 章 委託生・科目等履修生・単位互換履修生・聴講生・研究生・特別聴講学生

第 61 条（委託生）

本学は、官庁又は公共団体等が願い出た時は、一定期間を定め、選考の上、委託生として履修を許可することができる。

2. 委託生に関する事項は、別に定める。

第 62 条（科目等履修生）

本学は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第 63 条（単位互換履修生）

本学は、単位互換に係る協定に基づき、単位互換履修生を受け入れることができる。

2. 単位互換履修生に関する事項は、別に定める。

第 63 条の 2（聴講生）

本学は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

第 63 条の 3（研究生）

本学の学生以外の者で本学の学部に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、大学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第 63 条の 4（特別聴講学生）

他の大学又は他の短期大学の学生で本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第 64 条（規定の準用）

委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、研究生及び特別聴講学生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本学則を準用する。

第 16 章 公開講座

第 65 条（公開講座）

本学は、公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 17 章 学年・学期・休業日

附則 (省略)

第 66 条 (学年・学期)

別表 (省略)

学年は、4 月 1 日に始まり、翌年の
3 月 31 日に終わる。

2. 学年の区分は、次の各号に定める通
り、2 学期制とする。

- 一. 春学期 自 4 月 1 日
至 9 月 30 日
- 二. 秋学期 自 10 月 1 日
至 翌年 3 月 31 日

3. 学長は、必要に応じて前項の学期を
臨時に変更することができる。

第 67 条 (休業日)

休業日は、次の各号に定める通りと
する。

- 一. 日曜日及び土曜日
- 二. 国民の祝日に関する法律に定め
る休日
- 三. 創立記念日 4 月 19 日
- 四. 夏季休業 自 8 月 1 日
至 9 月 16 日
- 五. 冬季休業 自 12 月 20 日
至 翌年 1 月 7 日
- 六. 春季休業 自 3 月 21 日
至 3 月 31 日

2. 学長は、必要に応じて前項の休業日
を臨時に変更することができる。

第 18 章 その他

第 68 条 (施行細則)

本学則を施行するための細則は、別
に学長が定める。

第 69 条 (名称変更)

平成元年 4 月 1 日から、学校名『京
浜女子大学』を、『鎌倉女子大学』に
変更する。

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学 大学院『学位規程』

(趣旨)

第1条 本規程は、学位規則第13条（昭和28年文部省令第9号）並びに鎌倉女子大学学則第48条第3項及び鎌倉女子大学大学院学則第42条の3第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学（以下「本学」という）が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、次の各号のとおりとする。

(1) 学士の専攻分野の名称

家政学部家政保健学科	家政学
家政学部管理栄養学科	栄養学
児童学部児童学科	児童学
児童学部子ども心理学科	心理学
教育学部教育学科	教育学

(2) 修士の専攻分野の名称

児童学研究科児童学専攻	児童学
-------------	-----

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学の学部学科を卒業した者に授与するものとする。

2. 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

(学位の申請)

第5条 第4条第2項の規定に基づく修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の期日までに研究科長に論文

題目を提出し、かつ学位申請書に学位論文正本1部、副本1部以上に審査票を添え、児童学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）の議を経て、学長に提出しなければならない。

(学位論文)

第6条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考資料として他の論文を添付することができる。

2. 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に、学位論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

3. 提出した論文は返却しない。

(修士論文審査会等)

第7条 学長は、第5条の規定による修士の学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

2. 前項の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、研究指導教員のうちから2名以上の審査員を選出して修士論文審査会（主査1名・副査1名以上）を組織する。

3. 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む）の教員等を審査員として加えることができる。

4. 修士論文審査会は、論文の審査並びにこれに関連する試験等を担当する。

(審査の期間)

第8条 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

(最終試験)

第9条 最終試験は、第5条の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口述試問又は筆答試問により行う。

(審査結果の報告)

第10条 修士論文審査会は、学位論文の審査並びに最終試験を終了したときは、その結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

2. 前項の報告は、文書をもって行うものとする。

(学位授与の審議・判定)

第11条 学士の学位の授与については、教務委員会、学部長会議及び教授会の議を経て、学長が判定し決定する。

2. 修士の学位の授与については、第10条の報告に基づいて研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が判定し決定する。
3. 前項の判定は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
4. 研究科委員会が必要と認めたときは、本条第2項の研究科委員会に第7条第3項に基づき委嘱した審査員を加えることができる。

(学位の授与)

第12条 学長は、学位を授与すると決定した者には学位を授与し、学位記を交付する。

2. 学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「鎌倉女子大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第14条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返還を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

2. 教授会又は大学院委員会において前項の決定をする場合は、第11条第3項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第15条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(雑則)

第16条 本規程の改廃については、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則 (省略)

鎌倉女子大学『履修規程』

第1章 総則

(目的)

第1条 鎌倉女子大学（以下「本学」という。）学則第68条の規定に基づき、教育課程、履修方法及び免許・資格取得については、この規則の定めるところによる。

第2章 教育課程

(企業学習プログラム)

第2条 学科において、履修課程として企業学習プログラムを設けることができる。

(学期の区分)

第3条 本学の学年区分を2期制とし、1学期ごとに授業を完結する授業科目を置くことを原則とする。

2. 前項の学期区分をセメスターと称し、4月1日から9月30日までを春セメスター、10月1日から3月31日までを秋セメスターという。

3. セメスターの区分は、次の各号に定める通りとする。

(1) 第1セメスター

第1学年次(4月1日から9月30日まで)

(2) 第2セメスター

第1学年次(10月1日から3月31日まで)

(3) 第3セメスター

第2学年次(4月1日から9月30日まで)

(4) 第4セメスター

第2学年次(10月1日から3月31日まで)

(5) 第5セメスター

第3学年次(4月1日から9月30日まで)

(6) 第6セメスター

第3学年次(10月1日から3月31日まで)

(7) 第7セメスター

第4学年次(4月1日から9月30日まで)

(8) 第8セメスター

第4学年次(10月1日から3月31日まで)

(授業科目)

第4条 授業科目及びその単位数は、科目区分別に別表Ⅰの通りとする。

2. 授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

3. 授業科目は、授業方法を定め、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4. 授業科目は、履修年次・学期・担当教育職員・履修条件・成績評価方法及び授業計画を定める。

5. 卒業論文、卒業研究、卒業制作等に関する事項は別に定める。

(授業計画等の公示)

第5条 前条第1項から第5項に定めたものは、これを学年又はセメスターの始めに公示する。

2. 各学科は、履修モデルを学年始めに公示する。

(単位数計算の基準)

第6条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮し、別表Ⅰの通りとする。

(履修単位の上限)

第7条 1セメスターに履修科目として登録することができる単位数の上限は、24単位とする。

第3章 履修方法

(卒業に必要な単位数)

第8条 本学を卒業するためには、4年

以上在学し、別表Ⅱに定めるところにより必要な単位数を修得しなければならない。

(授業時間割)

第9条 授業時間割については、セメスターの始めに公示する。

(履修計画及び履修の登録)

第10条 学生は、前条の授業時間割により履修計画をたて、履修科目の登録をしなければならない。

2. 履修登録期間は別に定める。

(授業科目の履修)

第11条 履修することができる授業科目は、原則として、その学年次に配当されているもの及びそれ以下の学年次のものとする。

第4章 成績評価

(成績評価)

第12条 成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点及び評価の基準は以下の通りとする。

合否	評価	評点	評価の基準
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている優れた成績
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績
	C	69～60点	到達目標を最低限度達成できている成績
	合	合格	段階なし
	認	合格	段階なし
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績
	E	成績評価なし	評価なし
	否	不合格	評価なし

2. 成績評価は前項の表記の他、グレード・

ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）による総合評価を次の各号の方法で行う。

- (1) GPAは4点式で行い、ランク配点は、S（4点）、A（3点）、B（2点）、C（1点）、E（0点）、F（0点）とする。
- (2) 前号により算出された配点を合計したものを、成績表記を合及び認とする教科目を除いた履修科目単位数で割ることで得た数値を総合評価と定め、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを算出する。

(追加卒業試験)

第13条 卒業年次の成績評価の結果、卒業要件を満たせない者の内、次の各号の基準を満たす者は、教授会の議を経て学長が許可した場合、追加卒業試験を受験することができる。

- (1) 卒業要件を満たせない範囲が、4科目以内であること。
 - (2) 前号の科目が卒業年度及び卒業前年度に履修登録され、且つ不合格（F評価）となった科目であること。
2. 卒業要件を満たすために必要な科目に対し、受験対象科目が複数生じた場合には、受験科目を学長が指定する。但し、この場合の科目数は卒業に必要な科目数を超えることはできない。
 3. 追加卒業試験を受験する者は、受験願に所定の受験料を添え、願い出なければならない。
 4. 追加卒業試験の評価は、80点満点で成績評価を行う。
 5. 追加卒業試験を欠席した者は、不合格（F評価）となる。
 6. 追加卒業試験の実施については別に定

める。

第5章 免許・資格取得 (栄養士)

第14条 栄養士免許証授与の所要資格を得ようとする者は、家政学部管理栄養学科に所属し、栄養士法施行規則に定める学科目、単位数を修得しなければならない。

(管理栄養士国家試験受験資格)

第15条 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、家政学部管理栄養学科に所属し、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に定める学科目、単位数を修得しなければならない。

(食品衛生管理者及び食品衛生監視員)

第16条 家政学部管理栄養学科に所属し、第8条の規定により、家政学部管理栄養学科の卒業に必要な単位数を修得した者は、食品衛生法及び食品衛生法施行令に基づき、食品衛生管理者及び食品衛生監視員に任用される資格を得ることができる。

(インテリアプランナー登録資格)

第17条 インテリアプランナー登録資格を得ようとする者は、家政学部家政保健学科に所属し、別に定めるインテリアプランナー登録資格関連科目を修得しなければならない。

第18条 削除

(フードスペシャリスト)

第19条 フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、家政学部家政保健学科に所属し、別に定めるフードスペシャリスト資格関連科目を修得しなければならない。

(保育士)

第20条 保育士資格を得ようとする者は、児童学部児童学科に所属し、別に定める「保育士資格課程履修規程」に規定する修業教科目及び単位を修得しなければならない。

(児童厚生一級指導員)

第21条 児童厚生一級指導員資格を得ようとする者は、児童学部児童学科に所属し、別に定める「児童厚生員資格履修規程」に規定する学科目、単位数を修得しなければならない。

(レクリエーション・インストラクター)

第22条 レクリエーション・インストラクター資格を得ようとする者は、児童学部児童学科に所属し、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格関連科目を修得しなければならない。

(公認心理師)

第22条の2 公認心理師試験の受験資格を得るにあたり大学において必要な科目を履修しようとする者は、児童学部子ども心理学科に所属し、別に定める公認心理師資格関連科目を修得しなければならない。

(認定心理士)

第23条 認定心理士の資格を得ようとする者は、児童学部子ども心理学科に所属し、別に定める認定心理士資格関連科目を修得しなければならない。

(認定ムーブメント教育・療法中級指導者)

第24条 認定ムーブメント教育・療法中級指導者の資格を得ようとする者は、児童学部子ども心理学科に所属し、別に定める認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格関連科目を修得しなければならない。

(教育職員免許状)

第 25 条 教育職員普通免許状の授与資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく学科目、単位数を修得しなければならない。

2. 小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状の授与資格を得ようとする者は、前項に定めるもののほか小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第 2 条第 1 項及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第 2 条に定める学校又は施設において 7 日間の介護等の体験を行い、その証明を得なければならない。
3. 本学の学部・学科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次表に掲げる通りとする。

学部	学科	教育職員免許状の種類
家政学部	家政保健学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 中学校教諭一種免許状（保健） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（保健） 養護教諭一種免許状
	管理栄養学科	栄養教諭一種免許状
児童学部	児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
教育学部	教育学科	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語） 中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）

（学芸員）

第 26 条 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法施行規則第 1 条に基づく学科目、単位数を修得しなければならない。

（学校図書館司書教諭）

第 27 条 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭

講習規程第 3 条に定める科目、単位数を履修しなければならない。

（准学校心理士）

第 27 条の 2 准学校心理士の資格を得ようとする者は、家政学部家政保健学科、児童学部児童学科、児童学部子ども心理学科又は教育学部教育学科のいずれかに所属し、別に定める准学校心理士資格関連科目を修得しなければならない。

（認定絵本士）

第 27 条の 3 認定絵本士の資格を得ようとする者は、児童学部児童学科に所属し、別に定める認定絵本士関連科目を修得しなければならない。

（免許・資格課程履修登録及び課程履修費納入）

第 28 条 免許・資格を取得するためには、所定の時期に課程履修登録及び課程履修費納入をしなければならない。

2. 課程履修費納入が必要な免許・資格は、別表Ⅲの通りとする。
3. 納入された課程履修費は返金しない。
4. 課程履修登録を取り消すためには、取り下げ手続きを行うものとする。

第 29 条 削除

（登録・申請等費用）

第 30 条 免許・資格の登録・申請等に必要な費用は、別に徴収する。

第 6 章 その他

（規程の改廃）

第 31 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則 （省略）

別表 （省略）

鎌倉女子大学『試験規程』

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉女子大学学則第39条の規定に基づいて、鎌倉女子大学の試験に関して必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験実施の時期及び内容により、定期試験とその他の方法に区別する。

2. 定期試験とは、原則として授業期間後に一定の期間内で行う試験をいう。
3. その他の方法とは、授業期間内に行う提出物、小テスト、発表等をいう。

(定期試験)

第3条 定期試験の受験資格について、次の各号のいずれかに該当する場合は、受験資格が認められない。

- (1) 所定の学費が未納の者。但し、延納又は分納の許可を受けている者を除く。
 - (2) 当該科目において所定の履修登録をしていない者
 - (3) 学生証を携帯していない者。但し、仮受験証の発給を受け、所定の手続きを完了した者は当該日の試験のみを有効とする。
 - (4) 科目担当の教員から受験資格の喪失（原則として授業時間数の3分の2以上の出席に達しないとき）と指定された者
2. 前項に該当する者であっても学長が酌量すべき事由があると判断した場合には、特別に受験を認めることがある。
 3. 定期試験の実施に際して必要な事項は、別に定める。

(追試験)

第4条 定期試験を欠席し、且つその理由が次の各号に規定する正当な事由に該当する者は、追試験を受験することができる。

- (1) 父母・配偶者・祖父母・兄弟姉妹及び三親等以内の親族の忌引で欠席した者
- (2) 疾病により欠席した者
- (3) その他、特別な事情により正当と認められた者

2. 前項各号に規定される正当な事由により定期試験を欠席し、追試験受験を希望する者は、所定の「受験願」にその事由を証明する書類を添付し、定められた期間内に提出しなければならない。

3. 提出された「受験願」に基づき、受験の可否を決定する。
4. 追試験の評価は、100点満点で成績評価を行う。
5. 追試験を欠席した者は、不合格（F評価）となる。

(不正行為)

第5条 定期試験において不正行為を行った学生は、当該学期の全ての科目を不合格とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるものの他、試験に関する必要な事項は、学則及び履修規程の規定を準用する。

2. この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則（省略）

鎌倉女子大学『転学部・転学科に関する取扱内規』

鎌倉女子大学の学生で、他の学部への転学部及び当該学部の他の学科への転学科を志望する者がある場合は、当該学部及び学科に欠員のある場合に限り、この内規により取り扱うものとする。

第1条 家政学部管理栄養学科への転学部、転学科は認めない。

第2条 転学部の時期は3年次の始め(第5セメスター)、転学科の時期は2年次の始め(第3セメスター)又は、3年次の始め(第5セメスター)とする。

第3条 転学部を志望する者は2年次の12月の指定された期日、転学科を志望する者は1年次又は、2年次の12月の指定された期日までに、次の書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 転学部又は転学科願
(本学所定様式) 1通
- (2) 志望理由書 1通

第4条 出願者に対して、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の結果に基づき、教授会の議を経て学長が許可する。

第6条 前条により転学部、転学科を許可された者の既に修得した授業科目に係る単位の全部又は一部を卒業に必要な単位として、教授会の議を経て学長が認定する。

第7条 転学部又は転学科前の在学年数及び休学年数は、転学部又は転学科後の期間と通算する。

第8条 検定料、学費の額は次のとおりとする。

- (1) 検定料 10,000円
- (2) 学 費 当該年次の在学者に係る額と同額

附則 (省略)

鎌倉女子大学『除籍の取り扱いに関する内規』

第1条 鎌倉女子大学の学生が、大学学則第27条の2第1項第1号の規定により、学費を期日までに納付しないときは以下の通り取り扱う。

1. 該当する学生及び保証人に対し学費を速やかに納付するよう、春semesterにあっては、5月1日（秋semesterにあっては11月1日）をめぐに督促をする。但し、正当な理由により「延納願」（第一次）を提出したときは、納付期限を春semesterにあっては、6月13日（秋semesterにあっては12月13日）まで延長することができることとする。
2. 第一次延長期間が過ぎても未納の場合には、春semesterにあっては、6月20日（秋semesterにあっては12月20日）をめぐに再度、督促状を送付する。但し、学生及び保証人が「特別延納願」（第二次）を提出したときには、春semesterにあっては、8月13日（秋semesterにあっては2月13日）を最終納付期日とすることができる。
3. 前項の最終納付期日に至っても未納のときには、春semesterにあっては、8月31日（秋semesterにあっては2月28日）をもって除籍退学の手続をとる。

	納付 期日	督促状 送付	督促状 送付後 の期日	督促状 (2回目) 送付	督促状 (2回目) 送付後 の期日	除籍 手続
春semester	4月13日	5月1日	6月13日	6月20日	8月13日	8月31日
秋semester	10月13日	11月1日	12月13日	12月20日	2月13日	2月28日

第2条 大学学則第43条の規定により学費の分納が認められた者が前条第2項の最終納付期日までに完納しないときは前条第3項の規定通り除籍退学とする。

第3条 除籍退学の日付については、学費の納入された学期の区分に従い、学期の末日とする。

第4条 特別の事情があり、この手順によりがたいときは学長が定める。

附則（省略）

鎌倉女子大学

『保育士資格課程履修規程』

(目的)

第1条 鎌倉女子大学（以下「本学」という。）履修規程第20条の規定に基づき、保育士資格取得に関しては、この規則の定めるところによる。

(指定保育士養成施設の位置)

第2条 本学で保育士養成を行う位置は次の各号のとおりとする。

- (1) 大船キャンパス（神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号）
- (2) 岩瀬キャンパス（神奈川県鎌倉市岩瀬1420番地）

(資格取得要件)

第3条 保育士資格取得をするには、本学児童学部児童学科の卒業に必要な単位を修得するとともに、別表に定める教科目の単位を修得しなければならない。

(他大学等での修得単位の認定制限)

第4条 本学学則第40条及び第41条の規定により修得した教科目の内、他の指定保育士養成施設において、学生が履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を別表に定める教科目として30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の他大学等で履修した教科目について修得した単位については、別表に定める教養科目に相当する教科目として30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

(休業期間の例外)

第5条 休業期間中であっても別表で定める保育実習を実施することがある。

(授業クラスの定員)

第6条 別表に定める教科目（教養科目を除く）の授業については、原則として50名を超えて履修することはできない。

附則 （省略）

別表 （省略）

『児童厚生員資格履修規程』

第1条 児童厚生員養成課程の専門科目は次のとおりである。

なお児童厚生員資格取得のための基礎資格は保育士資格、幼稚園教諭2種以上又は小学校教諭2種免許状以上の免許取得者である。

児童学部児童学科

児童厚生員一級指導員		
指定科目名	単位	設定科目名
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	児童館・放課後児童クラブの機能と運営
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法②
児童館実習Ⅰ (10日)	2	保育実習指導Ⅲ (児童厚生施設等)
		保育実習Ⅲ (児童厚生施設等)
児童館実習Ⅱ (10日)	2	児童館実習
合 計 単 位 数	10	

第2条 児童学部児童学科においては児童厚生一級指導員資格（中略）が取得できる。

第3条 付与する資格と登録関係費用は次のとおりである。

付与する資格	登録関係費用
児童厚生一級指導員	11,000 円

附則（省略）

『首都圏西部大学単位互換 協定書』

首都圏西部大学単位互換協定に参加する大学(短期大学を含む。以下単に「大学」という。)は、相互の協力交流を通じ教育課程の充実を図るとともに、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を目的として、大学設置基準第28条第1項及び短期大学設置基準第14条第1項にもとづく単位互換を行うことについて合意したのでこの協定書を取り交わす。

(受け入れ)

第1条 この協定に参加する大学の学生が、他の大学の定める授業科目を履修し(以下「科目履修」という。)単位の修得を希望するときは、受け入れ大学の学長は、教育研究上支障のない限り当該学生を受け入れる。

(受け入れ学生の呼称)

第2条 この協定により受け入れる学生は「単位互換履修生」と称する。

(履修期間)

第3条 履修期間は一年以内とし、単位互換履修生が履修する授業科目の開講年度又は開講学期の間とする。

(授業科目の範囲及び単位数、学生数、受け入れ条件)

第4条 単位互換履修生として履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数、受け入れ学生数及び受け入れ条件については、受け入れ大学の定めるところによる。

2. 受け入れ大学は、前項の履修できる授業科目の範囲等を決定し、所定の時期までに他の大学に通知する。

(受け入れ手続き)

第5条 単位互換履修生として科目履修を希望する学生は、学生が所属する大学を経由して、受け入れ大学に所定の手続きを行う。

(選考及び受け入れの決定、科目履修の許可)

第6条 選考及び受け入れの決定は受け入れ大学において行い、その結果を学生が所属する大学に所定の時期までに通知する。

2. 科目履修の許可は、学生が所属する大学が行う。

(科目履修及び単位修得の方法)

第7条 単位互換履修生の科目履修及び単位修得の方法は、受け入れ大学の学生の取り扱いに準ずる。

(成績の評価及び成績の報告)

第8条 受け入れ大学は、単位互換履修生の成績について、受け入れ大学の定めるところによりこれを評価し、単位互換履修生の所属する大学に所定の時期までに報告する。

(単位の認定)

第9条 単位互換履修生が所属する大学は、前条の報告にもとづき、学生が修得した単位について、当該大学の定めるところにより単位を認定する。

(授業料等の取り扱い)

第10条 授業料等の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 授業料は徴収しない。
- (2) 検定料、登録料は徴収しない。
- (3) 実験・実習・実技等で特別にかかる費用については実費を徴収することができる。

(覚書)

第11条 この協定に定めるもののほか、単位互換の実施に関し必要な事項については、覚書を定める。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項については大学間において協議するものとする。

附則 (省略)

『鎌倉女子大学再入学取扱 規程』

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉女子大学学則（以下「本学学則」という）第26条第3項の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学を願い出ることができる者は、鎌倉女子大学を退学した者とする。但し、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 退学した日から3年を経過した者
- (2) 本学学則第27条の2により除籍された者
- (3) 本学学則第50条により退学処分とされた者
- (4) 本規程に基づき再入学した後、退学又は除籍となった者

(再入学を出願できる学科)

第3条 再入学を願い出ることができる学科は、原則として退学時に所属した学科とする。

(再入学のできる年度)

第4条 再入学ができる年度は、退学の翌年度以降とする。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。但し、家政学部管理栄養学科においては春学期の始めのみとする。

(出願書類)

第6条 再入学を志願する者は、再入学を願い出た年度の一般選抜の入学検定料と同額の再入学検定料を添え、「再入学志願票」を提出しなければならない。

(出願の時期)

第7条 「再入学志願票」を提出できる時期は、次の通りとする。

- (1) 春学期に再入学を希望する者は、1月の指定期間とする。
- (2) 秋学期に再入学を希望する者は、6月の指定期間とする。

(再入学志願者の検定)

第8条 再入学志願者の検定は、面接試験及び必要に応じて学力試験によって行う。

(合否の決定)

第9条 前条に定める検定の合否は、教授会の議を経て学長が決定する。

2. 前項の合格に再入学年次及び履修科目指定等の条件を付することができる。
3. 再入学後、前項の条件が遵守されなかったときは、合格を取り消す。

(再入学手続及び学費並びにその他の納入金)

第10条 前条に基づき合格の通知を受けた者は、本学所定の書類を期日までに提出するとともに次の各号に定める学費並びにその他の納入金を納入しなければならない。

- (1) 再入学年次の2分の1の入学金
- (2) 再入学年次と同額の授業料、教育環境充実費、実験実習費及びその他諸経費

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(卒業要件)

第11条 再入学者の卒業要件は、再入学年次の卒業要件を適用する。

(在学期間及び休学期間)

第12条 再入学者の退学以前の在学期間及び休学期間は、再入学後の在学期間及び休学期間とそれぞれ通算するも

のとする。

2. 前項の退学以前の在学期間又は休学期間に1年未満の端数があるときは、次の通りに退学以前の在学期間又は休学期間を読み替えるものとする。

- (1) 端数が6ヶ月を超える場合は、退学以前の在学年数又は休学年数に6ヶ月を加えた期間とする。
- (2) 端数が6ヶ月未満の場合は、退学以前の在学期間又は休学期間から端数を切り捨てた期間とする。

(既修得単位の認定)

- 第13条** 再入学者が退学前に本学で修得した授業科目の単位は、その一部又は全部を再入学後の卒業に必要な単位として認めることができる。

(規程の改廃)

- 第14条** 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

鎌倉女子大学大学院

はじめに

児童学研究科長 小国 美也子

鎌倉女子大学大学院では、大学や社会で培った知識、技術、経験などを土台にして、更に高い能力を身につけると同時に、アカデミックな研究を行います。その研究及び学修を土台にして、修了後は社会で活躍し、同時に充実した人生を歩んでほしいと思います。2年間は短いですが、研究に没頭でき、自分を大きく成長させるかけがえのない2年間です。大学院の先生方と院生が、研究者として協力し合い、共に研究していく体験は、大学では経験できないものです。

本大学院は「児童学研究科」という単科で構成されていますが、この中に児童学総合研究クラスター、子ども心理学研究クラスター、教育学研究クラスターという3つのクラスターがあります。どのクラスターに入るかは、自分の将来や研究テーマなどを考えて入学後に決定します。学生の希望に則して、研究テーマに適したクラスター及び研究指導担当教員を決めます。その後は、研究テーマを絞り込みながら研究計画を立て、研究を進め、修士論文に仕上げていきます。

修士論文と並行して、大学院での学び方や、将来のための免許・資格の取り方など、常に考えていなければなりません。本書『履修の手引』は、その道案内です。常に自分の傍らに置き、熟読してください。

大学院には、大学院生のための自習室があり、自分の机があります。また自習室には、統計ソフトの入ったパソコン、インターネット設備が整っており、自習室前には、大学院生専用図書室が設けられています。各々が、勉強や研究に集中して取り組める環境が整っています。

最後に、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーをもう一度確認してください。「児童の全体像を理解し、今日の児童を巡る課題・解決へ向けての理論の探求と応用実践力を身につける」ために、研究、免許・資格、就職を視野に入れながら、2年間という期間を有効に使って学修しなければなりません。目標を達成し夢を実現するために、私たち大学院の教員・スタッフと共に頑張りましょう。

使命・目的及び教育目的

大学院の使命・目的

鎌倉女子大学大学院は、鎌倉女子大学学則第6条第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究することを通じて、精深な学識と専攻分野における研究能力を養い、以って人類の福祉及び文化の向上進展に寄与することを目的とする。

児童学研究科の教育目的

児童学研究科は、児童関連諸科学についての専門的学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、以って健やかに生まれ、育まれなければならない児童の幸福と成長に貢献できる、高度な専門性と豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的とする。

大学院の3つのポリシー

大学院 ディプロマポリシー（修了認定・学位授与の方針）

鎌倉女子大学大学院は、「教育の理念（感謝と奉仕に生きる人づくり）」「教育の目標（科学的教養の向上と優雅な性情の涵養）」「教育の姿勢（人・物・時を大切に）」「教育の方法（どうきんと辞書をもって学ぶ）」「教育の体系（知育・徳育・体育の調和）」によって構成される「建学の精神」に基づき、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 本学固有の教育理念であると同時に、古今にわたる普遍の教育理念である「感謝と奉仕に生きる」を常に目途としながら、本学固有の教育目標である「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、高度な学術知見及びスキルを研究的に培うことによって、自らの職能・職域を通じて健全な社会の創造に貢献し、自らの未来を力強く切り拓くため、所定の期間在学し、所定の単位を修得していること。
2. 大学院共通の専攻共通科目、専攻の設置目的に照らして編成された各科目の必要単位を修得していること。

大学院 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

鎌倉女子大学大学院は、ディプロマポリシーを達成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 多様化する現代の児童をめぐる問題状況と学修者各自の問題意識に対応できる効率的なコースワークに配慮し、カリキュラムを編成する。
2. 学修者各自の学問的関心に応じた修学過程を歩み、その学修成果を学位論文として結実させる。
3. 各種講義、演習、フィールド研究、臨床研究、論文指導といった多様な教授方法に基づく授業を設置する。
4. 学修者が履修過程を振り返りながら、着実な修学課程を歩むことができるよう、GPA 制度に基づく成績評価を行う。
5. 各授業科目について、当該の授業内容のみならず、学修者の汎用的能力の育成及び主体的な学びを促進するために貢献できるシラバスを作成する。
6. 学修者が高度な学術知見及びスキルを研究的に培うことができるよう、修士論文の研究指導担当教員等による研究指導を行う。

大学院 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

鎌倉女子大学大学院は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、以下のような学生を求める。

1. 学部課程において身につけなければならない学力及び研究力、また倫理性を備えている人。
2. 建学の精神と本学の教育の伝統を尊重し、学修課程を通じてこれを身につける努力を惜しまない人。
3. 本学が行う教育活動に積極的に参加し、これにふさわしい努力を惜しまない人。

このような大学院生を選抜し、また、多様な能力及び個性をもった大学院生を受け入れるため、各種の選抜方法を設定する。

児童学研究科児童学専攻の3つのポリシー

児童学研究科 ディプロマポリシー（修了認定・学位授与の方針）

児童学研究科児童学専攻は、建学の精神及び教育目的に基づき、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 学修者は、児童学の主要な分節を構成する教育・心理・健康福祉・表現文化の各分野についての総合的な教育研究を通して、児童の全体像を理解し、今日の児童をめぐる課題解決へ向けての理論の探究と応用実践力を身につけている。
2. 本研究科本専攻は、所定の期間在学し、上記の条件を充たし、所定の単位を修得している学修者に学位「修士（児童学）」を授与する。

児童学研究科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

児童学研究科児童学専攻は、ディプロマポリシーを達成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 本専攻を児童学総合研究科目群（クラスター）、子ども心理学研究科目群（クラスター）、学校教育学研究科目群（クラスター）によって構成する。
2. 児童学総合研究科目群は、初等教育分野、幼児教育分野、健康福祉分野、表現文化分野によって、子ども心理学研究科目群は、発達臨床分野、学校教育臨床分野によって、学校教育学研究科目群は、初等教育分野、表現文化分野、学校教育臨床分野によって構成される。
3. 学修者は、それぞれのクラスターに所属し、当該のクラスター科目を中心としながら、自己の関心に応じて他のクラスター科目を併修することができる。
4. カリキュラムは、①「建学の精神特論」を含む専攻共通科目、②各クラスター共通科目及びクラスター固有の分野に設置された必修及び選択科目によって編成される。
5. 第1～2セメスターは、入学時に提出した研究計画に基づいて、研究指導担当教員のもとで2年間の研究計画を立てるとともに、並行して研究を遂行するに必要な基礎的知識・技能を蓄える。
6. 第3～4セメスターは、文献・資料・データの収集とそれらの読解と解釈、調査と分析を通じて、作成された研究計画に基づき研究を進め、修士論文に結実させ

る。修士論文は、修士論文審査会において審査する。

- 7 本専攻は、取得可能な免許・資格として、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、特別支援学校教諭専修免許状、公認心理師試験受験資格、学校心理士受験資格、臨床発達心理士受験資格、認定ムーブメント教育・療法上級指導者資格の課程を設置する。学修者は、自らの関心と努力によってこれらの関連科目を履修することができる。

児童学研究科 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

児童学研究科児童学専攻は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような大学院生を求める。

1. 児童学、心理学、教育学の各立場から、児童の心身ともに健全な育成と教育に貢献するための研究を遂行できる基礎的学力を備えている人。
2. 実践学としての児童学研究を遂行するにふさわしい適性、倫理性を備えている人。
3. 修学の成果を修士論文として結実させるための主体的な問題意識を有し、コミュニケーションマインドをもって持続的に研究に取り組もうとする真摯な姿勢を備えている人。

児童学研究科 学位論文に係る評価の基準

児童学研究科児童学専攻は、鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院『学位規程』第6条第7項に基づき、以下のように修士論文に係る評価の基準を定める。

1. 修士論文が満たすべき水準

修士論文は、ディプロマポリシーに基づき、以下の水準を満たすものとする。

- ① 児童学の主要な分節を構成する教育・心理・健康福祉・表現文化の各分野に関する研究であること。
- ② 児童の全体像を理解し、今日の児童をめぐる課題やその解決に向けて、理論的探究がなされた研究であること。

2. 審査の体制及び方法

修士論文の審査及び最終試験は、修士論文審査会で行う。

- ① 修士論文審査会の審査員は、研究指導教員のうち、当該学生の研究指導担当教員（1名）を主査とし、その他の研究指導教員（1名以上）を副査とし、修士論文の審査及び最終試験（口頭試問又は筆答試問）を行う。
- ② 修士論文審査会は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときに、その結果を速やかに児童学研究科委員会に文書で報告する。

3. 審査項目

修士論文の審査及び最終試験においては、以下の項目について評価を行う。

- ① 研究方法が研究テーマにふさわしいものであること。
- ② 先行研究のレビューが適切に行われていること。
- ③ データの収集が適切かつ充分に行われていること。
- ④ データの分析が適切に行われ、客観性があること。
- ⑤ 文献の引用が正確になされていること。
- ⑥ 論旨に首尾一貫性があること。
- ⑦ 研究テーマと内容に、学問的及び社会的意義があり、独創性を有していること。
- ⑧ 修士論文にふさわしい文章力と説得力があること。
- ⑨ 論証のための図表等が適切に扱われているとともに、図表等の書式が適切に使われていること。
- ⑩ 研究方法が倫理的に適切であること。

第 1 部

学籍及び履修

学 籍

学籍は入学手続きを完了後、入学を許可されたことにより発生し、セメスターごとの学費の納入によって継続していきます。学籍が与えられている期間が在籍期間となります。

学費未納の状態では、成績評価を受けることができません。

1 学籍番号

学生には入学と同時に学籍番号が与えられ、学生証が発行されます。学生証は、本学の学生であることを証明し、学内の定期試験や諸手続き等に必要になります。大切に扱い、常に携帯してください。学生証の紛失や盗難にあったときは、直ちに学生センターに届け出て、再発行の手続きをしてください。

【学籍番号は8桁です】

入学年 コード (2桁)	研究科・専攻 コード (3桁)	個人番号 コード (3桁)
25	511	001~

児童学研究科児童学専攻

【略称】研究科・専攻・学年を略称を用いて表示することがあります。

〈例〉児童学研究科児童学専攻1年→M1児

2 修了と学位

2年以上在学した場合、学内審査が行われます。学内審査は、教務委員会、児童学研究科委員会、大学院委員会の順に行われます。単位修得状況を審査し、修了要件を満たしていると最終的に学長が判断した場合、修了が認定され学位が授与されます。修士課程の標準修業年限は2年で、4年を超えて在学することはできません。

鎌倉女子大学大学院 Kamakura Women's University Graduate School
児童学研究科 児童学専攻（修士課程） Department of Child Studies Course of Child Studies (Master's Course)
学位：修士（児童学） Master of Child Studies

3 休学・復学

病気やその他の理由などで2か月以上学業を継続できない場合は、教務担当教員に相談し休学願を教務部学務課に提出してください。休学期間は1年間又は半年間（セメスターごと）となります。

休学事由が解消し復学を希望する場合は、その事由の解消を証明する書類を添付して復学願を教務部学務課に提出してください。復学の時期はセメスターの始めになります。

なお、休学期間は在学期間に算入されませんので注意してください。

休学時手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・ 休学願 ・ 医師の診断書	指導教員・保証人の方承後、速やかに提出
語学留学等	・ 休学願 ・ 留学計画書 ・ 留学を証明するもの	春セメスターから休学する場合 1月31日まで 秋セメスターから休学する場合 6月30日まで
その他	・ 休学願 ・ 事由を証明する書類	指導教員・保証人の方承後、速やかに提出

復学时手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・ 復学願 ・ 医師の診断書 ・ 本学校医の判断	春セメスターから復学する場合 3月1日まで 秋セメスターから復学する場合 9月1日まで
語学留学等	・ 復学願	
その他	・ 復学願	

4 留学

外国の大学院に留学を希望する場合は、学生センターに問い合わせてください。

5 退学

退学を希望する場合は、教務担当教員と相談し慎重に判断してください。退学願は保証人連署・捺印のうえ、学生証・通学定期乗車券発行控とともに教務部学務課に提出してください。

退学の期日までは在籍となり、学費の納入が必要になります。

退学願提出期限

退学の時期	提出時期
春セメスターをもって退学する場合	9月30日まで
秋セメスターをもって退学する場合	3月31日まで

6 再入学

正当な理由により自主退学した場合、『再入学取扱規程』に基づき再入学を志望することができます。再入学をするためには、個別審査及び面接試験、必要に応じて実施される学力試験に合格しなければなりません。

7 除籍

学費を納めることを怠り督促を受けて未だ納めないときは、学則に基づき除籍退学となります。

授業・単位

1 セメスター

授業は、学年を春と秋の2セメスターに分けて行い、原則としてセメスターごとに完結します。各セメスターのなかで集中的に履修し、学修効果を高めることを主旨としています。修了までの2年間は第1セメスターから第4セメスターの4セメスターに分けられます。

学 期 区 分	期 間
春セメスター	4月～9月
秋セメスター	10月～3月 ※授業開始が9月になることがあります。

2 授業時間

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	6 講時
8:40～10:10	10:20～11:50	12:40～14:10	14:20～15:50	16:00～17:30	17:40～19:10

3 時間割・シラバス

時間割は、『オリエンテーション資料』やポータルサイト等で発表されます。

シラバスは、ポータルサイトで公開されます。授業の内容、成績評価方法、教科書、準備学習等が記載されているので、よく確認して授業に臨んでください。

4 休講・補講・緊急時における休校

大学院又は授業科目担当者にやむをえない事情が発生したとき、授業を休講にすることがあります。休講が発生した場合は、必ず補講が行われます。休講・補講の連絡はポータルサイトで行います。

なお、休講の連絡がなく授業開始時間から30分を経過しても授業科目担当者が出講しない場合は、教務部教務課に問い合わせてください。

また、災害等緊急時における危機管理を目的として休校措置をとることがあります。詳しくは『学生生活の手引』の該当箇所を参照してください。

5 授業科目

授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分かれます。

種 別	履 修
必 修 科 目	修了に不可欠な科目で、必ず単位を修得しなければならない科目
選 択 科 目	設置されている科目のなかから、自由に選択し単位を修得する科目

6 単位

単位とは、学修の量を示す基準であり、授業の方法・教育効果・授業時間外に必要な学習を考慮して以下の授業時間数で単位を計算します。本学では、原則として90分の授業時間を2時間に換算しています。

単位は、試験に合格することで修得できます。

授 業 形 態	授 業 時 間 数
講 義 ・ 演 習	授業時間 15 時間をもって 1 単位とする。
実 習	授業時間 45 時間をもって 1 単位とする。

児童学特別研究（修士論文指導）、児童学特別講義についてはこの限りではありません。

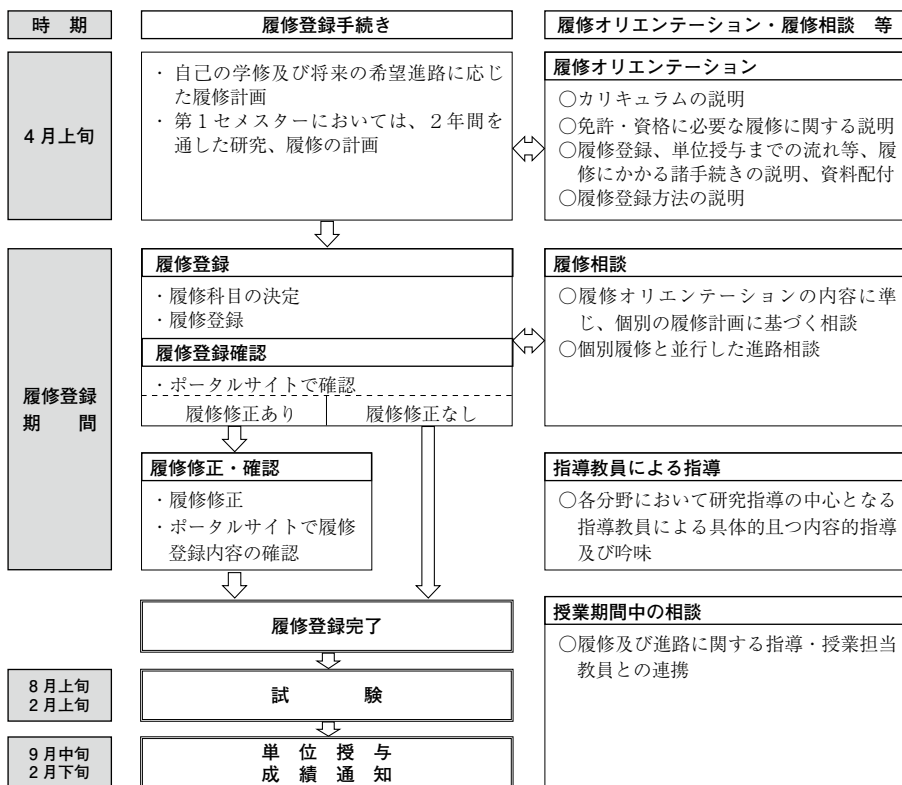
履 修

1 履修登録

履修とは、受講する授業科目を選択・登録し、授業の学修を経て単位を修得することです。受講する授業科目を登録することを履修登録といいます。登録を怠った授業科目は受講できず、単位の修得もできません。履修登録は学生本人の責任において行うものであり、履修登録期間後は履修登録の変更はできません。

履修登録は、所定期間にポータルサイトにより登録してください。履修登録方法の詳細は、別途配付する『オリエンテーション資料』で確認してください。

履修登録から単位授与までの流れ



2 成績

授業計画は、学生が毎回授業に出席することを前提に作られています。欠席が多くなると、授業科目担当者により成績評価要件不足と判断されます。成績評価要件を得るためには授業回数の2/3回以上の出席が必要となります。履修登録以前の授業も授業回数に含まれます。

次のいずれかに該当する場合は、成績評価の対象にはなりません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③成績評価要件不足とされた場合

(1) 成績評価

成績は以下の通りです。合格した授業科目は、所定の単位が授与されます。なお、「成績証明書」等には評価のみが記載されます。

合 否	評 価	評 点	評価の基準	Grade Point
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている 非常に優れた成績	4
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている 優れた成績	3
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績	2
	C	69～60点	到達目標を最低限達成できている 成績	1
	合	合格	段階なし	GPAに算入しない
	認	合格	段階なし	GPAに算入しない
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績	0
	E	成績評価なし	評価なし	0
	否	不合格	評価なし	GPAに算入しない

GPAの算出式

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した授業科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{の合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

【注意】履修登録した授業科目には、不合格科目（F・E評価）を含む。

(2) 学修状況

履修登録した科目の成績、修得単位数、GPAは、ポータルサイトで確認できます。

3 既修得単位認定

本大学院において教育上有益と認めるときは、入学前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、10 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができ、修士課程の修了に必要な単位として認められます。

定期試験

セメスターごとに一定の期間を設け、定期試験を実施します。各授業科目の定期試験の有無や実施方法は、授業科目担当者が決定します。

定期試験の有無等の詳細については別途連絡しますので、ポータルサイト等を確認してください。

1 受験資格

次のいずれかに該当する場合は、定期試験を受けることができません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③学生証を携帯していない場合

P.259 2 定期試験受験上の注意 ※仮受験証の発行 参照

- ④成績評価要件不足とされた場合

p.255 2 成績 参照

上記のいずれかに該当するにもかかわらず受験した場合、受験は無効となります。

2 定期試験受験上の注意

定期試験を受験する際は、次の事項を守ってください。

- ①試験では試験監督者の指示に従ってください。
- ②学生証を机上に呈示してください。

学生証を携帯していない者の受験は認めません。この場合、試験開始前に教務部教務課で仮受験証の発行を受けてください。

- ③試験場内で使用できるのは、筆記用具、持込み許可物のみです。

それ以外の物は、カバンの中にしまってください。

- ④携帯電話は電源を切ってください。時計としての使用も禁止します。

また、ウェアラブル端末や、辞書や計算の機能がある時計などは使用できません。

- ⑤試験開始後は、私語、物品の貸借は禁止します。

- ⑥試験時間に遅れた場合は、試験開始後 15 分以内に限り入室を認めます。

- ⑦試験場からの退出は、試験監督者の指示により（原則として試験開始 20 分

経過後) 認めますが、再度の入室はできません。

⑧不正行為と判断された場合は、当該セメスター全科目が不合格となります。

※仮受験証の発行

学生証を携帯していない者に対し、試験受験のために仮受験証を発行します。試験開始前に教務部教務課窓口で手続きをしてください。発行日の当該科目受験に限り有効です。手続きの際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

3 定期試験欠席

正当な理由により定期試験を欠席した場合、所定の期間内に追試験の受験を願い出ることができます。

追試験受験が認められるのは、次の各号に定める場合に限られます。また、欠席理由が正当と認められない場合、追試験の機会は与えられません。

- ① 父母・配偶者・祖父母・兄弟姉妹及び三親等内の親族の忌引による場合（会葬礼状等の提出が必要）
- ② 疾病による場合（医師の診断書の提出が必要）

第 2 部

教育課程

カリキュラム

1 カリキュラムの特徴

本大学院「児童学研究科児童学専攻」は、基本的には現在の学科、即ち「児童学科」、「子ども心理学科」、「教育学科」を基礎とし、その上部構造を成しています。従って、大学院では児童学のより高度な専門研究を目指すために、カリキュラム構成は、まず「専攻共通科目」を基本スタンスとし、次に、学部の学科に対応させた「児童学総合研究科目群（クラスター）」と「子ども心理学研究科目群（クラスター）」、「学校教育学研究科目群（クラスター）」を設けています。この各クラスターには、クラスター内「共通」の科目を設け、児童の総合研究とその方法論、児童の心理学とその研究方法論、学校教育学とその研究方法論などを講ずることにしています。

また、この「共通」科目の中には、児童学、子ども心理学及び学校教育学各々に「フィールド研究」を必修として設けてあります。この「フィールド研究」はオムニバス方式で行いますが、実際的には、本学併設校の初等部や幼稚部、あるいは療育センター等との連携の中で観察、研究を行います。この研究によって、教育現場の観察や臨床的経験を得ることは、本児童学専攻の大きな特徴の一つであると言えます。

上記の各クラスターはまた、クラスター内に専門研究のグループを「分野」として区分し、それぞれ4分野（初等教育・幼児教育・健康福祉・表現文化）、2分野（発達臨床・学校教育臨床）、3分野（初等教育・表現文化・学校教育臨床）を設定し専門研究に役立つように配慮しました。クラスター等、具体的には次頁以下に説明します。

以上のように、本大学院のカリキュラムの特徴は児童学のより高度な専門研究を目指すために、児童の総合研究やクラスター方式・フィールド研究等を取り入れ、児童の実態に即したりアリティーに富んだカリキュラムが構成されています。また一層に専門研究を究めたい人に対しても本カリキュラムは開かれたものとなっています。本大学院では、小学校教諭、幼稚園教諭及び特別支援学校教諭の専修免許状、公認心理師受験資格、学校心理士受験資格、臨床発達心理士受験資格、認定ムーブメント教育・療法上級指導者等の資格取得が可能です。また、学部の教職課程履修をすることで、幼稚園・小学校・特別支援学校教諭一種・二種免許状の取得が可能です。履修上の諸条件にはよく注意してください。

児童学総合研究科目群（クラスター）

児童学総合研究科目群は、「初等教育分野」・「幼児教育分野」・「健康福祉分野」・「表現文化分野」の4つの分野を、総合的に配置したカリキュラムによって構造化されています。4つの分野にわたる横断的かつ包括的な学修機会、いわゆるトランスディシプリナリーな学修機会を提供することによって、児童の全体像の理解に根ざした実践力が習得できる点に特色があります。

「初等教育分野」においては、幼稚部から大学までの一貫教育体制との緊密な連携の下、最新の教育研究の理論や方法論を教育実践現場にフィードバックする研究システムを構築するとともに、高度な授業運営能力を育成するカリキュラムを編成しています。「幼児教育分野」においては、地域の保育・子育て支援の拠点としての機能を有する本学の保育演習室等を活用し、学生一人ひとりが保育の現場を実際に体験するロールプレイング法による保育研究を実践することによって、幼児教育の理解を深め地域社会に還元できる教育力を育成するカリキュラムを編成しています。「健康福祉分野」においては、乳幼児から18歳未満の青少年期のライフサイクルの中で、子どものウェルネス・ポジティブヘルスの増進に関わる内容論・方法論・行政論等を専門的に学ぶカリキュラムを編成しています。「表現文化分野」においては、最新機器・設備を整備した本学の音楽棟・アリーナ棟を活用し、音楽・美術・体育・舞踊・児童文学・メディアクリエーション等の諸領域について、自らの表現力の開発を図ると共に、幼児・児童の表現力を開発する表現教育学の可能性を探究するカリキュラムを編成しています。

子ども心理学研究科目群（クラスター）

子ども心理学研究科目群では、子どもの生活世界の包括的・多角的な理解を基礎にして、子どもの発達過程と発達上・教育上の諸問題を心理学的に理解し支援できる力を習得することに狙いを置いています。また、公認心理師受験資格、臨床発達心理士受験資格及び学校心理士受験資格に対応したカリキュラムになっています。

子ども心理学研究科目群では、より高度な心理学の知識と技法を身につけ、特に子どもに関する心理学のスペシャリストになるため、「発達臨床分野」と「学校教育臨床分野」の2つの分野が設けられています。

「発達臨床分野」では、保育・幼児教育現場での子ども理解と支援に主眼を置き、発達臨床・子育て支援に関する高度な知識と援助技能（遊戯療法・箱庭療法・ムーブメント療法など）を習得できるようなカリキュラムを編成しています。また、発達心理学、小児精神医学、特別支援教育における実践的支援の3方面から、発達障害児臨床に関する高度の専門知識・スキルを修得します。

「学校教育臨床分野」では、子どもの不適応行動の理解と心理的ケア及び特別支援教育に主眼を置き、学校及び学校以外の教育現場における学校臨床・教育臨床に関する高度な知識と援助技法を習得できるようなカリキュラムを編成しています。

学校教育学研究科目群（クラスター）

学校教育学研究科目群では、児童学研究科における教育研究の特色である児童に関する関連諸科学の総合的な知識・スキルの習得を基盤としながら、小学校教諭専修免許状を取得し、小学校教育の指導的役割を果たし得る教員（スクールリーダー）の養成を目指しています。理論研究と実践的指導力の育成に資するバランスあるカリキュラム（初等教育分野、表現文化分野、学校教育臨床分野）のもとで、教育行政や学校現場等と連携・協力を図りながら、学校教育と教育研究5領域の観点から小学校教育について総合的な研究実践を行うところに特色があります。

「初等教育分野」においては、教育研究5領域（「教育課程」「教科等の指導方法」「生徒指導・教育相談」「学校経営等」「学校教育と教員の在り方」）に関する科目を学修します。即ち、この分野では、教育課程編成や学校経営等に関する講義・研究・演習等を通してスクールリーダーとしての資質・能力が、そして、各教科・特別の教科 道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等に関する授業研究と演習を通して、教師としての実践的指導力が育成されるようになっています。

「表現文化分野」においては、小学校教育における表現文化の中心的な役割を担える教員を育成できるよう、学校教育と表現文化に関わる音楽、図画工作、体育、外国語活動等について具体的かつ総合的に学修できる編成になっています。

「学校教育臨床分野」においては、学校教育と教育心理学や学校カウンセリング、キャリア教育等について学修し、「いじめ」「不登校」「暴力」等の課題対応や人間としての「在り方・生き方」指導等の中心的な役割を担える教員が育成されるように編成されています。

2 修了までの履修指針

本大学院では、自身の所属する研究科目群（クラスター）や分野を中心に、自己の興味関心、研究テーマに基づいた学修をおこないます。このため、自己の研究テーマに関連する専門科目を系統的に履修する必要があります。その一方で、自分の研究テーマをより広い視点からとらえるためには、自分の所属する科目群及び分野以外の科目も積極的に履修することが望ましいといえます。

本大学院における2年間の学修の流れは、およそ以下の通りです。

1年次は、児童学専攻の共通科目を履修することで、児童研究領域全体を展望し

うる資質を高めていきます。各研究科目群のクラスター共通科目の「総合研究特論」及び「総合研究方法論」の履修を中心に、研究科目群における専門科目の系統的学修及び研究の基盤となる方法論の学修を進めていきます。同時に、各分野における特論を履修することによって、自己の研究の専門領域の理論的基盤を固めていきます。

また、各研究科目群にある「フィールド研究」を履修することによって、フィールドにおける子どもの実態の直接的把握と、発達支援・学修支援の体験的理解ができ、実証的な研究能力を高めていきます。なお、公認心理師課程を選んだ学生は、「フィールド研究」に代わり「心理実践実習」を履修します。心理実践実習では、心理職の方々が活躍する様々な現場で実践的な実習を行い、同時にフィールド研究と同様の実証的研究能力を高めることも目標にしています。

2年次は、各分野の演習を履修することで、理論的研究と実践的研究を統合しながら学修、研究を進めていきます。また、自らの研究をより深めていき、修士論文の完成に向けて、日々取り組みます。

なお、「児童学特別講義」及び修士論文の指導を受ける「児童学特別研究」は、2年間を通じておこなわれます。また、これ以外にも取得を希望する免許・資格ごとに各自で計画的に履修をする必要があります。

本大学院では、以下に示すような履修指導体制をとっています。科目の選択、履修は原則的には各自の責任においておこなうものですが、2年間という限られた時間の中で有意義な研究、学修がおこなえるように、履修オリエンテーションを有効に活用し、指導教員の指導を積極的に受けるようにしてください。

3 研究（修士論文）の指針

本大学院では、授業と並んで修士論文の執筆に大きなウエイトがおかれます。修士論文の指導には、「児童学特別研究」という科目が充てられます。

1年次は、入学時に提出した研究計画に基づいて、自己の研究テーマを選定し、所属クラスター及び修士論文作成の研究指導の中心となる研究指導担当教員（必要に応じて副指導教員）を決定します。研究指導担当教員の指導のもと、2年間の研究計画を立てて研究を進めていきます。指導は研究指導担当教員が開講する「児童学特別研究」の時間と個別指導の時間に受けますが、学生自らが積極的に指導を受けるようにしてください。このようにして、修士論文の研究テーマを決定します。引き続き研究指導担当教員による指導に基づき、文献・資料・データの収集とそれらの分析を含めた研究計画を作成して研究を進めます。2年次には、引き続き研究を進め、修士論文を執筆します。これらと並行して、研究指導担当教員の承認を受

けた上で、2年次5月ごろに修士論文題目を提出し、7月ごろに中間報告を経て、1月までに修士論文を提出します。

修士論文の審査は、修士論文審査会において実施します。修士論文審査会は、主査・副査から構成されます。修士論文審査会の審査結果と最終試験（口頭試問）の結果をもとに、「児童学特別研究」の評価を総合的におこないます。そして2月に、公開の修士論文発表会を開催します。

なお、修士論文指導においては、修士論文提出まで同一の研究指導担当教員の指導を受けることが原則です。しかし、研究テーマの変更等に伴い、研究指導担当教員を変更する必要がある場合は、新旧研究指導担当教員と十分協議した上で、新研究指導担当教員による必要な指導期間が残されている限りにおいて、変更することが許されます。その場合、原則として、変更のタイミングは、第2セメスター開始時を目安とします。研究指導担当教員を変更する場合は、旧研究指導担当教員を通してクラスター主任・研究科長に申し出てください。

なお、修士論文の研究は、授業科目の履修とも密接な関係があります。両者の関係については以下の表に示しましたので、十分に把握して効果的な学修と研究を遂行してください。

セメスター	履修指針	研究（修士論文）の指針
第1 (1年春)	・ 児童研究領域全体の展望 ・ 各研究科目群、分野における専門科目の系統的学修	・ 専攻・科目群共通科目及び各研究分野の特論を通じた、子どもをめぐる諸問題と現状の理解 ・ 修士論文の研究指導担当教員の決定 ・ 自己の問題関心、研究テーマの探索
第2 (1年秋)	・ 各分野における学修・研究の基盤となる方法論の習得 ・ 各分野における具体的支援技法に関する学修 ・ フィールドにおける子どもの実態の把握	・ 修士論文研究に関する方法論の習得 ・ 修士論文研究テーマの決定
第3 (2年春)	・ 理論的研究と実践的研究を統合しながらの学修及び研究 ・ 発達、学修支援の体験的理解	・ 研究課題に沿った文献、資料及び調査、実験データの収集 ・ 修士論文題目の提出
第4 (2年秋)	・ 修士論文作成を視野に入れた学修 ・ 修了後の進路を視野に入れた学修	・ 修士論文の執筆 ・ 修士論文概要の提出 ・ 修士論文の提出

4 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) MCSA500 →

①研究科コード	②領域コード	③水準コード
MCS	A	500

① 研究科コード 児童学 (Master of Child Studies) 研究科は、“MCS” です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。

領域コード	学問領域
A	児童学専攻共通必修科目
B	児童学総合研究クラスター必修科目
C	子ども心理学研究クラスター必修科目
D	学校教育学研究クラスター必修科目
E	初等教育分野科目
F	幼児教育分野科目
G	健康福祉分野科目
H	表現文化分野科目
I	発達臨床分野科目
J	学校教育臨床分野科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

水準コード	学修段階
500 ～ 599	修士課程入門レベル（1年）
600 ～ 699	修士課程修了レベル

5 カリキュラムチャート

児童学研究科児童学専攻(修士課程)(研究科コード:MCS)

共通科目 (必修)		A501 建学の精神特論	
		A502 児童研究総合基礎	
		A503 児童学特別講義	
		A504 児童学特別研究	
児童学総合研究科目群 (クラスター)	クラスター共通科目	B501 児童学総合研究特論	
		B502 児童学総合研究方法論	
		B503 児童学総合フィールド研究	
	初等教育分野	E501 教職特論(分野必修)	E601 現代授業研究Ⅰ群演習(国語・社会)
		E502 教育基礎理論特論	E602 現代授業研究Ⅱ群演習(算数・理科)
		E503 教育課程・指導法特論	
	幼児教育分野	F501 幼児教育学特論(分野必修)	F601 幼児教育学演習
		F502 幼稚園経営管理特論	F602 乳児保育学演習
			F603 実践保育演習
	健康福祉分野	G501 小児保健学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開を含む)(分野必修)	G601 小児保健学演習
子ども心理学研究科目群 (クラスター)		G502 小児発達学特論	
		G503 福祉分野に関する理論と支援の展開	
	表現文化分野	H501 表現文化研究特論(分野必修)	H601 表現文化研究演習Ⅰ(音楽)
			H602 表現文化研究演習Ⅱ(園工)
			H603 表現文化研究演習Ⅲ(体育)
			H604 表現文化研究演習Ⅳ(総合表現)
子ども心理学研究科目群 (クラスター)	クラスター共通科目	C501 子ども心理学研究特論	
		C502 子ども心理学研究方法論	
		C503 子ども心理学フィールド研究	
		C504 心理実践実習Ⅰ	
	発達臨床分野	I501 発達心理学特論(分野必修)	I601 子ども発達教育臨床Ⅱ(音楽ムーブメント)
		I502 子ども臨床心理学特論	I602 子育て支援特論
		I503 心理支援に関する理論と実践Ⅰ	I603 子育て支援演習
		I504 子ども発達教育臨床Ⅰ(ムーブメントアセスメント)	I604 心理支援に関する理論と実践Ⅱ
		I505 言語発達の基礎	I605 心理実践実習Ⅱ
		I506 発達障害特論(臨床と支援)Ⅰ	
学校教育臨床分野		I507 心の健康教育に関する理論と実践	
		I508 言語発達の評価と支援	
		I509 発達障害特論(臨床と支援)Ⅱ	
		I510 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
		I511 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
		I512 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
		J501 教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)(分野必修)	J601 学校カウンセリング演習
		J502 学校心理学特論	J602 学習指導・進路指導演習
		J503 特別支援教育教育課程特論	J603 子ども発達教育学(ムーブメント教育・療法)演習
		J504 特別支援教育コーディネーター特論	
学校教育研究科目群 (クラスター)		J505 子ども発達教育学(ムーブメント教育・療法)特論	
		J506 心理的アセスメントに関する理論と実践	
		J507 特別支援教育特論	
		J508 障害児の心理と教育	
	クラスター共通科目	D501 学校教育学研究特論	
		D502 学校教育学研究方法論	
		D503 学校教育学フィールド研究	
	初等教育分野	E501 教職特論(分野必修)	E601 現代授業研究Ⅰ群演習(国語・社会)
		E502 教育基礎理論特論	E602 現代授業研究Ⅱ群演習(算数・理科)
		E503 教育課程・指導法特論	E603 現代授業研究Ⅲ群演習(生活・家庭)
		E504 学校経営管理特論	E604 現代授業研究Ⅳ群演習(遠征・総合的な学習の時間・特別活動)
		E505 教育社会学特論	
学校教育臨床分野		E506 近代教育思想史	
		E507 現代授業研究Ⅴ群演習(外国語活動(英語))	
		E508 小学校英語演習	
	表現文化分野	H502 世界の教育・文化特論(分野必修)	H601 表現文化研究演習Ⅰ(音楽)
			H602 表現文化研究演習Ⅱ(園工)
			H603 表現文化研究演習Ⅲ(体育)
			H604 表現文化研究演習Ⅳ(総合表現)
			H605 表現文化研究演習Ⅴ(英語コミュニケーション)
	学校教育臨床分野	J501 教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)(分野必修)	J601 学校カウンセリング演習
		J507 特別支援教育特論	J602 学習指導・進路指導演習

6 修了要件単位数とカリキュラム

●修了要件単位数●

必修	選択	修了に必要な単位数
8	22 [*]	30

※ 選択（22単位）には、所属クラスターのクラスター必修科目6単位、選択する分野の分野必修科目2単位、所属以外のクラスター開設科目2単位以上の履修を含まなければならない。

また、子ども心理学クラスターは、クラスター選択必修科目のうち1科目以上履修しなければならない。

●カリキュラム一覧● 凡例：◎：免許・資格必修科目

○：免許・資格選択必修科目

児：児童学総合研究科目群（クラスター）

子：子ども心理学研究科目群（クラスター）

学：学校教育学研究科目群（クラスター）

児童学専攻共通必修科目

配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数		免許・資格								
			必修	選択	幼稚園 教諭	小学校 教諭	学校 教諭	特別 支援 教諭	公認 心理 資格 士	認定 上級 指導 者	法 制 士	受 験 資 格 士	臨 床 心 理 士
1	MCSA501	建学の精神特論	1										
1	MCSA502	児童研究総合基礎	2										
1～2	MCSA503	児童学特別講義 [*]	1										
1～2	MCSA504	児童学特別研究 [*]	4										

※ 児童学特別講義は1年春セメスターに、児童学特別研究は1年秋セメスターに履修登録を行う。

児童学総合研究科目群（クラスター）

分野	区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数		免許・資格								他 クラスター 共通開設科目	
					必修	選択	幼稚園 教諭	小学校 教諭	学 校 特 別 支 援 教 諭	受 験 資 格	公 認 心 理 師	認定 ム フ ブ 法 上 級 指 導 者	学 校 心 理 士 受 験 資 格	学 校 心 理 士 受 験 資 格		臨 床 発 達 心 理 士 受 験 資 格
クラスター 必修科目		1	MCSB501	児童学総合研究特論		2										
		1	MCSB502	児童学総合研究方法論		2										
		1	MCSB503	児童学フィールド研究		2										
初等教育 分野	分野必修科目	1	MCSE501	教職特論		2	○	○								学
		1	MCSE502	教育基礎理論特論		2	○	○								学
	分野選択科目	1	MCSE503	教育課程・指導法特論		2	○	○								学
		2	MCSE601	現代授業研究Ⅰ群演習（国語・社会）		2		○								学
		2	MCSE602	現代授業研究Ⅱ群演習（算数・理科）		2		○								学
幼児教育 分野	分野必修科目	1	MCSF501	幼児教育学特論		2	○									
		2	MCSF601	幼児教育学演習		2	○									
	分野選択科目	2	MCSF602	乳児保育学演習		2	○									
		2	MCSF603	実践保育演習		2	○									
		1	MCSF502	幼稚園経営管理特論		2	○									
健康福祉 分野	分野必修科目	1	MCSG501	小児保健学特論 （保健医療分野に関する理論 と支援の展開を含む）		2			○	◎						
		2	MCSG601	小児保健学演習		2			○							
	分野選択科目	1	MCSG502	小児栄養学特論		2										
		1	MCSG503	福祉分野に関する理論と支援の展開		2				◎						
表現文化 分野	分野必修科目	1	MCSH501	表現文化研究特論		2	○									
		2	MCSH601	表現文化研究演習Ⅰ（音楽）		2	○									学
	分野選択科目	2	MCSH602	表現文化研究演習Ⅱ（図工）		2	○									学
		2	MCSH603	表現文化研究演習Ⅲ（体育）		2	○									学
		2	MCSH604	表現文化研究演習Ⅳ（総合表現）		2	○									学

子ども心理学研究科目群（クラスター）

分野	区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数		免許・資格										他 クラスター 共通開設科目
					必修	選択	幼稚園 教諭	小学校 教諭	特別 支援 教諭	受 験 資 格	公 認 心 理 師	認定 上級 指導 者 メ	受 験 資 格	学 校 心 理 士	士 受 験 資 格	臨床 発達 心理	
発達臨床分野	クラスター 必修科目	1	MCSC501	子ども心理学研究特論		2										○	
		1	MCSC502	子ども心理学研究方法論		2											
	クラスター 選択必修科目	1	MCSC503	子ども心理学フィールド研究		2											
		1	MCSC504	心理実践実習Ⅰ		4				◎							
	分野必修科目	1	MCSI501	発達心理学特論		2	○	○					◎		◎		
		1	MCSI502	子ども臨床心理学特論		2							◎		◎		
		1	MCSI507	心の健康教育に関する理論と実践		2			○	◎							
		2	MCSI602	子育て支援特論		2										◎	
		2	MCSI603	子育て支援演習		2											
		1	MCSI503	心理支援に関する理論と実践Ⅰ		2			○	◎							
		1	MCSI604	心理支援に関する理論と実践Ⅱ		2			○	◎							
		1	MCSI504	子ども発達教育臨床Ⅰ (ムーブメントアセスメント)		2			○			◎					
		2	MCSI601	子ども発達教育臨床Ⅱ (音楽ムーブメント)		2			○			◎				◎	
		1	MCSI505	言語発達の基礎		2										◎	
		1	MCSI508	言語発達の評価と支援		2										◎	
		1	MCSI506	発達障害特論（臨床と支援）Ⅰ		2										◎	
		1	MCSI509	発達障害特論（臨床と支援）Ⅱ		2										◎	
		1	MCSI510	司法・犯罪分野に関する理論 と支援の展開		2				◎							
		1	MCSI511	産業・労働分野に関する理論 と支援の展開		2				◎							
		1	MCSI512	家族関係・集団・地域社会に おける心理支援に関する理論 と実践		2				◎							
		2	MCSI605	心理実践実習Ⅱ		6				◎							
学校教育臨床分野	分野必修科目	1	MCSJ501	教育心理学特論（教育分野に 関する理論と支援の展開）		2	○	○		◎			◎				学
		1	MCSJ502	学校心理学特論		2	○	○					◎				
	分野選択科目	1	MCSJ508	障害児の心理と教育		2			○								
		1	MCSJ507	特別支援教育特論		2			○				◎				学
		1	MCSJ503	特別支援教育教育課程特論		2			○								
		1	MCSJ504	特別支援教育コーディネーター特論		2			○								
		1	MCSJ506	心理的アセスメントに関する 理論と実践		2				◎			◎		◎		
		2	MCSJ602	学習指導・進路指導演習		2		○					◎				学
		2	MCSJ601	学校カウンセリング演習		2		○					◎				学
		1	MCSJ505	子ども発達教育学 (ムーブメント教育・療法) 特論		2			○			◎					
		2	MCSJ603	子ども発達教育学 (ムーブメント教育・療法) 演習		2			○			◎					

学校教育学研究科目群（クラスター）

分野	区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数		免許・資格										他 クラスター 共通開設科目
					必修	選択	幼稚園 教諭	小 学 校 教 諭	学 校 特 別 支 援	受 験 資 格	公 認 心 理 師	認 定 ム ー ブ 上 級 指 導 者	受 験 資 格	学 校 心 理 士	臨 床 発 達 心 理 士		
クラスター 必修科目		1	MCSD501	学校教育学研究特論		2		○									
		1	MCSD502	学校教育学研究方法論		2		○									
		1	MCSD503	学校教育学フィールド研究		2		○									
初等教育分野	分野必修科目	1	MCSE501	教職特論		2	○	○									児
	分野選択科目	1	MCSE502	教育基礎理論特論		2	○	○									児
		1	MCSE503	教育課程・指導法特論		2	○	○									児
		1	MCSE504	学校経営管理特論		2		○									
		1	MCSE505	教育社会学特論		2		○									
		1	MCSE506	近代教育思想史		2											
		2	MCSE601	現代授業研究Ⅰ群演習 (国語・社会)		2		○									児
		2	MCSE602	現代授業研究Ⅱ群演習 (算数・理科)		2		○									児
		2	MCSE603	現代授業研究Ⅲ群演習 (生活・家庭)		2		○									
		2	MCSE604	現代授業研究Ⅳ群演習 (道徳・総合的な学習の時間・ 特別活動)		2		○									
		1	MCSE507	現代授業研究Ⅴ群演習 (外国語活動(英語))		2		○									
		1	MCSE508	小学校英語演習		2		○									
表現文化分野	分野必修科目	1	MCSH502	世界の教育・文化特論		2		○									
	分野選択科目	2	MCSH601	表現文化研究演習Ⅰ(音楽)		2	○										児
		2	MCSH602	表現文化研究演習Ⅱ(図工)		2	○										児
		2	MCSH603	表現文化研究演習Ⅲ(体育)		2	○										児
		2	MCSH604	表現文化研究演習Ⅳ(総合表現)		2	○										児
		2	MCSH605	表現文化研究演習Ⅴ (英語コミュニケーション)		2		○									
学校教育臨床分野	分野必修科目	1	MCSJ501	教育心理学特論(教育分野に 関する理論と支援の展開)		2	○	○		◎			◎				子
	分野選択科目	1	MCSJ507	特別支援教育特論		2			○				◎				子
		2	MCSJ602	学習指導・進路指導演習		2		○					◎				子
		2	MCSJ601	学校カウンセリング演習		2		○					◎				子

免許・資格

●取得可能な免許・資格●

小学校教諭専修免許状	公認心理師試験受験資格
幼稚園教諭専修免許状	認定ムーブメント教育・療法上級指導者資格
特別支援学校教諭専修免許状	学校心理士受験資格
	臨床発達心理士受験資格

●免許・資格の申請●

1 年次秋セメスターもしくは2 年次春セメスターの指定期間に、希望する免許・資格の申請をしてください。以後のセメスターでの追加申請はできません。なお、進路変更などにより申請を取り下げたい場合は、速やかに教務部学務課で手続きをしてください。

●公認心理師試験受験資格取得のための実習費用●

授業科目「心理実践実習Ⅰ」及び「心理実践実習Ⅱ」の履修には、それぞれに心理実践実習費（「心理実践実習Ⅰ」20,000 円、「心理実践実習Ⅱ」30,000 円）の納入が必要となります。納入期間等は、履修オリエンテーションにて連絡します。

なお、心理実践実習費の納入がなされなかった場合は、心理実践実習を履修することができません。

●臨床発達心理士受験資格取得のための臨床実習費用●

臨床実習参加者は、臨床実習費の納入が必要となります。金額、納入期間等は、履修オリエンテーションにて連絡します。但し、公認心理師試験受験資格取得希望者は、「心理実践実習」の状況により臨床実習費が免除されることがあります。

なお、臨床実習費の納入がなされなかった場合は、実習を行うことができません。

●学部教職課程履修●

学部の教職課程履修をすることで、幼稚園・小学校・特別支援学校教諭免許状を取得することができます。

既修得単位の状況により、一種・二種免許状の取得が変わります。教員免許状を全く持っていない場合は、二種免許状の取得となります。

また、2 年間で取得できない場合があります。

1 教員免許状

履修方法

幼稚園教諭、小学校教諭及び特別支援学校教諭専修免許状を取得するには、既にそれぞれの一種免許状を取得していることが必要です。

① 幼稚園教諭専修免許状

教育職員免許法に定める科目区分	授業科目名	単位数	備考
大学が独自に設定する科目	教職特論	2	24 単位以上履修
	教育基礎理論特論	2	
	教育課程・指導法特論	2	
	幼児教育学特論	2	
	幼児教育学演習	2	
	乳児保育学演習	2	
	実践保育演習	2	
	幼稚園経営管理特論	2	
	表現文化研究特論	2	
	表現文化研究演習Ⅰ（音楽）	2	
	表現文化研究演習Ⅱ（図工）	2	
	表現文化研究演習Ⅲ（体育）	2	
	表現文化研究演習Ⅳ（総合表現）	2	
	発達心理学特論	2	
	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	
	学校心理学特論	2	

② 小学校教諭専修免許状

教育職員免許法 に定める科目区分	授業科目名	単位数	備考
大学が独自に 設定する科目	教職特論	2	24 単位 以上履修
	教育基礎理論特論	2	
	教育課程・指導法特論	2	
	現代授業研究Ⅰ 群演習（国語・社会）	2	
	現代授業研究Ⅱ 群演習（算数・理科）	2	
	現代授業研究Ⅲ 群演習（生活・家庭）	2	
	現代授業研究Ⅳ 群演習（道徳・総合的な学習の時間・特別活動）	2	
	表現文化研究演習Ⅴ（英語コミュニケーション）	2	
	発達心理学特論	2	
	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	
	学校心理学特論	2	
	学習指導・進路指導演習	2	
	学校カウンセリング演習	2	
	学校経営管理特論	2	
	教育社会学特論	2	
	世界の教育・文化特論	2	
	学校教育学研究特論	2	
	学校教育学研究方法論	2	
	学校教育学フィールド研究	2	
	小学校英語演習	2	
	現代授業研究Ⅴ 群演習（外国語活動（英語））	2	

③ 特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

教育職員免許法に定める科目区分	授業科目名	単位数	中心となる領域	含む領域	備考
特別支援教育に関する科目	特別支援教育特論	2			24 単位 以上履修
	特別支援教育コーディネーター特論	2			
	子ども発達教育臨床Ⅰ （ムーブメントアセスメント）	2	知的障害者	肢体不自由者	
	子ども発達教育臨床Ⅱ （音楽ムーブメント）	2	知的障害者	肢体不自由者	
	特別支援教育教育課程特論	2	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	
	障害児の心理と教育	2	重複・LD 等領域	知的障害者	
	心理支援に関する理論と実践Ⅰ	2	重複・LD 等領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者	
	心理支援に関する理論と実践Ⅱ	2	重複・LD 等領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者	
	子ども発達教育学 （ムーブメント教育・療法）特論	2	重複・LD 等領域	知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	子ども発達教育学 （ムーブメント教育・療法）演習	2	重複・LD 等領域	知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	小児保健学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開を含む）	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	小児保健学演習	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	心の健康教育に関する理論と実践	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	

免許・資格

〔参考〕

教育職員免許法に定める必要単位数

免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること	51	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること		26

注 1) 幼稚園・小学校教諭専修免許状に係る教科及び教職に関する科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの 1 種免許状について定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程において修得しなければなりません。

注 2) 小学校教諭の免許状を取得する場合には、特別支援学校及び社会福祉施設において、最低 7 日間の介護等の体験が必要です。

2 公認心理師試験受験資格

公認心理師は、保健医療・福祉・教育その他の分野で、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察・分析や、心理に関する相談・助言・指導その他の援助などを行う、国家資格の専門職です。

公認心理師資格を取得するには、公認心理師試験に合格する必要があります。本専攻で所定の科目を履修し修了することで、公認心理師試験受験資格を得ることができます。

大学院における必要な科目	本大学院授業科目名	単位数
保健医療分野に関する理論と支援の展開	小児保健学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開を含む）	2
福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉分野に関する理論と支援の展開	2
教育分野に関する理論と支援の展開	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
心理的アセスメントに関する理論と実践	心理的アセスメントに関する理論と実践	2
心理支援に関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践Ⅰ	2
	心理支援に関する理論と実践Ⅱ	2
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	2
心理実践実習	心理実践実習Ⅰ※	4
	心理実践実習Ⅱ※	6

※「心理実践実習Ⅰ」、「心理実践実習Ⅱ」の履修には、心理実践実習費（「心理実践実習Ⅰ」20,000円、「心理実践実習Ⅱ」30,000円）の納入が必要です。納入時期、納入方法等の詳細は、履修オリエンテーションにて連絡します。

3 認定ムーブメント教育・療法上級指導者資格 (ムーブメント教育教師・ムーブメント療法士)

特定非営利活動法人 日本ムーブメント教育・療法協会 認定資格

ムーブメント教育・療法は、楽しい身体運動を通して人間の全面的発達を支援し、乳幼児から高齢者まで、すべての人々の健康と幸福感の達成をめざした教育・療法です。この資格は、“ムーブメント教育・療法の専門士(ムーブメント教育教師、又は、ムーブメント療法士)に必須である感覚・知覚・精神機能領域における発達学、運動学、教育学、心理学、応用学に関する専門的知識と高度な実践力を有する”ことを認定するものです。「認定ムーブメント教育・療法上級指導者」は、乳幼児の保育・幼児教育、小・中学校や特別支援学校における発達教育を担う人材として、また、医療、福祉分野における療育や高齢者のニューリハビリテーションに携わる専門職として、さらには、地域における子育て支援教室や児童館等において、子どもの健全育成を推進するリーダーとしての活躍が期待されています。

履修方法

認定ムーブメント教育・療法 上級指導者認定科目群	本大学院授業科目名	単位数
運動発達学・運動病理学領域	子ども発達教育学（ムーブメント教育・療法）特論	2
運動診断学領域	子ども発達教育臨床Ⅰ（ムーブメントアセスメント）	2
応用・臨床領域	子ども発達教育学（ムーブメント教育・療法）演習	2
	子ども発達教育臨床Ⅱ（音楽ムーブメント）	2

※上級指導者資格取得には、初級指導者資格、ならびに中級指導者資格を有していることが必須です。
なお、入学時に初級・中級指導者資格を有していない場合には、大学院在籍中にNPO法人日本ムーブメント教育・療法協会が主催する初級指導者養成講座および中級指導者養成講座を規定の回数受講することで、中級指導者資格までを取得したものとみなします。

資格の申請

前述した科目を履修して単位を修得することにより、認定ムーブメント教育・療法上級指導者（ムーブメント教育教師またはムーブメント療法士）資格を申請する要件が整います。そのうえでNPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会に申請することにより資格を取得することができます。資格の有効期限は5年です（更新制度あり）。なお、資格の取得には本協会会員（年会費：一般 6,000 円、学生 3,000 円）であることが必要となります。

資格申請の要件は、本学が独自に協会より認定を受けるものであり、一般の取得要件とは異なります。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

認 定 料 …… 15,000 円

（資格申請時にムーブメント教育教師、又はムーブメント療法士を選択）

4 学校心理士受験資格

一般社団法人 学校心理士認定運営機構 認定資格

学校心理士とは、学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる方に対して認定する資格です。

「学校心理士」の中には、幼小中高等学校、特別支援学級、特別支援学校などの教育現場で活躍している方が多くいます。また、教育委員会、教育センター、教育相談所等で活躍している方や教育委員会の依頼を受けて、相談業務に従事している方もいます。

履修の方法及び受験申請について

本大学院において学校心理士を申請するための受験資格を得るためには、大学院において別表に示す学校心理学関連科目の単位を修得し、修士課程を修了し、学校心理学に関する専門的実務経験を1年以上有することが必要です。但し、いくつかの要件を満たしている場合に、大学院在学中に申請することができる場合があります。その他、申請条件にはいくつかの類型がありますので、詳細は学校心理士のホームページ（<http://gakkoushinrishi.jp/>）を参照してください。

履修方法

「学校心理士」関連科目、及び「基礎実習」	本大学院授業科目名	単位数
1. 学校心理学	学校心理学特論	2
2. 教授・学習心理学	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
3. 発達心理学	発達心理学特論	2
4. 臨床心理学	子ども臨床心理学特論	2
5. 心理教育的アセスメント	心理的アセスメントに関する理論と実践	2
実習1. 心理教育的アセスメント基礎実習		
6. 学校カウンセリング・コンサルテーション	学校カウンセリング演習	2
実習2. 学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習		
7. 特別支援教育	特別支援教育特論	2
8. 生徒指導・教育相談・キャリア教育	学習指導・進路指導演習	2

5 臨床発達心理士受験資格

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構 認定資格

臨床発達心理士とは、発達の臨床に携わる幅広い専門家に開かれた資格です。人の発達・成長・加齢に寄り添い、必要とされる援助を提供します。発達心理学をベースにして「発達の観点」を持つところが特徴です。

発達をめぐる問題を査定した上での具体的な支援、子どもから大人までの生涯にわたる支援、家族・地域への広がりをもった支援をします。さらに子育て、気になる子ども、障害、社会適応などの問題に対応します。

支援の対象は、乳幼児から老人までで、生涯発達の観点から支援を行います。したがって、臨床発達心理士は、ライフステージに応じ、次のような場で仕事をしています。乳幼児期については、保健所、保育所・幼稚園、子育て支援センター、通園施設・リハビリテーションセンター、児童相談所など、学齢期については、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、教育相談、適応指導教室、学童保育など、成人・老年期については、障害者施設、作業所、老人病院、老人保健施設、老人ホームなど、生涯発達については、母子生活支援施設、発達クリニック、障害者職業センターなどです。

このように臨床発達心理士の職域は幅広く、地域に根差した支援を行っています。クリニックや専門機関だけではなく、保育所・幼稚園、小学校や学童保育（放課後児童クラブ）、中・高等学校、大学、児童養護施設や高齢者施設のような社会福祉施設など、日常の場面での、人々の健やかで豊かな生活の実現を目指して支援を行っています。

履修の方法及び受験申請について

本大学院において臨床発達心理士を申請するための受験資格を得るためには、大学院において別表に示す臨床発達心理士指定科目を履修することと、大学院において臨床実習※（200 時間以上）を実施することが必要です。

そのうえで、臨床発達心理士認定運営機構の実施する試験（筆記試験・口述審査、例年 10、11 月頃実施）に合格することで、資格を取得することができます。なお、臨床発達心理士の受験申請は、原則的には大学院修了後です。但し、いくつかの要件を満たしている場合に、大学院在学中に申請することができる場合があります。その他、申請条件には、いくつかの類型がありますので、詳細は臨床発達心理士のホームページ（<https://www.jocdp.jp/>）を参照してください。

履修方法

「臨床発達心理士」の科目名称	本大学院授業科目名
臨床発達心理学の基礎に関する科目	発達心理学特論
	心理的アセスメントに関する理論と実践
臨床発達支援の専門性に関する科目	子ども臨床心理学特論
	子育て支援特論
認知発達とその支援に関する科目	子ども心理学研究特論
	子ども発達教育臨床Ⅱ（音楽ムーブメント）
社会・情動の発達とその支援に関する科目	発達障害特論（臨床と支援）Ⅰ
	発達障害特論（臨床と支援）Ⅱ
言語発達とその支援に関する科目	言語発達の基礎
	言語発達の評価と支援

詳細については、履修オリエンテーションにて説明します。

※ 臨床実習を行う際は、臨床実習費の納入が必要です。金額、納入時期、納入方法等の詳細は、履修オリエンテーションにて連絡します。

第 3 部

諸 規 程

鎌倉女子大学大学院 『学則』

第1章 総則

第1条 (名称)

本大学院は、鎌倉女子大学大学院と称する。

第1条の2 (所在地)

本大学院は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第2条 (目的)

本大学院は、鎌倉女子大学学則第6条第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究することを通じて、精深な学識と専攻分野における研究能力を養い、以って人類の福祉及び文化の向上進展に寄与することを目的とする。

2. 児童学研究科は、児童関連諸科学についての専門的学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、以って健やかに生まれ、育まれなければならない児童の幸福と成長に貢献できる、高度な専門性と豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的とする。

第3条 (自己点検及び評価)

本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 研究科・専攻

第3条の2 (課程)

本大学院に修士課程を置く。

2. 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における理論及び応用の研究能力を培い、以って高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した実践力を培うものとする。

第4条 (研究科・専攻・収容定員)

本大学院に児童学研究科を置く。

2. 前項の研究科に置く専攻及びその収容定員は、次の通りとする。

児童学研究科

児童学専攻 (修士課程)

入学定員 10名 収容定員 20名

第3章 修業年限及び教育課程

第5条 (修業年限及び在学期間)

修士課程の標準修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

第5条の2 (在学期間の短縮)

第34条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位 (学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る) を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。但し、少なくとも1年以上在学するものとする。

第5条の3 (教育方法)

本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

第6条（授業科目及び単位数）

授業科目及び単位数は、別表Ⅰの通りとする。

第7条（単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一、講義及び演習については、15時間の授業を以って1単位とする。
 - 二、実験、実習及び実技については、30時間の授業を以って1単位とする。
 - 三、1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業を以って1単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第8条（授業期間）

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2. 各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第8条の2（授業の方法）

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第9条 削除

第10条（履修方法等）

授業科目の選択及び学位論文の作成にあたっては、研究指導担当教員（以下「指導教員」という）の指導を受けるものとする。

2. 当該年度に履修する科目は、登録しなければならない。

第11条（免許・資格の取得）

免許・資格の取得は、次の各項に定める方法による。

2. 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、次の通りとする。

専攻

児童学研究科児童学専攻

免許状の種類

小学校教諭専修免許状

幼稚園教諭専修免許状

特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

3. 公認心理師試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法、同法施行規則に規定する科目を履修しなければならない。

第4章 入学・再入学・退学・除籍・転入学・転学・留学・休学・復学

第12条（入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第13条（入学資格）

本大学院に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一. 大学を卒業した者
- 二. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四. 文部科学大臣の指定した者
- 五. 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者

第14条（入学の出願）

本大学院に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第15条（入学者の選抜）

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

2. 選抜に関する事項は、別に定める。

第15条の2（合格者の決定）

前条の選抜による合格者の決定は、児童学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

第16条（入学手続き）

第15条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第17条（入学許可）

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第18条（保証人）

保証人は、学生の身上について監督し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。また、本人が本大学院に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第19条 削除

第20条（再入学）

第21条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第21条（退学）

退学しようとする者は、学長に退学願

を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第 21 条の 2 （除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一、学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
 - 二、第 5 条に定める在学年限を超えた者
 - 三、第 26 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお就学できない者
2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第 22 条 （転入学）

他の大学院に在学している女子で、本大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することができる。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第 23 条 （転学）

他の大学院に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第 24 条 （留学）

外国の大学院で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

3. 留学に関する事項は、別に定める。

第 25 条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で 2 か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第 26 条 （休学期間）

休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 27 条 削除

第 28 条 （復学）

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間を終了する 1 か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第 5 章 成績評価・単位の授与

第 29 条 （成績評価）

成績評価は、合格（S、A、B、C、

合、認)及び不合格(F、E、否)とし、
評点は、以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
	認	合格
不合格	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第29条の2 (単位の授与)

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第30条 (試験)

試験の種類は、定期試験及びその他の方法とする。

2. 学位論文の作成に関する授業科目については、審査を以って試験に代えることがある。

第31条 削除

第31条の2 (学部における授業科目の履修及び聴講)

教育上有益と認めるときは、学部との協議に基づき、学生が学部の授業科目を履修することを認めることができる。

2. 前項の規定により履修した学部の授業科目について修得した単位は、第42条に規定する単位としては認定しないものとする。
3. 教育上有益と認めるときは、学部との協議に基づき、学生が学部の授業科目を

聴講することを認めることができる。

第32条 (他の大学院における授業科目の履修)

教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第33条 (他の大学院等における研究指導)

教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という)との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。但し、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第34条 (入学前の既修得単位の認定)

教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第35条 (転入学者の履修単位)

第22条の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、別に定める。

第6章 学費その他

第36条 (学費)

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

第36条の2 (休学期間中の学費)

休学期間中については、授業料、教育環境充実費及び実験実習費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第37条 (分納)

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第38条 (既納学費の取扱い)

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第39条 (未納者の扱い)

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第40条 (奨学金)

奨学金に関する事項は、別に定める。

第41条 (その他の費用)

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第7章 課程の修了及び学位

第42条 (課程の修了要件)

修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、且つ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第42条の2 (課程の修了の認定)

前条の課程の修了要件を満たした者には、児童学研究科委員会の議を経て、

学長が課程の修了を認定する。

第42条の3 (学位の授与)

前条の規定により課程の修了を認定された者には、児童学研究科委員会の議を経て、学長が学位「修士(児童学)」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第8章 賞罰

第43条 (表彰)

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長は、これを表彰することがある。

第44条 (懲戒)

本大学院の規則に違反し、或いは学生としてその本分に反する行為があった者に対し、学長は、児童学研究科委員会の意見を聴き、懲戒を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

一、性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三、正当な理由がなくて、出席が常でない者

四、本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第45条 削除

第9章 教員・運営組織

第46条 (教員組織)

本大学院の教員組織は、学部等の教

員を以って構成する。

2. 本大学院の授業は、教授、准教授又は講師が担当するものとする。
3. 本大学院における研究指導は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師に分担させることができる。

第 47 条（研究科長）

本大学院児童学研究科に研究科長を置く。

2. 研究科長は、学長の命を受け、研究科に関する校務をつかさどる。
3. 研究科長に関する事項は、別に定める。

第 48 条（大学院委員会）

本大学院に大学院委員会を置く。

2. 大学院委員会に関する事項は、別に定める。

第 49 条（児童学研究科委員会）

本大学院に児童学研究科委員会を置く。

2. 児童学研究科委員会は、研究科長、研究科専任教員及び教務部長を以って組織する。
3. 児童学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一. 学生の入学及び課程の修了
 - 二. 学位の授与
 - 三. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
4. 児童学研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる

ことができる。

5. 児童学研究科委員会に関する事項は、別に定める。

第 10 章 委託生・科目等履修生・外国人留学生・聴講生・研究生・特別聴講学生・特別研究生・特別研究員

第 50 条（委託生）

官庁又は公共団体等より、一定期間授業科目を定め、履修を願い出たときは、選考の上、委託生として履修を許可することができる。

2. 委託生に関する事項は、別に定める。

第 51 条（科目等履修生）

本大学院の学生以外の者で本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第 52 条（外国人留学生）

外国人で大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第 52 条の 2（聴講生）

本大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

第 53 条（研究生）

本大学院の学生以外の者で本大学院の研究科及び専攻に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することがある。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第 54 条（特別聴講学生）

他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第 55 条（特別研究学生）

他の大学院の学生で本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として在籍を許可することができる。

2. 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

第 56 条（特別研究員）

公私の機関又は団体等からその所属の職員について、研究題目を定めて、本大学院における研究を願い出たときは、児童学研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長は、その研究員としての研究を許可することができる。

2. 特別研究員に関する事項は、別に定める。

第 11 章 公開講座**第 57 条（公開講座）**

本大学院は、公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 12 章 学年・学期・休業日**第 58 条（学年・学期）**

学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 学年の区分は、次の各号に定める通り、2学期制とする。

- 一、春学期 自 4月1日
至 9月30日
- 二、秋学期 自 10月1日
至 翌年3月31日

3. 学長は、必要に応じて前項の学期を臨時に変更することができる。

第 59 条（休業日）

休業日は、次の各号に定める通りとする。

- 一、日曜日及び土曜日
- 二、国民の祝日に関する法律に定める休日
- 三、創立記念日 4月19日
- 四、夏季休業 自 8月1日
至 9月16日
- 五、冬季休業 自 12月20日
至 翌年1月7日
- 六、春季休業 自 3月21日
至 3月31日

2. 学長は、必要に応じて前項の休業日を臨時に変更することができる。

第 13 章 その他**第 60 条（施行細則）**

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

附則（省略）

別表（省略）

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学 大学院『学位規程』

(趣旨)

第1条 本規程は、学位規則第13条（昭和28年文部省令第9号）並びに鎌倉女子大学学則第48条の3第3項及び鎌倉女子大学大学院学則第42条の3第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学（以下「本学」という）が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、次の各号のとおりとする。

(1) 学士の専攻分野の名称

家政学部家政保健学科	家政学
家政学部管理栄養学科	栄養学
児童学部児童学科	児童学
児童学部子ども心理学科	心理学
教育学部教育学科	教育学

(2) 修士の専攻分野の名称

児童学研究科児童学専攻	児童学
-------------	-----

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学の学部学科を卒業した者に授与するものとする。

2. 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

(学位の申請)

第5条 第4条第2項の規定に基づく修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の期日までに研究科長に論文

題目を提出し、かつ学位申請書に学位論文正本1部、副本1部以上に審査票を添え、児童学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）の議を経て、学長に提出しなければならない。

(学位論文)

第6条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考資料として他の論文を添付することができる。

2. 研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に、学位論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

3. 提出した論文は返却しない。

(修士論文審査会等)

第7条 学長は、第5条の規定による修士の学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

2. 前項の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、研究指導教員のうちから2名以上の審査員を選出して修士論文審査会（主査1名・副査1名以上）を組織する。

3. 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む）の教員等を審査員として加えることができる。

4. 修士論文審査会は、論文の審査並びにこれに関連する試験等を担当する。

(審査の期間)

第8条 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

(最終試験)

第9条 最終試験は、第5条の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口述試問又は筆答試問により行う。

(審査結果の報告)

第10条 修士論文審査会は、学位論文の審査並びに最終試験を終了したときは、その結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

2. 前項の報告は、文書をもって行うものとする。

(学位授与の審議・判定)

第11条 学士の学位の授与については、教務委員会、学部長会議及び教授会の議を経て、学長が判定し決定する。

2. 修士の学位の授与については、第10条の報告に基づいて研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が判定し決定する。
3. 前項の判定は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
4. 研究科委員会が必要と認めたときは、本条第2項の研究科委員会に第7条第3項に基づき委嘱した審査員を加えることができる。

(学位の授与)

第12条 学長は、学位を授与すると決定した者には学位を授与し、学位記を交付する。

2. 学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「鎌倉女子大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第14条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返還を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

2. 教授会又は大学院委員会において前項の決定をする場合は、第11条第3項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第15条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(雑則)

第16条 本規程の改廃については、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則 (省略)

神奈川県内の大学間における 学術交流に関する協定書

大学間の学術交流を通じて、大学院における教育・研究活動のより一層の充実をはかるため、本協定に参加する各大学は、それぞれの大学院の研究科・専攻（以下「各大学院」という）に係る以下の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 各大学は、それぞれの規則の定めるところにより、大学院の教員及び学生に対して、次の事項を認めるものとする。
 - 1) 学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院の授業科目を履修すること。
 - 2) 学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院の教員に研究指導を受けること。
 - 3) 教員及び学生が、自己の所属する大学院以外の各大学院で実施する共同研究等に参加すること。
2. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に付属する「覚書」に記載するところによる。
3. 本協定の実施について必要な事項は、各大学間の協議により処理する。

附則（省略）

神奈川県内の大学間における 学術交流に関する覚書

平成 13 年 1 月 10 日に取り交わした神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書（以下「協定」という）に基づき、本協定に参加する各大学大学院の研究科・専攻（以下「各大学院」という）の間における学術交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

（特別聴講学生）

1. 各大学院に在籍する学生が、教育研究上の必要により、他の大学院で開設する授業科目を履修しようとするときは、当該大学院は、正規の授業に差支えないかぎり、受入れを許可する。
2. 各大学院が受け入れた学生の身分は「特別聴講学生」と呼称するものとする。
3. 各大学院の履修を許可する授業科目は、各大学院間の協議により定める。
4. 各大学院は、他の大学院の授業科目の履修を希望する学生について、特別聴講学生候補者として、相手大学院あてに推薦するものとする。
5. 各大学院は、前項により推薦のあった学生について、特別聴講学生を決定し、相手大学院あてに通知するものとする。
6. 特別聴講学生が、受入れ先大学院において単位を取得したときは、所属大学院の規則の定めるところにより認定するものとする。
7. 各大学院は、受入れた特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単

位の認定については、自大学院学生と同様の方法によって行うものとする。

8. 各大学院は、前項に定める成績及び単位を、学期末に相手大学院あてに通知するものとする。
9. 各大学院は、特別聴講学生が授業科目を履修する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとする。
10. 各大学院は、受入れる特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。ただし、実験、実習等で特別に要する費用については、その実費を徴収することができる。
11. 各大学院は、特別聴講学生として受入を許可された学生に対し、「学生教育研究災害傷害保険」への加入を義務づけるものとする。

(特別研究学生)

12. 各大学院に在籍する学生が、教育研究上の必要により、他の大学院において研究指導を受けることを希望するときは、当該大学院は、在籍学生に対する研究指導上差支えないかぎり、受入れを許可する。
13. 各大学院が受入れた学生の身分は「特別研究学生」と呼称するものとする。
14. 各大学院は、他の大学院において研究指導を受けることを希望する学生について、特別研究学生としての受入れについて、研究指導を委託する相手大学院あてに依頼するものとする。
15. 各大学院は、前項により依頼のあった学生について、特別研究学生を決定し、相手大学院あてに通知するものとする。
16. 各大学院は、当該特別研究学生に対

する研究指導が終了した場合には、指導内容等について相手大学院あてに通知するものとする。

17. 特別研究学生の受入れに際しては、前9から11までの規定を準用する。

(教員との共同研究等)

18. 各大学院は、在籍する教員及び学生が、他の大学院で実施する共同研究等に参加することを希望するときは、これを許可することができる。
19. 共同研究等に参加するための手続きは、当該各大学院間の協議により定める。
20. 前18に定める共同研究等の参加については、同9の規定を準用する。
21. 各大学院は、共同研究の参加に係る研究料等は徴収しないものとする。但し、特段の事情がある場合には、各大学院間の協議によりこれと異なる取扱をすることができる。

(協定に参加する各大学院)

22. 協定に参加する各大学院は、別表に定める。
23. この覚書に定めのない事項については、各大学院間の協議により処理する。

附則（省略）

別表

青山学院大学

理工学研究科

麻布大学

獣医学研究科

環境保健学研究科

神奈川大学

法学研究科

経済学研究科

経営学研究科

外国語学研究科

理学研究科

工学研究科

歴史民俗資料科学研究科

人間科学研究科（人間科学研究領域のみ）

神奈川工科大学

工学研究科

神奈川歯科大学

歯学研究科

鎌倉女子大学

児童学研究科

関東学院大学

文学研究科

経済学研究科

法学研究科

工学研究科

北里大学

理学研究科

医療系研究科

看護学研究科

薬学研究科

獣医学系研究科

海洋生命科学研究科

感染制御科学府

相模女子大学

栄養科学研究科

松蔭大学

経営管理研究科

湘南工科大学

工学研究科

情報セキュリティ大学院大学

情報セキュリティ研究科

聖マリアンナ医科大学

医学研究科

専修大学

経済学研究科

法学研究科

文学研究科

経営学研究科

商学研究科

総合研究大学院大学

文化科学研究科

物理科学研究科

高エネルギー加速器科学研究科

複合科学研究科

生命科学研究科

先端科学研究科

鶴見大学

文学研究科

桐蔭横浜大学

法学研究科

工学研究科

東海大学

文学研究科

政治学研究科

経済学研究科

法学研究科

芸術学研究科

体育学研究科

理学研究科

工学研究科

海洋学研究科

健康科学研究科

人間環境学研究科

東京工業大学
 生命理工学研究科
 総合理工学研究科
 東京工芸大学
 工学研究科
 東京都市大学
 環境情報学研究科
 日本大学
 生物資源科学研究科
 獣医学研究科
 フェリス女学院大学
 人文科学研究科
 国際交流研究科
 音楽研究科
 文教大学
 情報学研究科
 明治大学
 農学研究科
 横浜国立大学
 工学府
 環境情報学府
 教育学研究科
 国際社会科学府
 都市イノベーション学府
 横浜国立大学
 医学研究科
 都市社会文化研究科
 生命ナノシステム科学研究科生命医科学研究科

『鎌倉女子大学大学院再入学取扱規程』

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉女子大学大学院学則（以下「本学学則」という）第20条第3項の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学を願い出ることができる者は、鎌倉女子大学大学院を退学した者とする。但し、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 退学した日から2年を経過した者
- (2) 本学学則第21条の2により除籍された者
- (3) 本学学則第44条により退学処分とされた者
- (4) 本規程に基づき再入学した後、退学又は除籍となった者

(再入学を出願できる学科)

第3条 再入学を願い出ることができる研究科、専攻は、原則として退学時に所属した研究科、専攻とする。

(再入学のできる年度)

第4条 再入学ができる年度は、退学の翌年度以降とする。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(出願書類)

第6条 再入学を志願する者は、再入学を願い出た年度の一般選抜の入学検定料と同額の再入学検定料を添え、「再入学志願票」を提出しなければならない。

(出願の時期)

第7条 「再入学志願票」を提出できる時期は、次の通りとする。

- (1) 春学期に再入学を希望する者は、1月の指定期間とする。
- (2) 秋学期に再入学を希望する者は、6月の指定期間とする。

(再入学志願者の検定)

第8条 再入学志願者の検定は、面接試験及び必要に応じて学力試験によって行う。

(合否の決定)

第9条 前条に定める検定の合否は、児童学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2. 前項の合格に再入学年次及び履修科目指定等の条件を付することができる。
3. 再入学後、前項の条件が遵守されなかったときは、合格を取り消す。

(再入学手続及び学費並びにその他の納入金)

第10条 前条に基づき合格の通知を受けた者は、本学所定の書類を期日までに提出するとともに次の各号に定める学費並びにその他の納入金を納入しなければならない。

- (1) 再入学年次の2分の1の入学金
- (2) 再入学年次と同額の授業料、教育環境充実費、実験実習費及びその他諸経費

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(修了要件)

第11条 再入学者の修了要件は、再入学年次の修了要件を適用する。

(在学期間及び休学期間)

第12条 再入学者の退学以前の在学期

間及び休学期間は、再入学後の在学期間及び休学期間とそれぞれ通算するものとする。

2. 前項の退学以前の在学期間又は休学期間に1年未満の端数があるときは、次の通りに退学以前の在学期間又は休学期間を読み替えるものとする。

(1) 端数が6ヶ月を超える場合は、退学以前の在学年数又は休学年数に6ヶ月を加えた期間とする。

(2) 端数が6ヶ月未満の場合は、退学以前の在学期間又は休学期間から端数を切り捨てた期間とする。

(既修得単位の認定)

第13条 再入学者が退学前に本学で修得した授業科目の単位は、その一部又は全部を再入学後の修了に必要な単位として認めることができる。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、児童学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

履修の手引 2025 年

発行日 2025 年 4 月 1 日

編 集 鎌倉女子大学教務部

発 行 鎌倉女子大学 〒 247-8512 鎌倉市大船6-1-3
(TEL) 0467-44-2111

<https://www.kamakura-u.ac.jp>

印 刷 TOPPAN エッジ株式会社

